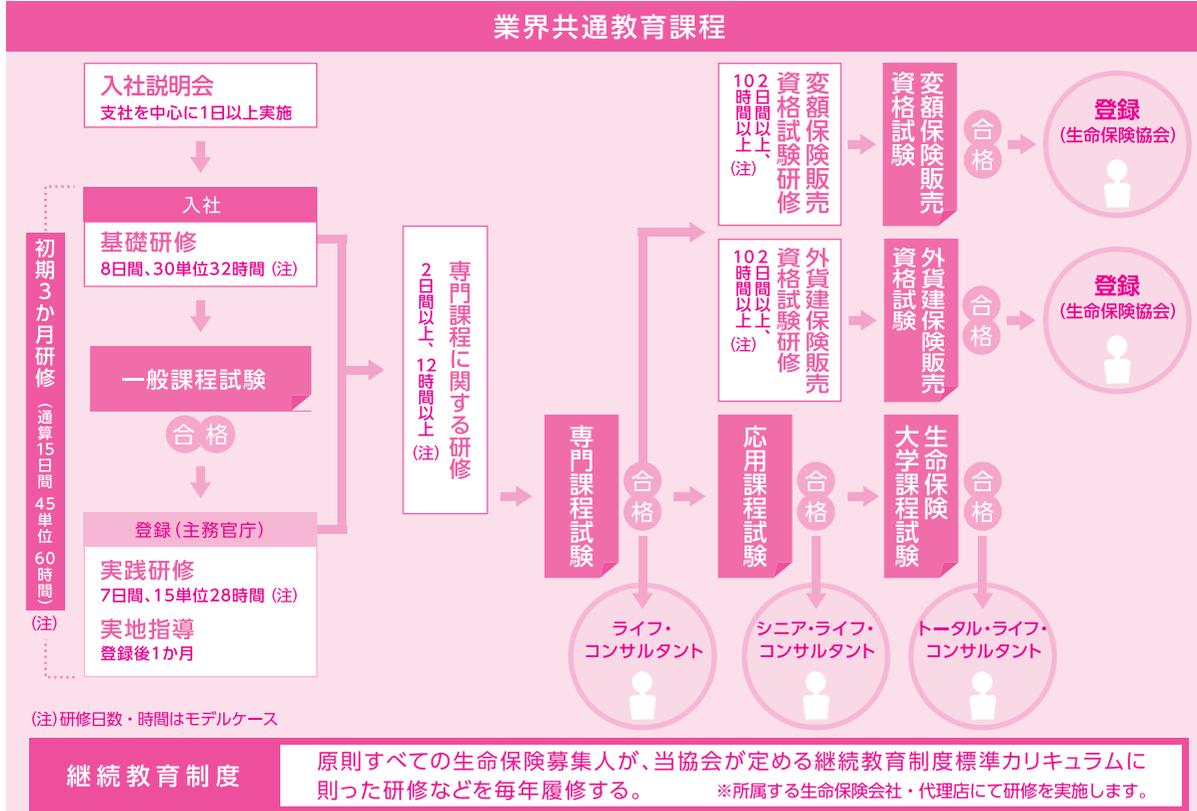


業界最高峰の資格、 トータル・ライフ・コンサルタント (生保協会認定FP)を目指しましょう！

■ 業界共通教育制度の体系図



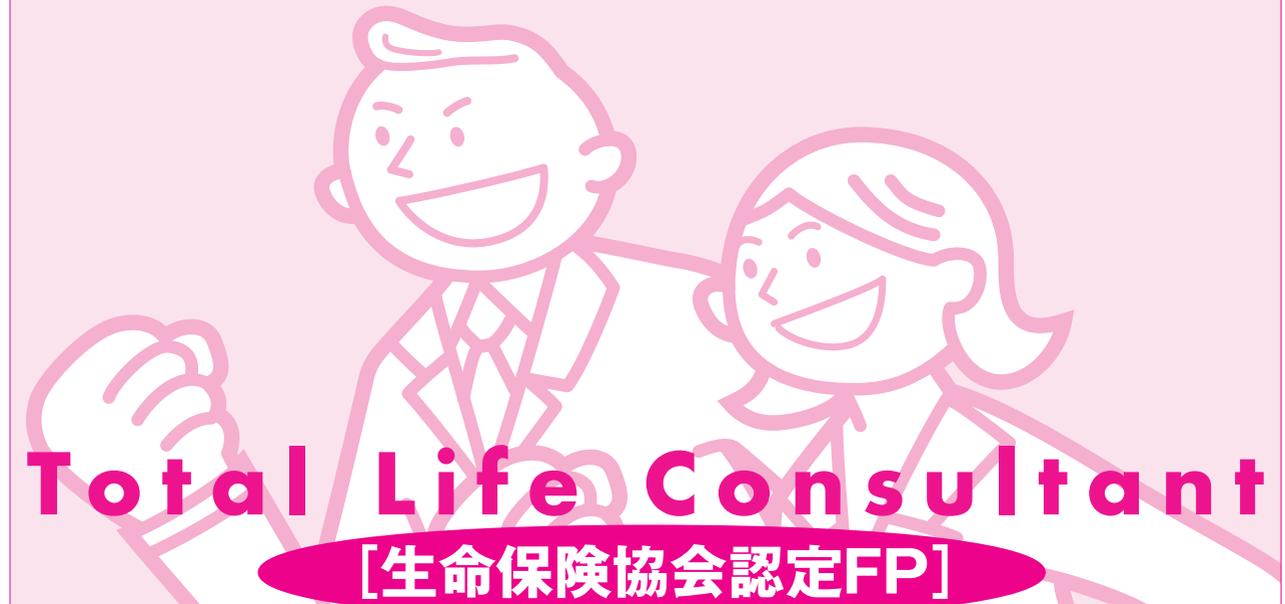
一般社団法人生命保険協会では、生命保険募集人の資質向上のため、上記の業界共通教育制度を運営しています。

生命保険一般課程試験	生命保険募集人として必要とされる生命保険の基礎知識を習得する課程。
生命保険専門課程試験	生命保険販売に関する専門知識と周辺知識を習得する課程。
生命保険応用課程試験	知識を生かした応用力・実践力を養成し、ファイナンシャル・プランニング・サービスの充実を図る課程。
変額保険販売資格試験	変額保険の販売に必要な知識の習得と販売資格の取得。
外貨建保険販売資格試験	外貨建保険の販売に必要な知識の習得と販売資格の取得。
生命保険大学課程試験 6科目	ファイナンシャル・プランニング・サービスの提供に必要な高度な専門知識を習得する課程。 ●生命保険のしくみと個人保険商品 ●ファイナンシャルプランニングとコンプライアンス ●生命保険と税・相続 ●資産運用知識 ●企業向け保険商品とコンサルティング ●社会保障制度

◎生命保険大学課程全科目に合格し、会社からの推薦を得た者だけが、トータル・ライフ・コンサルタントの資格を取得できます。

生命保険と税・相続

生命保険と 税・相続



令和
6
年度

生保大学
テキスト

ま え が き

今日、少子高齢化社会の到来や金融の自由化の進展などに代表されるように社会環境の変化は著しく、これに伴いお客様のニーズも高度化・多様化しており、これらのニーズに応え、よりきめ細かく質の高いサービスを提供することが求められております。

皆さんが受講される本大学課程は、一般課程、専門課程、応用課程など一連の業界共通教育の最高位のコースであります。

カリキュラムは、合計6科目で構成されており、お客様のライフステージや資産の状況に応じ、生活設計にあった生命保険商品を提供したり、また、生命保険に関する税金や相続などの専門知識にもとづき家計管理のアドバイスを行う『ファイナンシャル・プランニングサービス』の提供に関連する高度な専門知識の修得を目的としております。

6科目全科目に合格し、会社からの推せんを受け、業務委員会において認定された方には、『トータル・ライフ・コンサルタント：TLC（生命保険協会認定FP）』の称号が授与されることになっています。

試験は本テキストの記載内容から出題されます。なお、試験の出題対象とはいたしません。学習の理解をより深めていただくため、関連知識・情報を〔参考〕および（注）として掲載しておりますので、ご活用ください。

令和6年6月

一般社団法人 生命保険協会

【受験にあたって】

○試験の実施方法

生命保険業界共通教育試験および生命保険講座試験は、CBT（Computer Based Testing）で実施されます。CBTは、PC画面に表示された試験問題に、マウス操作により回答する方式です。

WEB上に掲載の「CBT体験版」「CBTによる受験の仕方」で、操作方法および試験当日の試験会場に来場してから退場するまでの流れを事前に確認可能となっております。

<https://www20.prometric-jp.com/tutorial/index.html>



○主な注意事項

試験日当日の主な注意事項は、次のとおりです。

1. 受験票および本人確認書類の用意

受験にあたっては、受験票および所定の本人確認書類（注）が必要となります。

（注）以下の条件を満たす本人確認書類を提示できないと受験できません。条件を満たす本人確認書類を用意できない場合には、事前に生命保険会社、もしくは所属の保険代理店に連絡してください。

【前提条件】

- ・原本であること（コピーおよび電子媒体は不可）
- ・氏名が明記されていて受験票の氏名と相違がないこと
- ・有効期限内であること
- ・以下A群およびB群の顔写真で本人確認ができること

【有効な組み合わせ】

■ 1点のみで受験可能（A群より1点）

【A群】 *顔写真付き

- ・運転免許証（公安委員会発行のものに限る）
- ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のものに限る）
- ・パスポート
- ・在留カード、特別永住者証明書（外国人登録証を含む）
- ・住民基本台帳カード（平成27年12月で発行終了）
- ・個人番号カード（マイナンバーカード）

■ 2点の組み合わせで受験可能（B群より1点+C群より1点）

その他の確認書類の組み合わせは不可

【B群】 *顔写真付き

- ・社員証（*1）
- ・学生証（*2）

+

【C群】

- ・健康保険証（カード型を含む）
- ・クレジットカード（自署名があること）

（*1）社員証（募集人登録証を含む）

- ・企業名または団体名が記載されていること
- ・顔写真がプラスチックカードに印刷されていること。または、貼付された顔写真に割印、エンボス、ラミネート加工（社員証全体ではなく、顔写真部分のみでも可）のいずれかの処理がされていること

（*2）学生証

- ・中学校、高等学校、高等専門学校、大学、公的機関が設置する職業訓練学校、都道府県知事が認可する専門学校が発行したもの
- ・顔写真が印刷されていること

2. 試験会場の確認・集合時刻の確認

- ①受験票に記載されている集合時刻までに来場してください（受験規定を読み、受付で本人確認をするため5分前に集合するよう心がけてください）。
- ②集合時刻までに来場できなかった場合には欠席扱いとなり受験できません。あらかじめ交通経路や所要時間を確認しておいてください（遅刻または欠席により受験しなかった場合、受験手数料は返金しません）。
- ③来場の際は、公共交通機関をご利用ください。無断駐車は絶対に行わないでください。

3. 試験会場への資料等の持込み不可

- ①試験室内には私物の持ち込みはできません。貴重品や大きな手荷物のご持参はお控えください。
- ②本人確認書類以外のすべての持ち物（受験票、テキスト、携帯電話、腕時計など）は会場に配置されているロッカーに収納します。なお、携帯電話は必ず電源を切った状態でロッカーに収納してください。
- ③机上にはノートボードとペンがセットされています。ノートボードは、試験中のメモ用紙としてご利用いただけます。
- ④試験室は試験監督員、および監視カメラによりモニタリングされています。不正行為が発覚した場合、試験室から即時に退室していただきます。

4. CBTにおける操作方法

初めて受験する場合には、パソコンの操作、試験問題の出題形式および当日の受付の流れについて、「CBT体験版」(<https://www20.prometric-jp.com/tutorial/index.html>)を事前にご確認ください。



【合格情報照会制度について】

一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）では、新たに生命保険募集人（以下「募集人」といいます。）の登録を受けようとする方に対して、顧客に信頼される資質能力を備えた募集人たり得るか否かを選別するための試験である「生命保険一般課程試験」、および募集人を体系的に育成するための教育制度として、業界共通の教育課程試験（「生命保険専門課程試験」「変額保険販売資格試験」「外貨建保険販売資格試験」「生命保険応用課程試験」「生命保険大学課程試験」「生命保険講座試験」）を実施しています。

協会および生命保険会社その他保険業法に基づき保険の引受けを行う者（以下「会社」といいます。）は、協会のデータベース内で保管・管理される、受験申込者に関する情報（以下「受験者情報」といいます。）を、本制度において共同利用しています。

本制度は、協会および会社が受験者情報を利用することにより、会社が採用する職員等の適格性および資質を判断することを助け、適正な試験運営や有能な人材確保により、会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資することを目的としています。

受験者情報は、上記以外の目的で、第三者に提供されることはありません。また、受験者情報の利用目的を変更した場合には、協会および各会社のホームページ等に掲載いたします。

受験者情報の項目は、氏名、性別、生年月日、連絡先、個人コード、入社時期、退職時期、認定時期、受験番号、受験時期、受験結果、受験会社、会社コード、受講開始時期、受講状況、試験名、募集人登録番号、募集人廃業時期、登録の種類、法令等に基づき募集人登録上必要となる項目、その他本制度の目的を達成するために必要となる募集人または受験の状況に関する項目とします。

受験者情報の保管・管理期間は、「生命保険一般課程試験」および「生命保険講座試験」については受験後5年間、「生命保険専門課程試験」、「変額保険販売資格試験」、「外貨建保険販売資格試験」、「生命保険応用課程試験」および「生命保険大学課程試験」については募集人の廃業（保険募集業務の廃止）後2年後までの間とし、保管・管理期間の経過後は速やかに破棄されます。

受験者情報については、協会および各会社が管理責任を負います。募集人本人は、協会の定める手続きにより、受験者情報の開示を求めることができます。また、受験者情報の内容が事実と相違している場合には、協会の定める手続きにより、受験者情報の内容の訂正等を申し出ることができ、個人情報保護に関する法律に違反して受験者情報が取り扱われている場合には、協会の定める手続きにより、受験者情報の利用停止または消去を申し出ることができます。本制度に関するご照会は、各試験の受験時の各生命保険会社または協会業務教育部宛にお願いいたします。

協会および各会社の名称・住所・代表者名については、協会ホームページにてご確認ください。

目次

税金とは

第1章 所得税等

第1節 所得税とは	3
1. 所得税の特徴	3
2. 所得税の計算	5
3. 所得税計算の全体の流れ	8
4. 所得の種類（10種類）	10
5. 損益通算と繰越控除	22
6. 所得税の所得控除（15種類）	24
7. 所得税の税額控除	26
8. 所得税の税額計算	35
9. 申告と納税	36
10. 青色申告制度	39
11. 個人住民税の知識	42
12. 個人事業税の知識	47
第2節 給与所得者の税金の基礎	49
1. 源泉徴収とは	49
2. 年末調整とは	50
3. 「申告納税」と「賦課課税」	51
4. 納付税額確定までに考慮すべきこと	52
5. 給与所得者の必要経費	53
6. 収入金額と各種控除の確認	55
7. 給与所得者の確定申告	56

第 2 章 所得税の実務に係る知識

第 1 節 申告納税の留意点	60
1. 還付請求	60
2. 確定申告の訂正と税務調査・処分	61
3. 人的所得控除に関する知識	64
4. 社会政策に配慮した所得控除に関する知識	71
5. 特別の損失または支出に対する配慮に基づく所得控除に関する知識	77
第 2 節 中高年者に関する税金の知識	83
1. 退職金に対する税金の知識	83
2. 企業年金についての税金の知識	84
3. 公的年金等についての税金の知識	86
4. 退職後、再就職しなかった場合等の確定申告	89
第 3 節 夫婦に関する税金の知識	90
1. 寡婦控除およびひとり親控除	90
2. 離婚に伴う税金の知識	91

第 3 章 相続税

第 1 節 相続制度	92
1. 相続の開始	92
2. 相続人	93
3. 相続の承認と放棄	94
4. 相続分	95
5. 遺贈	104
6. 遺言	104
7. 遺留分	106
8. 遺産の分割	108
第 2 節 相続財産	111
1. 相続財産	111
2. みなし相続財産	116
3. 相続税の非課税財産	118

第3節 相続税の計算	120
1. 各人の課税価格の計算	121
2. 相続税総額の計算	125
3. 各人の納付税額の計算	126
4. 相続税の計算例	131
第4節 相続税の申告と納付	134
1. 相続税の申告	134
2. 相続税の納税	135
3. 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度	137
4. 個人版 事業承継税制における相続税の納税猶予制度	139

第4章 贈与税

第1節 贈与税とは	142
1. 贈与税の課税財産	143
2. みなし贈与財産	143
3. 贈与税の非課税財産	145
4. 贈与税の課税方法	146
第2節 贈与税の税額計算・申告・納付等	147
1. 暦年課税の贈与税額計算の仕組み	147
2. 贈与税の申告と納付	149
3. その他の贈与税に関する特例等	150
第3節 相続時精算課税制度	157
1. 相続時精算課税制度の概要	157
2. 贈与時の贈与税計算	158
3. 相続時の相続税計算	158
4. 相続時精算課税制度を選択した贈与がある場合の相続税計算	161

第5章 生命保険税務と相続対策

第1節 保険金・給付金等に関する税金の知識	163
1. 死亡保険金を受け取った場合の税務	163
2. 満期保険金を受け取った場合の税務	165
3. 「こども保険」に関する税務	166
4. 「個人年金保険」に関する税務	168
5. 入院給付金等に関する税務	178
6. 契約内容等の変更に関する税務	180
第2節 生命保険を活用した相続対策	185
1. 納税資金対策	186
2. 相続税負担軽減対策	189
3. 生前贈与の活用（金融資産の移転）	191
4. 遺産分割対策	194
5. 二次相続対策	197

第6章 法人税等

第1節 法人税とは	201
1. 法人税とは	201
2. 法人の種類と課税範囲	202
3. 法人税の種類	202
第2節 所得金額	203
1. 法人の所得金額の計算の仕組み	203
2. 益金についての特別規定	204
3. 損金についての特別規定	205
4. 同族会社の特別規定	215
第3節 法人等に課税される税金の計算	217
1. 法人税額の計算	217
2. 法人住民税	219
3. 法人事業税	221
第4節 法人税等の申告と納付	224
1. 法人税の申告・納付・処分	224
2. その他の申告等	226

第 7 章 法人向け生命保険契約の税務

第 1 節 法人向け保険商品の課税関係	227
1. 法人が支払う保険料	227
2. 法人が受け取る契約者配当金	239
3. 法人が受け取る保険金・給付金等	242
第 2 節 法人向け保険商品の約款上の手続きにかかわる課税関係	245
1. 解 約	245
2. 契約内容の変更	246
3. 転 換	249
4. 払済保険	251
5. 延長（定期）保険	252
6. 契約者貸付	253
7. 保険料（自動）振替貸付	254
8. 減 額	255
9. 失効・復活	255
10. 支払調書	256
第 3 節 福利厚生プランの税務	257
1. 「福利厚生プラン」とは	257
2. 福利厚生プランの経理処理	258

※本テキストの記述は、2024年（令和6年）4月時点のものです。そのため、本テキストの記述内容から変更となる可能性があります。

税金とは

私たちは、国や地方公共団体からさまざまなサービスを受けながら生活している。道路、港湾、上下水道、公園などの公共施設が整備され、教育、医療、年金、介護、生活保護、警察、消防などが充実し、これらにより安定的な国民生活が確保されている。

このような公共サービスを実現していくためには、多額な財政資金を必要とする。その主要な財源となるのが税金と社会保険料であり、さらには国債等の発行に依るところも大きくなっている。

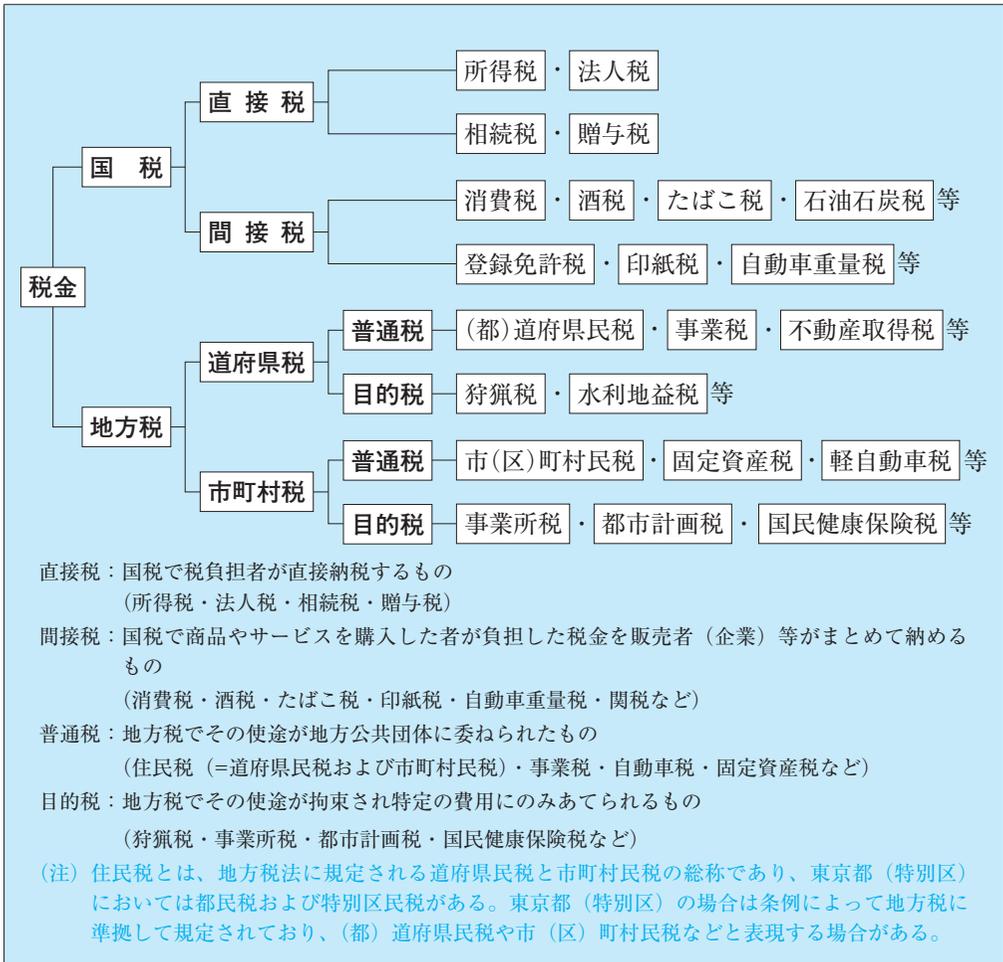
また、少子高齢化とともに、経済成長の長期停滞やグローバル化を伴った経済社会の国際化が進展する中で、国家財政の基本的な立て直しも課題とされている。

現在、消費税の引上げを柱とした税制度の社会保障制度との一体改革をはじめとして、金融一体課税（NISA等）や自由貿易の推進にかかわる関税撤廃（TPP等）の問題、国際収支に係る為替動向の問題なども論議されているが、税制度はあらゆる社会システム上の影響を受けながら大きな変革期を迎えている。

このテキストで取り扱う税金は、納税者を個人（または法人）とする国税（国が徴収する税金）、地方税（地方公共団体が徴収する税金）であるが、その税目・種類は非常に多い。国の経済・産業政策や社会政策の一環として税制度を活用する面（租税特別措置法等）もあり、複雑化している現状もある。その中で関係する税金の基本的な区分・内容・特徴・課税の仕組み等を理解し、税制度の役割を認識していくことは今後ますます重要となる。

税金の区分（概略）図は、次ページのとおり。

〔参考〕 税金の区分



第1章 所得税等

学習のねらい

1. 各種所得の計算から納付税額の算出まで、計算の全体の流れがどのようになっているかを理解する。
2. 所得税では、所得の発生態様により所得を10種類に分類していることを理解する。
3. 所得控除は、「総所得金額（総合課税される所得金額の合計額）」から差し引かれるもので、15種類あることを理解する。
4. 税額計算の順序について理解する。
5. 税額控除の内容と計算方法を理解する。
6. 源泉徴収制度の仕組みとその対象となる所得を理解する。
7. 確定申告を要する場合と還付を受けるための確定申告があることを理解する。
8. 青色申告制度における記帳義務と、所得計算上および納税手続き上の特典を理解する。

第1節 所得税とは

1. 所得税の特徴

(1) 所得とは

所得とは、その年の収入金額から、その収入を得るための必要経費を差し引いたもの、または法律で定められている一定の控除額（経費に該当する）を差し引いたものをいう。

所得税は、個人がその年に得た収入を10種類に区分して所得（利益）を計算し、その所得の合計額から個人的な必要経費（所得控除）を差し引き、その残額（課税所得金額）に税率を乗じることにより税額を算出する。

所得税は、原則として個人がその年の1月1日から12月31日までの間に得た所得に対して課税する。

(2) 非課税所得

個人が得た所得を、担税力の調整や社会政策上の考慮、または二重課税の排除等の趣旨から「課税所得」と「非課税所得」に区分する。

非課税所得は、申告や申請の必要がなく、課税所得から除外される。なお、非課税所得は、損失が生じてもその損失はなかったものとみなされる。

非課税所得は、所得税法、租税特別措置法、その他の法律により定められており、主なものは次のとおりである。

① 「所得税法」によるもの

- 遺族恩給・遺族年金等
- 給与所得者の出張旅費、通勤手当（月額15万円限度）
- 学資金および扶養義務者相互間の扶養のために受ける金品（法定扶養費）
- 相続、遺贈または個人からの贈与により取得したもの（相続税、贈与税の対象とするため所得税は課税されない。ただし、法人からの贈与により取得したものは一時所得または給与所得となる）
- 損害保険契約に基づく保険金および生命保険契約に基づく給付金で、身体の傷害疾病に基因して支払われるもの、損害賠償金等
- 選挙の候補者が選挙運動に関し法人から贈与により取得したもので、公職選挙法の規定による報告がされたもの
- 使用者からの結婚・出産等祝い金・見舞金（社会通念上、相当と認められるもの）等
- 障害者等の非課税制度の「少額預金」等の利子（元本350万円まで）等

② 「租税特別措置法」によるもの

- 障害者等の非課税制度の「少額公債」の利子（元本350万円まで）
- 財形住宅貯蓄および財形年金貯蓄の利子（合計元本550万円まで）
- 納税準備預金の利子（租税納付目的以外で引き出されたものに係る利子を除く）
- 特定寄附信託の利子 等

③ 「その他の法律」によるもの

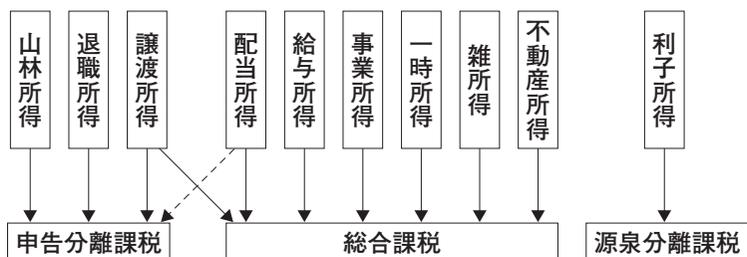
- 宝くじの当せん金
- 健康保険の保険給付
- 雇用保険の失業給付

- 生活保護法により支給を受ける金品
- 児童福祉法により支給を受ける金品
- 児童手当、就学支援金（公立高校授業料相当額）等

2. 所得税の計算

●所得の分類

所得税は、毎年発生する経常的な所得、一時的な所得、資産の譲渡による所得等発生形態等別にその内容によって、給与所得、事業所得、一時所得、退職所得、雑所得、利子所得、配当所得、不動産所得、山林所得、譲渡所得の10種類に分類され、それぞれの所得の計算方法に基づき、各所得の金額が計算される。なお、一時的な所得や臨時的な所得については、税負担を軽減している。



(注) 原則的な課税関係図であり、一部例外的に源泉分離課税の適用を受けるもの等は省略している。詳細は各所得解説ページ参照。

(1) 各種所得の金額の計算

① 総合課税

一人で複数の所得がある場合は、所得の種類ごとにいったんばらばらに分け、「収入」から「必要経費」を引いたり、所得ごとに決められた「特別控除額」を引いたりして「所得金額」を算出する。その所得金額のうち、他の所得と合計（総合）して税額を計算する方法を「総合課税」という。

② 分離課税

一方、総合課税しないで分離課税するものがある。たとえば、銀行預金の利子等は、銀行から受け取る段階ですでに所得税（15%）と住民税（5%）が差し引かれ、納税が終わっているので、確定申告の必要がない。このように受け取った時点

で納税が終了している課税・納税方法を「源泉分離課税」という。また、退職所得、山林所得、不動産や株式の譲渡所得等のように、総合課税する所得と切り離して個々の税率を適用し、単独で確定申告して税額を計算する「申告分離課税」がある。

(2) 課税標準の計算

事業所得、不動産所得、山林所得、譲渡所得に赤字がある場合は、一定の順序に従って黒字の金額から赤字の金額を控除して総所得金額を計算する。これを「損益通算」という。

この損益通算をしてもなお控除しきれない損失部分の金額（純損失）は一定のルールで繰越控除ができる。雑損控除に規定する雑損失も同様である。

(注) 損益通算と繰越控除はP.22～23、雑損控除はP.81～82を参照。

(3) 所得控除額の計算

課税所得金額の計算に際し、総所得金額等から一定の金額を差し引くことができる15種類の「所得控除」がある。

(注) 所得控除はP.24～26を参照。

(4) 課税所得金額の計算

所得控除の合計金額を総所得金額から差し引いたものを「課税所得金額」といい、総合課税におけるものを「課税総所得金額」という。

(5) 税額の計算

課税総所得金額に超過累進税率を適用し、算出されたものが「算出税額」である。通常、「所得税の速算表」を使用する。

(6) 税額控除額の計算

納付すべき所得税の算出税額から控除できるのが「税額控除」である。

(注) 税額控除はP.26～34を参照。

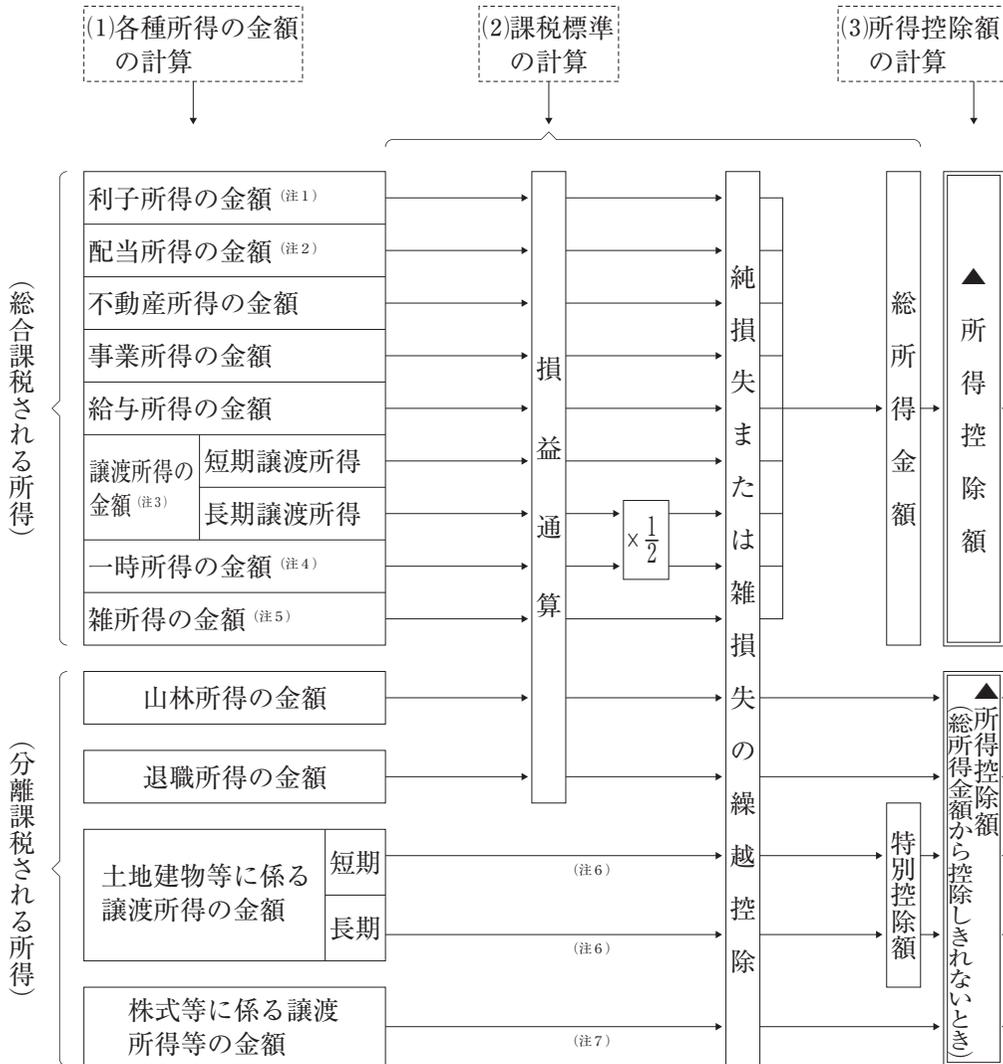
(7) 納付税額の計算と納税

算出税額から税額控除の合計額を差し引くことによって納付税額が確定する。所得税では、原則、納税者個人がこの税額を税務署に「確定申告」して納付する「申告納税制度」がとられている。なお、申告納税制度を補完する制度として「源泉徴収制度」や「青色申告制度」がある。

(注) 確定申告はP.37～38、源泉徴収制度はP.49～50、青色申告制度はP.39～42を参照。また、令和6年度税制改正による所得税の定額減税は、本テキストでは考慮しないものとする。

3. 所得税計算の全体の流れ

以下、順を追って所得税の仕組みや計算の手順をみていくが、所得税の計算の過程を図示すると次のようになる。



- (注1) 源泉分離課税の適用を受けるものを除く。
 (注2) 源泉分離課税の適用を受けるもの、および確定申告をしないことを選択した少額配当を除く。
 (注3) ~ (注5) 源泉分離課税の適用を受けるものを除く。
 (注6) 原則として、分離課税とされる土地建物等に係る譲渡所得の金額について、他の所得との損益通算および純損失の繰越控除は適用されない(雑損失の繰越控除は適用される)。
 (注7) 原則として、分離課税とされる株式等に係る譲渡所得等の金額について、他の所得との損益通算および純損失の繰越控除は適用されない(雑損失の繰越控除は適用される)。

(4)課税所得金額
の計算

(5)税額の計算

(6)税額控除額
の計算

所得税額の
計算

(7)納付税額の
計算と納税

課税総所得金額
1,000円未満の端数切捨て

× 税率 = 税額

課税山林所得金額

× 税率 = 税額

課税退職所得金額

× 税率 = 税額

課税短期譲渡所得金額

× 税率 = 税額

課税長期譲渡所得金額

× 税率 = 税額

株式等に係る課税
譲渡所得等の金額

× 税率 = 税額

算出税額の合計

▲
税額控除額

所得税額

▲
源泉徴収税額

▲
予定納税額

▲
納付税額
(▲還付税額)

4. 所得の種類（10種類）

(1) 給与所得

給与所得の対象	<p>給与所得とは、俸給・給料・賃金・歳費・賞与・その他、これらの性質を有する給与に係る所得をいう。また、金銭で受領せずに商品等の現物を支給される、いわゆる現物給与も給与所得として課税対象となる。</p>																					
所得金額の計算	<p>① 総合課税</p> <p>② $\text{給与所得の金額} = \text{給与等の収入金額} - \text{給与所得控除額}$</p> <p>●給与所得控除額</p> <table border="1" data-bbox="418 639 1178 904"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与等の収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">162.5万円以下</td> <td>55万円</td> </tr> <tr> <td>162.5万円超</td> <td>180万円以下</td> <td>収入金額×40%－10万円</td> </tr> <tr> <td>180万円超</td> <td>360万円以下</td> <td>収入金額×30%＋8万円</td> </tr> <tr> <td>360万円超</td> <td>660万円以下</td> <td>収入金額×20%＋44万円</td> </tr> <tr> <td>660万円超</td> <td>850万円以下</td> <td>収入金額×10%＋110万円</td> </tr> <tr> <td>850万円超</td> <td></td> <td>195万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 給与等の収入金額は、給与所得の源泉徴収票の支払金額。 (注2) 同一年分の給与所得の源泉徴収票が2枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計金額により上記の表を適用。</p> <p>③ 所得金額調整控除、特定支出控除の適用 要件を満たす場合、②で算出した金額から控除することができる。 (注) 所得金額調整控除、特定支出控除についてはP.53～55を参照。</p>	給与等の収入金額		給与所得控除額	162.5万円以下		55万円	162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円	180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円	360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円	660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円	850万円超		195万円
給与等の収入金額		給与所得控除額																				
162.5万円以下		55万円																				
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円																				
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円																				
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円																				
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円																				
850万円超		195万円																				
現物給与の取扱い	<p>役員または使用人が、金銭以外の物または権利その他の経済的利益を受ければ、給与の支給を受けたのと同様の効果があるので、その利益は原則として給与等の収入金額に含まれる。次のものが対象となる。</p> <p>① 物品その他の資産の無償または低額譲受け ② 不動産その他の資産の無償または低額利用 ③ 金銭の無利子または低利借入 ④ その他の用役の無償または低額利用 ⑤ 債務免除益</p>																					
源泉徴収	(注) 源泉徴収制度はP.49～50を参照。																					
年末調整	(注) 年末調整はP.50～51を参照。																					

(2) 事業所得

事業所得の対象	事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、医師・弁護士のような自由業等の事業で一定のものから生じる所得をいう。ただし、山林所得または譲渡所得に該当するものは除く。
所得金額の計算	<p>① 総合課税</p> <p>② $\text{事業所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}^{(注)}$</p> <p>総収入金額は、その年中の事業によって収入として確定した金額の合計である。したがって、それが未収入であっても収入金額に含めて計算する。なお、特殊な取引である延払条件付販売、工事請負についての取扱いは、それぞれ基準が定められている。</p> <p>(注1) 必要経費（売上原価、減価償却費、修繕費、貸倒損失、地代家賃、損害保険料、福利厚生費、借入金の利子、給料、租税公課、貸倒引当金の諸経費等）。必要経費にならないもの（家事用の費用（衣食住費等の生活費、家事関連費のうち、家事分の費用）、所得税・住民税）。</p> <p>(注2) 原則として家族に支払った給与は、必要経費にはならない。しかし一定の要件を満たせば、事業専従者給与として必要経費に含まれる。</p> <p>(注3) 事業専従者給与はP.48〔参考〕を参照。</p>
青色申告	<p>製造業、卸・小売業等の事業所得者は青色申告により税務上の特典が活用できる。</p> <p>(注) 青色申告制度はP.39～42を参照。</p>
源泉徴収	<p>(注) 源泉徴収制度はP.49～50を参照。</p>

(3) 一時所得

<p>一時所得の対象</p>	<p>一時所得とは、利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・山林所得および譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で、労務、その他の役務、または資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。</p> <p>たとえば、次にあげるものは一時所得に該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 懸賞や福引の賞金品、競馬や競輪の払戻金 ② 生命保険契約等に基づく一時金ならびに損害保険契約等に基づく満期返戻金および解約返戻金 ③ 法人から贈与された金品 ④ 借家人が立ち退きに際して受けるいわゆる立退料 ⑤ 遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金 等
<p>所得金額の計算</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 総合課税 ② $\text{一時所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{収入を得るために支出した金額} - \text{特別控除額 (50万円限度)}$ <p>総収入金額から収入を得るために支出した金額を控除した金額が特別控除額（50万円）未満の場合は、その金額が特別控除額となる。なお、一時所得金額の2分の1が総所得金額に合算される。</p>
<p>「金融類似商品」として源泉分離課税となる場合</p>	<p>生命保険で「契約者＝満期保険金受取人」の場合でも、「金融類似商品」に該当する場合は、受取金額と払込保険料との差額に対し、20%（住民税5%を含む）の源泉分離課税となり、その時点で課税関係は終了するため、確定申告の必要はない（ただし、2013年（平成25年）～2037年（令和19年）の間は、復興特別所得税も徴収されるため、それも含めた源泉徴収税率は20.315%となる）。</p> <p>「金融類似商品」に該当する生命保険は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一時払養老保険等の資産性商品で5年以内満期の満期保険金。 ② 5年を超える「一時払養老保険」「一時払変額保険（有期型）」「個人年金保険（一時払：確定年金型）」「変額個人年金保険（一時払：確定年金型）」を契約し、5年以内に解約した場合の解約返戻金。 <p>（注）次の3要件をすべて満たす場合「金融類似商品」となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険期間：5年以内（保険期間が5年を超える契約で契約日から5年以内に解約されたものを含む） 2. 払込方法：一時払または、ア)イ)のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ア)契約日から1年以内に保険料総額の50%以上を払い込む方法 イ)契約日から2年以内に保険料総額の75%以上を払い込む方法 3. 保障倍率：次のア)イ)のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ア)次の各金額の合計額が満期保険金額の5倍未満 <ul style="list-style-type: none"> ・災害死亡保険金額 ・疾病または傷害による入院・通院給付金日額に支給限度日数を乗じて計算した金額 イ)普通死亡保険金額が満期保険金額の1倍以下

(4) 退職所得

<p>退職所得の対象</p>	<p>退職所得とは、退職手当等およびみなし退職手当等に係る所得をいう。</p> <p>なお、対象となるものは次のとおりである。</p> <p>① 退職手当等 (ア)退職手当、(イ)一時恩給、(ウ)その他退職により一時に受ける給与</p> <p>② みなし退職手当等（退職手当等とみなされるもの） (ア)国民年金法、厚生年金保険法等の社会保険制度に基づく一時金、(イ)確定給付企業年金法の規定に基づいて支給される一時金で、加入者の退職に基因して支払われるもの、(ウ)旧適格退職年金契約に基づく一時金で、退職に基因して支払われるもの、(エ)特定退職金共済団体、勤労者退職金共済機構（中小企業退職金共済事業本部）等が行う退職共済の規定に基づく退職一時金、(オ)中小企業基盤整備機構が共済契約に基づいて支給する一時金、(カ)確定拠出年金法に規定する企業型年金規約または個人型年金規約に基づいて老齢給付金として支給される一時金。</p>						
<p>所得金額の計算</p>	<p>① 申告分離課税</p> <p>② $\text{退職所得金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}^*) \times \frac{1}{2}$</p> <p>(注1) 退職所得は退職した日に収入金額が生じたものとされるが、会社役員の退職金で株主総会等の決議を要するものは、決議のあった日の収入金額とされる。2カ所以上から退職金を支給される場合には、その合計額による。</p> <p>(注2) 退職所得は、永年の勤務結果として得られたものであり、また、老後生活の保障のための資金として、担税力が強くないため、退職所得控除を行ったものを2分の1したうえで、さらに他の所得と分離した所得税率表を適用するように配慮されている。</p> <p>(注3) 勤続（在任）年数5年以下の役員等に支給される退職所得については、上記$\frac{1}{2}$課税の適用対象外となる。P.83を参照。</p> <p>(注4) 法人役員等以外で勤続5年以下の者に支給される退職所得（退職所得控除額控除後の金額）のうち300万円を超える部分については、上記$\frac{1}{2}$課税の適用対象外となる。P.83を参照。</p> <p>※退職所得控除額</p> <table border="1" data-bbox="418 1348 1112 1464"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th> <th>退職所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以下</td> <td>40万円×勤続年数（最低80万円）</td> </tr> <tr> <td>20年超</td> <td>800万円+70万円×（勤続年数-20年）</td> </tr> </tbody> </table>	勤続年数	退職所得控除額	20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）	20年超	800万円+70万円×（勤続年数-20年）
勤続年数	退職所得控除額						
20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）						
20年超	800万円+70万円×（勤続年数-20年）						
<p>源泉徴収</p>	<p>一般には、勤務先に提出した「退職所得の受給に関する申告書」に基づいて算出された退職所得金額に対する源泉徴収税額が控除される。</p> <p>(注) 退職所得に対する源泉徴収税額は、P.84を参照。</p>						

(5) 雑所得

<p>雑所得の対象</p>	<p>雑所得とは、利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・山林所得・譲渡所得・一時所得以外の所得をいう。</p> <p>雑所得には次のようなものがある。</p> <p>①非営業用貸金の利子、②著述家・作家以外の者が受ける原稿料や印税、③講演料や放送謝金（事業と認められるものを除く）、④公的年金等、⑤生命保険契約等に基づく年金、⑥機械、器具、自動車、特許権、漁業権等の賃貸料（ただし、事業として行うものは事業所得となる）</p> <p>(注) 著述家・作家が受ける原稿料や印税等は事業所得となる。</p>																													
<p>所得金額の計算</p>	<p>① 総合課税</p> <p>② <u>公的年金等に係る雑所得金額 = 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額</u></p> <p>③ <u>公的年金等以外の雑所得金額 = 公的年金等以外の総収入金額 - 必要経費</u></p> <p>④ 雑所得の金額 = (公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額) + (公的年金等以外の総収入金額 - 必要経費)</p> <p>ア) 公的年金等の収入金額 公的年金等には次のものが該当し、その支給される年金額が収入金額となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 国民年金、厚生年金、国家公務員共済、地方公務員等共済、私立学校教職員共済、農林漁業団体職員共済、農業者年金 ii. 恩給（一時恩給を除く）および過去の勤務に基づき使用者であった者から受ける年金 iii. 旧適格退職年金契約等に基づく退職年金 iv. 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給される年金（老齢給付金） v. 確定拠出年金法に規定する企業型年金規約または個人型年金規約に基づいて支給される年金（老齢給付金） vi. 中小企業退職金共済法に基づき分割払の方法で支給される分割退職金 <p>イ) 公的年金等控除額</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合 <table border="1" data-bbox="441 1464 1155 1773" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">公的年金等の収入金額</th> <th colspan="2">公的年金等控除額</th> </tr> <tr> <th>65歳未満</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">130万円未満</td> <td>60万円</td> <td rowspan="2">110万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上</td> <td>330万円未満</td> <td>収入金額 × 25% + 27.5万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上</td> <td>410万円未満</td> <td colspan="2">収入金額 × 25% + 27.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上</td> <td>770万円未満</td> <td colspan="2">収入金額 × 15% + 68.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>1,000万円未満</td> <td colspan="2">収入金額 × 5% + 145.5万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1,000万円以上</td> <td colspan="2">195.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	公的年金等の収入金額		公的年金等控除額		65歳未満	65歳以上	130万円未満		60万円	110万円	130万円以上	330万円未満	収入金額 × 25% + 27.5万円	330万円以上	410万円未満	収入金額 × 25% + 27.5万円		410万円以上	770万円未満	収入金額 × 15% + 68.5万円		770万円以上	1,000万円未満	収入金額 × 5% + 145.5万円		1,000万円以上		195.5万円	
公的年金等の収入金額				公的年金等控除額																										
		65歳未満	65歳以上																											
130万円未満		60万円	110万円																											
130万円以上	330万円未満	収入金額 × 25% + 27.5万円																												
330万円以上	410万円未満	収入金額 × 25% + 27.5万円																												
410万円以上	770万円未満	収入金額 × 15% + 68.5万円																												
770万円以上	1,000万円未満	収入金額 × 5% + 145.5万円																												
1,000万円以上		195.5万円																												

	ii. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超 2,000万円以下の場合	
	公的年金等の収入金額	
	公的年金等控除額	
	65歳未満	
	65歳以上	
	130万円未満	50万円
	130万円以上 330万円未満	収入金額×25% + 17.5万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25% + 17.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15% + 58.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5% + 135.5万円
1,000万円以上	185.5万円	
iii. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超の場合		
公的年金等の収入金額		
公的年金等控除額		
65歳未満		
65歳以上		
130万円未満	40万円	
130万円以上 330万円未満	収入金額×25% + 7.5万円	
330万円以上 410万円未満	収入金額×25% + 7.5万円	
410万円以上 770万円未満	収入金額×15% + 48.5万円	
770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5% + 125.5万円	
1,000万円以上	175.5万円	
源泉徴収	① 原稿料、印税、講演料、放送謝金等 1回に支払われる金額のうち 100万円以下の部分 10% 100万円を超える部分 20% ② 公的年金等や個人年金も源泉徴収の対象。 (注) 受給する公的年金等に対する源泉徴収税率についてはP.86～87、個人年金の場合はP.175を参照。	

(6) 利子所得

利子所得の対象	利子所得とは、次の利子等に係る所得をいう。 ① 公社債の利子 ② 預貯金の利子 ③ 公社債投資信託の収益の分配金 ④ 合同運用信託（貸付信託や金銭信託）の収益の分配金 ⑤ 財形貯蓄契約に基づく生命保険等の差益
----------------	---

<p>所得税の計算</p>	<p>① 原則として、源泉分離課税</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{源泉徴収税額} = \text{利子等の金額} \times 20.315\% \text{ (復興特別所得税率を反映し、住民税5\%を含む)}$ </div> <p>② 特定公社債の利子および公募公社債投資信託の収益の分配金については、申告分離課税</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{申告分離課税額} = \text{利子等の金額} \times 20.315\% \text{ (復興特別所得税率を反映し、住民税5\%を含む)}$ </div> <p>(注) 特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債などの一定の公社債のこと。</p> <p>③ 一般公社債（特定公社債以外の公社債）の利子および私募公社債投資信託の収益の分配金については、源泉分離課税。ただし、同族会社が発行した社債の利子の支払いをその同族会社の役員等が受けた場合は、総合課税。</p>																
<p>非課税扱い</p>	<p>利子等に該当するものであっても、次にあげるものは非課税扱いとなる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 20%;">非課税限度額</th> <th style="width: 40%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">障害者等</td> <td>マル優</td> <td>元本350万円</td> <td>銀行等の預貯金、公社債、公社債投資信託の分配金等</td> </tr> <tr> <td>特別マル優</td> <td>額面350万円</td> <td>国債、地方債</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会社員等</td> <td>財形住宅貯蓄 財形年金貯蓄</td> <td>合わせて元本合計550万円</td> <td>会社員等の給与から天引きされる貯蓄</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 「障害者等」とは、身体障害者手帳の交付を受けている者、寡婦等をいう。 (注2) マル優：少額預金等の利子等の非課税制度、特別マル優：少額公債の利子の非課税制度。 (注3) 日本郵政公社の民営化に伴い、郵便貯金の利子に対する非課税制度（郵貯マル優）は2007年（平成19年）9月30日をもって廃止され、民営化後のゆうちょ銀行の貯金については、民間金融機関と共通の非課税枠に含まれる取扱いとなった。ただし、民営化前に預け入れた定額貯金、積立郵便貯金等の定期性の郵便貯金は満期まで非課税。</p>	対象	種類	非課税限度額	内容	障害者等	マル優	元本350万円	銀行等の預貯金、公社債、公社債投資信託の分配金等	特別マル優	額面350万円	国債、地方債	会社員等	財形住宅貯蓄 財形年金貯蓄	合わせて元本合計550万円	会社員等の給与から天引きされる貯蓄	
対象	種類	非課税限度額	内容														
障害者等	マル優	元本350万円	銀行等の預貯金、公社債、公社債投資信託の分配金等														
	特別マル優	額面350万円	国債、地方債														
会社員等	財形住宅貯蓄 財形年金貯蓄	合わせて元本合計550万円	会社員等の給与から天引きされる貯蓄														
<p>【参考】 利子所得に該当しないもの</p>	<p>次にあげる所得は利子所得に該当せず、他の所得に分類される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">金融商品等</th> <th style="width: 50%;">該当の所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金銭の貸付による所得</td> <td>事業所得または雑所得</td> </tr> <tr> <td>役員、退職者の勤務先預金の利子</td> <td>雑所得（勤務先で預けた勤務先預金の利子は利子所得）</td> </tr> <tr> <td>学校債および組合債の利子</td> <td>雑所得</td> </tr> <tr> <td>公社債の償還差益または発行差益</td> <td>雑所得</td> </tr> <tr> <td>定期積金の給付補てん金</td> <td>雑所得</td> </tr> <tr> <td>国税または地方税の還付加算金</td> <td>雑所得</td> </tr> <tr> <td>外貨建預金の為替差益</td> <td>雑所得（利子は利子所得）</td> </tr> </tbody> </table>	金融商品等	該当の所得	金銭の貸付による所得	事業所得または雑所得	役員、退職者の勤務先預金の利子	雑所得（勤務先で預けた勤務先預金の利子は利子所得）	学校債および組合債の利子	雑所得	公社債の償還差益または発行差益	雑所得	定期積金の給付補てん金	雑所得	国税または地方税の還付加算金	雑所得	外貨建預金の為替差益	雑所得（利子は利子所得）
金融商品等	該当の所得																
金銭の貸付による所得	事業所得または雑所得																
役員、退職者の勤務先預金の利子	雑所得（勤務先で預けた勤務先預金の利子は利子所得）																
学校債および組合債の利子	雑所得																
公社債の償還差益または発行差益	雑所得																
定期積金の給付補てん金	雑所得																
国税または地方税の還付加算金	雑所得																
外貨建預金の為替差益	雑所得（利子は利子所得）																

(7) 配当所得

配当所得の対象	<p>配当所得とは、次の配当等に係る所得をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法人から受ける剰余金の配当 株式会社の決算配当、中間配当、株式配当等 ② 法人から受ける剰余金の分配 信用金庫、農協（J A）等の特別法人からの出資金に対する剰余金の分配 ③ 基金利息 保険相互会社の基金に対する利息 ④ 証券投資信託等（公社債投資信託等を除く）の収益の分配 														
所得金額の計算	<ol style="list-style-type: none"> ① 源泉徴収後、「総合課税方式」か「申告分離課税方式」の選択 ② 配当所得の金額＝収入金額－負債利子 配当所得の金額は、その年中の金額である。ただし、元本を取得するために要した借入金等の負債利子がある場合は、それを控除して計算する。 <small>（注）負債利子とは、その株式等の元本の取得に要した借入利子のうち、その元本の所有期間に対応する部分の利子をいう。</small> 配当金等の支払いの際に、原則20%（住民税5%を含む）の源泉徴収が行われる（2013年（平成25年）～2037年（令和19年）の間は、復興特別所得税も徴収されるため、それも含めた源泉徴収率は20.315%となる）。配当所得の収入金額は、源泉徴収税額を控除する前の支給総額で計上され、総合課税の対象となる。徴収された源泉徴収税額は、確定申告の際に精算される。 また、「配当所得に対する課税の特例」として、上場株式等の配当（株式投資信託等の収益分配金を含む）の支払いを受ける場合は、選択により確定申告をせずに源泉徴収だけで課税関係が終了する申告不要制度が設けられている。 														
配当の課税方法	<p>●基本的な課税の区分</p> <table border="1" data-bbox="418 1238 1119 1474"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>課税方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">下記以外の配当等</td> <td rowspan="2">総合課税、申告分離課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託」以外の証券投資信託の収益分配金^(注)</td> <td>特定株式投資信託等（ETF）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公募株式投資信託等</td> <td>源泉分離課税</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私募公社債等運用投資信託等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>（注）公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託は利子所得に分類され源泉分離課税される。対象となるのは、一定の上場株式に対して投資運用するもののうち、その受益証券が証券取引所に上場されている証券投資信託である。日経300株価指数連動型上場投資信託等は特定株式投資信託になる。</small></p>	区分		課税方法	下記以外の配当等		総合課税、申告分離課税	「公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託」以外の証券投資信託の収益分配金 ^(注)	特定株式投資信託等（ETF）		公募株式投資信託等	源泉分離課税		私募公社債等運用投資信託等	
区分		課税方法													
下記以外の配当等		総合課税、申告分離課税													
「公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託」以外の証券投資信託の収益分配金 ^(注)	特定株式投資信託等（ETF）														
		公募株式投資信託等	源泉分離課税												
	私募公社債等運用投資信託等														

【参考】 申告不要制度と 軽減税率	配当等は、総合課税、申告分離課税または申告不要を選択できる。申告不要は、配当について、他の所得と総合して確定申告しないことを選択できる制度であり、申告不要を選択（手続き不要）すると、下記については源泉徴収課税のみで納税が終了する。	
	上場株式 (大口株主等を 除く)	20%（住民税含む）源泉徴収（復興特別所得税を含めて20.315%）：総合課税
		20%（住民税含む）源泉徴収（復興特別所得税を含めて20.315%）：申告分離課税 ^(注2)
		金額にかかわらず、申告不要の選択が可能
上場株式 (大口株主等)^(注1)	20%源泉徴収（復興特別所得税を含めて20.42%）：総合課税 （年10万円以下の少額配当のみ、申告不要の選択が可能）	
非上場株式	20%源泉徴収（復興特別所得税を含めて20.42%）：総合課税 （年10万円以下の少額配当のみ、申告不要の選択が可能）	
<p>(注1) 大口株主等とは、発行済株式総数の3%以上を所有している株主等。2023年（令和5年）10月以降は、持株割合が同族会社である法人との合計で3%以上となる場合についても、大口株主等に含まれる。</p> <p>(注2) 申告分離課税を選択した場合には、上場株式等に係る配当所得は、上場株式等の一定の譲渡に係る損失および特定公社債等（国債、地方債、外国国債、公募公社債投資信託等）の利子所得および譲渡所得と通算が可能であり、特定口座内でも損益通算ができる。</p>		

【参考】 少額上場株式等の非課税措置（NISA）

「貯蓄から投資へ」の流れの促進とともに、個人金融資産の有効活用による経済活性化を図るため取り組まれた金融所得課税一体化の取組みのひとつとして、2014年（平成26年）に「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」（NISA）が導入された。導入当初は非課税期間を5年とする制度で（一般NISA）、その後、未成年者を対象とした「ジュニアNISA」、少額からの積立・分散投資促進のための累積投資契約を対象とした「つみたてNISA」施行によりNISA制度が拡充された。

さらに、「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することのメリットを得られる環境を整備する観点から、NISA制度が抜本的拡充および恒久化され、2024年（令和6年）1月1日に以下の内容で新たなNISA制度（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）が施行された。

- ① 対象者：満18歳以上の居住者等（旧制度のジュニアNISAに相当する制度はなし）
- ② 仕組み：つみたて投資枠（＝旧制度の「つみたてNISA」に相当）、成長投資枠（＝旧制度の「一般NISA」に相当）で構成され、併用も可能。
- ③ その他の内容については以下の表のとおり

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資上限額	120万円	240万円
非課税保有期間		無期限化
生涯非課税限度額 (総枠)		1,800万円
		1,200万円 (内枠)
口座開設期間		恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等 〔安定的な資産形成につながる投資商品 に絞る観点から、高レバレッジ投資 信託などを対象から除外〕
旧制度との関係	2023年（令和5年）末までに旧制度の「一般NISA」および「つみたてNISA」において投資した商品は、新制度の外枠で旧制度の非課税措置を引き続き適用	

(8) 不動産所得

不動産所得の対象	<p>不動産所得とは、次の所得をいう（ただし、事業所得または譲渡所得に該当するものを除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不動産（土地・建物等）の貸付による所得 ② 不動産の上に存する権利（地上権・永小作権等）の貸付による所得 ③ 船舶・航空機の貸付による所得
所得金額の計算	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合課税 ② 不動産所得の金額＝総収入金額－必要経費 <ul style="list-style-type: none"> ア) 総収入金額 その年中において収入すべき賃貸料、権利金、更新料等の金額の合計額である。 イ) 必要経費 総収入金額を得るために要した費用の額 具体的には、貸し付けた不動産に課税される固定資産税、修繕費、損害保険料、減価償却費、借入金の利子、管理費等があげられる。

【参考】 不動産所得に 該当するもの、 該当しないもの	該当するもの	該当しないもの	該当所得
	ケース貸し	従業員宿舎の家賃収入	事業所得
	アパート等の賃貸収入 (食事を供さない)	下宿等の食事を供する貸室の 賃貸料収入	事業所得か 雑所得
	有料駐車場または有料自転車 置場の賃貸貸付で保管責任が ない場合の賃料	有料駐車場または有料自転車 置場の賃貸貸付で保管責任が ある場合の賃料	事業所得か 雑所得
アパートの貸付等に係る礼金 および権利金・更新料	敷金や保証金(将来返還され る予定の金額)	非課税	
(注)「ケース貸し」とは、店舗の一画を他の者に継続的に使用させることをいう。			

(9) 山林所得

山林所得の対象	山林所得とは、山林の伐採または譲渡による所得をいう。		
	区分	状況	該当所得
	保有期間5年超	—	山林所得
	保有期間5年以下	事業的規模	事業所得
		非事業的規模	雑所得
所得金額の計算	① 申告分離課税 ② $\text{山林所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額(最高50万円)}$ (注1) 必要経費は、植林費、取得費、育成費、管理費、伐採費、譲渡に要した費用等。 (注2) 特別控除額(最高50万円)は、総収入金額から必要経費を差し引いた残 金が50万円未満のときは、その金額となる。		

(10) 譲渡所得

譲渡所得の分類	譲渡所得とは、土地・建物や会員権などの権利および器具備品等 の資産を譲渡することによって生じる所得である。 総合課税の対象となる譲渡所得と分離課税の対象となる譲渡所得 があり、また、資産の譲渡でも譲渡所得に該当しない所得がある。 (注) 資産の譲渡でも譲渡所得に該当しない所得についてはP.21【参考】を参照。		
	大区分	区分	課税関係
	土地建物等 の譲渡所得	分離長期譲渡所得 (所有期間5年超の譲渡)	分離課税
		分離短期譲渡所得 (所有期間5年以内の譲渡)	
	株式等	所有期間による区分はない	分離課税
	「土地建物等 および 株式等」以外 の譲渡所得	総合長期譲渡所得 (所有期間5年超の譲渡)	2分の1 総合課税
		総合短期譲渡所得 (所有期間5年以内の譲渡)	総合課税
(注) 土地建物等の所有期間は、取得した日から譲渡した日の属する年の1月1 日までの期間をいう。			

分 離 課 税	土地建物等	譲渡所得の対象 所得金額 および税額 の計算	<p>土地、建物、土地の上に存する権利の譲渡（みなし譲渡）による所得</p> <p>① 申告分離課税</p> <p>② 所有期間5年を超える譲渡：分離長期譲渡所得</p> <table border="1"> <tr> <td>課税長期譲渡所得の金額＝譲渡収入金額－（取得費＋譲渡費用）</td> </tr> <tr> <td>税 額＝課税長期譲渡所得の金額×20%（住民税5%を含む）</td> </tr> </table> <p>③ 所有期間5年以内の譲渡：分離短期譲渡所得</p> <table border="1"> <tr> <td>課税短期譲渡所得の金額＝譲渡収入金額－（取得費＋譲渡費用）</td> </tr> <tr> <td>税 額＝課税短期譲渡所得の金額×39%（住民税9%を含む）</td> </tr> </table> <p>（注）土地等または建物等の所有期間は、取得した日から譲渡した日の属する年の1月1日までの期間をいう。</p> <p>なお、②・③について、2013年（平成25年）～2037年（令和19年）の間は復興特別所得税があわせて課税される。</p>	課税長期譲渡所得の金額＝譲渡収入金額－（取得費＋譲渡費用）	税 額＝課税長期譲渡所得の金額×20%（住民税5%を含む）	課税短期譲渡所得の金額＝譲渡収入金額－（取得費＋譲渡費用）	税 額＝課税短期譲渡所得の金額×39%（住民税9%を含む）	
	課税長期譲渡所得の金額＝譲渡収入金額－（取得費＋譲渡費用）							
税 額＝課税長期譲渡所得の金額×20%（住民税5%を含む）								
課税短期譲渡所得の金額＝譲渡収入金額－（取得費＋譲渡費用）								
税 額＝課税短期譲渡所得の金額×39%（住民税9%を含む）								
株式等	譲渡所得の対象 所得金額 および税額 の計算	<p>株式、公募等株式投資信託、不動産投資信託、ETF、公社債および公募等公社債投資信託等の譲渡による所得</p> <p>① 申告分離課税</p> <p>②</p> <table border="1"> <tr> <td>株式等に係る課税譲渡所得等の金額＝株式等の譲渡による収入金額－（取得費＋譲渡費用＋譲渡した株式等の負債利子）</td> </tr> <tr> <td>税 額＝株式等に係る課税譲渡所得等の金額×20%（住民税5%を含む）</td> </tr> </table> <p>なお、2013年（平成25年）～2037年（令和19年）の間は復興特別所得税があわせて課税される。</p>	株式等に係る課税譲渡所得等の金額＝株式等の譲渡による収入金額－（取得費＋譲渡費用＋譲渡した株式等の負債利子）	税 額＝株式等に係る課税譲渡所得等の金額×20%（住民税5%を含む）				
株式等に係る課税譲渡所得等の金額＝株式等の譲渡による収入金額－（取得費＋譲渡費用＋譲渡した株式等の負債利子）								
税 額＝株式等に係る課税譲渡所得等の金額×20%（住民税5%を含む）								
総 合 課 税	譲渡所得の対象	「土地建物等および株式等」を除く資産の譲渡による所得（ゴルフ会員権、車、器具備品等）						
	所得金額の計算	<p>① 総合課税</p> <p>②</p> <table border="1"> <tr> <td>譲渡所得の金額＝総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額（最高50万円）</td> </tr> </table> <p>（注）上記特別控除額は、総合短期譲渡所得の金額から控除し、控除しきれない金額を総合長期譲渡所得の金額から控除する。</p>	譲渡所得の金額＝総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額（最高50万円）					
譲渡所得の金額＝総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額（最高50万円）								
【参考】 資産の譲渡による所得でも譲渡所得以外の所得となるもの		<table border="1"> <tr> <td>① 棚卸資産の譲渡による所得</td> <td>事業所得</td> </tr> <tr> <td>② 営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得</td> <td>事業所得・雑所得</td> </tr> <tr> <td>③ 山林の伐採または譲渡による所得</td> <td>山林所得・事業所得・雑所得</td> </tr> </table>	① 棚卸資産の譲渡による所得	事業所得	② 営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得	事業所得・雑所得	③ 山林の伐採または譲渡による所得	山林所得・事業所得・雑所得
① 棚卸資産の譲渡による所得	事業所得							
② 営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得	事業所得・雑所得							
③ 山林の伐採または譲渡による所得	山林所得・事業所得・雑所得							
【参考】 国外転出する場合の譲渡所得等の特例（国外転出時課税制度）		<p>国外転出（国内に住所および居所を有しなくなる）する時点で、1億円以上の有価証券を所有している等の場合には、国外転出時に有価証券等の譲渡等があったものとして、一定の居住者に対して対象の資産の含み益に課税される。また、国外転出がない場合でも、贈与、相続および遺贈によって非居住者に対象となる資産が移転した場合、譲渡等をしたとみなして、一定の居住者に対して対象の資産の含み益に課税される。</p> <p>なお、国外転出時課税の申告をする者が所定の手続きを行うことにより、国外転出の日から原則5年間（延長の届出により最長10年間）、納税が猶予される制度がある。</p>						

5. 損益通算と繰越控除

(1) 損益通算できるもの

各種所得の金額の全部が黒字の場合には、各種所得の金額（申告分離となるものを除く）を合計し、総所得金額を算出する。しかし、各種所得の金額に損失がある場合は、一定の順序に従って他の黒字の各種所得の金額と損益の通算をする。損失が損益通算できる所得は、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得であり、特定の各種所得の損失や特別な損失については、損益通算はできないこととされている。

(注) 不動産所得の損失のうち、土地等の取得に要した借入金の利子の額に対応する部分の金額は、損益通算できない。

〔参考〕 損益通算できないもの

● 次の所得および所得の計算上に生じた損失

- 給与所得
- 一時所得
- 雑所得
- 配当所得
- 個人に対する資産の低額譲渡により生じた損失

● 特別な損失の主なもの

- 非課税所得の計算上に生じた損失
- 土地等建物等の譲渡による分離課税の譲渡所得の金額の計算上に生じた損失
- 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失
- 先物取引に係る雑所得等の金額の計算上に生じた損失
- 別荘、書画、骨董、貴金属、競走馬（事業用を除く）等の生活に通常必要でない資産についての所得の計算上に生じた損失

(注1) 土地等建物等の譲渡により生じた損失の金額は、原則として土地等建物等の譲渡の譲渡所得以外の所得との損益通算および翌年以降の繰越しが認められない。

また、土地等建物等の譲渡による譲渡所得以外の所得の金額の計算上に生じた損失の金額についても、土地等建物等の譲渡による譲渡所得の金額との損益通算はできない。

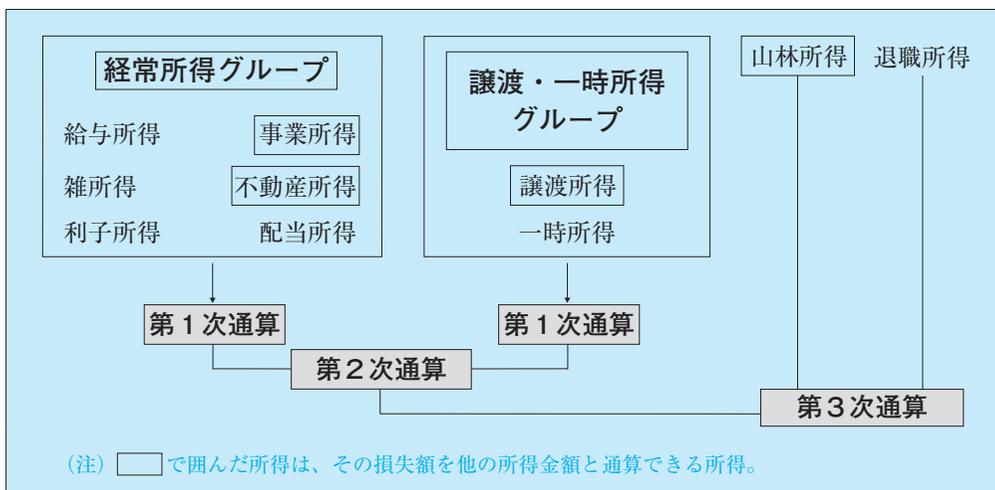
(注2) 株式等を譲渡したことにより生じた損失はなかったものとされる。ただし、2009年（平成21年）度以降は上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当（申告分離課税を選択した場合）の通算が可能となり、さらに、2010年（平成22年）以降は源泉徴収口座内での損益通算もできることになった。また、2016年（平成28年）1月1日からは、特定公社債等の利子所得および譲渡所得についても通算可能となった。

(注3) 先物取引で差金等決済をしたことにより生じた損失はなかったものとされる。

(2) 損益通算の順序

損益通算は、対象となる各所得区分ごとに一定の順序に従って行う（下記〔参考〕参照）。

〔参考〕 損益通算の手順



(3) 損失の繰越控除

損失には、「純損失」および「雑損失」があるが、損益通算を行うにあたり、不動産所得の金額、事業所得の金額、譲渡所得の金額および山林所得の金額のうち、その年中に控除しきれない部分の金額を「純損失」の金額という。

確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前3年以内の各年において生じた純損失の金額は、一定の順序により、その確定申告書に係る年分において計算上控除する。

なお、純損失の全額を繰り越すことができるのは、青色申告書を提出している場合であり、その後連続して確定申告書を提出している場合に限り適用する。

〔注〕 雑損失の繰越控除（P.82参照）においても同様の取扱いを行う。

6. 所得税の所得控除（15種類）

所得控除は、課税対象となる所得金額を算出するにあたって、各種所得の収入金額から支出額（必要経費）を控除するだけでは把握しきれない個人の担税力や生活上の個人的事情等を配慮している。所得控除の種類は全部で15種類ある。

所得控除の種類	所得控除額		
基礎控除	納税者の合計所得金額が2,400万円以下		48万円
	納税者の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下		32万円
	納税者の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下		16万円
	納税者の合計所得金額が2,500万円超		なし
配偶者控除	納税者の合計所得金額が1,000万円以下であり、納税者と生計を一にする配偶者で、その年中の合計所得金額が48万円以下に該当する控除対象配偶者を有する場合が対象 (注)「第2章 所得税の実務に係る知識」のP.64～65を参照。		
	納税者の合計所得金額が900万円以下		38万円
	納税者の合計所得金額が900万円超950万円以下		26万円
	納税者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下		13万円
	老人控除対象配偶者（年齢70歳以上）		
	納税者の合計所得金額が900万円以下		48万円
	納税者の合計所得金額が900万円超950万円以下		32万円
	納税者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下		16万円
配偶者特別控除	納税者の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ生計を一にする合計所得金額が48万円超133万円以下の配偶者を有する場合が対象 (注)「第2章 所得税の実務に係る知識」のP.65～66を参照。		
扶養控除	年少扶養親族	0～15歳	0円
	一般扶養親族1人につき	16～18歳	38万円
		23～69歳	38万円
	特定扶養親族1人につき	19～22歳	63万円
	老人扶養親族1人につき (70歳以上)	非同居	48万円
		同居	58万円
(注)「第2章 所得税の実務に係る知識」のP.67～68を参照。			

最低生活費の保障

所得控除の種類		所得控除額		
特別な個人的事情に対する配慮	障害者控除	一般の障害者1人につき	27万円	
		特別障害者1人につき	40万円	
		特別障害者1人につき（同居の特例）	75万円	
		(注)「第2章 所得税の実務に係る知識」のP.68～69を参照。		
	寡婦控除	「ひとり親」には該当せず、合計所得金額が500万円以下であり、夫と死別・離婚後婚姻をしていない（住民票の続柄に「夫（未届）」の記載がないこと）場合に、次の要件を満たすことで適用 ・夫と離婚後に婚姻をしておらず、扶養親族（総所得金額等が48万円以下）がいる場合 ・夫と死別、または夫の生死が明らかでない（一定の要件を満たすこと）場合（扶養親族の要件はなし）	27万円	
ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下であり、かつ、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない未婚のひとり親で、かつ生計を一にする（他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る）総所得金額等が48万円以下の子を有する場合	35万円		
勤労学生控除	本人のみ (注)「第2章 所得税の実務に係る知識」のP.70を参照。	27万円		
社会政策的配慮	生命保険料控除	(注)「第2章 所得税の実務に係る知識」のP.71～76を参照。		
	地震保険料控除	●所得税の地震保険料控除額		
		保険の種類	年間正味払込保険料	控除される金額
		①地震保険契約	50,000円以下	正味払込保険料全額
			50,000円超	一律50,000円
②長期損害保険契約	10,000円以下	正味払込保険料全額		
	10,000円超20,000円以下	(正味払込保険料 × $\frac{1}{2}$) + 5,000円		
	20,000円超	一律15,000円		
①と②両方ある場合	①の控除額と②の控除額の合計額 (最高50,000円限度)			
(注1) 平成18年度税制改正で、2007年（平成19年）分から損害保険料控除が廃止された。ただし、経過措置として、一定の要件を満たす損害保険契約（保険期間10年以上で満期返戻金等があるもので、2006年（平成18年）12月31日までに締結したものなど）は、地震保険料控除の対象となる。 (注2) J A 共済で締結した建物更生共済もしくは火災共済に係る契約その他、これらに類する共済に係る契約の共済掛金も地震保険料控除の対象となる。				
社会保険料控除	支払金額の全額 (注)「第2章 所得税の実務に係る知識」のP.76～77を参照。			
小規模企業共済等掛金控除	支払金額の全額 (確定拠出年金法に規定されている年金加入者個人が負担する掛金など)			

	所得控除の種類	所得控除額
社会政策的配慮	寄附金控除	その年中に支出した特定寄附金の合計額 [*] - 2,000円 [*] 総所得金額等の合計額の40%相当額が限度。 (注1) 特定寄附金の対象は次のとおりである。①国また地方公共団体に対する寄附金、②指定寄附金、③特定公益増進法人、公益社団法人、公益財団法人等に対する寄附金、④認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）に対する寄附金、⑤政治活動に関する寄附金（特定の政治献金）。 (注2) 上記③④については、寄附金合計額が総所得金額等の40%を超える場合、寄附金合計額から2,000円を控除した金額の40%を税額控除することが可能となっている。いずれかを選択することになるが、税額控除額は所得税額の25%までを限度としている。
	医療費控除	(医療費 - 保険金等で補てんされた金額) - (総所得金額等 × 5%、または10万円のいずれか低い方の金額) で、最高200万円まで。 (注) 「第2章 所得税の実務に係る知識」のP.77～81を参照。
特別の損失または支出に対する配慮	医療費控除の特例	「スイッチOTC医薬費の合計額 - 12,000円 - 保険金等で補てんされた金額」で、最高88,000円まで。
	雑損控除	所有資産等に対して生じた損失額 (= 損害額 - 補てん額) のうち一定額を所得 (総所得金額等) から控除できる。 (注) 「第2章 所得税の実務に係る知識」のP.81～82を参照。

※上表中の「合計所得金額」とは、純損失、居住用財産等の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失および雑損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額等の合計額。

※上表中の「総所得金額等」とは、純損失、居住用財産等の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失および雑損失の繰越控除後の総所得金額等の合計額。

7. 所得税の税額控除

課税所得金額に税率を乗じて算出した税額から、直接控除できるものを「税額控除」という。次の代表的なものについて述べる。

- 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）
- 配当控除
- 外国税額控除

(1) 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

① 住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除は、一般に総称して「住宅ローン控除」とよばれるもので、国内に借入金により居住用家屋を取得した場合（増改築等を含む）に、その借入金に一定割合を乗じた金額を税額控除として控除できる制度である。また、住宅

ローン控除は、2009年（平成21年）居住分から認定長期優良住宅が一般住宅から区分されたが、2012年（平成24年）・2013年（平成25年）居住分からは認定低炭素住宅も同様措置の対象となり、2014年（平成26年）4月居住分からは耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、耐震改修工事を行った後に入居する場合も対象となった。さらに、2017年（平成29年）からは「特定の省エネ改修工事とあわせて行う一定の耐久性向上改修工事の部分」についても対象に追加されている。

平成31年度税制改正・令和3年度税制改正では、2019年（令和元年）10月の消費税等の税率引上げ（8%→10%）の影響緩和を図るため、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%であるものを対象として、居住開始が2019年（令和元年）10月1日～2022年（令和4年）12月31日の場合について、控除期間を3年間延長して適用期間を13年間とする特例が設けられた。

令和4年度税制改正では、適用対象が2025年（令和7年）12月31日までの居住開始に延長された。また、従来の「認定住宅（認定長期優良住宅および認定低炭素住宅）」と「その他の住宅」の区分に、「ZEH水準省エネ住宅」および「省エネ基準適合住宅」を加えた借入限度額基準に再編され、適用のための所得要件（合計所得金額2,000万円以下に引下げ）や控除率（0.7%に引下げ）などの見直しもあわせて行われた。

令和6年度税制改正では、子育て支援の政策税制の一環として、子育て世帯および若者夫婦世帯に対する制度の拡充が図られている。「年齢40歳未満であって配偶者を有する者」、および「年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者または年齢19歳未満の扶養親族を有する者」を、「子育て特例対象個人」とし、2024年（令和6年）1月1日から12月31日までの間に居住した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額については、他の対象者よりも高い金額が適用される。

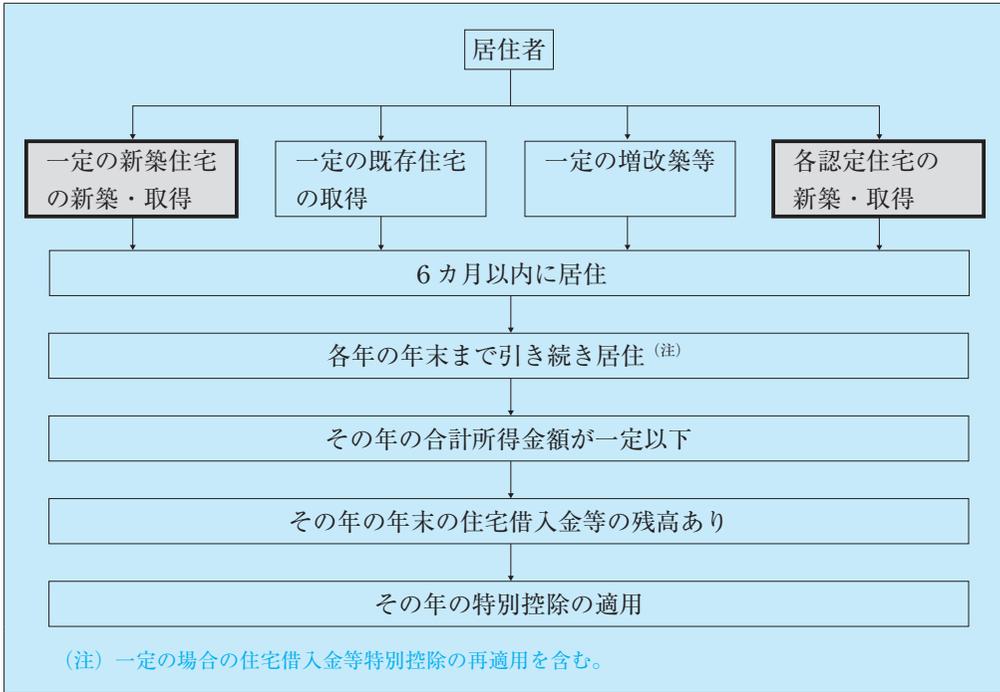
（注1）認定長期優良住宅とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく、耐久性・耐震性・可変性・維持保全の容易性等の一定以上の住宅の性能と、維持保全に関する計画の作成等の認定基準を満たす住宅をいう。

（注2）認定低炭素住宅とは、都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に基づき規定される一定の要件を満たす認定住宅を指す。

（注3）「ZEH水準省エネ住宅」とは、“ZEH（ゼッチ=ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）”つまり、高断熱外皮（壁紙・窓等）で、LEDなど省エネ設備を使用し消費エネルギーを減少させ、太陽光発電によりエネルギーを創ることで、エネルギーの収支をゼロにしようとする省エネ住宅のこと。また、「省エネ基準適合住宅」はZEH水準省エネ住宅のうち太陽光発電による創エネルギー機能のない省エネ住宅のこと。

(注4)「子育て特例対象個人」について、2024年（令和6年）1月1日から12月31日までの間に居住した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額について、認定住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅の新築・買取再販において2022年（令和4年）～2023年（令和5年）と同額が適用される。

【参考】住宅借入金等特別控除の適用対象の確認フロー



② 住宅借入金等の適用範囲

ア) 控除対象

住宅用家屋（家屋とともに取得する土地を含む）購入等のための借入金が税額控除の対象となる取得借入金等で、控除の対象となる借入金には、民間金融機関からの借入金の他、勤務先等からの借入金（金利が所定の率以下のものを除く）や公的機関からの借入金も含まれる。

借入先等		償還期間または賦払期間
借入金	金融機関、住宅金融支援機構、勤務先等	10年間以上
債務	建設業者、独立行政法人都市再生機構、勤務先等	

イ) 所得要件

控除を受ける年の合計所得金額が、2021年（令和3年）12月31日までの居住開始であれば、3,000万円（給与収入だけの場合、所得金額調整控除適用対象であれば3,210万円、それ以外であれば3,195万円）以下、2022年（令和4年）1月1日から

2025年（令和7年）12月31日までの居住開始であれば、2,000万円（給与収入だけの場合、所得金額調整控除適用対象であれば2,210万円、それ以外であれば2,195万円）以下であること。

ただし、居住の用に供した年の前々年から翌々年までの間に、居住用財産の譲渡による3,000万円の特別控除や買換え特例等の適用を受けた場合には、住宅ローン控除は適用されない。居住用財産の買換えの場合で譲渡損失の繰越控除制度を受けた場合は適用される（2025年（令和7年）12月31日まで）。

③ 適用要件

居住者が国内において居住用家屋（ともに取得する敷地等を含む）の取得等をして、その家屋を取得日等から6カ月以内に居住の用に供した場合に、上記②に掲げる住宅借入金等を有するときは、その居住の用に供した年に応じて控除の期間や控除率が定められている。

④ 対象となる住宅の範囲等

ア) 新築住宅である場合

家屋の床面積50㎡以上、2021年（令和3年）1月1日以降に居住（2024年（令和6年）12月31日までに建築確認された新築等）の場合は40㎡以上（40㎡以上50㎡未満の場合は、合計所得金額が1,000万円以下の年についてのみ適用対象）で、店舗兼住宅等の場合は、家屋の2分の1以上が居住用であるものの取得に限る。

なお、2024年（令和6年）1月1日以降に建築確認を受けるもの（同年6月30日以前の建築のものを除く）、および建築確認を受けないもので登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものについては、認定住宅等（認定住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅）のみ適用対象となる。

イ) 既存（中古）住宅である場合

家屋の床面積50㎡以上、2021年（令和3年）1月1日から12月31日に居住の場合は40㎡以上（40㎡以上50㎡未満の場合は、合計所得金額が1,000万円以下の年についてのみ適用対象）で、店舗兼住宅等の場合は、家屋の2分の1以上が居住用であるものの取得に限る。また、取得された既存（中古）住宅は、居住開始日が2021年（令和3年）12月31日までの場合は取得日以前20年（鉄筋等の耐火建築物は25年）以内に建築されたもの、居住開始日が2022年（令和4年）1月1日以降の場合は1982年（昭和57年）以降に建築されたものに限る。

- (注1) 2005年(平成17年)4月1日以降に取得した既存(中古)住宅が「地震に対する安全に必要な構造方法に関する技術的基準またはこれに準じるものに適合する場合」には、建築20年(耐火建築物は25年)超であっても税額控除の対象となる。
- (注2) 家屋の増改築費用も税額控除の対象となる。対象となる増改築は、工事前および工事後の家屋の床面積の2分の1以上が居住用であり、工事後の家屋の床面積が50㎡以上であるもので、工事費用が100万円を超えるものに限る。
- (注3) 居住開始日が2022年(令和4年)1月1日以降の場合で、1982年(昭和57年)より前に建築されたものであっても、新耐震基準に適合している場合は適用対象となる。

⑤ 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)額の計算

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)額の計算は、住宅取得の各年に応じて異なる。以下の表をもとに計算する。

〔参考〕住宅借入金等特別控除額(住宅ローン控除額)表

各年居住分		住宅借入金等の年末残高	控除期間と控除率	各年の最大控除額	全期間の最大控除額
2014年(平成26年)1月～3月分	一般の場合	2,000万円まで	1～10年目：1%	1～10年目：20万円	200万円
	各認定住宅の場合	3,000万円まで		1～10年目：30万円	300万円
2014年(平成26年)4月～2021年(令和3年)12月分	一般の場合	4,000万円まで	1～10年目：1%	1～10年目：40万円	400万円
	各認定住宅の場合	5,000万円まで		1～10年目：50万円	500万円
2019年(令和元年)10月～2021年(令和3年)12月分 (消費税等税率=10%)	一般の場合	4,000万円まで	1～10年目：1% 11～13年目：(別途規定) ^(注4)	1～10年目：40万円 11～13年目：26.6万円	479.8万円
	各認定住宅の場合	5,000万円まで	1～10年目：1% 11～13年目：(別途規定) ^(注4)	1～10年目：50万円 11～13年目：33.3万円	
2022年(令和4年)1月～2023年(令和5年)12月	新築・買取再販	認定住宅の場合	1～13年目：0.7%	1～13年目：35万円	455万円
		ZEH水準省エネ住宅の場合		1～13年目：31.5万円	409.5万円
		省エネ基準適合住宅の場合		1～13年目：28万円	364万円
		その他		1～13年目：21万円	273万円
既存住宅	認定住宅の場合	3,000万円まで	1～10年目：0.7%	1～10年目：21万円	210万円
				その他	2,000万円まで
2024年(令和6年)1月～12月	新築・買取再販	認定住宅の場合	1～13年目：0.7%	[子育て特例対象個人] 1～13年目：35万円 [上記以外] 1～13年目：31.5万円	[子育て特例対象個人] 455万円 [上記以外] 409.5万円
		ZEH水準省エネ住宅の場合		[子育て特例対象個人] 1～13年目：31.5万円 [上記以外] 1～13年目：24.5万円	[子育て特例対象個人] 409.5万円 [上記以外] 318.5万円
		省エネ基準適合住宅の場合		[子育て特例対象個人] 1～13年目：28万円 [上記以外] 1～13年目：21万円	[子育て特例対象個人] 364万円 [上記以外] 273万円

各年居住分		住宅借入金等の年末残高	控除期間と控除率	各年の最大控除額	全期間の最大控除額	
2024年(令和6年) 1月～12月	新築・買取再販	その他	1～10年目：0.7%	0円 (2023年(令和5年)までの建築確認：1～10年目：14万円)	0円 (2023年(令和5年)までの建築確認：140万円)	
	既存住宅	認定住宅の場合		3,000万円まで	1～10年目：21万円	210万円
		ZEH水準 省エネ住宅の場合				
		省エネ基準 適合住宅の場合				
その他	2,000万円まで	1～10年目：14万円	140万円			
2025年(令和7年) 1月～12月	新築・買取再販	認定住宅の場合	1～13年目：0.7%	1～13年目：31.5万円	409.5万円	
		ZEH水準 省エネ住宅の場合		1～13年目：24.5万円	318.5万円	
		省エネ基準 適合住宅の場合		1～13年目：21万円	273万円	
	既存住宅	その他	1～10年目：0.7%	0円 (2023年(令和5年)までの建築確認：1～10年目：14万円)	0円 (2023年(令和5年)までの建築確認：140万円)	
		認定住宅の場合		3,000万円まで	1～10年目：21万円	210万円
		ZEH水準 省エネ住宅の場合				
		省エネ基準 適合住宅の場合				
		その他				

(注1) 控除額は、100円未満の端数切捨て。

(注2) 2009年(平成21年)分以降の所得税において住宅ローン控除の適用がある者(ただし、2009年(平成21年)以降に入居した者に限る)のうち、当該年分の住宅ローン控除額から当該年分の所得税額を控除した残額がある場合は、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額(当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額(最高9.75万円)を限度とする)を控除することができる。なお、2014年(平成26年)4月～2021年(令和3年)12月までに入居した者については、100分の7を乗じた額(最高13.65万円)を限度に控除できる。

(注3) 2012年(平成24年)以降の認定住宅には認定長期優良住宅の他に認定低炭素住宅も同様措置の対象となっている。

(注4) 2019年(令和元年)10月～2021年(令和3年)12月に入居した者について(消費税等の税率=10%適用)、11年目～13年目の各年の控除額は以下の(i)と(ii)のいずれか少ない額となる。

(i) 住宅借入金等の年末残高* × 1%

(ii) (住宅の取得等の対価の額または費用の額-それに含まれる消費税額等)* × 2 ÷ 3

* 一般住宅の場合は4,000万円、各認定住宅および震災により一定の被害を受けた住宅の場合は5,000万円を限度とする

(注5) 震災により一定の被害を受けた住宅の場合は、入居が2011年(平成23年)～2021年(令和3年)までの場合の控除期間中の控除率は1.2%が適用される。なお、入居が2022年(令和4年)～2025年(令和7年)の場合の控除率は0.9%となり、借入限度額について、新築・買取再販で2022年(令和4年)1月～2023年(令和5年)12月の入居の場合には5,000万円、2024年(令和6年)1月～2025年(令和7年)12月の入居の場合には4,500万円(ただし、子育て特例対象個人は5,000万円)、既存住宅では2022年(令和4年)1月～2025年(令和7年)12月の入居で3,000万円となる。なお、2025年(令和7年)1月～12月の入居の場合について、震災による被災者向けの当基準適用対象は「警戒区域設定指示等の対象区域内」のみとなる。

⑥ 申告要件

初年度は、給与所得者であっても年末調整では控除できない。確定申告書の税額控除欄に住宅借入金等特別控除額を記載し、控除額の計算の明細書、登記簿謄本、売買契約書等の書類を添付して確定申告をした場合に限り適用がある。

次年度以降の控除期間内は、年末調整において「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」の添付により適用される。

⑦ 転勤等の場合

住宅ローン控除の適用を受けていた給与所得者等が、勤務先からの転勤命令等のやむを得ない理由で当該住宅から転居したことにより「空家」になり、住宅ローン控除が受けられなくなった後、その理由が解消して、再び当該住宅に入居した場合には、一定の要件のもとで、その再入居年以後、住宅ローン控除の再適用を受けることができる。ただし、再入居した年に当該住宅を賃貸にしていた場合は、その再入居した年の翌年以降からの適用となる。

（注）転居の対象には、2009年（平成21年）1月以降は、控除適用前の居住開始年内の転勤等を含む。

【参考】 転勤の適用

	国内転勤	海外転勤
空家	2003年（平成15年）4月1日以降に転勤等のやむを得ない事情により転居し、一定の要件を満たす場合には再入居後に適用あり。	2003年（平成15年）4月1日以降に転勤等のやむを得ない事情により転居し、一定の要件を満たす場合には再入居後に適用あり。
家族が居住 (単身赴任等)	引き続き適用あり。	帰国後適用あり。

(2) 配当控除

① 配当控除とは

配当所得のある納税者が総合課税を選択した場合、一定額を所得税額から控除できる。これは、配当金を支払う段階で、すでに法人税が課税されており、二重課税を排除するためである。

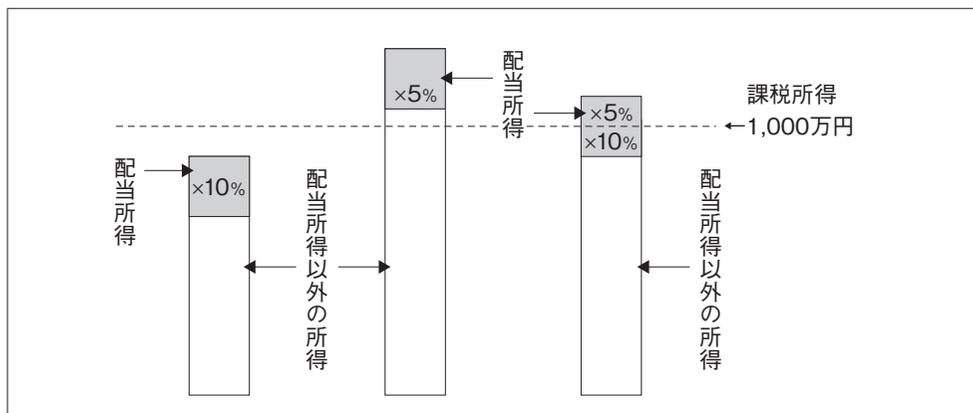
② 配当控除額の計算

ア) 課税総所得金額が1,000万円以下の場合

$$\text{配当控除額} = \text{配当所得金額} \times 10\%$$

イ) 課税総所得金額が1,000万円を超える場合

$$\text{配当控除額} = \left[\begin{array}{l} \text{配当所得金額のうち、課} \\ \text{税総所得金額から1,000万} \\ \text{円を差し引いた金額に達} \\ \text{するまでの部分の金額 (a)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{配当所得金額のうち (a) 以外} \\ \text{の部分の金額} \end{array} \right] \times 10\%$$



(3) 外国税額控除

納税者が国外に源泉のある所得を有し、その国の法令により日本の所得税に相当する税金が課税されたときは、二重課税を排除する意味から、次の算式により算出した金額を限度に、外国で課税された税額を控除できる。

$$\text{控除限度額} = \text{その年分の所得税額} \times \frac{\text{その年分の国外源泉所得金額}}{\text{その年分の所得の総額}}$$

【参考】 その他の税額控除

その他にも、環境変化にあわせ、次のような所得税の新しい税額控除に係る制度が設けられている。

●住宅等の改修・新築に係る税額控除

耐震改修促進法に基づく「耐震改修促進税制」として所定改修費用の特別控除、「バリアフリー改修促進税制」として所定改修費用の特別控除、「省エネ改修促進税制」として所定改修費用の特別控除があるが、平成21年度税制改正では、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の制定とともに、住宅ローン控除との選択適用が可能な当該住宅の新築等をした場合の特別控除制度も創設された。耐震改修の場合を除き、いずれもその年分の合計所得金額が2,000万円（2023年（令和5年）までは3,000万円）を超える場合は適用しない。また、同様に住宅借入金等がある場合に住宅ローン控除との重複適用はできない。

2009年（平成21年）4月以降、バリアフリー改修・省エネ改修による改修費用の特別控除は、従来の住宅借入金等を条件とした制度に加え、自己資金で当該費用を賄うものも税額控除の対象になった。長期優良住宅の新築等に係る特別控除も自己資金で賄う場合の税額控除だが、これらの場合は控除の適用期間がなく、原則として該当年の単年分控除となる。

（注1）上記所得税額の税額控除の他に、各促進税制としての性格から固定資産税の一定期間（翌年度のみを含む）減額等の措置がある（2026年（令和8年）3月31日まで）。また、上記改修工事を同時に重複して行った場合など該当費用の特別控除との重複適用には一定のルールがある。

（注2）認定長期優良住宅の新築等に係る特別控除は、2012年（平成24年）1月～2014年（平成26年）3月までの控除限度額は50万円、2014年（平成26年）4月～2025年（令和7年）12月までは65万円となっている。

8. 所得税の税額計算

(1) 税額計算の流れ



(2) 所得税の税率

税率は7段階の超過累進税率となっている。実務上では、下記の速算表を用いて税額計算を行う。算式は「税額＝課税総所得金額×税率－速算控除額」となる。

●所得税の速算表

課税総所得金額		税率	速算控除額
195万円以下		5%	—
195万円超	330万円以下	10%	9.75万円
330万円超	695万円以下	20%	42.75万円
695万円超	900万円以下	23%	63.6万円
900万円超	1,800万円以下	33%	153.6万円
1,800万円超	4,000万円以下	40%	279.6万円
4,000万円超		45%	479.6万円

(注) この超過累進税率は、各課税所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額に対して適用される。なお課税山林所得金額は、次の5分5乗方式で税額を算出する。

$$\text{算出税額} = \text{課税山林所得金額} \times \frac{1}{5} \times \text{超過累進税率} \times 5$$

(3) 復興特別所得税

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013年（平成25年）から2037年（令和19年）までの25年間、各年の基準所得税額に2.1%を乗じて計算した金額が復興特別所得税として課税されることになった。

したがって、この期間について所得税の最終納税額の計算は、この金額を所得税額に加算することになる。

① 納税義務者

所得税の納税義務者（法人を含む）および源泉徴収義務者

② 課税対象

2013年（平成25年）から2037年（令和19年）までの各年、またはその期間の「基準所得税額」

基準所得税額とは、原則として、外国税額控除を適用しない国内のすべての所得に対する所得税額をいう。

③ 税額（計算）

基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した金額

源泉徴収の場合は源泉徴収税額に同率を乗じて計算した金額があわせて徴収され、年末調整の対象となる。所定の外国税額は、復興特別所得税から控除できる。

④ 申告・納付

基本的に所得税の申告・納付と同様

確定申告書を提出する場合は、あわせて所定の「復興特別所得税申告書」を提出し、所得税と同時に納付する。

9. 申告と納税

(1) 予定納税

① 予定納税とは

自営業者等の事業所得者は、確定申告によって1年間に得たすべての所得を計算し、その所得額に対する税額を自ら計算して納付する申告納税制度をとっている。しかし、税金を一時に納付することは、納税者にとっても負担であり、また国としても歳入の平準化を図ることが好ましいため、源泉徴収制度とともに予定納税制度

を採用し、税金の一部をあらかじめ分納することになっている。

② 予定納税額と納期

納税者は、予定納税基準額が15万円以上である場合には、次の第1期および第2期において、それぞれ予定納税基準額の3分の1を納付しなければならない。

ア) 第1期の納期……7月1日から7月31日まで

イ) 第2期の納期……11月1日から11月30日まで

また、税務署長は、その年の5月15日の現況により計算した予定納税基準額および納付すべき予定納税額を、その年の6月15日までに納付すべき納税義務者に書面により通知しなければならない。

③ 予定納税基準額

その年の5月15日現在で確定している前年分の所得金額に対する税額から、その所得についての前年分の源泉徴収税額を差し引いた金額である。

(2) 確定申告

① 確定申告とは

納税者は毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得とそれに対する税額とを自ら計算して、原則として翌年の2月16日から3月15日までの間に申告するとともに、その納めるべき税額を納付しなければならない。これを「確定申告」という。

また、予定納税額、源泉徴収により納付した税額を精算する役割もある。

② 確定申告書の提出期限

原則として、翌年の2月16日から3月15日までの間に所轄税務署長に提出しなければならない。

(注) 還付申告書は、その年の翌年1月1日から提出できる。

③ 確定申告をしなければならない人

ア) 一般の人

利子・配当・事業・不動産・給与・譲渡・一時・雑・山林または退職所得のある者で、これらの所得金額が所得控除の合計額を超える者。

ただし、配当所得のある者で配当控除額が、その超える額に対する税額よりも多いときには確定申告は不要である。

イ) 給与所得のある人

- i. 年中の給与等の収入金額が、2,000万円を超える者

- ii. 1カ所から給与等を受けている者で、給与所得および退職所得以外の所得（各種所得のうち、源泉分離課税のものを除く）の合計額が20万円を超える者
- iii. 2カ所以上から給与等を受けている者で、主たる給与等の支払者以外から受ける給与収入金額と給与所得および退職所得以外の所得（各種所得のうち、源泉分離課税のものを除く）の合計額が20万円を超える者
- iv. 同族会社の役員等で、その法人から給与所得の他に貸付金に対する利子や不動産の賃貸料を受けている者
- v. 災害によって住宅または家財に被害を受けたため、災害減免法の適用を受けて、給与所得の源泉徴収の猶予を受け、または徴収された税金の還付を受けた者

ウ) 退職所得のある人

退職所得は、原則として源泉徴収で納税が完結するが、退職金の支払いを受けるときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、20%の税率で源泉徴収された者で、その税額が正規の方法で計算した税額より少ないとき。

④ 確定申告をすれば税金が戻る人

ア) 給与所得や退職所得のある者で、雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除を受けることができる者

イ) 給与所得者で、特定支出（通勤費、研修費用等）の額の合計額が所定の額を超え、その超過分が給与所得控除額に加算された者

(注)「特定支出」についてはP.54～55を参照。

ウ) 給与所得者で、年の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった者

エ) 予定納税をした者で、確定申告の必要がなくなった者（被相続人）

⑤ 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）

年の途中で死亡した者（被相続人）については、相続人がその年の1月1日から死亡した日までの所得を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければならない。相続人が2人以上いる場合には、各相続人が連名で準確定申告書の提出を行う。なお、準確定申告書の提出先は、被相続人の死亡当時の納税地の所轄税務署長である。

(注) 納税者が海外転勤等で出国するときの準確定申告

出国の日までに、その年の1月1日から出国日までの所得の確定申告と税金の納付が必要である。ただし、納税管理人を定めて税務署長に届け出た場合は、通常の法定期限までに申告納税すればよい。

(3) 更正と決定

納税者が提出した確定申告書に記載されている所得金額等に誤りがあり、納税者が修正申告をしないときは、税務署長は調査によって所得金額や税額等を更正して納税者に通知する。また、確定申告をしなければならない者が確定申告をしなかったときは、税務署長が所得金額や税額等を決定して納税者に通知する。

(4) 所得税の延納

所得税の納付期限は、申告期限と同じ3月15日であるが、期限までにその全額を納付することができない場合には、確定申告で納付することになった税額の2分の1以上を3月15日までに納付すれば、残額については5月31日までの延納が認められる。この場合、3月16日から完納するまでの間、所定の利子税を負担しなければならない。

10. 青色申告制度

青色申告とは、一定の帳簿を記録・保管し、申告に青色の申告書用紙を用いることを、あらかじめ税務署長に申請し承認を受ける制度であり、税金の負担を軽くする特典等が与えられている。この青色申告制度を利用できるのは不動産所得・事業所得または山林所得を生ずる業務を行う者である。

これに対し、承認は不要だが特典がない「白色申告」がある。

(1) 青色申告の要件

青色申告書を提出するためには、次の要件を備えなければならない。

要件	①法定の帳簿書類を備え付けて取引を記録し、かつ保存すること
	②税務署長に青色申告承認の申請書を提出してあらかじめ承認を受けること

(2) 青色申告者の備付帳簿

青色申告者の備付帳簿の種類は、規模の大小により次のように定められている。

区 分	備 付 帳 簿
①正規の帳簿で記録する者	年末に、「貸借対照表」と「損益計算書」を作成することができるような正規の複式簿記に基づく帳簿 ただし、次の②簡易帳簿によって記録することもできる。
②簡易帳簿で記録のできる者	備え付けるべき簡易帳簿は次のとおりである。 i. 現金出納帳 ii. 売掛帳 iii. 買掛帳 iv. 経費明細帳 v. 固定資産台帳
③小規模事業者の収入および費用の帰属時期の特例適用者 (前々年分の所得金額が300万円以下で、この特例の適用が承認された者)	現金主義に基づき上記②の i. v. の備付帳簿

(注) 現金主義とは、収益と費用を現金の受渡しの時点で認識する会計原則。取引の確定時点で認識する発生主義とは反対の概念である。

(3) 帳簿書類の保存

青色申告者が備え付けるべき帳簿書類は、7年間（一定のものは5年間）保存しなければならない。

(4) 青色申告の添付書類

青色申告書は、次の書類を添付しなければならない。

- ① 貸借対照表（簡易帳簿の方法を採用する青色申告者を除く）
- ② 損益計算書
- ③ 不動産所得の金額、事業所得の金額または山林所得の金額の計算に関する明細書
- ④ 純損失の金額の計算に関する明細書

(5) 青色申告の特典等

青色申告の主な特典等には、次のようなものがある。

法	特典項目	青色申告の場合	白色申告の場合
所得税法	事業専従者給与	原則として全額必要経費に算入できる。	事業専従者（その他親族）1人当たり最高50万円（配偶者は86万円）の控除が適用できる。
	現金主義	前々年分の当該所得金額が300万円以下の場合、現金主義によって所得計算できる。	適用なし（原則、別途「記帳・帳簿等の保存義務」がある）
	純損失の繰越控除	翌年以降3年間繰越控除ができる。	変動所得または被災事業用資産の損失に限り繰越控除ができる。
	純損失の繰戻還付	前年分の所得に対する税金から還付が受けられる。	適用なし
	更正の制限	帳簿調査に基づかない更正を受けることがない。	帳簿調査に基づかない更正を受けることがある。
	更正の理由付記	更正された場合には更正通知書にその更正の理由を付記される。	原則として、更正の理由は付記される。
	推計課税	推計課税 ^(注1) による更正・決定 ^(注2) を受けることはない。 (注1) 推計課税とは、税務署が疑わしい事業者に対し現物資料等を考慮せず各種の間接的な事実に基づき推計により実行する課税方法。 (注2) 「更正・決定」については、P.39の「更正と決定」、P.61の「確定申告の訂正と税務調査・処分」を参照。	推計により更正・決定を受けることがある。
引当金	貸倒引当金等の一定の引当額を必要経費に算入できる。	貸倒引当金に限り一定の引当額を必要経費に算入できる。	
租税特別措置法	青色申告特別控除	所得を計算する際、最高55万円を差し引くことができる。なお、取引を正規の簿記の原則に従って記録していることによって青色申告特別控除額55万円適用の要件を満たし、かつ「電子帳簿保存」または「e-Taxによる電子申告」の要件を満たした場合には、65万円の控除が適用される。	適用なし

法	特典項目	青色申告の場合	白色申告の場合
租税特別措置法	減価償却費	租税特別措置法で規定する所定の特別償却費を必要経費に算入することができる。	適用なし
	準備金	租税特別措置法で規定する所定の準備金を必要経費に算入することができる。	適用なし
	所得税額の特別控除	研究開発税制（試験研究費）や雇用促進税制等の各種促進税制で規定する特別控除（税額控除）が適用される。	適用なし
通則法 国税	不服の申立て	更正があった場合に異議申立てか直接審査請求かを任意に選択することができる。	適用なし

(6) 青色申告の承認の取消し

青色申告の承認を受けた者に取消事由に該当する事実があるときは、その事実があった年に遡って青色申告の承認が取り消される。取消しがあると、その取り消された年分以後に提出された青色申告書は、青色申告書でなかったものとみなされ、各種の特典は適用されない。また、青色申告が取り消されると1年間は再申請できず、再適用は最短で翌々期となる。

11. 個人住民税の知識

地方税は、地方自治の本旨のもとに定められているため、地方税の税率は、国税のように一律ではなく、地方公共団体によって個別の税率で課税してもよいことになっている。しかし、地方税法により、特別の事情がない限り適用される標準税率と、これ以上高率な課税はできないという制限税率が定められている。

一般に、地方税の中の道府県民税（東京都は都民税）と市町村民税（東京都23区は特別区民税）を合わせて住民税とよんでいる。この住民税は、均等割と所得割とによって課税される仕組みになっている。

(1) 住民税が課税されない人

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている者
- ② 障害者・未成年人・寡婦・ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の者
- ③ 前年の合計所得金額が、下記の金額以下の者
 - ・ 単身世帯の場合
35万円 + 10万円

- ・ 同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合

$$35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10\text{万円} + 21\text{万円}$$

(2) 納付義務者

- ① 賦課日現在で、その（都）道府県内または市（区）町村内に住所を有する者
納付すべき住民税額 = 均等割額 + 所得割額
- ② 賦課日現在で、その（都）道府県内または市（区）町村内に事務所・事業所または家屋敷を有する者で、その（都）道府県内または市（区）町村内に住所を有しない者
納付すべき住民税額 = 均等割額のみ

(注) 1月1日（賦課期日）現在で課税され、同日現在の「住民基本台帳」の記録に基づき課税される。したがって、1月1日以後住所を移転した場合でも、その年分の住民税は1月1日現在の住所地の（都）道府県または市（区）町村に納付することになる。

(3) 納付すべき税額

① 均等割額

均等割額は、全国一律（定額）の標準税率で、原則として所得の多寡に関係なく住民に課税される。

(注) 均等割額は、前年の合計所得金額が「35万円×(本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計人数)」(控除対象配偶者および扶養親族がいる場合は21万円を加算) 以下の場合は非課税となる。

道府県民税（標準税率）	1,000円（年額）
市町村民税（標準税率）	3,000円（年額）

なお、2014年（平成26年）度～2023年（令和5年）度においては、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する財源を確保するための臨時的措置として個人の市町村民税および道府県民税の均等割の標準税率にそれぞれ500円ずつが加算されていたが、2024年（令和6年）度以降は個人住民税均等割（標準税率）に加算されていた合計1,000円について、森林環境税（国税）として個人住民税均等割とあわせて徴収される。

② 所得割額

所得割額は、前年の所得金額をもとに、所得割の税率を適用して算出した金額により課税される。給与所得者の場合は、所得税と同様に年末調整の対象となる。なお、所得割額の計算の手順は、対象所得金額が前年分となる点を除き、基本的な流れは所得税の計算と同様である。

(注1) 所得税の税額計算の流れについてはP.35を参照。

(注2) 所得割額は、前年の総所得金額等が「35万円×(本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計人数)+10万円」(控除対象配偶者および扶養親族がいる場合は32万円を加算)以下の場合は非課税となる。また、令和6年度税制改正による個人住民税の定額減税は、本テキストでは考慮しないものとする。

③ 個人住民税(所得割)の税率

個人住民税 (所得割)	(内 訳)	
	道府県民税	市町村民税
10%	4%	6%

(4) 住民税の主な所得控除

所得控除の種類	所得控除額		
基礎控除	納税者の合計所得金額が2,400万円以下		43万円
	納税者の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下		29万円
	納税者の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下		15万円
	納税者の合計所得金額が2,500万円超		なし
	(注) 2019年(令和元年)分までの所得(2020年(令和2年)度分以前の住民税)については納税者の合計所得金額にかかわらず一律33万円		
扶養控除	年少扶養親族	0~15歳	0円
	一般扶養親族1人につき	16~18歳	33万円
		23~69歳	33万円
	特定扶養親族1人につき	19~22歳	45万円
	老人扶養親族1人につき (70歳以上)	非同居	38万円
同居		45万円	
障害者控除	26万円(特別障害者の場合30万円(同居のとき53万円))		
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	納税者の合計所得金額が900万円以下	33万円
		納税者の合計所得金額が900万円超950万円以下	22万円
		納税者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下	11万円
	老人控除対象配偶者 (年齢70歳以上)	納税者の合計所得金額が900万円以下	38万円
		納税者の合計所得金額が900万円超950万円以下	26万円
		納税者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下	13万円
配偶者特別控除	1万円~33万円(納税者および配偶者の所得に応じ段階的に金額変更)		
寡婦控除	26万円		
ひとり親控除	30万円		
勤労学生控除	26万円		
生命保険料控除	(注) 生命保険料控除はP.71~76にて詳細解説。		

地震保険料控除	●住民税の地震保険料控除額		
	保険の種類	年間正味払込保険料	控除額
	①地震保険契約	50,000円以下	正味払込保険料の $\frac{1}{2}$
		50,000円超	一律25,000円
	②長期損害保険契約	5,000円以下	正味払込保険料全額
5,000円超15,000円以下		(正味払込保険料 $\times\frac{1}{2}$) + 2,500円	
15,000円超		一律10,000円	
①と②両方ある場合	①の控除額と②の控除額の合計額(最高25,000円限度)		
<p>(注1) 平成18年度税制改正で、2007年(平成19年)分から損害保険料控除が廃止された。ただし、経過措置として、一定の要件を満たす損害保険契約(保険期間10年以上で満期返戻金等があるもので、2006年(平成18年)12月31日までに締結したものなど)は、地震保険料控除の対象となる。</p> <p>(注2) J A 共済で締結した建物更生共済もしくは火災共済に係る契約その他、これらに類する共済に係る契約の共済掛金も地震保険料控除の対象となる。</p>			
社会保険料控除	支払金額の全額(所得税と同じ)		
小規模企業共済等掛金控除	支払金額の全額(所得税と同じ)		
医療費控除	(所得税と同じ)		
雑損控除	(所得税と同じ)		

(5) 住民税の主な税額控除

配当控除	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税：配当所得の1.6% (課税総所得金額1,000万円超の部分は0.8%) ・道府県民税：配当所得の1.2% (課税総所得金額1,000万円超の部分は0.6%)
外国税額控除	外国税額控除額を所得税で控除しきれなかったとき、一定額が外国税額控除の対象として税額控除できる。
寄附金	寄附金控除 <ul style="list-style-type: none"> ・寄附金額の10% (適用下限額2,000円) を税額控除 ・寄附金控除の控除対象限度額は総所得金額等の30% <p>(注) 10%の内訳は、道府県民税4%、市町村民税6%であり、寄附をした翌年度の住民税から控除される。</p>
	ふるさと納税 <ul style="list-style-type: none"> ・特例控除額 = (寄附金額 - 2,000円) \times (90% - 所得税の限界税率) ・個人住民税所得割額の2割を限度 <p>(注) 地方公共団体等に行った寄附に対する寄附金控除は、上記の寄附金控除額(基本控除額)に上乘せされる。また、2019年(令和元年)6月1日以降は、総務大臣が指定する一定の基準に適合するものが対象となる。</p> <p>(注) 対象となる寄附金は、政治活動等に関する寄附金を除いた所得税の所得控除の寄附金控除の対象となる特定寄附金で、地方条例により指定したものが追加されている。</p>
住宅ローン控除	住宅ローン控除を所得税で控除しきれない場合の残額については、9.75万円(2014年(平成26年)4月~2021年(令和3年)12月までに入居した者で、住宅に係る消費税等の税率が8%または10%の場合は13.65万円)を限度とした所定の金額を翌年の個人住民税から控除できる。

(6) 住民税の申告と納付

住民税の納税義務者は、前年中の所得などについて住民税の申告書を1月1日現在における住所地の市町村長に提出しなければならない。ただし、3月15日までに所得税の確定申告書を提出した者および給与所得のみの者はその必要がない。

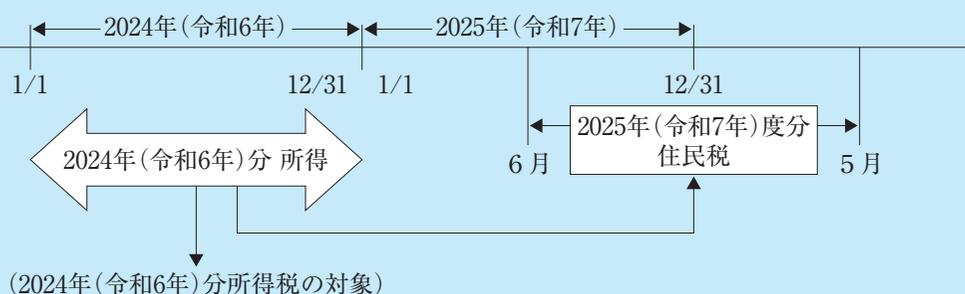
なお、住民税は「納税通知書」の送付によって納税する「普通徴収」が原則であるが、給与所得者は「特別徴収」で給与の支払者が支払う給与から所得税等と一緒に住民税を徴収（給与天引き）して納付する。

給与所得の特別徴収を行うには、給与の支払者（特別徴収義務者）が、前年の給与所得に基づき市町村長へ1月31日までに「給与支払報告書」を提出する。市町村長は特別徴収税額を計算して「特別徴収税額通知書」を給与の支払者に通知する。

給与の支払者はこの通知書に基づき、特別徴収税額を6月から翌年の5月までの12回に分け、毎月の給与の支払いのときに徴収して納付する。

【参考】所得税と住民税の関係

所得税は暦年課税主義であり、2024年（令和6年）中（1月1日～12月31日）の所得に対して2024年（令和6年）分の所得税が課税される。一方、住民税は原則として前年課税主義のため、2024年（令和6年）中の所得に対する課税が2025年（令和7年）度分の住民税として課税される（給与所得者の場合は、6月から翌年の5月までの12回に分けて徴収される）。



【参考】事業所得者（自営業者等）の住民税納付

事業所得者（自営業者等）の住民税は、「普通徴収」で申告後に送付されてくる「納税通知書」により納付する。道府県民税と市町村民税が一枚の納税通知書に記載されており、税額は通常、6月・8月・10月・翌年1月の4等分されたものを4期に分けて納付しなければならない。

12. 個人事業税の知識

事業税は、個人または法人の行う事業に対して、都道府県が課税する税金で、個人の所得税の計算においては必要経費に算入することができる。

(1) 納税義務者

個人が行う事業で、次に該当する場合に課税される。

第1種事業	物品販売業等
第2種事業	畜産業、水産業等
第3種事業	医師、弁護士、公認会計士、税理士等
林業、鉱物の掘採事業は非課税となる。	

(2) 個人事業税の計算

個人事業税は、原則として所得税における所得の計算方法に準じて算出した前年中の個人の「事業所得」および「不動産所得」（それぞれ必要経費を控除後）の合計額に対して、事業の種類ごとに定められている税率を乗じた額となる。ただし、所得計算について所得税の計算と異なる点として、事業専従者給与等の必要経費算入や、事業主控除等がある。

$$\text{個人の事業税} = \left(\text{前年中における事業の所得} - \text{事業専従者給与等} - \text{事業主控除額} \right) \times \text{税率}$$

(注) 前年中における「事業の所得」とは、対象となる所得の総収入金額からそれぞれ必要経費を控除した金額の合計額である。

〔参考〕 事業専従者給与、事業主控除の金額と課税標準

① 事業専従者給与の必要経費の算入額

ア. 青色事業専従者

所得税で青色事業専従者給与として認められた金額

イ. 白色事業専従者

次のうちいずれか低い方の金額

- 配偶者86万円（その他親族50万円）

$$\bullet \frac{\text{事業専従者控除前の「事業所得+不動産所得+山林所得」}}{\text{事業専従者の数}+1}$$

(注) 事業専従者給与の特例の適用を受けるための主な要件

- ① 事業者と生計を一にする親族で、年齢15歳以上の者への支給であること
- ② その年を通じて原則として6カ月を超える期間、専らその事業に従事していること
- ③ 高校・大学等の学生等（夜間を除く）でなく、他に職業がないこと
- ④ 適用を受けようとする年の3月15日までに所定の届出書をあらかじめ税務署に提出し、その届け出の範囲の給与支払いであること

② 事業主控除

年290万円。ただし、年の中途中で事業を開始または廃止した場合は次の金額となる。

$$290\text{万円} \times \frac{\text{事業を行った月数}}{12} = \text{控除額}$$

③ 税率

ア. 第1種事業 所得の $\frac{5}{100}$

イ. 第2種事業 所得の $\frac{4}{100}$

ウ. 第3種事業 所得の $\frac{5}{100}$ （ただし、助産師などは所得の $\frac{3}{100}$ ）

(3) 個人事業税の申告と納付

事業主控除に相当する金額を超える場合は、個人事業税の申告をしなければならない。なお、個人事業税の申告がある場合であっても、前年分の所得税についての確定申告書を提出した場合は、個人事業税の申告がされたものとみなされる。

また、申告書は毎年3月15日までに提出し、普通徴収の方法により8月および11月の納期までに納付しなければならない。

第2節 給与所得者の税金の基礎

1. 源泉徴収とは

源泉徴収とは、「所得が発生する時点で、その所得を支払う者が、所得を得る者に代わって、あらかじめその所得に対する税額を天引きして国に支払う手続き」のことをいう。

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得を総合して、翌年に確定申告のもと納付するという申告納税が原則となっている。しかし、給与所得者等が自ら税額を計算し適正な税金を納付することや、受け取る国や地方公共団体がこれに伴う煩雑な事務処理を行うことには一定の限界もある。そこで、給与所得者等の納税者に代わって、給与等の支払者である会社（企業等）が税務署等の協力のもと税額を計算し、その金額を給与等（支払額）から控除して国に納める方法がとられている。この源泉徴収制度では、給与等の支払者が徴収した税額を翌月10日までに納めることになっている。

源泉徴収の対象となる所得には以下のようなものがあるが、源泉徴収される下記の事業所得や雑所得（公的年金等を除く）については、その税率は10%（1回の支払額が100万円を超える場合はその超える部分について20%）となっている（なお、2013年（平成25年）～2037年（令和19年）においては、あわせて復興特別所得税も徴収されるため、実際の源泉徴収税率は10.21%、100万円を超える場合はその超える部分について20.42%となる）。

（注）源泉徴収制度は、所得税（国税）に対する申告納税の補完制度であるが、地方税である住民税をあわせて控除できる場合がある。また、給与所得における住民税の給与天引きは「特別徴収」という。

●源泉徴収される所得

	所得	所得の内容
1	利子所得	公社債や預貯金の利子、公社債投信の収益の分配等
2	配当所得	会社等から受ける配当金（中間配当を含む）
3	給与所得	給料、賃金、俸給、歳費、賞与等
4	退職所得	退職手当、一時恩給等
5	事業所得	著述家・作家が受ける原稿料、講演料、弁護士や税理士の報酬、外交員の報酬、ホステス等の報酬等
6	雑所得	公的年金等、年金保険の年金、著述家・作家以外の者が受け取る原稿料、講演料等（事業と認められるものを除く）

(注) それぞれの所得に係る源泉徴収税率については、該当所得の解説ページを参照。

2. 年末調整とは

年末調整とは、「会社（企業等）が年に1度、12月末に、その1年間に源泉徴収した税額に修正がないかの調整」をすることをいう。

給与等で源泉徴収される税額はあくまで予定計算による金額であり、年間の収入額が確定する年末において、その総額に対する税額と毎月源泉徴収された税額との過不足を精算する必要がある。年末調整によって、税金を納め過ぎている者には還付され、不足している者は追徴されることになる。その結果、年末調整を受けた納税者の大多数は、課税関係を終了して確定申告は不要となる。

給与収入額が2,000万円を超える者や退職者等の給与所得はこの対象とならないため、確定申告が必要である。

(1) 年末調整の流れ

給与等に対する源泉徴収税額は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に基づき、給与・賞与別に区分された早見表を使って計算されている。しかし、年度の途中で扶養家族の状況が変わる場合や、年末にまとめて控除する所得控除の適用などもあり、本来納めるべき税額は異なってくる。

したがって、年末に新たに提出された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」や「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」に基づき、会社（企業等）は、税額を再計算して正しい税額を確定させる。

(2) 年末調整する項目

① 適用される所得控除額の調整

- 扶養親族等の増減（結婚・出産などによる増加や、死亡・就職などによる減少）
- 適用される所得控除の種類（年齢（特定扶養親族・高齢者）や状況（障害者・寡婦（夫））の変化）
- 適正な社会保険料控除の反映（確定所得による調整や納税者以外の者の分の負担額）
- 年末一括適用となる「生命保険料控除」や「配偶者特別控除」の反映

② 実際に支給された賞与等の金額による調整

③ 税額控除による調整

- 住宅借入金等特別控除の適用による払戻し（適用初年度は確定申告）など

なお、年末調整によって反映できない所得控除の「医療費控除」等や各種の税額控除がある場合は、翌年の確定申告によって税額精算することになる。

3. 「申告納税」と「賦課課税」

(1) 「申告納税」「賦課課税」とは

給与や賞与等に課税される所得税は、その支給時点で源泉徴収される。

源泉徴収は、国にとっても納税者にとっても便利で間違いのない納税方法である。しかし、源泉分離課税の利子所得などと異なり、給与所得は源泉徴収だけでは課税終了できないため、年末調整や確定申告を経て納税額を確定して納付している。事業を行うことにより得た所得等に関しては、納税額の確定には納税者が自分で税額を計算し申告する必要がある。このように税金を申告・確定して納付することを「申告納税」という。

「申告納税」は、所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税等の主要な国税の他、地方税の一部で採用されている。

この「申告納税」に対して、納税者が何もしなくても徴収する側が税額を確定する「賦課課税」がある。この「賦課課税」は、国税では酒税や関税等ごく一部で、地方税では固定資産税や不動産取得税等、多くで採用されている。

(2) 課税方法

国税では、本税に対し申告納税となるのが一般的である。しかし、無申告や虚偽の申告等により本来納めるべき税金を納めていないことが税務調査により判明した場合は、その修正・追加納付が必要となり、かつ相応の加算税の対象となる。

(注) 加算税についてはP.62～64を参照。

この加算税は賦課課税であり、場合によっては、地方税の自動車税や固定資産税などと同様「納税通知書」によって税額を確定して請求されることになる。さらに悪質な場合は刑事罰の対象となることがある。このような規定は、法人税や相続税・贈与税でも同様である。

その他の課税方法には、印紙税や登録免許税などで印紙納付または金銭納付となるものがある。

4. 納付税額確定までに考慮すべきこと

(1) 収入区分ごとの課税所得

正しい税金納付をするためには、まず、得た収入がどのような所得に該当するかを確認する必要がある。その所得の種類ごとに整理総合し、該当する課税形態（税金の種類・税額の計算・徴収の方法等）を把握することによって、納付終了までの段階を確実に踏んでいくことができる。ちなみに適正な課税所得金額を税額計算に適用することが条件となる。

① 給与所得以外の所得はあるか？

利子所得、配当所得、事業所得、不動産所得、譲渡所得、一時所得、雑所得等

② 総合課税の対象となる所得の合計額はいくらになるか？

損益通算適用有無、総所得金額からの所得控除、課税所得金額の計算と適用税率等

③ 分離課税の対象となる所得金額の把握はできているか？

源泉徴収で課税終了するもの、損益通算できるもの、課税方法を選択できるもの等

(2) 累進課税と各種控除や税制措置

所得税をはじめとして、相続税も贈与税も超過累進課税であり、原則として課税対象金額が多くなるほど税率は高くなり、通常、税率が高い方が各種の所得控除等

の適用効果は大きくなる。また、「税額控除」、その他の期限のある「税制特別措置」等はその適用要件とともに該当する事項を確認しておきたい。

特に、所得金額の大きさは所得税以外に住民税や社会保険料の決定につながることも、同時に認識しておく必要がある。

5. 給与所得者の必要経費

(1) 給与所得控除

給与所得控除額は、給与所得に対する必要経費に相当する。各所得計算において課税対象となる金額を算出するときにその収入金額から必要経費を差し引くが、給与所得では会社（企業等）が直接業務にかかわる部分について負担している場合が多いこともあり、給与収入に応じたその必要経費を概算的に一律の算式で定めている。

(注) 給与所得控除額についてはP.10を参照。

この給与所得控除額（必要経費）は最低55万円であり、給与収入額が55万円以下の場合、給与所得は「0円」となる。また、その控除額は給与収入が増えると徐々に増えていくが、収入に対する必要経費率は低下していく。

(注) 給与所得控除の上限額は、給与等の収入金額が850万円超の場合で195万円となる。

(2) 所得金額調整控除

2020年（令和2年）以降の所得における基礎控除および給与所得控除の再編とともに新たに設定された制度であり、要件を満たす場合、下記の控除額を給与所得の金額から控除できる。

① 給与等の収入金額が850万円超の場合

適用対象：その年の給与等の収入金額が850万円超であり、

- ・特別障害者に該当するもの
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有するもの、特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有するもの

控除額：その年の給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%相当額（上限15万円）

② 「給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額（以下、給与所得控除後の給与等の金額）」および「公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控

除した残額（以下、公的年金等に係る雑所得の金額）」がある場合

適用対象：その年の「給与所得控除後の給与等の金額 + 公的年金等に係る雑所得の金額」 > 10万円の場合

控除額：その年の「給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）および公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）の合計額」から10万円を控除した残額

(3) 特定支出控除

特定支出とは、給与所得者が業務上必要と認められる費用で、その対象となる費用の支出には以下のものがある。ただし、会社（企業等）により補てんされる部分（非課税分）を除く。

① 通勤のための支出

一般の通勤者につき通常必要と認められる部分の通勤交通費等

② 転勤に伴う転居のための支出

引越費用や赴任旅費、および家族帯同のための旅費等

③ 職務上の研修のための支出

職務に直接必要な技術や知識の習得を目的とする研修受講費用等

④ 資格取得のための支出

職務に直接必要な資格取得費用等

⑤ 帰宅・帰郷のための支出

単身赴任等の場合などの勤務地と自宅を往復するための旅費等

⑥ 勤務必要経費

職務と関連のある図書購入費・職場で着用する衣服費・通常必要な交際費のその年中の支出の合計額で、65万円を限度とする。

⑦ 職務上の旅費

職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるもの

その年の特定支出の額の合計額のうち、給与所得控除額の2分の1相当額を超える部分の金額を、特定支出控除として給与所得控除額に加算することができる。

・ 給与所得控除額と特定支出控除額の合計額

= 給与所得控除額 + (特定支出の合計額 - 給与所得控除額の2分の1相当額)

なお、適用は確定申告により「特定支出控除の還付申告」をすることによる。こ

の場合、源泉徴収票の他、「特定支出に関する明細書」「特定支出を証明する領収証等」「会社（企業等）が発行する特定支出に関する証明書」を添付しなければならない。

6. 収入金額と各種控除の確認

所得控除は、会社員等の場合の給与所得控除とは全く別のものになる。この所得控除は、会社員等の場合も自営業者の場合にも認められており、「人的所得控除」と「その他の所得控除」に分けることもできる。

「人的所得控除」は、納税者の「最低生活費の保障」のための所得控除や「特別な個人的事情に対する配慮」としての所得控除が該当し、納税者本人に加え、扶養家族がいる場合に認められる。「その他の所得控除」とは、「社会政策的配慮」や「特別の損失または支出に対する配慮」に基づく所得控除を指す。

(注) 上記所得控除の区分はP.24～26を参照。

(1) 給与所得者の課税所得

一定の所得以下の納税者に認められているのが基礎控除（最高48万円）で、会社員等の給与所得者の場合は、給与所得控除55万円（最低額）と基礎控除48万円（給与所得控除が最低額となる給与収入金額の場合に適用される控除額）を合わせて合計103万円が控除されることになる。

つまり、給与収入103万円以下の場合、課税所得金額0円^(注)となり所得税は課税されない。

(注) $103\text{万円(給与収入)} - 55\text{万円(給与所得控除)} - 48\text{万円(基礎控除)} = 0\text{円}$

(2) 個々に異なる「人的所得控除」と「その他の所得控除」

「人的所得控除」は、一定の配偶者や扶養親族、および高齢者や障害者等が対象となり、控除対象者に応じてそれぞれが加算されて控除が認められる。したがって、対象者の状況によって、あるいは時間の経過によって、納税者に適用される所得控除も変化する。

また、「その他の所得控除」の中では、生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除・社会保険料控除等があり、それぞれ控除条件や控除額の制限が異なる。な

お、寄附金控除や雑損控除等も納税者自身が有効に適用することができる。

所得控除に加えて直接税額から差し引くことのできる各種の税額控除の適用も確認する必要がある。

(注) 主な所得控除適用時の留意すべき事項はP.64～82を参照。

7. 給与所得者の確定申告

給与所得者で確定申告をしなければならない者には、たとえば、給与所得の他に20万円を超える事業所得や不動産所得等がある者があげられるが、事業所得等の合計が赤字になったり、税額控除すると所得税額が「0円」以下になったりした場合は確定申告の必要はない。

ただし、そのような場合でも確定申告をしないときは、地方公共団体に住民税申告をする必要がある場合もある。また、確定申告によりその事業の所得の申告を青色申告していれば、当該所得が赤字でもその年分の純損失を翌年以降に繰り越すこともできる。

この他、一般には年末調整では対応できない所得控除や税額控除を確定申告によって適用し、過納税額の還付を受けることができる。

(1) 給与所得者で確定申告をしなければならない人 (P.37～38参照)

給与所得者は、原則的には源泉徴収と年末調整によって課税精算され確定申告をする必要はない。ただし、P.37～38で示したような場合には給与所得者でも確定申告が必要となるので注意しなければならない。

給与所得者で所得税が源泉徴収されていない場合（個人事業主等の家事使用人など）や、退職したときの退職金の源泉徴収税額が正規の税額より少ない場合も、確定申告によって納付税額の精算をしなければならない。

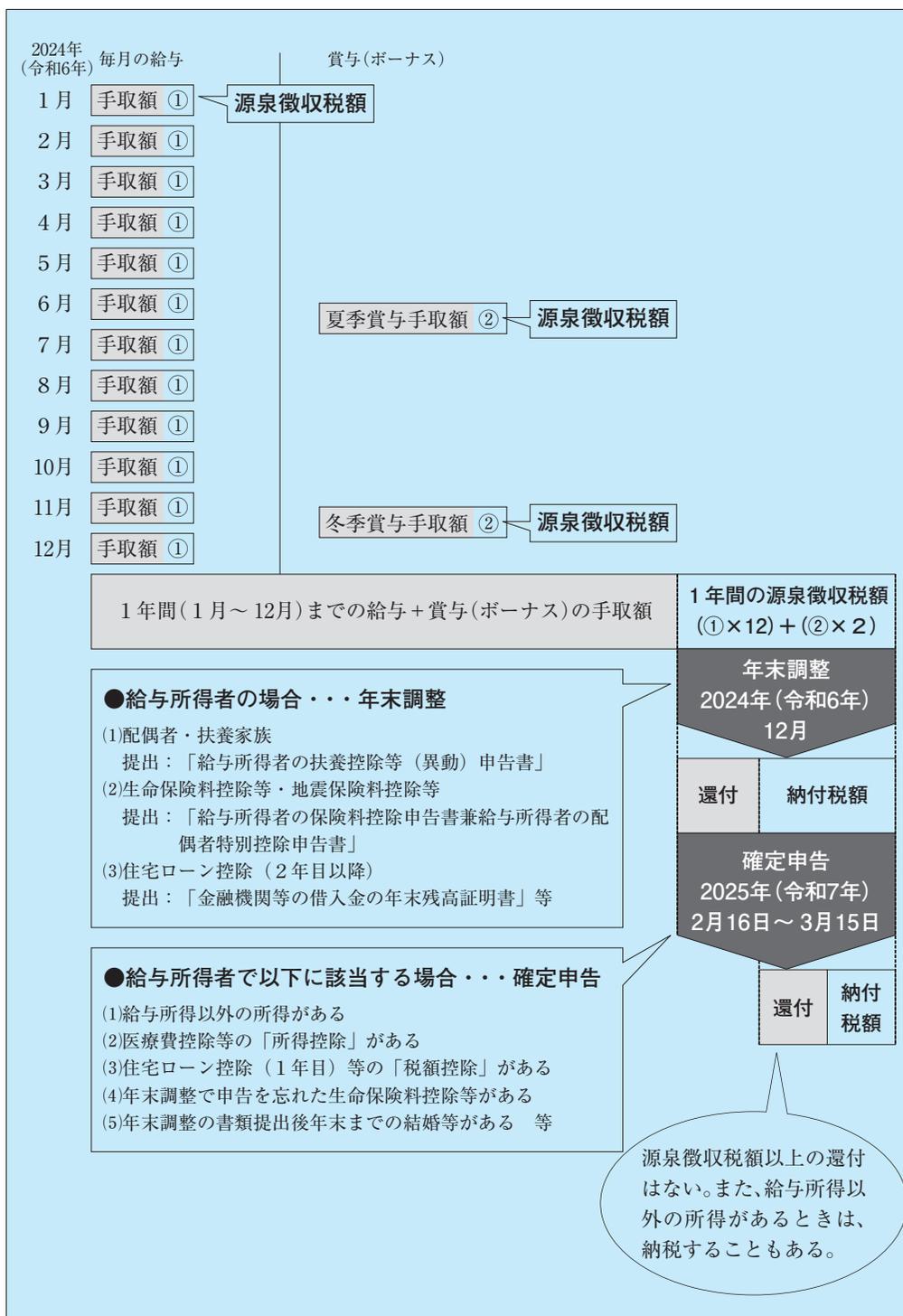
(2) 給与所得者が還付金を受けるための確定申告 (P.38参照)

給与所得者は、権利として確定申告をすることができる場合がある。年末調整で調整できない所得控除や税額控除などを確定申告により反映して、源泉徴収された税金の還付を受ける場合が相当する。

P.38で示した「確定申告をすれば税金が戻る人」の例の他、寄附金控除や配当控

除・外国税額控除等を受けようとする場合も同様に確定申告によって税金の還付が受けられる。確定申告をしなければ、過大な納税分は還付されない。

【参考】給与所得者の「年末調整」と「確定申告」の関係



〔参考〕 給与所得者でその他の所得がある場合の所得税額の計算例

事例 2024年（令和6年）3月に生命保険満期金を受け取った55歳のAさん（会社員：管理職）は、確定申告を行わなければならない。Aさんの2024年（令和6年）1月1日から12月31日までの1年間の収入金額、支出金額および家族構成は次のとおりである。所得税額を計算し、確定申告を行う際の納付税額または還付税額を算出する。なお、住民税および年末調整における還付、および復興特別所得税は考慮しない。

1. Aさんの1年間の収入金額

		収入金額	注 記	
①	甲社株式配当	25万円	源泉徴収税	5万円
②	給与	1,700万円	源泉徴収税	209万円
③	生命保険満期金	1,000万円	支払保険料総額	(900万円)
		源泉徴収税合計額	214万円	

（注）収入金額は源泉徴収前の金額。

2. 所得控除に関する事項

(1) 医療費の支出

被治療者	治療期間	支出年月	自己負担額 (Aさん)	保険等の給付金 による補てん額
Aさん	2024年(令和6年)1月～3月	2024年(令和6年)3月	65万円	35万円
長女	2024年(令和6年)5月～9月	2024年(令和6年)9月	20万円	0円

(2) 社会保険料の支出額 70万円

(3) 生命保険料の支出額（2012年（平成24年）1月以降契約のみ）

- ・一般生命保険料 年間20万円
- ・個人年金保険料 年間20万円（個人年金保険料税制適格特約付）
- ・介護医療保険料 年間10万円

(4) 地震保険料の支出額

- ・地震保険料 年間6万円

(5) 2024年（令和6年）3月に認定長期優良住宅（鉄筋3階建て）を購入

- ・住宅借入金等残高 4,000万円

（注）住宅ローン控除の適用を受けるには、初年度（2024年（令和6年）度）は確定申告が必要。

(6) 家族構成と家族の年間収入

家族	続柄	年齢	職業	年間収入	扶養親族の判定
A 花子	妻	52歳	パート収入	108万円	P.64～66参照。
A はな	母	72歳	同居：無職 (公的年金収入のみ)	130万円	公的年金等 年収 控除額 130万円 - 110万円 = 20万円 48万円 > 20万円 ⇒ 老人扶養親族
A 一郎	長男	26歳	会社員（給与収入）	330万円	同居しているが扶養親族にならない（給与所得者：生計別）
A 保子	長女	21歳	大学生（アルバイト収入）	60万円	アルバイト 給与所得 収入 控除額 60万円 - 55万円 = 5万円 48万円 > 5万円 ⇒ 特定扶養親族
A 次郎	次男	18歳	高校生（収入なし）		一般扶養親族

（注）家族はいずれも同居、かつ障害者ではない。

【解 説】

1. 総所得金額の計算

所得の種類	所得金額の計算	所得金額
配当所得		25万円
一時所得	満期保険金 必要経費 特別控除 1,000万円 - 900万円 - 50万円 = 50万円* ※50万円 × $\frac{1}{2}$ = 25万円	25万円
給与所得	1,700万円 - 195万円 (850万円超で給与所得控除額は一律195万円) - 15万円 (23歳未満の扶養親族ありで所得金額調整控除の対象) (注)「給与所得控除額」はP.10、「所得金額調整控除」はP.53~54を参照。	1,490万円
①総所得金額		1,540万円

2. 所得控除の計算

所得控除の種類	控除額の計算	所得控除額
医療費控除	支払金額 補てん額 (85万円 - 35万円) - 10万円* ※10万円 < 1,540万円 × 5% = 77万円 ∴ 10万円	40万円
社会保険料控除	全 額	70万円
配偶者控除	納税者(夫)の合計所得1,540万円 > 1,000万円 ⇒ 適用されない 妻のパート収入108万円 > 103万円 ⇒ 適用されない	0円
配偶者特別控除	納税者(夫)の合計所得1,540万円 > 1,000万円 ⇒ 適用されない	0円
扶養控除	・母(72歳) ……老人扶養親族(70歳以上・同居) : 58万円 ・長女(21歳) ……特定扶養親族(19歳~22歳) : 63万円 ・次男(18歳) ……一般扶養親族(16歳~18歳) : 38万円	159万円
生命保険料控除	・一般生命保険料 20万円 : 4万円 ・個人年金保険料 20万円 : 4万円 ・介護医療保険料 10万円 : 4万円	12万円
地震保険料控除	・地震保険料 6万円 : 一律5万円	5万円
基礎控除		48万円
②所得控除額		334万円

3. 納付すべき所得税額の計算

(1) 税額の計算

$$1,540\text{万円} - 334\text{万円} = 1,206\text{万円}$$

$$1,206\text{万円} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 33\% \end{matrix} - \begin{matrix} \text{速算控除額} \\ 153.6\text{万円} \end{matrix} = 244.38\text{万円} \quad \text{※100円未満切捨て}$$

(注)「所得税の速算表」はP.35を参照。

(2) 税額控除の反映

$$244.38\text{万円} - \begin{matrix} \text{配当控除}[\text{配当所得} \times 5\%] \\ 12.5\text{万円} (25\text{万円} \times 5\%) \end{matrix} - \begin{matrix} \text{住宅ローン控除額} \\ 28\text{万円} \end{matrix} = 211.38\text{万円}$$

(注)「配当控除」はP.33を参照。 (注)「住宅ローン控除額」はP.30~31を参照。

4. 確定申告の計算 (納付または還付)

$$211.38\text{万円} - \begin{matrix} \text{源泉徴収税額} \\ 214\text{万円} \end{matrix} = 1.38\text{万円}$$

よって、確定申告により納付する所得税額は、1.38万円である。

第2章 所得税の実務に係る知識

学習のねらい

1. 申告納税（確定申告等）にあたって、手続き上の留意事項を理解する。
2. 各所得控除のうち特にかかわりの深いものの内容詳細を確認すると同時に、「生命保険料控除」の実務について理解する。
3. 各種控除等の考え方や適用効果を事例とともに理解する。
4. 実生活の中で、特に中高年者や扶養家族、夫婦にとって重要な所得税の実務に関する知識を身につける。

第1節 申告納税の留意点

1. 還付請求

(1) 還付請求が可能な人

過去5年以内に次の事項に該当し、確定申告をしなかった者は、遡って還付請求ができる場合がある。

- ① 給与を2カ所以上から受け取った者
- ② 年の中で退職した者
- ③ 自分や家族について合計で1年間に10万円を超える医療費を支払った者
- ④ 源泉徴収されている自営業者
- ⑤ 住宅ローンを利用してマイホームを新築・購入した者 等

(注) 還付の対象者はP.38「確定申告をすれば税金が戻る人」を参照。

(2) 申告期限

所得税の確定申告は、1月1日～12月31日までの所得について、翌年2月16日～3月15日までの間に所轄の税務署長に対して行うが、還付請求をする権利（申告義務がない者の場合）は、5年間遡ることができる。したがって、この場合の確定申告による還付請求期限は、5年目の12月末日までとなる。

2. 確定申告の訂正と税務調査・処分

確定申告に誤りがあった場合は、訂正する方法として次の2つがある。

① 更正の請求

申告した税額が多過ぎた場合に、確定申告の申告期限から5年以内に限り、正当な税額に訂正してもらうことを請求することができる。

② 修正申告

申告した税額に不足額があるときに訂正する申告をいう。

納税者が「修正申告」しないときは、税務署長は税務調査により所得金額や税額等を「更正」して通知する。また、確定申告すべき者がしなかったときは、同様調査により所得金額や税額等を「決定」して納税者に通知する。納税者は、これらの通知書が発送された日の翌日から1カ月以内に納付しなければならない。

(1) 確定申告で納め過ぎた税金を請求する場合

① 更正の請求

確定申告の申告期限から5年以内であれば、「更正の請求」により、納め過ぎた税金が還付される。税金の納め過ぎは、「控除の見落とし」「必要経費の一部を計算しなかった場合」や単純な計算間違い等によって起こるため、確定申告後に再度確認してみる必要がある。

更正の請求は、「所得税の更正の請求書」に正しい課税所得金額と税額、更正の請求の理由等を記入して提出する。税務署はその内容を検討して、税金を納め過ぎであると認めると「減額更正」をして、納税者に納め過ぎた分を還付する。

② 税務署の処分に不服がある場合

納税額の計算に関して、納税者と税務署の意見が対立したり、国税に関して納得できない場合には、税務署長等に対する「再調査の請求」、または国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができる^(注1)。また、「再調査の請求」を選択して、その決定に満足できない場合には、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができる^(注2)。

さらに、国税不服審判所の裁決に満足できない場合には、提訴して裁判で争うことになる。

(注1) 不服申立て期間は、原則として処分があったことを知った日の翌日から3カ月以内。

(注2) 審査請求書の提出期限は、原則として再調査決定謄本の送達があった日の翌日から1カ月以内。

(2) 確定申告で実際より少なく納税した場合

① 延滞税と過少申告加算税

自営業者等の事業所得者が、確定申告で実際より少なく納税したことに気付いた場合は、自発的にできるだけ早く「修正申告」をして、追加して税金を納めなければならない。ただし、延滞税が課税される。一方、税務署から過少申告を指摘された場合は、たとえ意図的ではない計算ミスであっても、過少申告加算税が課税される。

(注) 税務調査を行うことや調査対象項目、および調査対象期間について通知されている場合、その税務調査によって更正や決定があることの前知がある前に修正申告をした場合でも、5%（期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%）の割合で、過少申告加算税が課税される。

② 意図的なら重加算税

納税者が、事実の仮装や隠蔽によって過少申告をしたとみなされる場合は、重加算税が課税される。

たとえば、副収入等があるにもかかわらず収入を大幅にごまかしているときや、税務調査で二重帳簿等が発見されたときである。

重加算税が課税される場合は、期限内申告であっても過少申告加算税に代えて、増えた税額の35%が重加算税の税率となり、過去5年以内に重加算税を賦課された者が、再度「仮装・隠蔽」のために修正申告書の提出等を行った場合の税率はさらに10%が加重される。

(注1) 二重帳簿とは、税務調査において所得や利益等の実体を隠すため、虚偽の帳簿を作り提出すること。

(注2) 重加算税の税率が10%加重される対象として、2024年（令和6年）1月1日以後に法定申告期限が到来する国税を対象に、前年度および前々年度に無申告加算税または重加算税を課された者が更に無申告行為を行った場合が追加されている。

〔参考〕 過少申告加算税・重加算税・延滞税

① 過少申告加算税

原則、「増加した税額の10%相当額」

(注)「増加した税額」が、当初申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合は、その超過部分は15%を加算する。

② 重加算税

重加算税額＝増加した税額×35%*

※35%は「更正」「修正申告」の場合で、「決定」の場合は40%。

③ 延滞税の税率

延滞税の税率は、法定納税期限の翌日から納付する日までの日数に応じて、原則として次のとおりとなる。

法定納税期限の翌日から2カ月を経過する日までの期間	年7.3%
法定納税期限の翌日から2カ月を経過した日以降の期間	年14.6%

ア) 2014年（平成26年）1月以降の期間に対応する延滞税の特例

各年の特例基準割合*が年7.3%に満たない場合には、その年中においては延滞税の区分に応じ、以下に定める割合となる。

i 年7.3%の割合の延滞税

その特例基準割合に年1%を加算した割合（その加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）

ii 年14.6%の割合の延滞税

その特例基準割合に年7.3%を加算した割合

イ) 2013年（平成25年）12月まで（2000年（平成12年）1月1日以降）の期間に対応する延滞税の特例

年7.3%の割合の延滞税の税率については、「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率＋4%」

※特例基準割合（2021年（令和3年）1月1日以降）とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合。

(3) 確定申告や納税が遅れた場合

① 期限内に確定申告しないと無申告加算税

自営業者等の事業所得者が、確定申告をする義務があるにもかかわらず、3月15日までの期限内に申告をしなかった場合は、無申告加算税が課税される。

無申告加算税の税率は、次のように分かれる。

① 税務調査などによる決定を予知したものではない場合	納税額×5%の加算税（ただし、2017年（平成29年）1月1日以後に法定申告期限が到来するものの税率は、50万円までは10パーセント、50万円超の部分は15%）
② 上記以外	納税額×15%の加算税（ただし納税額が50万円を超える場合には50万円を超える部分は20%、2024年（令和6年）1月1日以降に法定申告期限が到来する国税についてはさらに、300万円超の部分は30%）

(注) 期限内申告を提出できなかったことについて正当な理由がある場合、その他一定の場合は無申告加算税が課税されない場合もある。

この税率は重加算税等より低くなっているが、重加算税が増加した税額に税率を掛けるのに対して、無申告加算税は納税額全体に税率を掛けるため、加算税額は一般に多額となる。また、延滞税も課税される。

さらに意図的に申告しなかった場合は、無申告加算税に代えて重加算税が課税されることになり、この場合の重加算税の税率は納税額全体の40%になる。

(注) なお、過去5年以内に無申告加算税または無申告重加算税を賦課された者が、再度「無申告」のために修正申告書の提出等を行った場合、税率は10%加重される（さらに、2024年（令和6年）1月1日以後に法定申告期限が到来する国税においては、前年度および前々年度に無申告加算税または重加算税を課された者が更に無申告行為を行った場合も同様の加重措置の対象となる）。

② 延納届出書の提出と利子税

所得税の延納をする場合は、納税期限の3月15日までに「延納届出書」を提出する。一度に高額な税金を納めなければならない場合や、まとまったお金を納税資金として準備できなかった場合等に「延納制度」の利用が考えられるが、延滞税と同じ利率の利子税が課税される。ただし、延納の利子税は延滞税と異なり、翌年の必要経費として認められる。

(注) 「所得税の延納」についてはP.39を参照。

③ 振替納税制度

確定申告の納税期限までに振替納税制度を利用すると、金融機関から納税額の引落しまでが納税期限の3月15日から1カ月間ほどあるため、納税資金の準備期間ができる。したがって、一度に高額な税金を納めなければならない場合や、年度末（3月末）にまとまった資金が納税資金として入ってくる場合等に利用される。

3. 人的所得控除に関する知識

(1) 配偶者控除の適用

配偶者控除は、納税者に生計を一にする配偶者がいる場合で、納税者および配偶者の所得が一定基準以下のときに適用が認められる。なお、結婚した年に配偶者控除が認められるのは、婚姻届の提出による。また、配偶者とは夫婦の一方を指し、夫・妻のどちらをも意味する。

一般に、会社員等の場合は、勤務先所定の届け出を行い、年末調整の際に「給与

所得者の扶養控除等（異動）申告書」を勤務先へ提出することで配偶者控除を受けることができる。

ただし、住民税については地方公共団体が婚姻届の有無を確認するため、婚姻届が提出されていない場合は、結果として過少申告となり、住民税と所得税の両方が追加徴収されることになる。

(注) 婚姻関係（婚姻届の提出）にあるかどうかは、その年の12月31日を基準に判定する。

(2) 配偶者控除を受けられる人

- ① 妻（夫）とは、戸籍上の配偶者で、生計を一にしていること
- ② 納税者の合計所得金額が1,000万円以下（給与収入だけの場合、所得金額調整控除適用対象であれば1,210万円以下、それ以外であれば1,195万円以下）であること
- ③ 配偶者の合計所得金額が48万円以下（パート・アルバイト収入を含む給与収入だけの場合、年収103万円以下）であること

(注1) 配偶者の給与収入金額が最低給与所得控除額55万円、それに基礎控除額48万円（給与所得控除が最低額となる給与収入金額の場合に適用される控除額）の合計額103万円以下の場合、配偶者控除の対象者となるが、103万円を超えると適用されない。

(注2) 住民税についても同様に、給与収入金額が103万円以下の場合には配偶者控除の対象となる。

- ④ 配偶者の収入が公的年金等の収入だけの場合、配偶者が65歳以上の場合は年収158万円以下、配偶者が65歳未満の場合は108万円以下であること

(注) 金額は〔参考〕一般的な公的年金受給者の課税最低ライン（P.88）を参照。

その他、たとえば、別居しているが戸籍はそのまま配偶者に生活費を渡している場合は、配偶者控除が適用される。また、配偶者（無職）が死亡した場合は、判定の基準日は原則12月31日であるが、その年に限って配偶者控除が適用される。

(3) 配偶者特別控除の適用

配偶者の合計所得金額が48万円超（給与収入金額が103万円超）の場合、配偶者控除の適用はないが、納税者の合計所得金額が1,000万円以下（給与収入だけの場合、所得金額調整控除適用対象であれば1,210万円以下、それ以外であれば1,195万円以下）であり、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下（給与収入金額が103万円超201万円以下）の場合、納税者と配偶者の各合計所得金額（給与収入金

額)に応じて、控除額最大38万円から1万円までの「配偶者特別控除」が適用される。

(4) 配偶者特別控除を受けられる人

- ① 妻(夫)とは、戸籍上の配偶者で、生計を一にしていること
- ② 控除を受ける納税者本人の合計所得金額は、1,000万円以下(給与収入金額で所得金額調整控除適用対象であれば1,210万円以下、それ以外であれば1,195万円以下)であること
- ③ 配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下(給与収入金額が103万円超201万円以下)であること

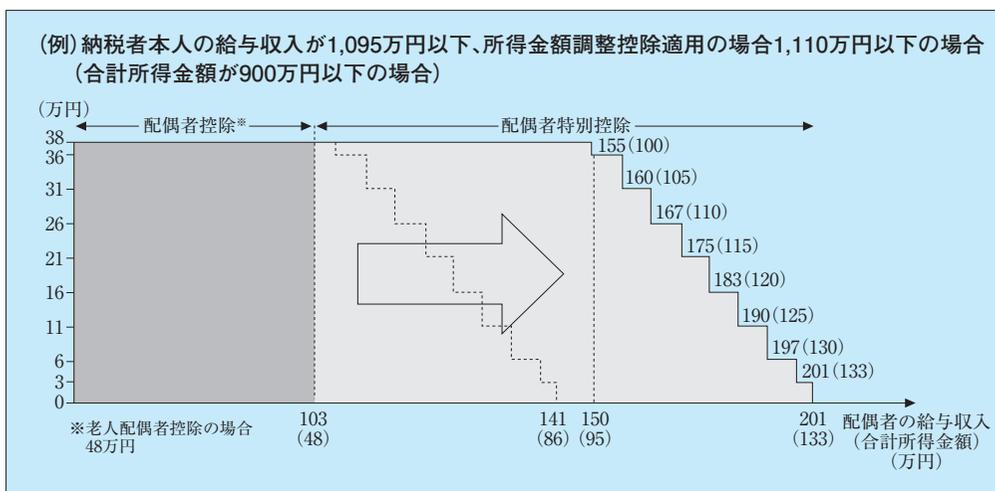
【参考】納税者および配偶者の給与収入金額と配偶者控除額・配偶者特別控除額一覧

配偶者の給与収入 → (単位：万円)

納税者本人の給与収入	配偶者控除	配偶者特別控除									
	～103	～150	～155	～160	～167	～175	～183	～190	～197	～201	201超
～1,095 [～1,110]	38 (48)	38	36	31	26	21	16	11	6	3	-
～1,145 [～1,160]	26 (32)	26	24	21	18	14	11	8	4	2	-
～1,195 [～1,210]	13 (16)	13	12	11	9	7	6	4	2	1	-
1,195超 [1,210超]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※納税者本人の給与収入の [] は、所得金額調整控除が適用される場合の給与収入額
 配偶者控除の () は、老人配偶者控除の場合の控除額

【参考】納税者および配偶者の給与収入金額と配偶者控除・配偶者特別控除額



(5) 扶養控除

扶養控除は、納税者に扶養親族がある場合、総所得金額等から扶養親族ごとに一定額を控除することができる。

① 扶養親族

扶養親族は、配偶者を除く六親等以内の血族および三親等以内の姻族となる。

また、扶養控除対象者として、都道府県知事から養育を委託されている児童（いわゆる里子）や市町村から養護を委託された老人も含まれる。

控除対象となるための親族の要件は、基本的には配偶者控除と同様、合計所得金額が48万円以下（パート等の給与収入金額は103万円以下）であることである。なお、自営業者の場合は、子等であっても「青色専従者に該当する者で給与の支払いを受けている者」および「事業専従者に該当する者」の場合は、扶養控除の対象とはならない。

② 「生計を一にしている」

「生計を一にしている」とは、必ずしも同居しているということではなく、生活費を出してあげている人すべてが、その人にとっての「生計を一にしている」人ということになる。

したがって、親元を離れて大学に通っている子や郷里の両親に仕送りをしている場合も「生計を一にしている」ということになる。ただし、子のアルバイト収入が年間103万円を超えている場合は、扶養控除の対象とはならない。

また、郷里の両親に複数の兄弟が仕送りをしている場合は、扶養控除を受けることができるのは、仕送りをしているうちの1人だけである。

なお、扶養親族・特定扶養親族ともに12月31日時点での満年齢で判断され、学生である必要はなく、自宅で浪人している場合や家事手伝いの場合も控除対象となる。

70歳以上の老人扶養親族の場合は、同居の有無により控除額が異なり、特に納税者または納税者の配偶者と同居を常況とするその直系尊属（父母や祖父母等＝同居老親等）の場合は、控除額も大きくなっている。

(注) 所得税および住民税の扶養控除額は、P.24・44の表を参照。

【参考】老人扶養控除が適用になる場合

事例 Tさんは45歳の独身で両親と別居している。両親ともTさんの扶養親族になっていないが、今年父母とも70歳になるので扶養控除を適用し、同居することとした。所得税がどれくらい減るのか相談された。

【解説】

両親が69歳である前年分は、扶養控除なしだが、両親が70歳になる今年分は老人扶養控除（同居老親等）116万円（58万円×2人）が適用となり、所得税が25.2万円減る。

		別居の両親とも69歳の場合	同居の両親とも70歳の場合
給与所得金額		800万円	800万円
所得控除	基礎控除	▲48万円	▲48万円
	扶養控除	—	—
	老人扶養控除 (同居老親等)	—	▲116万円
課税所得金額		752万円	636万円
所得税額		109.36万円	84.45万円
所得税差額			▲24.91万円 (他に住民税も減少)

(注) 他の所得、所得控除は考慮していない。また、復興特別所得税は考慮していない。

(6) 障害者控除

① 本人の障害者控除

納税者本人が、交通事故等の不慮の事故や疾病等により身体に障害が残ると、所得税で障害者控除27万円を受けることができる。障害の程度が重い場合は、所得税で特別障害者控除40万円を受けることができる。

② 家族が障害者の場合

納税者本人の障害者控除だけでなく家族に障害者がいる場合も、条件が合えば障害者控除として、配偶者控除や扶養控除に加えて控除が受けられる。

なお、扶養親族が同居特別障害者の場合は、特別障害者控除の額（40万円）に35万円が加算されて控除が受けられる。

なお、障害者・特別障害者の判定は、その年の12月31日の現況による。

【参考】障害者および特別障害者の範囲

	障害者	特別障害者
①	—	常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある者
②	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医の判定によって、知的障害者とされた者	左のうち、重度の知的障害者とされた者
③	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	左のうち、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級の者
④	身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている者	左のうち、身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級または2級の者
⑤	65歳以上の者で、上記①、②または④に準ずる者として、市町村長等の認定を受けている者	左のうち特別障害者に準ずる者として市町村長等の認定を受けている者
⑥	戦傷病者手帳の交付を受けている者	戦傷病者手帳に記載されている障害の程度が特別項症から第3項症までである者
⑦	—	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定によって厚生労働大臣の認定を受けている者
⑧	—	その年の12月31日において引き続き6カ月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする者

(7) 子のアルバイト収入に関する扶養控除・勤労学生控除

① 子のアルバイト収入金額の確認

子の収入が年間103万円を超えると、親はその子を扶養控除の対象とすることができない。

【参考】子のアルバイト収入と課税関係

子の収入	収入が103万円以下	収入が103万円超 130万円以下	収入が130万円超
親の扶養控除	適用される	適用されない	適用されない
子の所得税	0円	0円	課税される

(注) 子は勤労学生に該当する。

② 勤労学生控除

学生である子の年収が103万円を超えた場合、勤労学生である子の所得から控除される勤労学生控除27万円を足した130万円までは子に所得税が課税されない。

なお、子の年収が130万円を超えると、勤労学生控除は適用されないうえに、子には所得税が課税される。

子が勤労学生控除の適用を受けるには、確定申告時の前年12月31日時点で学生であることが必要である。勤労学生控除の対象となる学生には、国、地方公共団体、学校法人、医療法人が設立した各種専修学校の学生も含まれる。

【参考】子のアルバイト収入ごとの所得税額の比較

設定 夫（会社員）給与収入金額1,000万円、妻（専業主婦）、子（22歳：大学生）

子の収入金額区分		103万円以下	103万円超 130万円以下	130万円超
夫の課税関係	給与等の収入金額	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円
	給与所得控除額	1,950,000円	1,950,000円	1,950,000円
	所得金額調整控除額	150,000円	0円	0円
	給与所得額	7,900,000円	8,050,000円	8,050,000円
	基礎控除	▲480,000円	▲480,000円	▲480,000円
	配偶者控除	▲380,000円	▲380,000円	▲380,000円
	社会保険料控除	▲1,145,000円	▲1,145,000円	▲1,145,000円
	子の収入金額	103万円	123万円	133万円
	特定扶養控除	▲630,000円	0円	0円
	夫の課税所得額	5,265,000円	6,045,000円	6,045,000円
	①夫の所得税額	625,500円	781,500円	781,500円
子の課税関係	子の収入金額	1,030,000円	1,230,000円	1,330,000円
	給与所得控除額	▲550,000円	▲550,000円	▲550,000円
	基礎控除	▲480,000円	▲480,000円	▲480,000円
	勤労学生控除	▲270,000円	▲270,000円	0円
	子の課税所得額	0円	0円	300,000円
②子の所得税額	0円	0円	15,000円	
合計	①+②所得税額	③625,500円	④781,500円	⑤796,500円
	所得税の差額	-	(④-③)156,000円	(⑤-③)171,000円

(注1) 子の収入はすべて給与所得とする。

(注2) 夫の特定扶養控除は子本人の年収が103万円を超える場合、子本人の勤労学生控除は年収が130万円を超える場合は適用されない。

(注3) 当事例において、復興特別所得税は考慮していない。

4. 社会政策に配慮した所得控除に関する知識

(1) 生命保険料控除

年間正味払込保険料のうち的一定金額を、所得控除としてその年の総所得金額等から差し引くことができる。これによって所得税と住民税が軽減される。旧簡易保険や制度共済等の掛金も対象となるが、少額短期保険業者の取り扱う各保険商品や損害保険会社で取り扱う年金払積立傷害保険等の保険料は該当しない。

① 生命保険料控除の範囲

生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」および「介護医療保険料控除（2012年（平成24年）1月以降締結契約より）」の3つの保険料控除区分がある。生命保険料控除の対象となるには、「受取人のすべてが自己または配偶者、その他の親族であること」となっている。この場合の親族は、必ずしも生計を一にしていなくてもよい。なお、親族とは六親等以内の血族および三親等以内の姻族をいう。

ア) 一般生命保険料

一般生命保険料とは、個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険料以外の保険料を指す。ただし、2012年（平成24年）1月以降締結契約から介護医療保険料が一般生命保険料から区分されたため、それ以降の一般生命保険料にはこの部分は含まない。したがって上記区分以前のものと内容が異なる。

また、2012年（平成24年）1月以降締結契約の一般生命保険料では、身体の傷害のみに基因して保険金等が支払われる契約（傷害保険や当該特約部分^(注)）の保険料は生命保険料控除の対象から除外されており、一般生命保険料は新旧制度によって2つの内容があることに留意する必要がある。

(注) 2012年（平成24年）1月以降締結契約において生命保険料控除の対象外となった特約等には、「災害割増特約」「傷害特約」「特定損傷特約」「災害入院特約」などの他、団体信用生命保険の疾病関係特約や海外旅行保険の疾病治療費用に係る保険料などがある。

イ) 個人年金保険料

個人年金保険料税制適格特約を付加した個人年金保険契約は、年間正味払込保険料に対して一般生命保険料控除とは別枠で所得控除される。なお、この特約を付加しない個人年金保険契約（一時払契約や変額個人年金保険等）は、一般生命保険料控除の適用となる。

(注) 確定給付企業年金で従業員が負担する保険料等も一般生命保険料控除の対象である (P.85 参照)。

〈個人年金保険料税制適格特約の付加要件〉

- ア) 年金受取人が保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
- イ) 年金受取人が被保険者と同一人であること
- ウ) 保険料払込期間が10年以上であること
- エ) 年金の種類が確定年金 (有期年金) の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢は60歳以上で、かつ、年金支払期間は10年以上であることまたは終身であること

(注) 上記の要件の他、被保険者が重度の障害に該当した場合の年金支払いや剰余金の分配に係る約款上の規定に関する要件がある。

●個人年金保険料税制適格特約が付加できない契約形態例

	契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金受取人
①	本人	配偶者	本人
②	配偶者	配偶者	本人
③	本人	本人	配偶者
④	配偶者	本人	配偶者

(注) 被保険者と年金受取人を同一人にすれば控除対象となる。

ウ) 介護医療保険料

2012年 (平成24年) 1月以降締結契約から生命保険料控除適用が新たに区分された保険料で、従来は一般生命保険料として合算されていた。介護・医療保険の主契約および当該特約部分の保険料が該当する。したがって、損害保険会社を取り扱う第三分野の保険契約 (傷害保険を除く医療費用保険・介護費用保険・がん保険・所得補償保険等) も介護医療保険料控除の対象に変更された。

なお、商品の仕組みや保障内容が複雑化している現状から、法令等に基づき該当保険料区分の適用詳細が決められており、単なる商品名称で判断しにくい面があるので、保険会社に確認するなど注意が必要である。

(注) 死亡保障と介護・医療保障を兼ねた組込型保険商品の場合は、一定の条件を満たした場合に「介護医療保険料控除」の対象となるが、通常、特定疾病保障保険や健康祝金がある介護・医療保険は「一般生命保険料控除」の適用となる場合が多い。

② 生命保険料控除の対象とならない保険契約

- ア) 保険期間が5年未満の契約のうち、満期生存保険金のみを支払うもの、または

満期生存保険金と災害・所定の感染症等による死亡保険金のみを支払うもの

イ) 外国の保険会社と国外で締結した契約

ウ) 傷害保険契約

エ) 信用保険契約

オ) 勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約または勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る生命保険契約もしくは生命共済契約

(2) 生命保険料控除額の計算

生命保険料控除額は、所得税と住民税とでは計算式が異なり、2012年（平成24年）1月以降締結契約の場合は、対象保険料やその計算基準・限度額も異なるため注意が必要である。

なお、下記B基準による所得税の適用は2012年（平成24年）分、住民税の適用は2013年（平成25年）度分からである。具体的な控除額は以下の計算式のとおり。

●2011年（平成23年）12月までに締結した契約（旧契約の計算式（A基準））

1. 所得税の生命保険料控除額
(一般生命保険料、個人年金保険料共通)

年間正味払込保険料	控除される金額
25,000円以下のとき	全額
25,000円を超え 50,000円以下のとき	(正味払込保険料 $\times \frac{1}{2}$) + 12,500円
50,000円を超え 100,000円以下のとき	(正味払込保険料 $\times \frac{1}{4}$) + 25,000円
100,000円を 超えるとき	一律50,000円

2. 住民税の生命保険料控除額
(一般生命保険料、個人年金保険料共通)

年間正味払込保険料	控除される金額
15,000円以下のとき	全額
15,000円を超え 40,000円以下のとき	(正味払込保険料 $\times \frac{1}{2}$) + 7,500円
40,000円を超え 70,000円以下のとき	(正味払込保険料 $\times \frac{1}{4}$) + 17,500円
70,000円を 超えるとき	一律35,000円

●2012年（平成24年）1月以降に締結した契約（新契約の計算式（B基準））

1. 所得税の生命保険料控除額
(一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料共通)

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,000円を超え 40,000円以下のとき	(正味払込保険料 $\times \frac{1}{2}$) + 10,000円
40,000円を超え 80,000円以下のとき	(正味払込保険料 $\times \frac{1}{4}$) + 20,000円
80,000円を 超えるとき	一律40,000円

2. 住民税の生命保険料控除額
(一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料共通)

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,000円を超え 32,000円以下のとき	(正味払込保険料 $\times \frac{1}{2}$) + 6,000円
32,000円を超え 56,000円以下のとき	(正味払込保険料 $\times \frac{1}{4}$) + 14,000円
56,000円を 超えるとき	一律28,000円

① 対象となる保険料の限度額

前記の計算式からわかるとおり、新契約分について各保険料区分の適用限度額は引き下げられているが、3つの保険料区分すべてを適用することが可能となったため、その保険料の合計限度額は結果として引き上げられた。

② 実際に所得から控除される金額

新契約分についての実際の控除額も上記①に準じて改正されているが、住民税の合計控除限度額（7万円）は据え置かれた。

ア) 同じ保険料区分内の控除額

実際に所得から控除される金額の計算は、それぞれの契約ごとに前記の該当計算式により個別に計算する。ただし、同保険料区分内で新旧両契約がある場合は、i)「旧契約のみの適用」、ii)「新契約のみの適用」、iii)「両契約とも適用し合計する」のうちいずれか有利なものを選択できる。iii)を選択した場合、控除限度額は新契約（B基準）と同額までとなる。

イ) 3つの保険料区分合計の控除額

介護医療保険料控除は新契約分としての適用となる。したがって、控除額の最高額はB基準のとおりである。ちなみに、別途一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の対象契約の加入もあり、ともに旧契約の限度額（A基準）を適用する場合でも、3つの保険料区分合計の控除額は新契約（B基準）の合計限度額までとなる。

③ 内容変更等の取扱い

旧契約に新契約と同等とみなす内容変更等があった場合は、その時点から全保険料について新契約の保険料として新契約（B基準）の控除額が適用される。この場合の控除額の計算は、新旧対応期間分をそれぞれの計算式で算出した合計額となる。ただし、新契約（B基準）の限度額までであり、一つの契約で同時に新旧保険料を区分して適用することもない。

〈新契約と同等とみなす契約内容の変更等の例〉

- ・契約転換・特約付加による保険金額の増額更新・医療介護特約等の中途付加など

(注) リビング・ニーズ特約などの保障のない特約や、対象外となる傷害特約・特定損傷特約などをその部分のみで中途付加した場合は、新契約と同等とみなす変更にならない。

〔参考〕生命保険料控除の適用がある場合とない場合（例）

新入社員等に生命保険の必要性を説明するとき、生命保険料控除の話は不可欠である。そのため具体的な例でアドバイスすると納得が得られる。

事例 Dさんは、2024年（令和6年）4月に就職した。年収はボーナスを入れて300万円の予定。生命保険に加入したら年末調整で税金が返ってくると聞き、具体的にどれぐらい税金が変わるかで生命保険を検討するといわれた。

●一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険に加入し、年間各8万円の正味払込保険料を支払ったとした場合

所得税 比較		生命保険に加入していない場合	上記の生命保険契約に加入した場合
年間給与収入		3,000,000円	3,000,000円
給与所得控除		▲980,000円	▲980,000円
給与所得金額		2,020,000円	2,020,000円
所得控除	生命保険料控除	一般生命保険料控除	0円
		個人年金保険料控除	0円
		介護医療保険料控除	0円
	合計	0円	▲120,000円
基礎控除		▲480,000円	▲480,000円
所得控除合計額		▲480,000円	▲600,000円
課税所得金額		1,540,000円	1,420,000円
税額（5%）		77,000円	71,000円
納税差額			▲6,000円

住民税 比較 (所得割のみ)		生命保険に加入していない場合	上記の生命保険契約に加入した場合
年間給与収入		3,000,000円	3,000,000円
給与所得控除		▲980,000円	▲980,000円
給与所得金額		2,020,000円	2,020,000円
所得控除	生命保険料控除	一般生命保険料控除	0円
		個人年金保険料控除	0円
		介護医療保険料控除	0円
	合計	0円	▲70,000円
基礎控除		▲430,000円	▲430,000円
所得控除合計額		▲430,000円	▲500,000円
課税所得金額		1,590,000円	1,520,000円
税額（10%）		159,000円	152,000円
納税差額			▲7,000円

（注）当事例において、復興特別所得税は考慮していない。

(3) 生命保険料控除額計算の対象となる保険料

① 未払保険料

払込期日が到来していても、未払保険料になっている保険料は控除できない。

② 保険料（自動）振替貸付となった契約の保険料

保険料（自動）振替貸付となった契約は、責任準備金の一部を保険料に充当するため、支払保険料に該当するので、生命保険料控除の対象となる。

③ 配当金の支払いがある場合

その年中に支払いを受けた配当金等がある場合、その配当金が引出し可能であれば、たとえ引出しをしなくとも配当金額を保険料から控除した金額が、正味払込保険料として生命保険料控除の対象となる。なお、保険期間中に配当金を引き出せないものについては、払い込んだ保険料の金額が正味払込保険料として生命保険料控除の対象となる。

④ 前納保険料と一時払保険料

前納保険料については、次の算式により計算した金額が生命保険料控除の対象となる。

生命保険料控除 の対象となる 保険料	=	前納保険料 (割引後の保険料)	×	$\frac{\text{その年中に到来する払込期日の回数}}{\text{前納した生命保険料に係る払込期日の総回数}}$
--------------------------	---	--------------------	---	---

一方、一時払保険料は、払い込んだ年に1回だけ一時払保険料全額が生命保険料控除の対象となる。

(4) 社会保険料控除

① 社会保険料控除とは

社会保険料は、健康保険料・国民健康保険料・国民年金保険料・厚生年金保険料・雇用保険料・介護保険料等の合計で、この社会保険料は、社会保険料控除として全額所得控除の対象となる。

なお、補完・代行制度としての国民年金基金や厚生年金基金等の掛金（自己拠出分）も、社会保険料控除の対象になる。

② 配偶者や親族の保険料の控除対象

所得控除の対象となる社会保険料は、納税者本人分だけではなく、配偶者や親族の保険料を支払った場合も対象となる。

たとえば、20歳を過ぎれば学生も国民年金に加入しなければならないが、その保険料を親である納税者が払っている場合は、本人の保険料と子の保険料を合算して控除することができる。

なお、会社員等で給与から源泉徴収される社会保険料以外の社会保険料控除（子の国民年金保険料等）を年末調整で受ける場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を勤務先に提出しなければならない。

（注）納税者本人が、親族の社会保険料を納付している場合や銀行振替等で納付している場合も、年末調整の際に「納付証明書」を提出すれば、社会保険料控除を年末調整で受けることができる。なお、年末調整ではなく、確定申告を行うこともできる。

【参考】社会保険料控除の対象となる主な保険料・掛金

会社員	公務員等
<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険料 ・厚生年金保険料 ・雇用保険の保険料 ・介護保険の保険料 ・厚生年金基金等の掛金（自己拠出分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員・地方公務員・私立学校教職員等の共済組合の掛金、地方公共団体の職員共済会の掛金 ・厚生年金保険料 ・介護保険の保険料
自営業者	船員・農業従事者等その他
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料 ・国民年金保険料 ・介護保険の保険料 ・国民年金基金の掛金 	<ul style="list-style-type: none"> ・船員保険の保険料 ・農業者年金の保険料 ・国民年金保険料 ・農林漁業団体職員等の共済組合の掛金 ・介護保険の保険料

5. 特別の損失または支出に対する配慮に基づく所得控除に関する知識

(1) 医療費控除

① 医療費控除の対象者とその範囲

医療費控除は、納税者本人が、本人または本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費の一部が控除対象となる。

「生計を一にする」とは、「日常の生活費を共にしている」ということで、扶養親族でなければならないというわけではない。「配偶者」は、配偶者控除を受けていない共働きの配偶者でもかまわないということになる。

「親族」の範囲は、六親等以内の血族および三親等以内の姻族までで、社会人になった子でも、配偶者の両親でも、生計を一にしていればよい。なお、同居してい

る必要はなく、別居している両親や祖父母等も含まれる。

② 医療費控除の対象となる医療費

医療費は、病気やケガをしたときに病院等に支払う費用だけとは限らない。医療費の対象となるものには、診察・治療費、入院関係費、通院費、医薬品代、療養上の世話を受けるための費用、家族の介護費用、および出産関連費用等がある。

医療費控除の対象となる医療費とは、保険金や給付金等で補てんされる部分の金額を除いた費用で、納税者本人や本人と生計を一にする親族にかかるものであり、次のようなものがある。

ア) その病状に応じて一般に支払われる水準を著しく超えない部分の費用

- 医師、歯科医師による診療代、治療代
- 治療、療養に必要な医薬品の購入費
- 病院や診療所、老人保健施設、助産所に収容されるための費用
- あんま、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等による施術費
- 保健師や看護師、準看護師、特に依頼した付添人に支払った療養上の世話の費用
- 助産師による分娩の介助の費用
- 介護費用のうち一定のもの

(注) 原則として確定申告書に医療費の領収証の添付または提示が必要。

【参考】公的介護にかかわる費用の内容と認められる範囲

種 類	内 容	認められる範囲
認められる事項	① 1人暮らしの老人が受ける指定訪問老人介護利用料 ② ケガ等で受ける指定訪問老人介護利用料 (注) 指定事業者の領収証が必要。	全 額
施 設	指定介護老人福祉施設 65歳以上で、寝たきりや認知症によって、常時介護が必要な者（介護認定による要介護度1～5）が受けるサービス	自己負担金額の2分の1
	介護老人保健施設 病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要な者（介護認定による要介護度1～5）が受けるサービス	自己負担金額の全額
	介護医療院 急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする者（介護認定による要介護度1～5）が受けるサービス	
居宅サービス	① 在宅サービス計画（ケアプラン）に基づくサービス ② サービス提供事業者からの「居宅サービス利用料領収証」があるもの	全 額

イ) 診療や治療等を受けるために直接必要な費用

- 通院費用、入院のための部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃貸料の費用で通常必要な費用
- 義手、義足、松葉杖、義歯等の購入の費用
- 6カ月以上寝たきり状態でおむつの使用が必要であると医師が認めた者のおむつ代（医師の「おむつ使用証明書」が必要）

③ 医療費として認められないもの

- 医師等に対する謝礼金
- 人間ドックの費用（ただし、診断の結果、重大な疾病が発見されたとき、引き続き治療を受けた場合には、この健康診断の費用も医療費に含まれる）
- 美容整形の費用
- 疾病予防や健康増進等のための医薬品や健康食品の購入費
- 親族に支払う療養上の世話の費用
- 治療を受けるために直接必要としない近視、遠視等の眼鏡や補聴器等の購入費用
- 通院の自家用車のガソリン代、分娩のため実家へ帰るための交通費 等

(2) 医療費控除の計算と申告

① 医療費控除の計算

医療費控除額は、1年（1月1日から12月31日）を通して支払った医療費のうち
の一定額。

健康保険や介護保険で補てんされる金額や、生命保険や損害保険等で補てんされ
た入院給付金や医療保険金等を差し引いた実質支払医療費で計算する。

$\text{医療費控除額} = \text{実質支払医療費} - (\text{①②のどちらか低い金額})$ <p style="text-align: center;">※①10万円 ②総所得金額等×5%</p>
--

●医療費から差し引く補てんの確認区分

補てんに該当するもの	医療費から差し引く	医療費から差し引かない
健康保険	療養費や移送費として現金支給、 出産育児一時金、高額療養費等	傷病手当金、出産手当金等
生命保険・傷害保険等	入院給付金、医療保険金、 傷害保険金	重度障害や就業不能のために 支払われた休業補償金、保険金
その他	医療費の補てんとして支払われた 損害賠償金	会社や知人からの見舞金、 祝い金等

計算による医療費控除額は、1円単位まで総所得金額から控除できる。なお、医療費控除額が200万円を超える場合は、200万円が限度となる。

医療費控除で注意しなければならないのは、医療費を支払った時期である。

たとえば、年末にケガで入院して退院は翌年の2月、治療費・入院費等を翌年2月に支払った場合は、翌年の医療費控除になるので、入院した年の控除額には計上できない。

② 医療費控除は確定申告が必要

医療費控除は所得控除であるが、年末調整はできないため、会社員等であっても確定申告をしなければならない。

確定申告の際の添付書類は、申告する本人の源泉徴収票等の他「医療費控除の内訳書」と医療費の明細書または医薬品購入費の明細書等である。なお、医療費控除による還付請求は、時効の範囲内（5年間）ならいつでも可能であり、確定申告すると遡って還付を受けることができる。

(注) 確定申告は1年単位で行うため、医療費控除を何年分もまとめて1回で確定申告をすることはできない。

③ 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

健康の維持増進、疾病の予防への一定の取組みを行う個人が、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族に係る一定のスイッチO T C医薬品を購入した費用について、その年中に支払った額の合計が12,000円を超える場合、その超える部分について88,000円を限度としてその年分の総所得金額等から控除する（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額の部分を除く）。

なお、この特例の適用は、本則の医療費控除の適用との選択制となる。

対象：2017年（平成29年）1月1日～2026年（令和8年）12月31日に支払った対価（確定申告時には「医療費および医薬品購入費の明細書」の添付が必要）

【参考】医療費控除の確定申告

事例1 Hさんはケガでの入院費用10万円を支払い、入院給付金20万円を受給。妻の出産費用が50万円、出産育児一時金による補てん額42万円を受給。その他歯科治療費が10万円あった。「医療費控除」の対象金額はいくらになるか。

【解説】

①入院給付金の受給に関する計算

$$\begin{array}{rcl} \text{入院費用} & & \text{入院給付金} \\ 10\text{万円} & - & 20\text{万円} \\ \hline & = & -10\text{万円} \end{array}$$

この入院給付金の-10万円については、他の医療費(②)等から差し引く必要はない。

②よって、その他の医療費の計算により医療費控除の対象額を計算する。

$$\begin{array}{rcl} \text{出産費用} & & \text{出産育児一時金} & & \text{歯科治療費} \\ (50\text{万円} & - & 42\text{万円}) & + & 10\text{万円} \\ \hline & = & 18\text{万円} & & \text{(医療費控除の対象金額)} \end{array}$$

事例2 医療費控除額が30万円だった場合に所得税の還付額(減少額)はいくらか。

(1) 課税所得金額(医療費控除前)が400万円の場合

(2) 課税所得金額(医療費控除前)が300万円の場合

【解説】

(1) 課税所得金額(医療費控除前)が400万円の場合

① $400\text{万円} \times 20\% - 42.75\text{万円} = 37.25\text{万円}$

② $(400\text{万円} - 30\text{万円}) \times 20\% - 42.75\text{万円} = 31.25\text{万円}$

③ ① - ② = 6万円

(2) 課税所得金額(医療費控除前)が300万円の場合

① $300\text{万円} \times 10\% - 9.75\text{万円} = 20.25\text{万円}$

② $(300\text{万円} - 30\text{万円}) \times 10\% - 9.75\text{万円} = 17.25\text{万円}$

③ ① - ② = 3万円

つまり、課税所得金額により、還付金額が異なる。

(注) 当事例において、復興特別所得税は考慮していない。

(3) 雑損控除

① 雑損控除とは

資産(生活に通常必要でない資産や事業用資産等を除く)について災害・盗難・横領により生じた損失のうち、一定の金額を所得控除として総所得金額等から控除するものを「雑損控除」という。

② 雑損控除の対象となる資産の範囲

雑損控除の対象となる資産は、原則として納税者本人または納税者と生計を一にする配偶者その他の親族(総所得金額等が48万円以下の者に限る)の所有する生活に通常必要な資産に限られる。

③ 損失額の範囲

資産について生じた損失額は、資産の損失額その他、災害等に関連するやむを得ない支出（取り壊し・除去・原状回復・被害拡大防止等の費用）を含むが、災害関連支出の金額（5万円を超えるか否か）によって、損失額から控除される一定金額の計算基準が異なる（下記表のとおり）。また、保険金・損害賠償金等の支払いを受けたときは、それらの金額を差し引いて損失の額を計算する。

なお、純損失と同様に雑損控除の金額がその年分の総所得金額等を超えるときは、「雑損失の繰越控除」として、その超える金額を翌年以降3年間にわたり当該年度の所得金額から差し引くことができる。

（注）純損失についてはP.23を参照。

●雑損控除額

区 分	雑損控除額
その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が5万円以下の場合	損失額－総所得金額等×10%
その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が5万円超の場合	損失額－（AとBのどちらか低い金額） A：損失額－（災害関連支出額－5万円） B：総所得金額等×10%
その年における損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合	損失額－（AとBのどちらか低い金額） A：5万円 B：総所得金額等×10%

（注）「損失額」＝「損害の金額」－「保険金等で補てんされた金額」

【参考】マイナンバー制度

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、および公平・公正な社会の実現を目的として創設され、2016年（平成28年）1月1日からは、社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいてマイナンバーの利用が開始されている。

マイナンバーは住民票を有するすべての人に対して、1人につき1つ付与される12桁の番号で、税に関する手続きにおいても、税務当局に提出する各種の申告書や届出書、調書への記載が必要となることがある。また、生命保険に関しても、保険金等の支払手続きにおいて、生命保険会社は税務署等に契約者および受取人のマイナンバーを記載した支払調書の提出が義務付けられている。

第2節 中高年者に関する税金の知識

1. 退職金に対する税金の知識

(1) 退職所得は分離課税

会社員等が退職する場合に会社から支給される退職金は、退職所得として退職所得控除があり、分離課税で他の所得と分けて課税される。

(2) 退職金に課税される所得税の計算

$$\text{① 退職所得金額} = (\text{退職金の収入金額} - \text{退職所得控除額}^*) \times \frac{1}{2}$$

※退職所得控除額は、勤続年数により次のように計算式が区分されている。

退職所得控除額 の勤続年数区分	20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）
	20年超	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

(注1) 勤続年数は、1日でも1年に切り上げて処理する。

(注2) 障害になったことが直接の原因で退職する場合は、退職所得控除に100万円が加算される。

なお、以下については、この算式で乗じる $\frac{1}{2}$ の適用対象から除外される。

- 勤続（在任）年数5年以下の法人役員等に支払われる退職手当金等
- 法人役員等以外で勤続5年以下の者に支給される退職所得（退職所得控除額控除後の金額）のうち300万円を超える部分

(注) 上記法人役員等には、①法人税法に規定する役員 ②国会議員および地方議会議員

③国家公務員および地方公務員が含まれる。

$$\text{② 退職所得に課税される所得税} = \text{退職所得金額} \times \text{税率} - \text{速算控除額}$$

(注) 「所得税の速算表」はP.35を参照。

〔計算例〕勤続年数ごとの税額（退職金1,000万円）

	勤続年数		計算式
①	18年 1カ月	退職所得金額	$\{1,000\text{万円} - (40\text{万円} \times 19\text{年})\} \times \frac{1}{2} = 120\text{万円}$
		退職所得税額	$120\text{万円} \times 5\% = 6\text{万円}$
②	19年 1カ月	退職所得金額	$\{1,000\text{万円} - (40\text{万円} \times 20\text{年})\} \times \frac{1}{2} = 100\text{万円}$
		退職所得税額	$100\text{万円} \times 5\% = 5\text{万円}$
③	20年 1カ月	退職所得金額	$\{1,000\text{万円} - (800\text{万円} + 70\text{万円} \times (21\text{年} - 20\text{年}))\} \times \frac{1}{2} = 65\text{万円}$
		退職所得税額	$65\text{万円} \times 5\% = 3.25\text{万円}$

(注1) 退職金には、本来の退職手当の他に功労金等も含まれる。

(注2) 死亡退職金が遺族に支払われる場合、原則として所得税は課税されない。ただし、相続税の課税対象となる。

(注3) 当事例において、復興特別所得税は考慮していない。

(3) 退職金に課税される個人住民税の計算

住民税は、通常前年の所得に対して課税される「前年所得課税（翌年に課税）」であるが、退職所得の住民税に関しては、「現年課税（収入のあった年に課税）」であり、他の所得とは別に分離課税として住民税を計算する。

(注) 住民税（所得割）の税額計算は、所得税に準じる。

(4) 勤務先への退職金に関する手続き

勤務先より退職金を受け取る者は、「退職所得の受給に関する申告書」を会社等の勤務先に提出するのが一般的であるが、提出していない場合は、退職所得控除額に関係なく退職金全額（支給額）に対する20.42%が源泉徴収される（2013年（平成25年）～2037年（令和19年）の間の税率で、復興特別所得税を含む）。たとえば退職金が1,000万円（退職所得控除額以下の支給額）とすると、源泉徴収税額は204.2万円（1,000万円×20.42%）になる。この税額は、確定申告により還付を受けることができる。逆に本来納付すべき税額よりも少なかった場合は、確定申告をしたうえで当該税額を追加納付しなければならない。

なお、上記申告書を勤務先に提出している場合は、正当な所得税率で算出された税額が源泉徴収されて課税が終了する。

(注) 退職により総所得金額等から控除しきれない所得控除がある場合は、退職所得金額から控除して課税退職所得金額を算出することができる。

2. 企業年金についての税金の知識

退職金制度のひとつの形態に企業年金制度がある。現在、代表的な年金制度として「確定給付型の企業年金」と「確定拠出年金」があるが、老齢給付金は、その受け取り方については年金の他、規約の定めによる所定の要件を満たすことで一時金での受取りの選択も可能である。また、規約の定めによっては障害給付金や遺族給付金（または死亡一時金）の給付も可能であり、その給付の種類によって以下(1)～(3)のとおり課税関係が異なる。

(注) 旧適格退職年金は2012年（平成24年）3月末までに、原則廃止または他の年金制度に移行されている。ただし、一部「閉鎖型年金」として移行不能なものについては、従来の税制措置の継続が維持されている。

なお、企業年金の保険料（または掛金）は、個人の負担分について所得控除の対象（企業負担分は損金）となり、老後の生活保障の確保のための社会政策上の配慮がなされている。具体的な所得控除の区分は以下のとおりである。

① 一般生命保険料控除の対象

確定給付企業年金の個人負担保険料（または掛金）

② 小規模企業共済等掛金控除の対象

確定拠出年金の個人拠出分掛金

(注) 厚生年金基金等の自己負担分の掛金や国民年金基金の掛金は、社会保険料控除の対象（P.76～77を参照）。

(1) 退職により老齢給付金を受け取った場合の課税

① 年金で受け取った場合

給付金額が公的年金等にかかる雑所得として課税される。

② 一時金で受け取った場合

退職に基因して支払われる一時金のため、給付金額が退職手当等とみなされ、退職に伴う他の一時金と合算して退職所得として課税される。なお、退職に基因しないそれ以外の一時金については、一時所得として課税される。

(2) 本人の傷病等により障害給付金を受け取った場合の課税

年金規約に定めがあれば、加入者が高度障害状態になった場合、年金または一時金が支給されるが、この障害給付金は、いずれの場合も非課税である。

(3) 本人死亡により遺族が遺族給付金を受け取った場合の課税

① 遺族年金で受け取った場合

ア) 在職中に死亡した場合

遺族年金は所得税・住民税が課税されない。ただし、遺族年金を受け取る権利の評価額は、死亡退職手当金として相続税が課税される。

死亡退職手当金とされる場合は、「500万円×法定相続人の数」の金額が非課税限度額として適用できる。

イ) 年金受給中に死亡した場合

保証期間付年金の受給期間中に死亡したときは、保証期間満了時まで遺族が継続

して受給することになる。この場合は退職手当金の扱いにはならないので、「500万円×法定相続人の数」の金額の非課税限度額としての適用はない。継続して年金を受け取る権利の評価額に対して相続税が課税される。

② 遺族が一時金で受け取った場合

ア) 死亡一時金を遺族が受け取った場合

死亡一時金は所得税・住民税が課税されない。ただし、相続税が課税される。

なお、死亡一時金は「500万円×法定相続人の数」の金額が非課税限度額として適用できる。

イ) 保証期間付年金を本人死亡により遺族が一時金で受け取った場合

本人が保証期間付年金の受給期間中に死亡したため、本人に代わり遺族が保証期間の残余期間の年金を一時金で受け取った場合は、一時金の額に相続税が課税される。なお、この場合は、「500万円×法定相続人の数」の金額の非課税限度額としての適用はない。

3. 公的年金等についての税金の知識

(1) 公的年金等は雑所得

公的年金で老齢を理由に受給する年金は、すべて所得税法により雑所得とみなされ、所得税の課税対象となる。

ただし、公的年金の中には、厚生年金制度・国民年金制度における遺族年金等のように非課税所得とみなされ、課税されないものがある。

(2) 源泉徴収と扶養親族等申告書の提出

老齢厚生年金に課税される税金は、各人の給付額から年金の支払者である「日本年金機構」が源泉徴収する。

したがって、年金受給者が受け取る年金額は、源泉徴収により所得税を納めた後の金額ということになるが、公的年金等の受給者全員が源泉徴収の対象となるということではない。年金の雑所得の課税所得が0円以下となる者（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合、年金収入額が「65歳未満の受給者は108万円以下」「65歳以上の受給者は158万円以下」）は、源泉徴収されることはない。

また、源泉徴収の対象となる場合でも、最初に年金を請求（裁定請求）するとき「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「扶養親族等申告書」という）」を提出していれば、年金支給額から諸控除を差し引いた金額の5.105%（2013年（平成25年）～2037年（令和19年）の間の税率で、復興特別所得税を含む）の源泉徴収税額となるが、この提出がない場合は、公的年金等の金額から公的年金等控除および基礎控除に対応する控除の月割額（その月割額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額）にその公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した残額に、5.105%の税率（復興特別所得税を含む2037年（令和19年）までの税率）で源泉徴収される（受給者本人が障害者・寡婦等に該当せず、控除対象となる配偶者または扶養親族がない場合は、扶養親族等申告書を提出しなくとも源泉徴収額に影響はない）。

(3) 年金の課税所得と確定申告

公的年金等の課税所得は、年金の収入金額から公的年金等控除額の他それぞれ該当の各所得控除を控除した金額であり、受給者の年齢（65歳未満か以上か）や収入金額、扶養親族の有無等によって異なる。上記(2)の源泉徴収されない年金収入額とは、この公的年金等控除額と基礎控除額を合計した金額の課税最低ラインである。控除対象配偶者がいる場合は、その金額にさらに配偶者控除額を加算した金額まで課税されないことになる。

(注1) 公的年金等控除額についてはP.14～15を参照。

(注2) 65歳の判定はその年の12月31日の年齢による。

しかしながら、公的年金等以外の所得がある場合は、総合課税の対象としてその他の所得を合算して税額を算出しなければならない。また、「扶養親族等申告書」を提出しても反映しきれない所得控除や税額控除もあるため、一般には「公的年金等の源泉徴収票」を添えて確定申告することにより、正当税額の申告や還付申告をすることになる。

2012年（平成24年）1月以降は公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得が20万円以下の者について確定申告不要制度が創設されているが、これによって所得税が非課税となるわけではなく、また確定申告することにより所得税額を低く抑えることができる場合があるので注意が必要である。なお、確定申告すれば住民税の申告は不要となる。

【参考】一般的な公的年金受給者の課税最低ライン

	65歳未満		65歳以上	
	控除対象 配偶者なし	控除対象 配偶者あり	控除対象 配偶者なし	控除対象 配偶者あり
公的年金等控除額	60万円	60万円	110万円	110万円
基礎控除	48万円	48万円	48万円	48万円
配偶者控除	0円	38万円	0円	38万円
配偶者特別控除	0円	0円	0円	0円
合計額	108万円	146万円	158万円	196万円

(注) 公的年金等に係る雑所得以外に所得がない場合の試算。

【参考】「老齢厚生年金」と「企業年金」を受け取った場合の確定申告

事例 今年60歳で定年退職したFさんは、老齢厚生年金を年額198万円と、会社の企業年金を年額120万円受け取る予定になっている（年金以外の収入はない）。確定申告で納税しなければならないか相談された。家族は62歳の妻（専業主婦で収入なし）と2人暮らしで、他に扶養家族はない。

【解説】

確定申告により所得税62,500円を納税することになる。

	項目	金額
①	老齢厚生年金額（月額165,000円×12カ月）	1,980,000円
②	企業年金額（月額100,000円×12カ月）	1,200,000円
③	公的年金等の収入金額（①+②）	3,180,000円
④	公的年金等控除額（P.14～15雑所得を参照して計算）	▲1,070,000円
⑤	雑所得金額（③-④）	2,110,000円
⑥	配偶者控除	▲380,000円
⑦	基礎控除	▲480,000円
⑧	課税所得金額（⑤-⑥-⑦）	1,250,000円
⑨	所得税額（P.35により計算）	62,500円

(注1) 事例計算のため、ここでは社会保険料控除、および受取年金額に対する源泉徴収税額は考慮していない。

(注2) 当事例において、復興特別所得税は考慮していない。

4. 退職後、再就職しなかった場合等の確定申告

(1) 会社員等が中途退職して再就職していない場合

会社員等は、毎月の給与やボーナスで所得税や住民税、社会保険料が源泉徴収されており、源泉徴収される税額は、1年間勤務した場合の年収を前提に徴収された額（予定納税額）である。年の途中で退職して再就職しなかった場合は、年末まで勤務しておらず年末調整を受けることができないため、確定申告をすることで源泉徴収で多く納め過ぎていた税金の還付を受けられる場合がある。

(2) 定年退職後、再就職していない場合

定年退職したときの退職金は、退職所得として一般には源泉徴収され、税金が精算されるが、再就職していない場合は、確定申告することにより、退職月まで給与から源泉徴収されている税金の還付を受けられる場合がある。特に健康保険や生命保険料などを自らが支払っている場合には、確定申告により、還付される可能性が高い。

なお、定年退職後の再就職活動期間中に支給される雇用保険金（失業給付金）には税金はかからないため、確定申告の際に所得に加える必要はない。

また、定年退職後再就職した者は、新しい会社で年末調整が受けられるので、その際には前の会社の源泉徴収票を新会社に提出する必要がある。

第3節 夫婦に関する税金の知識

ここでは、「配偶者控除」や「配偶者特別控除」の適用以外について、夫婦に関する税金の知識を解説する。

1. 寡婦控除およびひとり親控除

(1) 寡婦控除

夫と離婚した後婚姻をしていない、あるいは夫と死別もしくは夫が生死不明（一定の場合）である場合、本人について以下の要件を満たすことで寡婦控除の適用を受けることができる（ただし、ひとり親に該当する場合を除く）。

- ① 合計所得金額が500万円以下であること
- ② 寡婦本人や同一世帯の者の住民票において「夫（未届）」の記載がないこと
- ③ 離婚の場合、総所得金額等が48万円以下の扶養親族（子を除く）がいること（夫と死別もしくは夫が生死不明の場合は扶養親族の要件はない）

寡婦控除の控除額は、所得税の場合は27万円、住民税の場合は26万円となる。

(2) ひとり親控除

未婚で生計を一にする子がいる場合、以下の要件を満たすことで、ひとり親控除が適用される。

- ① 合計所得金額が500万円以下であること
- ② 未婚ひとり親本人や、同一世帯の者の住民票において「夫（未届）」や「妻（未届）」の記載がないこと
- ③ 「生計を一にする子」がおり、子の総所得金額等が48万円以下であること（他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子に限る）

ひとり親控除の控除額は、所得税の場合は35万円、住民税の場合は30万円となる。

2. 離婚に伴う税金の知識

(1) 離婚に伴う財産分与

離婚をする際には、夫婦間の話し合いや家庭裁判所の調停により、状況に応じて慰謝料が決まり財産は移動するが、原則として贈与税は課税されない（慰謝料は、婚姻中に共同で蓄えた財産を分与したものと法律的には解釈されるため）。

慰謝料は損害賠償金であり、交通事故等の場合も同様に課税対象となることはない。ただし、マイホームを現金の代わりに渡す場合は、不動産の名義が変更されるため売却行為とみなされ、売却益については譲渡所得として所得税の課税対象となる。

【参考】離婚に伴う財産分与の税金関係

①現金等の分与

	適正な水準で現金を分与	不相応に高額な現金を分与
支払った者	税金は課税されない	税金は課税されない
受け取った者	税金は課税されない	贈与税が課税される

②慰謝料としてのマイホームの分与

	離婚前	離婚後
分与した者	・譲渡所得税が課税される ・居住用財産の3,000万円の特別控除は適用されない	・譲渡所得税が課税される ・居住用財産の3,000万円の特別控除が適用される
受け取った者	・原則税金は課税されない ・不相応に高額とみなされる場合は贈与税が課税される。	・原則税金は課税されない ・不相応に高額とみなされる場合は贈与税が課税される。

(注1) 婚姻中、夫婦の協力によって得た財産等を考慮して多過ぎると判断される場合は、多過ぎる部分に贈与税が課税される。

(注2) 離婚が贈与税や相続税を逃れるためと認められる場合、分与された財産すべてに贈与税が課税される。

(2) 子の養育費

母親が子を引き取り親権者となった場合、父親が支払う養育費は、適正額であれば、必要のつど支払われる場合でも一括して支払われる場合でも課税されない。

(注) 民法第766条第1項に離婚後の子の監護に関する事項が定められ、また、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の扶養義務の履行の定めにより、養育費支払いの責務等が明記されている。法令等には、未成熟の子に対する養育費の支払義務（扶養義務）は、親の生活に余力がなくても自分と同じ生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされており、たとえ自己破産した場合でも、子の養育費の負担義務はなくなる。

第3章 相続税

学習のねらい

1. 相続は、死亡（認定死亡や失踪宣告等を含む）によって開始し、相続の開始があると被相続人の財産に属した権利・義務の一切が相続人に受け継がれ、相続税が課税されることを理解する。
2. 相続人は、被相続人の配偶者および血族関係者が一定の順位でなることを理解する。
3. 遺贈とは、遺言によって財産的利益を与えることを理解する。
4. 遺留分とは、相続人である配偶者・子・直系尊属が相続することができるよう定められた最小限度の相続財産の割合であるということを理解する。
5. 相続・遺贈などによって財産を取得した場合には、原則としてすべての財産が課税財産となることを理解する。
6. みなし相続財産には、どのようなものがあるかを理解する。
7. 非課税財産には、どのようなものがあるかを理解する。
8. 相続税の総額の計算手順を理解する。
9. 各人の納付すべき相続税額の計算手順を理解する。

第1節 相続制度

1. 相続の開始

人が死亡すると、その死亡した人（被相続人）の財産は、遺贈された財産を除いて、相続人に受け継がれる。被相続人の財産には、被相続人の土地・建物・有価証券・預金・家財等の他、借金等の債務も含まれる。

相続は、人の死亡により開始する。また、行方不明で生死がわからない人について、利害関係人の申立てにより家庭裁判所が失踪宣告を行った場合も、その人は死亡したものとみなされて相続が開始する。

2. 相続人

民法は、相続人となる者を、配偶者および一定の血族関係者と定めている。

(1) 順位

配偶者は、常に相続人となる。この場合の配偶者とは、被相続人と婚姻の届出をした夫または妻でなければならない。よって、内縁関係の者は相続人にはなれない。

血族関係者は、次の順位に従って相続人となる。

第1順位	子	<ul style="list-style-type: none">• 子は実子とともに養子も含まれる。• 他へ養子に行った子、嫁に行った娘も相続人となる（特別養子を除く）。• 父母が離婚をしてもその子は父母両方の相続人であることに変わりはない。• 胎児は相続において、すでに生まれたものとみなされて相続権が認められる（ただし、死産の場合は適用されない）。
第2順位	直系尊属	<ul style="list-style-type: none">• 被相続人の父母、祖父母等をいい、父母の一方がいる限り、祖父母は相続人になれない。• 普通養子は実父母・養父母ともに相続人となるが、特別養子は養父母のみが相続人となる。
第3順位	兄弟姉妹	<ul style="list-style-type: none">• 血がつながった兄弟姉妹の他に、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹や、養子となっている兄弟姉妹も相続人に含まれる。

(2) 代襲相続

相続人となるべき人が次の理由によって相続できない場合に、その者の子（直系卑属）が代わりに相続人になることを代襲相続という。代襲相続人が複数いる場合は、均等に配分する。

- ① 被相続人と同時または先に死亡している場合
- ② 相続欠格となった場合
- ③ 廃除されて相続権を失った場合

なお、子（第1順位）の場合、代襲相続人（孫）の代襲相続（曾孫）も認められているが、兄弟姉妹（第3順位）の場合は、代襲相続は一代限り（甥・姪まで）となる。

(3) 相続欠格と廃除

① 相続欠格

相続欠格とは、相続に関連して犯罪や不正行為を行った相続人の相続権を剥奪する制度である。欠格事由の主なものは次のとおりである。

- ア) 故意に、被相続人・先順位相続人・同順位相続人を死亡させ、または死亡させようとして刑に処せられた場合
- イ) 詐欺・強迫により、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取消しさせ、または変更させた場合
- ウ) 相続に関する被相続人の遺言書を、偽造・変造・破棄・隠匿した場合

② 廃除

廃除とは、推定相続人に一定の廃除事由があるとき、生前において被相続人が家庭裁判所に廃除の請求をし、その審判の結果、当該推定相続人の相続権を奪う制度である。なお、遺言でも行える。ただし、廃除した相続人に子がいる場合は、子が代襲相続することができる。

廃除の対象となる相続人は、遺留分^(注)を有する推定相続人に限られるので、遺留分を有しない兄弟姉妹は廃除の対象にならない。そのため、もしも兄弟姉妹に相続させたくないような事情がある場合には、配偶者が全財産を相続するよう遺言する、また、配偶者がいない場合には適当な第三者に対して遺贈することで、兄弟姉妹に対して廃除と同様の効果を得られる。

廃除事由としては、次の3項目が規定されている。

- ア) 推定相続人が被相続人を虐待したこと
- イ) 推定相続人が被相続人に重大な侮辱を与えたこと
- ウ) 推定相続人に著しい非行があったこと

(注)「遺留分」についてはP.106～108を参照。

なお、被相続人は、いつでも廃除の取消しを家庭裁判所に請求することができる。

3. 相続の承認と放棄

(1) 単純承認

相続の開始により、被相続人の財産に関する権利・義務の一切が相続人に受け継がれることである。被相続人の債務の方が相続財産よりも多く、相続人の過重な負

担となるような場合は、相続の限定承認、または相続放棄をすることもできる。

(2) 限定承認

相続人が相続によって得た財産の限度内で、被相続人の債務を弁済することである。ただし、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3カ月以内に、共同相続人全員で家庭裁判所に申述しなければならない。

(3) 相続放棄

相続人は、相続放棄をして被相続人の財産を相続しない代わりに債務も受け継がないことができる。相続放棄をするには、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3カ月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。

相続放棄は限定承認と異なり、共同相続人が全員で申述する必要はなく、1人でもできる。また、相続放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人にならなかったものとみなされる。

(注) 相続放棄と生命保険金について

死亡保険金は、生命保険契約に基づいて死亡保険金受取人が取得するものとされており、みなし相続財産であるとともに死亡保険金受取人固有の財産とされている。よって、相続の放棄をした者であっても死亡保険金を受け取ることができる。「相続放棄」は、被相続人が残した財産について相続する権利を放棄することであり、本来受取人の固有の財産である死亡保険金を取得する権利を放棄することではないためである。ただし、放棄した場合は、生命保険金の非課税金額の適用はない(P.118～119を参照)。

4. 相続分

被相続人の財産は、相続人が複数いると共同で相続されることになるが、この場合の各相続人が相続する割合を「相続分」という。

相続分には、「指定相続分」と「法定相続分」があり、「指定相続分」が優先される。

(1) 指定相続分（遺言による）

被相続人は、遺言で各相続人の相続分を定め、または定めることを第三者に委託することができる。このようにして定められた相続分を「指定相続分」という。

ただし、遺留分に関する規定に違反することはできない。

(2) 法定相続分

被相続人が相続分を指定しなかった場合には、相続分は法定相続分による。法定相続分の割合は、相続人の相続順位によって、次のように定められている。

相続人		法定相続分
「配偶者と子」が相続人の場合	配偶者	$\frac{1}{2}$
	子	$\frac{1}{2}$
「配偶者と直系尊属」が相続人の場合	配偶者	$\frac{2}{3}$
	直系尊属（父母）	$\frac{1}{3}$
「配偶者と兄弟姉妹」が相続人の場合	配偶者	$\frac{3}{4}$
	兄弟姉妹	$\frac{1}{4}$

(注) 配偶者がいない場合、その全部を受ける順位は、①子、②直系尊属、③兄弟姉妹となる。

① 同一順位の相続人が複数いる場合

同一順位の相続人の間では、それぞれ相続分は等しいものとなる。

② 非嫡出子の場合

非嫡出子であっても相続分は嫡出子と同じである。

嫡出子とは、婚姻によって出生した子をいい、たとえば、先妻の子も後妻の子も、婚姻の届出をして出生している限り嫡出子となる。

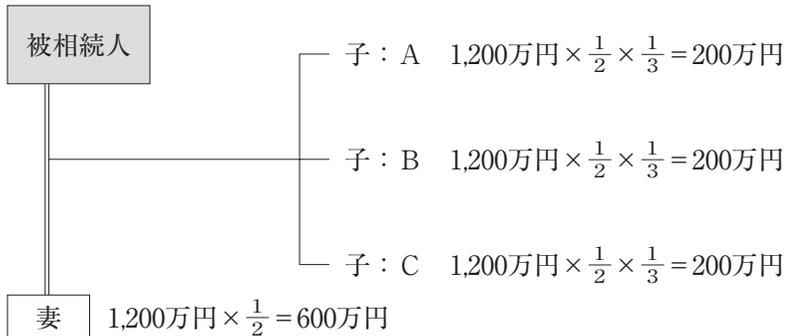
非嫡出子とは、婚姻によらないで出生した子をいい、父との親子関係は、認知によって生じる。ただし、父母がその後に結婚したときは、その子は当然に嫡出子となる。

また、養子縁組をすると、その養子縁組をした子はその日から嫡出子となる。

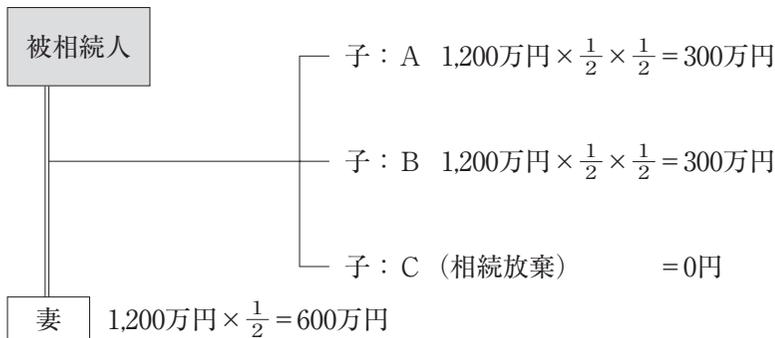
(注) 内縁関係の間や夫婦関係以外の人に生まれた子は、父の子となるためには認知を必要とし、認知されて初めて父の相続人となる。なお、母の子となるための認知は必要としない。

(3) 法定相続分の例示（遺産の額が1,200万円の場合）

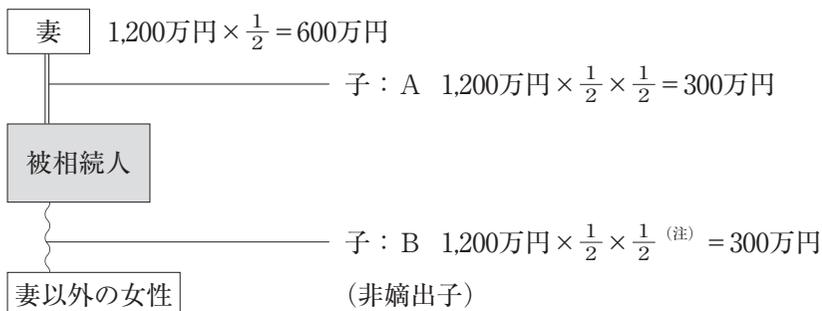
① 妻（民法上の配偶者、以下同様とする）と子3人が相続する場合



② 前記①で、子Cが相続放棄した場合

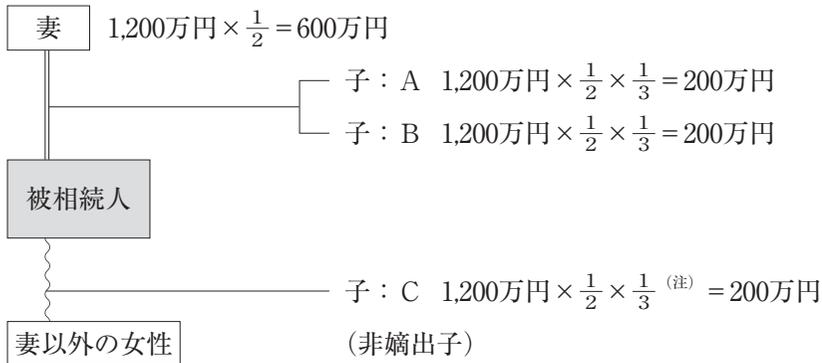


③ 妻と子2人の相続で、認知済みの非嫡出子が含まれている場合



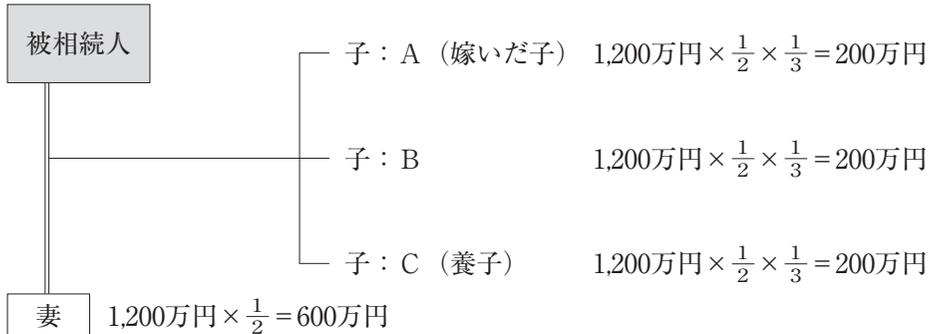
(注) 子の相続分で、嫡出子と非嫡出子の相続分は同じである。

④ 妻と子3人の相続で、認知済みの非嫡出子が含まれている場合

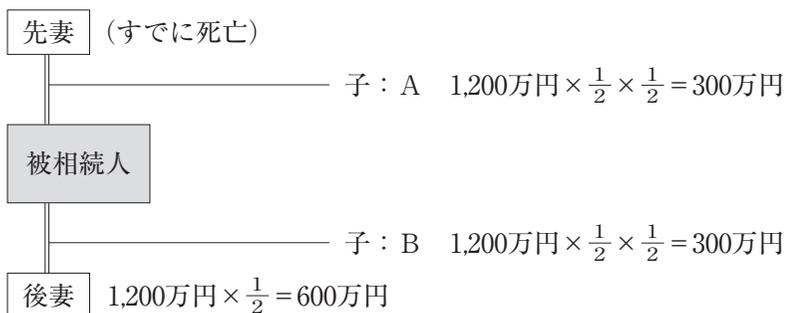


(注) 子の相続分で、嫡出子と非嫡出子の相続分は同じである。

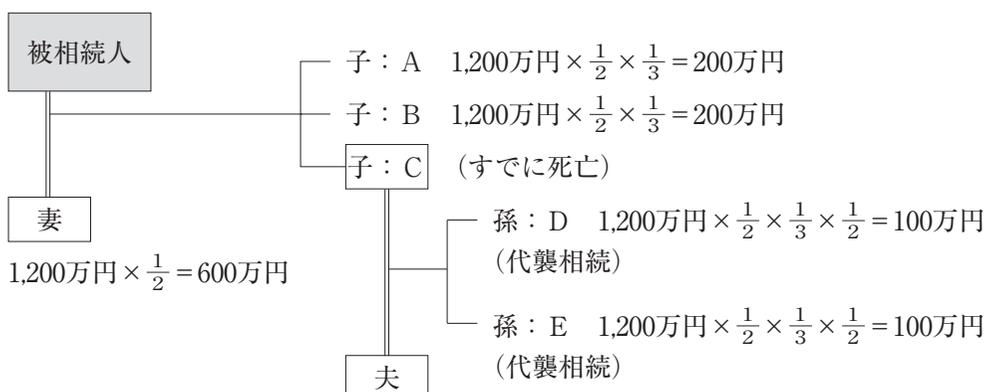
⑤ 妻と子の相続で、養子と嫁いだ子が含まれている場合



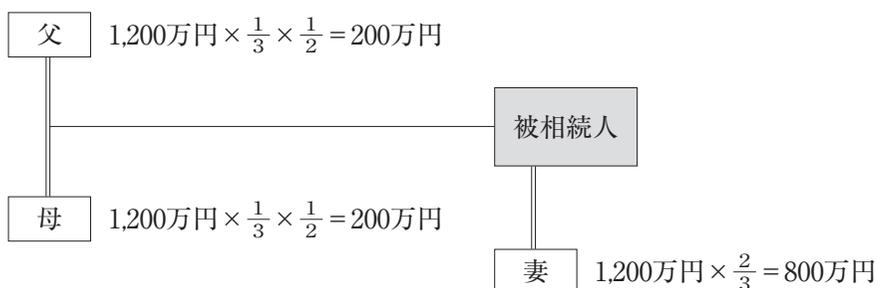
⑥ 後妻と、先妻の子、後妻の子が相続する場合



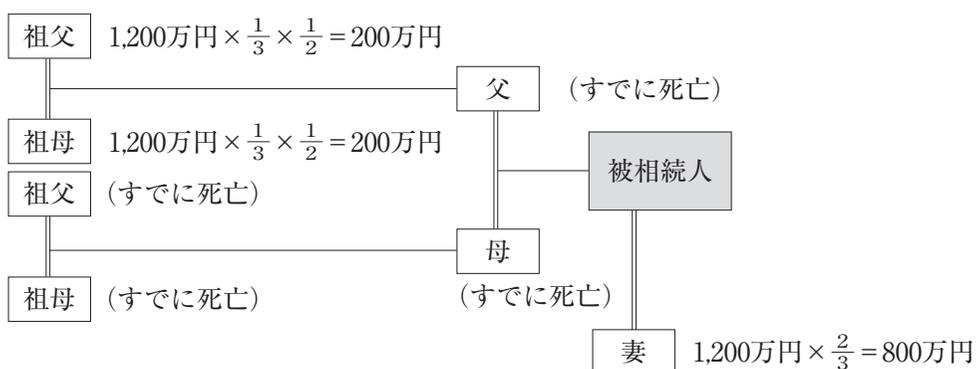
⑦ 妻と子と孫が相続（代襲相続）する場合



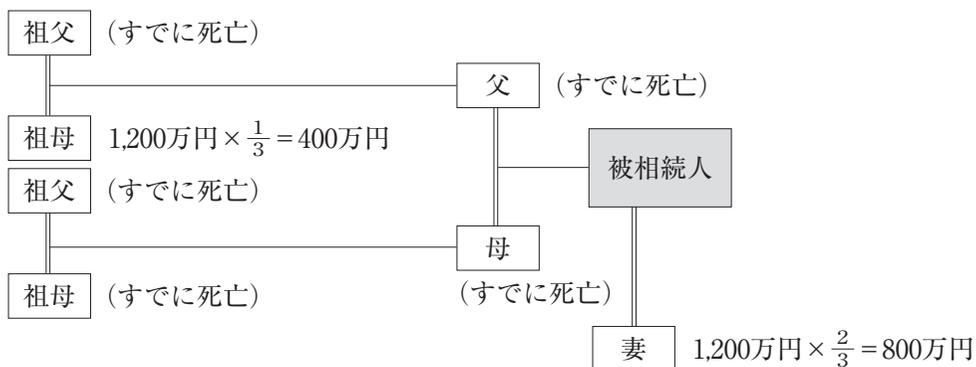
⑧ 妻と両親が相続する場合



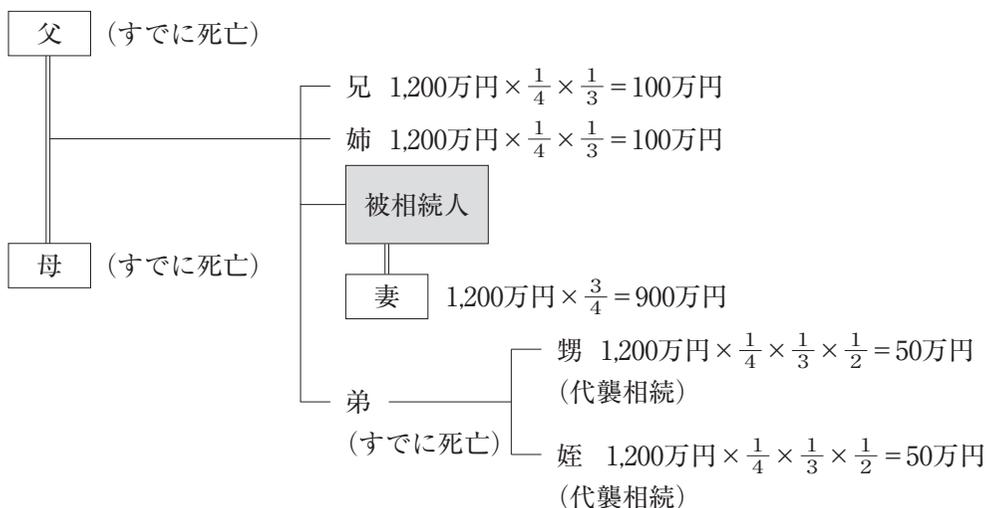
⑨ 妻と祖父、祖母が相続する場合



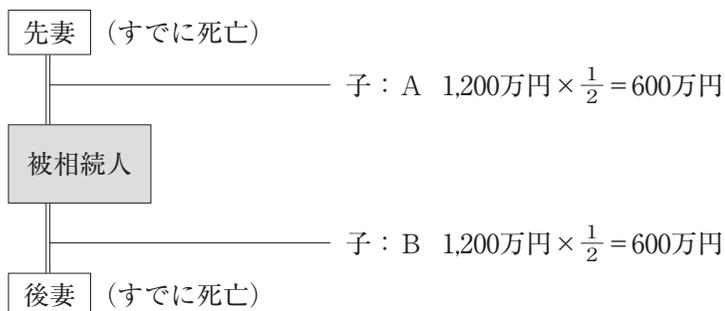
⑩ 妻と祖母が相続する場合



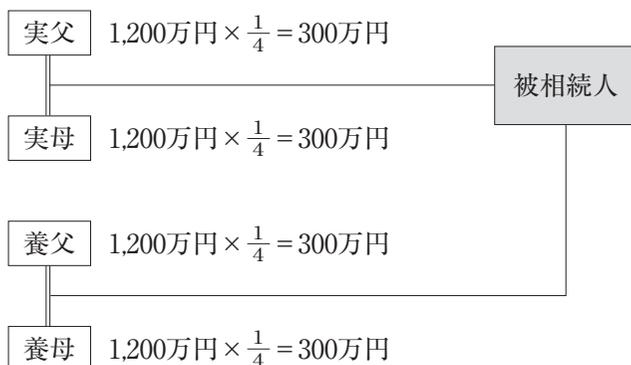
⑪ 妻と兄弟姉妹、甥、姪が相続（代襲相続）する場合



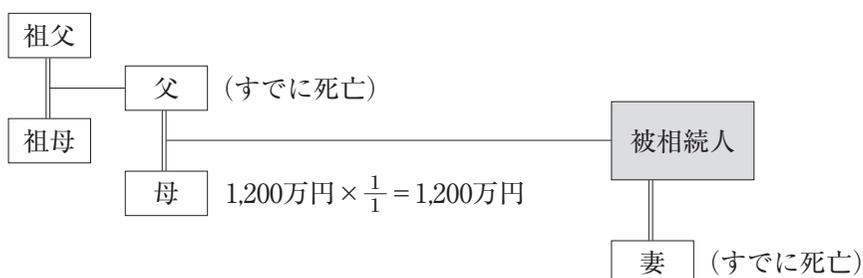
⑫ 先妻の子と後妻の子が相続する場合



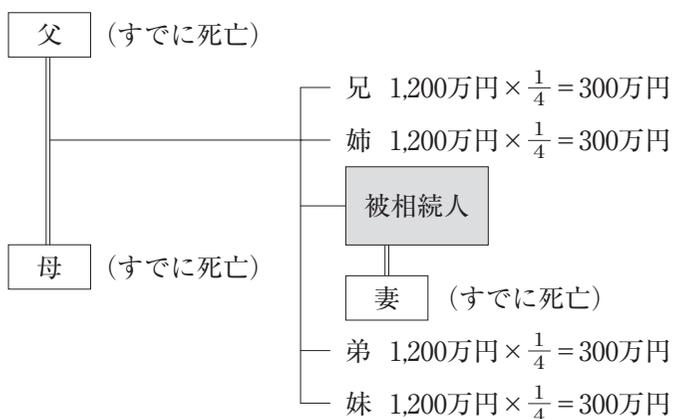
⑬ 養子（被相続人）が死亡、親のみで相続する場合



⑭ 母のみで相続する場合



⑮ 兄弟姉妹のみで相続する場合



(4) 特別受益者

相続人のうち、被相続人から生前贈与や遺贈を受けた者を「特別受益者」という。

特別受益者がいる場合には、その生前贈与や遺贈による特別受益分をいったん「持戻し（相続財産に加算）」してから具体的な相続分を決めることになる。ただ

ただし、その者（寄与相続人）の相続分には、寄与分を加える。

民法上、寄与分が認められる要件は次のとおりである。

寄与分が認められる要件	① 被相続人の仕事等に労働力や資金等の財産を提供した
	② 被相続人の療養や看護で貢献した
	③ その他の方法で被相続人の財産の維持、増加に特別に貢献した等

【参考】寄与相続人の相続分の計算

相続財産の価額－寄与分＝みなし相続財産	
みなし相続財産×法定相続割合＋寄与分＝寄与相続人の相続分	
事例	相続財産3,300万円 相続人：配偶者、子3人（A、B、C） 子Cの寄与分300万円であった場合
【解説】	
相続財産 3,300万円	寄与分 300万円
3,300万円 - 300万円 = 3,000万円（みなし相続財産）	
相続人	相続分の計算
配偶者	$3,000万円 \times \frac{1}{2} = 1,500万円$
子A	$3,000万円 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 500万円$
子B	$3,000万円 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 500万円$
子C	$3,000万円 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} + 300万円(寄与分) = 800万円$

(6) 特別の寄与

被相続人に対する無償の療養看護その他の労務の提供によって、被相続人の財産の維持・増加に対して特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続を放棄した者、相続欠格の事由に該当する者、廃除された者を除く）を「特別寄与者」という。特別寄与者は相続人に対して、特別の寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払いを請求することができる。

特別寄与料は特別寄与者が遺贈によって取得したとみなされて相続税の課税対象となり、特別寄与料を支払う相続人の課税価格からその額が控除される。また、特別寄与料を受けた特別寄与者は、その事由が発生した日の翌日から10カ月以内に相続税の申告・納付をしなければならない。

5. 遺贈

(1) 遺贈とは

遺言によって、財産的利益を与えることを遺贈といい、この利益を受ける者を受遺者という。遺贈により財産を取得すると、その取得した財産について相続税の課税対象となる。

(2) 包括遺贈と特定遺贈

① 包括遺贈

財産の全部、またはその何分の1というように、割合で示して包括的に遺贈するものである。包括遺贈の受遺者は相続人と同じ権利・義務を有するものとされており、相続人と共同して遺産の分割に参加し、包括遺贈の割合に応じた財産上の権利・義務を受け継ぐ。

② 特定遺贈

どこの土地、どの預金というように、財産を特定して遺贈するものである。

6. 遺言

遺言は、一定の方式に従って作成しなければならない。なお、遺言の内容は、遺言者の死亡によって効力が生じる。

(1) 遺言の方式

遺言の方式は次のとおりである。

① 普通的方式	自筆証書遺言	遺言者がその全文、日付、および氏名をすべて自書し、押印して作成する遺言である。なお、財産目録のパソコン作成、通帳等についてのコピーの添付が認められる(2019年(平成31年)1月13日以降)。
	公正証書遺言	証人2人以上の立会いのもとに、遺言者が遺言の内容を公証人に口授して作成する遺言である。 (注) 公証人は、遺言という法律行為について公正証書を作成する権限をもち、執務は公証役場で行う。
	秘密証書遺言	遺言者が、作成した遺言書に署名・押印し、これを封筒に入れて封印し、その封書に証人2人以上および公証人が署名・押印して作成する遺言である。
② 特別的方式		臨終遺言等、危急の場合にのみ認められる方式である。証人3人以上、医師等の立会い等が必要である。

(2) 遺言事項

遺言ができる事項は次のようなものがある。

事項区分	内 容	遺言のみ
身分行為に関する事項	①認知	
	②未成年後見人の指定および未成年後見人監督人の指定	○
遺産相続に関する事項	①相続人の廃除および廃除の取消し	
	②相続分の指定および指定の委託	○
	③特別受益者の持戻し免除	
	④遺産分割方法の指定および指定の委託	○
	⑤遺産分割の禁止（5年以内の期間）	○
	⑥共同相続人間の担保責任の指定	○
	⑦遺留分減殺方法の指定	○
遺産の処分に関する事項	①遺贈	○
	②一般財団法人の設立	
	③信託の設定	
遺言の執行に関する事項	①遺言執行者の指定および指定の委託	○
その他の遺言事項	①祖先祭祀主催者の指定	
	②生命保険金受取人の指定（変更）	

(注) 「○」は、遺言のみに認められる事項。

(3) 遺言の効力

遺言の効力は、遺言者の死亡のときから生ずる。したがって、遺言書作成時に遺言は成立するが、遺言者が生存中は権利義務は生じない。また、遺言に停止条件を付けた場合、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、そのときから生ずる。

(4) 遺言の撤回

遺言者が、生存中にいつでも、遺言の方式に従って遺言の全部または一部を取り消すことができることを撤回という。2度にわたって遺言を行った場合、前の遺言が後の遺言に抵触するときは、その抵触する部分について後の遺言が前の遺言の内容を撤回したものとして扱われる。

(5) 遺言書の検認と開封・執行

遺言書の保管者や遺言書を発見した相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なくその遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければならない。

また、封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人またはその代理人の立会いをもってしなければ、それを開封することはできない。

なお、公正証書による遺言の場合は、公証人によって公の記録があるので、検認の手続きをする必要はない。

この遺言実現のための行為を「遺言の執行」という。執行者がいない場合、通常、家庭裁判所は利害関係人の請求により指定弁護士等の執行者を選任・指定している。その執行者は、戸籍上の届け出や目的物の保管・引渡し・登記などを行うことになる。

遺言内容に不服である等の異議があり、この執行ができない場合は、訴訟に発展する場合が少なくない。

【参考】法務局による自筆証書遺言保管制度

2020年（令和2年）7月10日から法務局による自筆証書遺言の保管制度が開始された。この保管制度を活用した自筆証書遺言については検認手続きが不要となる。また、自筆証書遺言についてのデメリットとして指摘されている、「紛失および他人による隠匿・偽造・破棄」に対する防止の効果や、形式不備発生の可能性が少なくなることが期待できる。

7. 遺留分

(1) 遺留分とは

被相続人は、遺言によって自分の財産を自由に処分することができるが、相続人である配偶者・子・直系尊属には、相続することができる最小限度の財産の割合が定められている。これを遺留分という。

相続人	遺留分
配偶者と子の場合	法定相続分の $\frac{1}{2}$
配偶者と直系尊属の場合	
配偶者だけの場合	
子だけの場合	法定相続分の $\frac{1}{3}$
直系尊属だけの場合	
兄弟姉妹には遺留分の権利はない。	

(注) 夫婦2人だけで子がない場合で夫に兄弟姉妹がいる場合は、遺言書に「全財産を妻に」と明記しておけば、兄弟姉妹は遺留分の権利がないため、遺言どおり全財産が妻のものになる。遺言書がない場合は、法定相続分である $\frac{1}{4}$ は兄弟姉妹が相続できる。

〔参考〕遺留分に関する民法の特例（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）

自社株などの承継に関する遺留分による制約の問題に対処し、現行の遺留分の制度の限界を補うため、2008年（平成20年）5月に成立した「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づき、遺留分に関する民法の特例ができた。

この特例では、一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員との合意および所要の手続き（経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可）を経ることで、生前贈与された自社株を遺留分算定基礎財産から除外することができる。また、生前贈与された自社株を遺留分算定基礎財産に算入する際の評価額を予め固定することもできる。

8. 遺産の分割

相続が開始され、相続人が複数いる場合には、各相続人の相続分に応じて、財産を配分することになる。これを遺産分割という。遺産分割が行われるまでは、遺産は各相続人の共有財産となる。

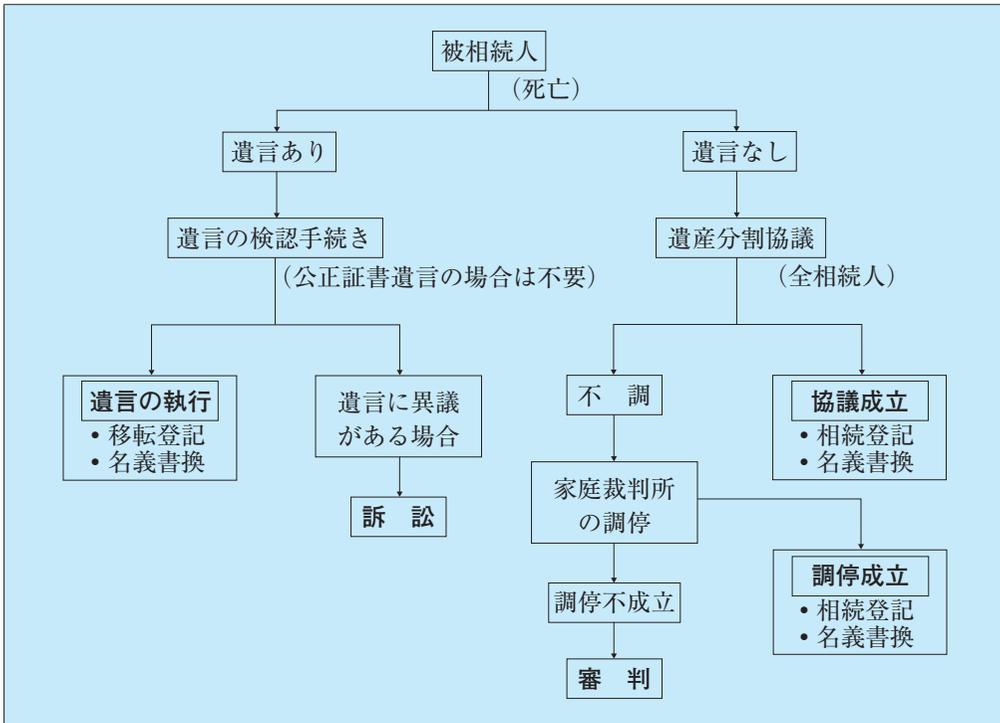
(1) 遺産分割の実行（決定方法）

①遺言による遺産分割	被相続人の遺言で遺産分割の内容が指定されている場合は、その指定に従って遺産分割しなければならない。
②共同相続人の協議による遺産分割	遺言がなければ、各相続人は協議により遺産分割を行う。遺産分割をする際に、共同相続人の全員の協議により、共同相続人の自由な意思に基づいて分割を決定した場合は、法定相続分に従わなくても有効であるとされている。遺産分割について合意がなされたときは、「遺産分割協議書」を作成する。
③家庭裁判所の調停・審判による遺産分割	共同相続人の協議による遺産分割が調わないときは、共同相続人の申立てに基づいて家庭裁判所の調停、さらには審判で遺産分割を行うことになる。

(2) 遺産分割の方法

現物分割	遺産を現物のまま分割する方法で、分割の原則的方法
代償分割	共同相続人の1人または数人が相続により財産の現物を取得し、その現物を取得した者が他の共同相続人に対し債務を負担する分割の方法
換価分割	共同相続人の1人または数人が相続により取得した財産の全部または一部を金銭に換価し、その換価代金を分割する方法

【参考】相続の手続きの流れ



① 不動産の遺産分割

相続人の中で法定相続分に従って遺産分割を行うときに、均等に分割できない場合が多いのが不動産である。不動産を遺産分割することが困難な場合、当面の遺産分割争いを避けるため、相続人同士の共有持分とするケースも見られるが、相続後にさまざまな問題が発生することが考えられる。

【参考】共有持分とした場合に発生し得る相続後の問題

相続人の共有持分とした場合、次のような問題が生じる可能性がある。

- ① 共有不動産から生じる家賃収入を共有所有者（相続人）の間で分割。
- ② 固定資産税、修繕費等の費用を共有所有者（相続人）の間で分割。
- ③ 共有不動産を売却する場合は、共有所有者（相続人）の間で意思の調整と売却書類等の手続きが煩雑になる。
- ④ 上記①②に関する確定申告を相続人それぞれが行わなければならない。
- ⑤ 共有所有者のいずれかが死亡し、死亡した共有所有者の持分をその配偶者を含む親族等が相続した場合は、上記①②③等において、さらに問題を誘発する可能性がある。

② 二次相続を考慮した遺産分割

父親の相続（一次相続）の際には、「小規模宅地等の評価減」を配偶者以外の者に適用し、配偶者は「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受けて、全体の納税額を減少させることもできる。

(注) 「小規模宅地等の評価減」についてはP.112～114を、「配偶者に対する相続税額の軽減」についてはP.128～129を参照。

また、「相続税の基礎控除」や「相続税の税率」等の改正が行われ、母親の相続（二次相続）を考慮した一次相続の遺産分割も重要性を増している。加えて、円満な遺産分割のために、生前に生命保険を活用した「代償分割」や「遺留分の放棄」等の手続きを行い、「遺言書」を作成しておくことも有効である。

(注) 「生命保険を活用した相続対策」は第5章第2節（P.185）を参照。

第2節 相続財産

1. 相続財産

相続税の課税対象となる財産は、相続人および受遺者が取得した財産のうち、金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものをいう。

(1) 相続財産例

- ① 土地・借地権・耕作権・永小作権
- ② 家屋・構築物
- ③ 株式・公社債・貸付信託受益証券・投資信託受益証券
- ④ 現金・預貯金
- ⑤ 減価償却資産・商品・製品・農産物・売掛金
- ⑥ 特許権・商標権・営業権
- ⑦ 貴金属・宝石・書画・骨董
- ⑧ 自家用車・電話加入権
- ⑨ 貸付金等
- ⑩ デジタル資産（仮想通貨等）

(2) 相続財産の評価

相続税法上の評価方法は次のように定められている。

① 土地

土地の価格には、実際の取引価格である「実勢価格」、国土交通省が一般の土地取引価格の指標として発表する「公示価格」、各都道府県が発表する「基準地価格」、各市町村が固定資産税の課税標準とするために発表する「固定資産税評価額」がある。

相続税・贈与税の計算にあたっては、国税庁が公表する「財産評価基本通達」による評価基準により、路線価図、評価倍率表に基づき宅地、田畑、山林等の地目別に評価される。

〔参考〕土地の地目別評価

宅地	市街地にある宅地は路線価方式で評価し、その他の宅地は倍率方式で評価する。路線価方式とは、国税庁が公表する「路線価図」に基づき1区画ごとに評価するものであり、倍率方式は、固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて評価額を求める。
貸宅地	<p>貸宅地とは、他人の建物の敷地になっている土地のことである。この場合、一般に当該宅地は地上権または借地権の目的となっているので、当該評価額は、「宅地の自用地としての評価額」から地上権または借地権の評価額を控除した金額によって評価する。</p> $\text{貸宅地の評価額} = \text{宅地の自用地としての評価額} - \left(\text{宅地の自用地としての評価額} \times \text{借地権割合} \right)$ <p style="text-align: center;">借地権評価額</p>
貸家建付地	<p>貸家建付地とは、自己の所有する宅地に家屋を建築して他人に貸し付けている場合の当該宅地のことである。貸家建付地の評価額は、次の算式によって評価する。</p> $\text{貸家建付地の評価額} = \text{宅地の自用地としての評価額} - \left(\text{宅地の自用地としての評価額} \times \text{借地権割合} \right) \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合}$
借地権	<p>土地を借りている借地人には借地権が発生し、次のように評価される。</p> $\text{借地権の評価額} = \text{宅地の自用地としての評価額} \times \text{借地権割合}$

② 相続した居住用や事業用の宅地等の評価の特例（以下「小規模宅地等の評価減」）

被相続人の居住用または事業用の宅地（借地権を含む）については、被相続人と生計を一にしていた親族が継続して居住している場合または継続して事業を営んでいる場合に対し、「特定居住用宅地」または「特定事業用宅地」等として、一定限度面積に限り、その評価額から一定割合で減額をする特例が認められている。これを「小規模宅地等の評価減」という。

なお、相続開始から申告期限まで、居住を継続または事業を継続しなければ、保有要件を満たしていても「小規模宅地等の評価減」の対象地として申告できない。

ただし、配偶者が相続財産として取得した場合には、無条件で特定居住用宅地等に該当するため、居住を継続しなくても330㎡まで80%評価減を適用できる。

一次相続においては、配偶者が被相続人の居住用宅地等を相続すれば、その他の要件に関係なく「小規模宅地等の評価減」を適用できるが、二次相続では、「小規模宅地等の評価減」は、被相続人と生計を一にしていた親族が継続して居住している場合に対して適用となるため、生計を一にしない親族（相続人）に対しては適用

とならない。

また、被相続人と生計を一にしていた親族が同居していた場合でも、申告期限まで居住を継続しなければ「小規模宅地等の評価減」を適用することはできない。

【参考】「小規模宅地等の評価減」の適用

相続開始前の状況		要件	適用 限度 面積	軽減 割合	課税 割合
被相続人等の 居住用の宅地 等	被相続人の居住用	特定居住用宅地等に該 当する宅地等	330㎡	80%	20%
	被相続人と生計を一にする 被相続人の親族の居住用				
被相続人等の 事業用の宅地 等	被相続人の事業用	特定事業用宅地等に該 当する宅地等	400㎡	80%	20%
	不動産貸 付業等以 外の事業 用				
	特定同族会社が利 用	特定同族会社事業用宅 地等に該当する宅地等	400㎡	80%	20%
	不動産貸付業等の事業用	貸付事業用宅地等	200㎡	50%	50%

1. 特例の対象として選択する宅地等のすべてが特定事業用宅地等および特定居住用宅地等である場合には、特定事業用・特定居住用の併用で最大730㎡まで適用可能とする（ただし、貸付事業用宅地等を選択する場合における適用対象面積は、所定の調整が行われる）。
 2. 一棟の二世帯住宅で構造上区分のあるものについて、被相続人およびその親族が各独立部分に居住していた場合には、その親族が相続または遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人および親族が居住していた部分に対応する部分を特例の対象とする。
 3. 老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、以下の要件が満たされる場合に限り、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を適用する。
 - (1) 被相続人に介護が必要なため入所したものであること
 - (2) 当該家屋が貸付け等の用途に供されていないこと
- (注1) 「不動産貸付業等」とは、不動産貸付業、駐車場業、自転車駐輪場業および準事業をいう。
- (注2) その他の適用要件として次の要件を満たさなければならない。①原則、申告期限までに、共同相続人等によって分割された宅地等であること、②「小規模宅地等の評価減」の適用を受けられる宅地等を取得した相続人全員の同意が得られること、③相続税の申告書に当該特例の適用を受けようとする旨を記載し、計算に関する明細書その他一定の書類の添付があること。
- (注3) 一の宅地等について共同相続があった場合は、取得した者ごとに適用要件を判定する。
- (注4) 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分が共存している場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算する。

(注5) 特定居住用宅地等

被相続人等が居住していた宅地等で、配偶者が取得した場合や、被相続人と同居していた親族が取得して引き続き居住している等、一定の要件を満たす場合

特定事業用宅地等（不動産貸付業等の事業を除く）

被相続人等の事業に供されていた宅地等で、親族が取得して被相続人の事業を引き続き営んでいる場合や、生計を一にしていた親族が取得して引き続き自己の事業に供している等、一定の要件を満たす場合

なお、2019年（平成31年）4月1日以降の相続等については、特定の場合を除き、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等は適用対象外

特定同族会社事業用宅地等（不動産貸付業等の事業を除く）

被相続人等が主宰する法人の事業に供されていた宅地等で、親族が取得して引き続きその法人の事業に供されている等、一定の要件を満たす場合

貸付事業用宅地等

不動産貸付業等（駐車場業、自転車駐輪場業を含む）の事業に供されている場合
ただし、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等は適用対象外

③ 家屋

固定資産税評価額相当額で評価する。

④ 株式

ア) 上場株式

次の4つのうち最も低い価額で評価する。

- 課税時期（相続開始の日）の最終価格（終値）
- 課税時期の属する月の最終価格の月平均額
- 課税時期の属する月の前月の最終価格の月平均額
- 課税時期の属する月の前々月の最終価格の月平均額

イ) 取引相場のない株式

i. 配当優先の
無議決権株式

- 普通株式と同様の評価を原則とする。
- 類似業種比準方式による評価の場合は、議決権がない点を考慮し、相続時の納税者の選択により、無議決権株式について普通株式評価額から5%を評価減することができる。この場合、相続人全体の相続税評価総額が不変という前提なので、無議決権株式の5%評価減分を議決権株式に加算する。
- 純資産価額方式による評価の場合は、配当が計算要素に含まれないので、配当優先の度合いにかかわらず、普通株式と同額評価となる。

ii. 社債類似株式 (一定期間後に償還される特定の無議決権+配当優先株式)	次の要件を満たす社債に類似した特色を有する種類株式は、社債に準じた評価（発行価額と配当に基づく評価）を行う。 ①優先配当 ②無議決権 ③一定期間後に発行会社が発行価額で取得 ④残余財産分配は発行価額を上限 ⑤普通株式への転換権なし
iii. 拒否権付株式 (普通株式+拒否権)	• 普通株式と同様に評価する。

⑤ 預貯金

元金と中途解約利率による経過利子（源泉税相当額控除後）の合計額で評価する。

⑥ ゴルフ会員権

入会金等を支払わなければ会員となれないものについて、取引相場がある場合は、取引価格の70%で評価する。

⑦ 書画骨董

原則として売買実例価額を考慮して評価する。

⑧ 配偶者居住権

配偶者居住権とは、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身または一定期間において配偶者が建物を使用できる権利をいい、その評価額は相続財産として課税対象となる（2018年（平成30年）7月成立の民法（相続法）改正により創設、2020年（令和2年）4月1日施行）。

【参考】配偶者短期居住権について

配偶者短期居住権とは、配偶者が相続開始時に被相続人の居住建物に無償で住んでいた場合に、次の（i）・（ii）の期間において居住建物を無償で使用できる権利であり、2018年（平成30年）7月成立の民法（相続法）改正により配偶者居住とともに創設され、2020年（令和2年）4月1日に施行された。

- （i）配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間（ただし、最低6カ月間は保障）
- （ii）居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には、居住建物の所有者から配偶者短期居住権の消滅請求を受けてから6カ月

2. みなし相続財産

相続税法は、相続や遺贈によって取得した財産でなくても、実質的には相続や遺贈によって財産を取得したのと同じ経済的効果があると認められる場合には、その受けた利益等を相続や遺贈によって取得したものとみなして、課税財産としている。これを「みなし相続財産」といい、次のようなものがある。

(1) 被相続人の死亡により取得する生命保険金等

被相続人の死亡によって、相続人、その他の人が受け取る生命保険金や損害保険金で、被相続人が保険料を負担していた場合には、次の算式で計算した部分の金額が相続財産とみなされる。

その場合、受取人が相続人であるときは相続により取得したものとみなされ、受取人が相続人以外の者であるときは遺贈により取得したものとみなされる。みなし相続財産となる生命保険金等は、次のように計算する。

みなし相続財産となる生命保険金等	=	生命保険金等の額	×	$\frac{\text{被相続人が負担した保険料の額}}{\text{払込保険料の総額}}$
------------------	---	----------	---	---

(注) 従来、みなし相続財産として相続税の課税対象となる保険契約は、保険業法の免許等を受けた保険会社等と締結したものに限定され、これ以外の海外保険に係る保険金収入は、一時所得として所得税・住民税の課税対象であったが、外国の保険業者と締結された生命保険契約または損害保険契約も、その対象に加えられた。また、中小企業等協同組合法等の改正により、同法の規定する特定共済組合および特定共済組合連合会と締結した一定の生命共済に係る契約も、相続税のみなし相続財産の対象に加えられた。

(2) 被相続人の死亡により支給される退職手当金等

被相続人の死亡により、被相続人が受けるべきであった退職手当金等で、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定した退職手当金等を、相続人、その他の人が受給した場合には、その退職手当金等は相続財産とみなされる。なお、退職手当金等には次のものも含まれる。

① 退職手当金等

ア) 確定給付企業年金法に基づく年金または一時金に関する権利

イ) 確定拠出年金法に基づく一時金に関する権利

- ウ) 旧適格退職年金契約に基づく年金または一時金に関する権利
- エ) 勤労者退職金共済機構（中小企業退職金共済事業本部）・特定退職金共済団体等の行う退職金共済契約に基づく年金、または一時金に関する権利

② 弔慰金等（弔慰金・花輪代・葬祭料等）

被相続人の死亡により、相続人、その他の人の受け取る弔慰金等（弔慰金・花輪代・葬祭料等）については、実質的に退職手当金等と認められるものを除き、原則として課税されない。

ただし、次にあげる金額を超える弔慰金等については、その超える部分の金額は、弔慰金等ではなく退職手当金等に該当するものとして取り扱うことになっている。

ア) 被相続人の死亡が業務上の死亡によるとき

弔慰金等のうち、被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与の3年分に相当する金額

イ) 被相続人の死亡が業務外の死亡によるとき

弔慰金等のうち、被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与の6カ月分に相当する金額

(3) 生命保険契約に関する権利

相続開始の際に、まだ保険事故が発生していない生命保険契約（個人年金保険を含む）で、被相続人（たとえば父親）がその保険料の全部または一部を負担し、かつ、被相続人以外の者（たとえば長男）がその契約の契約者である場合は、その契約に関する権利のうち次の算式で計算した部分の金額は、契約者（長男）が相続または遺贈により取得したものとみなして相続税を課税することとしている。

相続または遺贈により取得した「生命保険契約に関する権利の価額」は、その契約の相続時の解約返戻金相当額で評価される。

相続または遺贈により取得したとみなされる金額は、次の式で計算する。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 生命保険契約に関する権利の価額 </div>	×	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 被相続人が負担した保険料の額 <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> 相続開始時まで払い込まれた保険料の総額 </div>
---	---	---

(注) すでに給付事由が発生している年金（定期金含む）給付契約の年金受給権に対する権利評価についてはP.175を参照。

(4) 定期金に関する権利

相続開始のときにおいて、まだ定期金の給付事由が発生していない定期金給付契約（生命保険契約を除く）で、掛金の全部または一部を被相続人が負担しており、かつ被相続人以外の者がその契約者である場合において、定期金に関する権利のうち被相続人が負担した金額に対応する部分が、契約者のみなし相続財産となる。

相続または遺贈により取得した「定期金に関する権利の価額」は、原則その契約の相続時の解約返戻金相当額で評価される。

(注) 生命保険契約に関する権利、定期金に関する権利、ともに契約者が被相続人である場合には、本来の相続財産として算入される。

3. 相続税の非課税財産

相続や遺贈によって取得した財産の性質からみて、社会政策的な見地、国民感情等から相続税の課税の対象とすることが適当でない財産がある。そこで、相続税法では次のような財産については課税対象としないこととしている。

(1) 墓所・霊廟および祭具等

民法では、墓所・霊廟および祭具等は、祖先の祭祀を主宰すべき者が承継すると定めて、一般の相続財産と区別しているが、相続税法でも非課税財産とされている。ただし、商品・骨董品、または投資目的で所有していたものは課税される。

(2) 公益事業用財産

宗教・慈善・学術その他公益を目的とする事業を行う者が、相続または遺贈により取得した財産で、その公益事業の用に供されることが確実なものは非課税財産である。

(3) 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権

地方公共団体の条例による心身障害者の扶養のための給付金を支給する共済制度の加入者の死亡により、心身障害者が受けることとなる給付金の受給権は、非課税財産とされている。

(4) 相続人が受け取った生命保険契約等による死亡保険金のうちの一定金額

被相続人の死亡によって、相続人が受け取った生命保険金、または損害保険金のう

ち、被相続人が負担した保険料に対応する部分の金額は、その相続人が相続によって取得した財産とみなされる。この場合、その相続により取得したものとみなされた死亡保険金の合計額のうち、相続人全体の非課税限度額は、次の算式で計算される。

$$\text{非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

「法定相続人の数」には相続放棄者も含まれる。

また、相続放棄者、相続権を失った者の取得した死亡保険金については、この非課税金額の適用はない。

各相続人が取得した生命保険金、または損害保険金の非課税金額は、相続人ごとに次のように計算する。

- ① 相続人全員の取得した保険金の合計額が、非課税限度額以下である場合

$$\text{その相続人の非課税金額} = \text{その相続人が取得した保険金の合計額}$$

- ② 相続人全員の取得した保険金の合計額が、非課税限度額を超える場合

次の式により按分する。

$$\text{その相続人の非課税金額} = \frac{\text{非課税限度額}}{\text{500万円} \times \text{法定相続人の数}} \times \frac{\text{その相続人が取得した保険金の合計額}}{\text{相続人全員が取得した保険金の合計額}}$$

なお、相続人以外の者が受け取った死亡保険金には、死亡保険金の非課税金額の適用はない。

【参考】死亡保険金を法定相続人が相続した場合の「生命保険金の非課税金額」

事例 夫の死亡保険金4,000万円を次のとおり受け取った場合の各人の非課税金額

妻 2,000万円（50歳）

長女 1,000万円（22歳大学生）相続の放棄

養子 1,000万円（17歳高校生）

① 非課税限度額の総額 = 500万円 × 3人（妻・長女・養子） = 1,500万円

② 相続人が取得した保険金合計額（相続放棄者である長女を除く）

= 妻2,000万円 + 養子1,000万円 = 3,000万円

妻の非課税金額 = 1,500万円 × $\frac{2,000\text{万円}}{3,000\text{万円}}$ = 1,000万円

長女の非課税金額 = 0円（法定相続人であるが相続放棄者のため相続人にならない）

養子の非課税金額 = 1,500万円 × $\frac{1,000\text{万円}}{3,000\text{万円}}$ = 500万円

(5) 相続人が受け取った死亡退職金等のうち一定金額

被相続人の死亡によって、被相続人に支給されるべきであった退職手当金等を相

続人が受け取った場合には、その相続人が相続によって取得した財産とみなされる。

この場合、当該退職手当金等の合計額のうち、相続人全体の非課税限度額（500万円×法定相続人の数）、非課税適用者および各人が取得した退職手当金等の非課税金額の計算は、死亡保険金の場合と同様となる。

① 相続財産とみなされる退職金

相続税法上の課税対象となる退職金とは、被相続人に支給されるべきであった退職金で、被相続人が死亡後3年以内に支給される退職金額が具体的に確定したものをいい、実際に支給される時期を問わない。なお、退職金は支給確定時期により課税関係が異なる。

② 退職金の判定

退職により法人から支給されるものは、相続税法上は、支給される名目に関係なく、その実質が被相続人の退職金に該当すると認められる場合、相続人は退職金として申告しなければならない。

③ 退職金の受取人

退職金の受取人は、退職慰労金規程等により遺族の範囲や順位が定められているのが通例である。

(6) 国や地方公共団体に贈与した相続財産

相続または遺贈により財産を取得した者が、相続税の申告期限までに、その相続または遺贈により取得した財産を国・地方公共団体・日本赤十字社・学校法人・社会福祉法人・認定NPO法人等に贈与した場合、その財産は相続税の非課税財産とされている。

第3節 相続税の計算

相続税の計算の手順は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| I 各人の相続税の課税価格の算出 | VI 相続税総額の算出 |
| II 課税価格の合計額の算出 | VII 各人の算出相続税額の算出 |
| III 課税遺産総額の算出 | VIII 相続税額の2割加算 |
| IV 法定相続人ごとの取得金額の算出 | IX 各人の納付すべき相続税額の算出 |
| V 法定相続人ごとの税額の算出 | |

1. 各人の課税価格の計算

(1) 各人の課税価格の計算式 (I)

相続税は、相続や遺贈によって取得した財産の価額を課税標準として課税される。相続税法では、この課税標準のことを課税価格という。

各人の相続税の課税価格は、次により計算される。

I

$$\begin{aligned} \text{各人の課税価格} &= \text{相続または遺贈により取得した財産の価額} + \text{みなし相続財産の価額} + \text{相続時精算課税の対象となる財産の価額} - \text{非課税財産の価額} \\ &\quad - \text{債務・葬式費用の額} + \text{被相続人からの相続開始前一定期間以内の贈与財産(相続時精算課税の対象となる財産を除く)の価額} \end{aligned}$$

(注1) 課税価格に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
(注2) 「相続時精算課税制度」についてはP.157～162を参照。

なお、「被相続人からの相続開始前一定期間以内の贈与財産」の加算対象期間は、2023年（令和5年）12月31日までの贈与に係る相続税については相続開始前3年以内、2024年（令和6年）1月1日以降の贈与に係る相続税については相続開始前7年以内となる（令和5年度税制改正の内容はP.124を参照）。

相続税の課税価格は、財産を取得した者の住所が日本国内にあるかないかにより次のとおりとなる。

① 財産を取得したときに日本国内に住所のある者

その取得したすべての財産の価額の合計額が課税価格になる。

(注) ただし、法令に定める一時的居住者が取得した財産については、日本国内にある財産の価額の合計額のみが課税価格になる。

② 財産を取得したときに日本国内に住所のない者

財産を取得した者の日本国籍の有無や、日本国内に住所を有している期間などによって、相続税の対象となる財産の範囲（国内財産・国外財産）が決定する。

ア) 財産を取得した者が日本国籍を有しており、相続開始前10年以内に日本国内に住所を有したことがある場合は、取得したすべての財産の価額の合計額が課税価格になる。

イ) 財産を取得した者が日本国籍を有しており、財産を取得した者または被相続人が、相続開始前10年以内に日本国内に住所を有したことがない場合は次のように

区分される。

- i 相続開始前10年以内に日本国内に住所を有しない国外に居住の被相続人等から取得した財産については、日本国内にある財産の価額の合計額のみが課税価格になる。

(注) 2015年(平成27年)7月1日以降に「国外転出する場合の譲渡所得等の特例」における納税猶予制度の適用を受けていたときは、被相続人が死亡前10年を超えて日本国内に住所を有したことがなくとも、国外財産を含むすべての財産の価額の合計額が課税価格になる場合がある。

- ii i 以外の場合は、国外財産を含む、取得したすべての財産の価額の合計額が課税価格になる。

ウ) 財産を取得した者が日本国籍を有していない場合は次のように区分される。

- i 相続開始前10年以内に日本国内に住所を有しない国外に居住の被相続人等から取得した財産については、日本国内にある財産の価額の合計額のみが課税価格になる。

- ii i 以外の場合は、国外財産を含む、取得したすべての財産の価額の合計額が課税価格になる。

(注) イ) - ii および、ウ) - ii については、法令で定める一時居住者や非居住外国人が被相続人である場合には、日本国内にある財産の価額の合計額のみが課税価格になる。

(2) 債務控除

相続人または包括受遺者が相続や遺贈によって取得した財産の価額から、次の債務の金額と葬式費用の額のうち、その者が負担する部分の金額を差し引いた残額が相続税の課税価格になる。

(注) 包括受遺者は、本来相続人ではないが、実質的に相続人の地位と類似しているため、民法上相続人と同一の権利義務を有するものとされ、遺言者の一身専属的権利を除く一切の権利義務を承継する。相続人との違いは、相続人固有の権利と解釈されている「遺留分」を有さず、相続人と異なり代襲相続も発生しない。生命保険契約において、保険金受取人は「相続人」という指定がなされている場合でも、包括受遺者は、この「相続人」には含まれない。

① 被相続人の債務で相続開始の際に、現に存するもの

取得した財産の価額から差し引くことができる債務の金額は、確実に認められるものに限られ、次のようなものがある。

ア) 借入金や未払金等

イ) 公租公課で被相続人の死亡の際、納税義務が確定していたものおよび相続人または包括受遺者が納付し、または徴収される被相続人の所得税・消費税等

(注) 相続税が課税されないことになっている財産（墓所・霊廟、祭具等および宗教、慈善、学術その他公益事業用の財産）の取得、維持または管理のために生じた債務は、差し引くことはできない。

② 被相続人の葬式費用

取得した財産の価額から差し引くことができる葬式費用は、被相続人の葬式に要した費用で、次にあげるようなものである。

ア) 埋葬・火葬・納骨・遺骸または遺骨の回送に要した費用

イ) 葬式に際し施与した金品で、被相続人の職業・財産、その他の事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用

ウ) 上記ア) またはイ) にあげられるものの他、葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴うものと認められるもの

エ) 死体の搜索、または死体もしくは遺骨の運搬に要した費用

なお、次のような費用は葬式費用に含めない。

①香典返礼費用

②墓碑や墓地の買入費用または墓地の借入料

③初七日、その他法事等のための費用

④医学上または裁判上の特別の処置のための費用

(3) 相続開始前の贈与財産

相続や遺贈によって財産を取得した者で、その相続開始前一定期間以内（2023年（令和5年）12月31日までの贈与：3年以内、2024年（令和6年）1月1日以降の贈与：7年以内）に被相続人から財産の贈与を受けた者は、贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算する。ただし、相続開始前3年超7年以内に受けた贈与のうち100万円までは加算対象外となる。

なお、相続税課税価格に加算される相続開始前の贈与対象期間について相続開始日ベースで見た場合は以下のとおりとなる。

相続開始日	加算対象期間
2026年（令和8年）12月31日まで	相続開始前3年以内
2027年（令和9年）1月1日～ 2030年（令和12年）12月31日まで	2024年（令和6年）1月1日～相続開始日まで
2031年（令和13年）1月1日以降	相続開始前7年以内

また、同様に相続時精算課税制度を選択適用した場合の対象贈与財産も、上記同様に相続税の課税価格に加算するが、同じ財産を重複して加算することはない。

なお、いずれの場合も、加算される金額は贈与時の評価額である。

(注1) 「贈与税額控除」はP.128、「相続時精算課税制度に係る贈与税額の控除」についてはP.130を参照。

(注2) 遺贈を受けた「相続人以外の者」で、被相続人から上記の一定期間以内の贈与を受けていればその贈与を受けたものは相続税の対象としてその価額を加算する。遺贈がなければ単なる贈与として贈与時に課税関係は終了しているため、上記の適用はない。

〔参考〕相続税課税価格に加算される相続開始前の贈与対象期間の延長 (令和5年度税制改正)

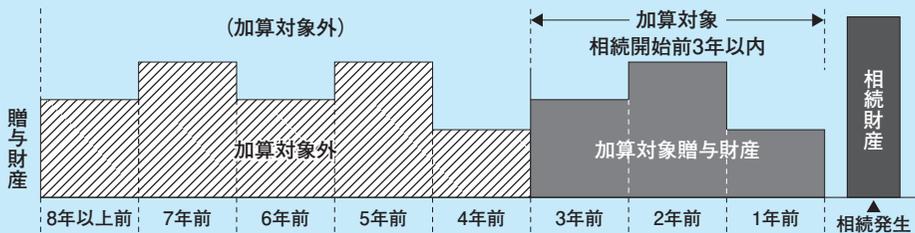
資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築するため、令和5年度税制改正において相続税制・贈与税制の見直しが行われ、その一環として、相続税課税価格に加算される相続開始前の贈与（暦年課税）の対象期間が延長された。

1. 改正の概要

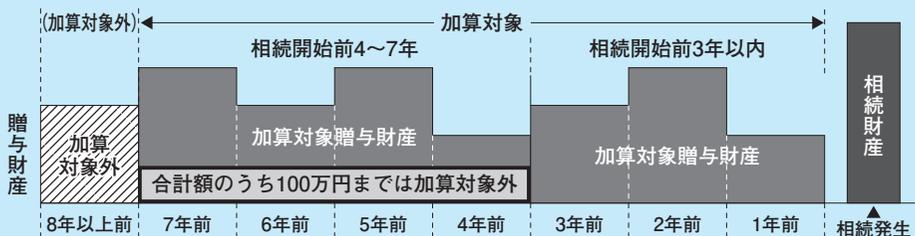
- (1) 相続または遺贈により財産を取得した人が、相続開始前に被相続人から贈与（暦年課税適用）された財産について、相続税課税価格に加算となる対象の期間が「相続開始前7年以内」に延長される。
- (2) 改正によって延長された期間（相続開始前3年超7年以内）の贈与財産については、4年間の合計額のうち100万円を超えた部分が相続税課税価格への加算対象となる。
- (3) 2024年（令和6年）1月1日以降に贈与により取得する財産に係る相続税に適用される。

2. 改正前後の比較（イメージ）

〔改正前：2023年（令和5年）12月31日までの贈与により取得する財産に係る相続税〕



〔改正後：2024年（令和6年）1月1日以降の贈与により取得する財産に係る相続税〕



2. 相続税総額の計算

(1) 計算手順 (Ⅰ～Ⅵ)



(2) 相続税の税率

●相続税の速算表

各法定相続人の取得金額 (A)	税率 (B)	速算控除額 (C)
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

※税額 = (A) × (B) - (C)

(3) 遺産に係る基礎控除額

① 遺産に係る基礎控除額の計算式

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

各相続人および受遺者の課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額以下であれば、遺産がどのように相続されても、相続税は課税されないことになる。

② 法定相続人の数

上記①での法定相続人とは、民法の定めるところによる相続人をいうが、相続の放棄があっても、その放棄はなかったものとした場合の相続人をいう。また、養子・代襲相続人・非嫡出子も、それぞれ1人として法定相続人の数を計算する。

なお、法定相続人に含める養子の数は、次のように制限されている。

ア) 養子については、実子がいる場合は1人、実子がない場合は2人までを法定相続人の数に含める。租税負担の回避のみを目的とした養子は、たとえ1人であっても認められない。なお、次の養子は、実子とみなされる。

- i. 特別養子（一定の要件を満たし、家庭裁判所で成立する縁組であり、昭和62年民法改正で設けられたもの）
- ii. 配偶者の連れ子（実子・特別養子）で被相続人の養子となった者

イ) この制限は、「遺産に係る基礎控除額」の計算、「相続税総額」の計算、「死亡保険金の非課税限度額」の計算、「退職手当金等の非課税限度額」の計算に限って適用される。

3. 各人の納付税額の計算

(1) 計算手順 (Ⅶ~Ⅸ)

Ⅶ

相続税総額を、財産を取得した各人の課税価格で比例按分し、各人の算出相続税額を計算する。

$$\text{各人の算出相続税額} = \text{相続税総額} \times \frac{\text{各人の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}}$$

各人の算出相続税額に対し、相続税額の加算または税額控除および相続時精算課税制度に係る贈与税額の控除を行い、各人の納付すべき相続税額を計算する。

各人の納付すべき相続税額＝各人の算出相続税額＋相続税額の20%加算
－税額控除^(注1)の額－相続時精算課税^(注2)の対象となる財産について課税された贈与税額

(100円未満の端数切捨て)

(注1) 税額控除：贈与税額控除、配偶者の税額軽減、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除、外国税額控除。

(注2) 「相続時精算課税制度」についてはP.157～162を参照。

(2) 相続税額の2割加算

「『被相続人の一親等の血族（代襲相続人たる直系卑属を含む）および配偶者』以外の者」と「被相続人の養子となった被相続人の孫（代襲相続人である者を除く）」については、その算出相続税額にその20%相当額を加算する。

このような加算規定があるのは、財産を取得した者が被相続人との血族関係の薄い者である場合は偶然性が多く、また、遺産を孫に遺贈することにより、相続税の課税を1回免れることも可能であること等から、税負担を調整するためである。

(注) 相続開始のときにおいて被相続人の一親等の血族に該当しない相続時精算課税適用者の相続税額のうち、被相続人の一親等の血族であった期間内に被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税制度の適用を受ける財産の価額に対応する相続税額は2割加算の対象とならない。

(3) 相続税の税額控除

各人の相続税額から控除する税額控除は、次のものがあり、上記(2) 相続税額の2割加算後の金額から次の順序で控除される。

- ア) 贈与税額控除
- イ) 配偶者に対する相続税額の軽減
- ウ) 未成年者控除
- エ) 障害者控除
- オ) 相次相続控除
- カ) 外国税額控除
- キ) 相続時精算課税制度に係る贈与税額の控除

① 贈与税額控除

相続開始前一定期間以内（2023年（令和5年）12月31日までの贈与：3年以内、2024年（令和6年）1月1日以降の贈与：7年以内）の贈与財産が、相続税の課税価格に加算された場合は、贈与時の贈与税と相続税が二重に課税されることになるため、先に課税された贈与税額は、加算対象となった各年分の贈与税額に応じた金額が「贈与税額控除」として算出相続税額から控除される。ただし、贈与税額控除が相続税額を上回っても還付されない。

（注）「相続税課税価格に加算される相続開始前の贈与対象期間の延長（令和5年度法制改正）」についてはP.124を参照。

〔参考〕一定期間以内の贈与に対する贈与税額控除額の計算式

相続税額から差し引かれる贈与税額は、相続開始があった年の前年分、前々年分および前々々年分の贈与税額についてそれぞれ次の式により計算する。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{その年分の贈与税額のうち相続税額から差し引く贈与税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{その年分の贈与税合計額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|l|} \hline \text{相続税の課税価格に加算されるその年分の贈与財産の価額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|l|} \hline \text{その年分の贈与税の課税価格の合計額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|l|} \hline \text{その年分の贈与税につき控除した贈与税の配偶者控除} \\ \hline \end{array}$$

なお、被相続人からだけしか贈与を受けていない者の場合は、原則としてそれぞれの年分の贈与税額をそのまま相続税額から差し引く。

（注）「贈与税の配偶者控除（2,000万円）」を活用した相続開始前一定期間以内の贈与額がたとえば3,500万円の場合、1,500万円は相続税の課税価格に加算される。その結果、基礎控除額（110万円）を控除した1,390万円に対する贈与税額が、負担すべき相続税額から控除される。

また、贈与税が非課税となる110万円を当該3年間に受けていた場合、330万円が相続税の課税価格に加算され、贈与税額控除はない。「贈与税の配偶者控除」についてはP.148～149を参照。

② 配偶者に対する相続税額の軽減

配偶者の税額軽減は、被相続人の配偶者が相続や遺贈により財産を取得するときの税負担を大幅に軽減させる制度である。

配偶者の税額軽減の適用を受けるには、たとえ税額軽減により相続税を納税する必要がなくても、必ず相続税の申告をすることが前提となっている。

配偶者の税額軽減の適用を受けられる財産は、遺産分割等により配偶者が実際に取得したものに限られる。遺産分割による財産の取得期限は、原則として、相続税の申告期限（相続開始後10カ月を経過する日）までとなっている。

ただし、申告期限までに遺産分割が行えなかった場合であっても、次の場合は配偶者の税額軽減の適用が受けられる。

- ア) 申告期限後3年以内に遺産の分割が行われた場合
- イ) 申告期限後3年以内に遺産の分割ができないことについて特別の事情があるため、所轄税務署長の承認を受けて一定の期間内に遺産分割が行われた場合
- なお、相続税の申告後に税務調査が行われ、隠ぺい仮装財産が見つかった場合は、税額軽減の対象とはならない。

配偶者の税額軽減の計算は次のように行う。

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">相続税総額</div> × <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;"> $\frac{\text{次の(A)(B)のいずれか少ない金額}}{\text{課税価格の合計額}}$ </div>
<p>(A) 配偶者の法定相続分または1億6,000万円のいずれか多い金額</p> <p>(B) 配偶者の課税価格</p>

つまり、一次相続で配偶者が相続した財産（課税価格）が、各人の課税価格の合計額（正味の遺産）の法定相続分までのときは、金額にかかわらず配偶者の納税額は0円となる。また、配偶者の課税価格が法定相続分超であっても、その額が1億6,000万円までならば、配偶者の納税額は0円となる。

③ 未成年者控除

法定相続人の未成年者は、その税額から満18歳に達するまでの年数1年（1年未満の端数は1年とする）につき10万円が控除される。

$$\text{未成年者控除額} = 10\text{万円} \times (\text{18歳} - \text{相続開始時の年齢})$$

未成年者控除額が当該未成年者の相続税額より大きい場合は、その超える部分をその未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができる。

また、民法上、成年者とみなされる婚姻した未成年者についても適用される。

（注）扶養義務者は、被相続人の配偶者ならびに直系血族および兄弟姉妹を含む。

④ 障害者控除

相続または遺贈により財産を取得した者が法定相続人で、かつ心身に障害のある人の場合、その心身障害者の相続税額から障害者控除として一定の金額が控除される。

障害者控除の額は、その障害者が満85歳に達するまでの年数1年（1年未満の端数は1年とする）につき10万円が控除される。

特別障害者の場合には、その特別障害者が満85歳に達するまでの年数1年（1年未満の端数は1年とする）につき20万円が控除される。

障害者控除額＝10万円×（85歳－相続開始時の年齢）

特別障害者控除額＝20万円×（85歳－相続開始時の年齢）

なお、障害者控除額が当該障害者の相続税額より大きい場合は、その超える部分をその障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができる（特別障害者も同様の適用がある）。

⑤ 相次相続控除

短期間に相続開始が続いた場合には、相続税の負担が過重となるため、相続税法においては、「相次相続控除」によりその税負担を調整する。

相次相続控除は、10年以内に2回以上の相続があった場合には、前の相続において課税された相続税額のうち、1年につき10%の割合で逡減した後の金額を、後の相続に係る相続税額から控除する制度である。

【参考】相次相続控除

適用要件	ア) 被相続人の相続人であること
	イ) その相続開始前10年以内に開始した相続により、その相続の被相続人が財産を取得していること
	ウ) その相続開始前10年以内に開始した相続により取得した財産について、被相続人に対して相続税が課税されたこと

⑥ 外国税額控除

国外の財産について、その所在地国で日本の相続税に相当する税が課税された場合には、国際間の二重課税を排除するために、その財産を取得した者については、日本の算出相続税額から一定額が控除される。

⑦ 相続時精算課税制度に係る贈与税額の控除

相続時精算課税制度適用者の相続税額から税額控除である贈与税額控除、障害者控除、相次相続控除および外国税額控除をすべて行い、これらの控除後の相続税額から相続時精算課税の対象となる財産について課税された贈与税の累計額が控除される。

なお、計算の結果、相続税よりも差し引くべき当該贈与税相当額が大きい場合は、控除しきれない金額の還付を受けることができる。この還付金については、相続税の申告期限の翌日から還付金の支払決定日までの期間について計算した還付加算金が加算される。

(注) 暦年課税の贈与税額控除における贈与税については、たとえ相続税額より大きい税額であっても、相続時精算課税のように、その超過分について還付を受けることはできない。

4. 相続税の計算例

設 例

- ① 相続人：配偶者（45歳）、長男（22歳：大学生）、長女（16歳：高校生）の3名。
相続放棄者はいない。また相続時精算課税制度を選択している者もない。
- ② 相続財産（いずれも相続税評価額）、みなし相続財産

相続財産・ みなし相続財産	金額	分割協議による財産取得額		
		配偶者	長 男	長 女
土地	15,000万円	10,000万円	2,500万円	2,500万円
家 屋	1,000万円	1,000万円	－	－
有価証券	2,500万円	500万円	1,000万円	1,000万円
現金・預貯金等	1,600万円	500万円	600万円	500万円
家庭用財産	350万円	350万円	－	－
その他の財産	50万円	50万円	－	－
生命保険金	4,000万円	1,000万円	2,500万円	500万円
死亡退職金	2,000万円	2,000万円	－	－
合 計	26,500万円	15,400万円	6,600万円	4,500万円

- ③ 債務・葬式費用（配偶者が全額負担することに決定している）

債務・葬式費用	金額
準確定申告による被相続人の所得税	40万円
本年度の固定資産税未納額	30万円
住宅資金借入金残高（団体信用保険未加入）	1,910万円
病院入院費等未払額	20万円
通夜・告別式に要した費用	250万円
合 計	2,250万円

（注）小規模宅地等の評価減は考慮しない。

なお、被相続人の生前に贈与を受けた者はいないものとする。

【解 説】

(1) 相続人各々の課税価格

① 配偶者

土地 家屋 有価証券 現金・預貯金等 家庭用財産 その他の財産
10,000万円 + 1,000万円 + 500万円 + 500万円 + 350万円 + 50万円

$$\begin{aligned}
 & + \left[\begin{array}{l} \text{生命保険金} \\ 1,000万円 - \left(500万円 \times 3人 \times \frac{1,000万円}{4,000万円} \right) \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{死亡退職金} \\ 2,000万円 - (500万円 \times 3人) \end{array} \right] \\
 & - \left(\begin{array}{l} \text{債務・葬式費用} \\ 40万円 + 30万円 + 1,910万円 + 20万円 + 250万円 \end{array} \right) = \underline{11,275万円}
 \end{aligned}$$

配偶者の課税価格

② 長男

$$\begin{array}{ccccccc} \text{土地} & \text{有価証券} & \text{現金・預貯金等} & \text{生命保険金} & \text{生命保険金の非課税金額} & & \\ 2,500\text{万円} & + 1,000\text{万円} & + 600\text{万円} & + 2,500\text{万円} & - \left(500\text{万円} \times 3\text{人} \times \frac{2,500\text{万円}}{4,000\text{万円}} \right) & & \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{長男の課税価格} \\ = \underline{5,662.5\text{万円}} \end{array}$$

③ 長女

$$\begin{array}{ccccccc} \text{土地} & \text{有価証券} & \text{現金・預貯金等} & \text{生命保険金} & \text{生命保険金の非課税金額} & & \\ 2,500\text{万円} & + 1,000\text{万円} & + 500\text{万円} & + 500\text{万円} & - \left(500\text{万円} \times 3\text{人} \times \frac{500\text{万円}}{4,000\text{万円}} \right) & & \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{長女の課税価格} \\ = \underline{4,312.5\text{万円}} \end{array}$$

(2) 課税価格の合計額

$$\begin{array}{ccccccc} \text{配偶者の課税価格} & \text{長男の課税価格} & \text{長女の課税価格} & \text{課税価格合計額} & & & \\ 11,275\text{万円} & + 5,662.5\text{万円} & + 4,312.5\text{万円} & = \underline{21,250\text{万円}} & & & \end{array}$$

(3) 課税遺産総額

$$\begin{array}{ccccccc} \text{課税価格合計額} & \text{遺産に係る基礎控除額} & & \text{課税遺産総額} & & & \\ 21,250\text{万円} & - (3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人}) & & = \underline{16,450\text{万円}} & & & \end{array}$$

(4) 相続税総額（法定相続分にて仮計算）

① 配偶者

$$\begin{array}{ccccccc} \text{課税遺産総額} & \text{配偶者の法定相続分} & \text{配偶者の取得金額} & & & & \\ 16,450\text{万円} \times & \frac{1}{2} & = 8,225\text{万円} & & & & \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccccc} \text{配偶者の取得金額} & \text{税率} & \text{速算控除額} & \text{配偶者の税額} & & & \\ 8,225\text{万円} \times 30\% & - 700\text{万円} & = \underline{1,767.5\text{万円}} & & & & \end{array}$$

(注) 「相続税の速算表」はP.125を参照。

② 長男

$$\begin{array}{ccccccc} \text{課税遺産総額} & \text{長男の法定相続分} & \text{長男の取得金額} & & & & \\ 16,450\text{万円} \times & \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} & = 4,112.5\text{万円} & & & & \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccccc} \text{長男の取得金額} & \text{税率} & \text{速算控除額} & \text{長男の税額} & & & \\ 4,112.5\text{万円} & \times 20\% & - 200\text{万円} & = & \underline{622.5\text{万円}} & & \\ & & & & & & \text{(注)「相続税の速算表」はP.125を参照。} \end{array}$$

③ 長女

$$\begin{array}{ccccccc} \text{課税遺産総額} & \text{長女の法定相続分} & \text{長女の取得金額} & & & & \\ 16,450\text{万円} & \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} & = & 4,112.5\text{万円} & & & \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccccc} \text{長女の取得金額} & \text{税率} & \text{速算控除額} & \text{長女の税額} & & & \\ 4,112.5\text{万円} & \times 20\% & - 200\text{万円} & = & \underline{622.5\text{万円}} & & \\ & & & & & & \text{(注)「相続税の速算表」はP.125を参照。} \end{array}$$

④ 相続税総額

$$\begin{array}{ccccccc} \text{配偶者の税額} & \text{長男の税額} & \text{長女の税額} & \text{相続税総額} & & & \\ 1,767.5\text{万円} & + 622.5\text{万円} & + 622.5\text{万円} & = & \underline{3,012.5\text{万円}} & & \end{array}$$

(5) 相続人各々の算出相続税額

(4)で算出した相続税総額を、(1)で算出した相続人各々の課税価格の率で按分する。

① 配偶者

$$\begin{array}{ccccccc} \text{相続税総額} & \text{配偶者の課税価格} & \text{率} & \text{配偶者の算出相続税額} & & & \\ 3,012.5\text{万円} & \times \frac{11,275\text{万円}}{21,250\text{万円}} & (0.53) & = & \underline{15,966,250\text{円}} & & \end{array}$$

② 長男

$$\begin{array}{ccccccc} \text{相続税総額} & \text{長男の課税価格} & \text{率} & \text{長男の算出相続税額} & & & \\ 3,012.5\text{万円} & \times \frac{5,662.5\text{万円}}{21,250\text{万円}} & (0.27) & = & \underline{8,133,750\text{円}} & & \end{array}$$

③ 長女

$$\begin{array}{ccccccc} \text{相続税総額} & \text{長女の課税価格} & \text{率} & \text{長女の算出相続税額} & & & \\ 3,012.5\text{万円} & \times \frac{4,312.5\text{万円}}{21,250\text{万円}} & (0.20) & = & \underline{6,025,000\text{円}} & & \end{array}$$

各人の課税価格の計算は、小数第2位にとどめた計算も可とする。ただし、課税価格の合計額

各人の合計は、「1」となるようにする。

(6) 相続人各々の納付税額

① 配偶者

〈配偶者の税額軽減の計算〉

ア) $\frac{\text{課税価格合計額}}{21,250\text{万円}} \times \frac{1}{2}$ と $16,000\text{万円}$ とのいずれか大きい金額 $\Rightarrow 16,000\text{万円}$

イ) 配偶者が実際に取得した課税価格 $\Rightarrow 11,275\text{万円}$

$$\frac{\text{相続税総額}}{3,012.5\text{万円}} \times \frac{\text{ア) } 16,000\text{万円} \text{ または イ) } 11,275\text{万円}}{\text{課税価格合計額}} = 15,983,971\text{円}$$

課税価格合計額
21,250万円

※ア)、イ) のいずれか少ない方の金額

$$\begin{array}{rcl} \text{配偶者の算出相続税額} & \text{配偶者の税額軽減} & \text{配偶者の納付すべき相続税額} \\ 15,966,250\text{円} & - & 15,966,250\text{円} = \underline{0\text{円}} \end{array}$$

(注) 配偶者の税額軽減は、配偶者の算出相続税額を限度とする。

② 長男

$$\begin{array}{rcl} \text{長男の算出相続税額} & \text{長男の納付すべき相続税額} & \\ 8,133,750\text{円} & \rightarrow & \underline{8,133,700\text{円}} \text{ (100円未満の端数切捨て)} \end{array}$$

③ 長女

$$\begin{array}{rcl} \text{未成年者控除額} & \times & \text{2年 (18歳 - 16歳)} = 20\text{万円} \\ \text{長女の算出相続税額} & - & \text{未成年者控除額} \\ 6,025,000\text{円} & - & 20\text{万円} = \underline{5,825,000\text{円}} \end{array}$$

第4節 相続税の申告と納付

1. 相続税の申告

(1) 申告書を提出しなければならない人

相続または遺贈により財産を取得した者は、その被相続人から財産を取得したすべての者の「課税価格の合計額^(注1)」が、その「遺産に係る基礎控除額」を超え、かつ、配偶者の税額軽減の規定の適用がないものとして相続税額の計算を行った場合に納付すべき相続税額が算出されるときは、相続税の申告書を提出しなければならない。

- (注1) 「小規模宅地等の評価減」等の特例を適用しない場合における課税価格の合計額をいう。
- (注2) 同一の被相続人から相続や遺贈により財産を取得した者のうち、相続税の申告書を提出しなければならない者が2人以上いる場合は、当該者は相続税の申告書を共同で提出することができる。
- (注3) 配偶者の税額軽減の適用を受けるためには申告書の提出が必要である (P.128参照)。

(2) 申告書の提出期限

相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に提出しなければならない。

(3) 申告書の提出

相続税の申告は、「相続税申告書」と、相続人全員の署名・押印のある「遺産分割協議書」を提出しなければならない。

- (注1) 相続税の申告は、相続人が被相続人の相続人であるか、相続人全員の署名があるかの確認のため、被相続人の戸籍謄本と相続人全員の戸籍謄本を添付する。
- (注2) 相続人の中に未成年者がいる場合は、未成年者は法律行為ができないため、遺産分割に参加できない。そのため、親権者が代理人として代わって遺産分割をする。親権者と未成年者である子に「利益相反行為」が発生する場合は、家庭裁判所に「特別代理人の申請」を行い、未成年者に代わって特別代理人が分割協議に参加する。

(4) 申告書の提出先

被相続人の死亡のときの住所が日本国内にある場合には、その被相続人の死亡のときにおける住所地の所轄税務署長に提出する。ただし、被相続人の住所が日本国内にない場合には、財産を取得した者の住所地の所轄税務署長に提出する。

2. 相続税の納税

(1) 相続税の納付期限

相続税の申告書を提出した者は、申告書の提出期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内）までに、その申告書に記載した税額を国に納めなければならない。

(2) 延 納

相続税の申告期限までに相続税の申告書に記載した税額を納められない場合は、

相続税の申告期限までに次のすべての要件を満たした「延納申請書」を提出し、税務署長の許可を得た場合に、延納することができる。なお、延納税額については、所定の利子税が課税される。

- ① 納付すべき相続税額が10万円を超えていること
- ② 納付期限までに、または納付すべき日に金銭で一時に納付することを困難とする理由があること
- ③ 延納税額は、その納付を困難とする金額を限度とすること
- ④ 必要な担保の提供があること（延納税額が100万円以下で、かつ延納期間が3年以下の場合は不要）
- ⑤ 納付期限または納付すべき日までに所定の申請書を提出して税務署長の許可を受けること

(3) 物 納

相続税は、他の税金と同じく現金で納付するのが原則であるが、相続または遺贈により取得した財産には不動産等のように換金しにくいものがある。

そこで、次のすべての要件にあてはまる場合に物納が認められる。

- ① 納付すべき相続税について、延納によっても金銭で納付することを困難とする理由があること
- ② 納付期限、または納付すべき日までに申請によって税務署長の許可を受けると
- ③ 金銭で納付することを困難とする金額を限度とすること
- ④ 物納申請財産が物納できる財産であること

物納財産の収納価額は、原則として課税価格計算の基礎となったその財産の価額である。

●物納にあてることができる財産の種類と順位

第1順位	①国債、地方債、上場株式等（特別の法律により法人の発行する債券および出資証券を含み、短期社債等を除く）、不動産、船舶
	②上場株式および不動産のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③非上場株式等（特別の法律により法人の発行する債券および出資証券を含み、短期社債等を除く）
	④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産

(注) 相続開始前から所有していた「特定登録美術品」は、上表の順位によることなく第1順位として物納にあてることができる。特定登録美術品とは、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に定める登録美術品のうち、その相続開始時において、すでに同法による登録を受けているものをいう。

なお、2006年（平成18年）以降、延納・物納の認可申請手続きが整備され、物納不適格財産が明確になった。また、延納中に物納を選択できる制度や、物納期限から納付完了までの間の利子負担なども規定されている。

3. 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度

(1) 概要

この制度は、中小企業における後継者の育成と、事業の維持・存続のための円滑な事業承継を支援する制度である。

経営承継相続人等が、相続等により一定の非上場会社^(注)の議決権株式等を取得した場合、その経営承継相続人等が納付すべき相続税額のうち、その議決権株式等（相続開始前からすでに保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の3分の2に達するまでの部分が上限で、以降、「特例適用株式等」という）に係る課税価格の80%に対応する相続税額について納税が猶予される。

(注) 一定の非上場会社とは、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づいて経済産業大臣が認定をした非上場会社のことをいう。

(2) 猶予税額の納付免除および猶予税額の納付

① 猶予税額の納付免除

経済産業大臣の認定を受け、次のいずれかに該当する場合に、猶予税額の納付が免除となる。

- 経営承継相続人等が「特例適用株式等」を死亡するまで保有し続けた場合
経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）の内に、定められた事業の継続要件を満たすことが必要である。
- 「特例適用株式等」に係る会社に対して破産手続開始の決定または特別清算開始の命令があった場合
- 次の後継者へ「特例適用株式等」を贈与し、その「特例適用株式等」について贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合

(注) P.151～152「取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度」を参照。

- 同族関係者以外の者へ「特例適用株式等」を一括して譲渡した場合
その譲渡対価または譲渡時の時価のいずれか高い額が猶予税額を下回るときは、その差額分の猶予税額が免除される。

② 猶予税額の納付

- 経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）の内に、認定の取消事由に該当する事実が生じた場合は、猶予税額全額の納付が必要である。
- 経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）経過後に、「特例適用株式等」の譲渡をした場合は、譲渡した「特例適用株式等」の割合に応じた猶予税額の納付が必要である。

なお、上記の2項目に該当して猶予税額の全部または一部を納付する場合には、経済産業大臣の認定した有効期間終了時点からの利子税^{*}をあわせて納付しなければならない。

※基準割引率による特例あり。

③ その他

租税回避行為に対して必要な措置が講じられている。

(3) 相続税の納税猶予の特例制度

さらなる中小企業における事業承継円滑化を目指し、期間を限定して特例が設けられている。

① 対象となる中小企業

2018年（平成30年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までに所定の要件を満たし、所定の手続きにより認定を受けた企業（特例認定承継会社）。

② 特例の対象株式

発行済議決権株式の全株。

③ 納税猶予対象評価額

課税価格の100%（相続等によって取得した非上場株式が対象）。

④ 適用対象期間

特例認定承継会社の非上場株式を相続等によって取得した場合、2018年（平成30年）1月1日から2027年（令和9年）12月31日までの間の相続等に係る相続税について納税猶予される。

⑤ 雇用確保要件

未達成の場合でも認定の取消しは行わずに特例認定承継会社に報告を求め、経営の悪化が原因である場合、または正当なものとは認められない場合には、認定経営革新等支援機関による指導・助言が行われる

4. 個人版 事業承継税制における相続税の納税猶予制度

(1) 概要および納税猶予の対象

個人事業における円滑な世代交代を通じた事業の発展に向けた支援のために創設された制度であり、中小企業を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」に準じた内容である。

認定相続人が2019年（平成31年）1月1日から2028年（令和10年）12月31日までの間に、相続等によって特定事業用資産を取得して事業を継続する場合、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税が猶予される。

(2) 適用のための要件

「個人版 事業承継税制」の適用のための要件は、「個人版 事業承継税制における贈与税の納税猶予制度」（P.153）と共通である。

① 承継計画の提出（2019年（平成31年）4月1日～2026年（令和8年）3月31日）

所定の手続きにより作成された、特定事業用資産の承継前後の経営見直し等が記載された計画を都道府県に提出することが必要（この提出された計画を「承継計画」という）。

② 適用対象者

「承継計画」に記載された後継者である認定相続人。

③ 青色申告の承認（贈与税の納税猶予制度と共通）

被相続人および贈与者は、相続開始や贈与の前に青色申告の承認を受けていなければならない。また、認定相続人・認定受贈者は相続開始後および受贈後に青色申告の承認を受けていなければならない。

④ 納税猶予の対象となる資産（特定事業用資産）

被相続人または贈与者の事業（不動産貸付事業等を除く）の用に供されていた資産で以下のものをいう。

ア) 土地：面積400㎡までの部分

イ) 建物：床面積800㎡までの部分

ウ) 建物以外の減価償却資産で青色申告書に添付される貸借対照表に掲示されているもの（固定資産税または営業用として自動車税もしくは軽自動車税の対象となっているものや、その他これらに準じるもの）

（例） 機械・器具備品（工作機械、パワーショベル、診療機器 等）
車両・運搬具、生物（乳牛等、果樹等）
無形償却資産（特許権等） など

⑤ 猶予税額の納税免除

「認定相続人がその死亡まで特定事業用資産を保有して事業を継続した」など
の場合には、猶予税額の全額が納税免除となる（一部免除となる場合もあり）。

⑥ 猶予税額の納付が必要となる場合

認定相続人が特定事業用資産に係る事業を廃止した場合（全額納付）や、特定事業用資産の譲渡をした場合（譲渡分の対応額）には、利子税とあわせて納付が必要となる。

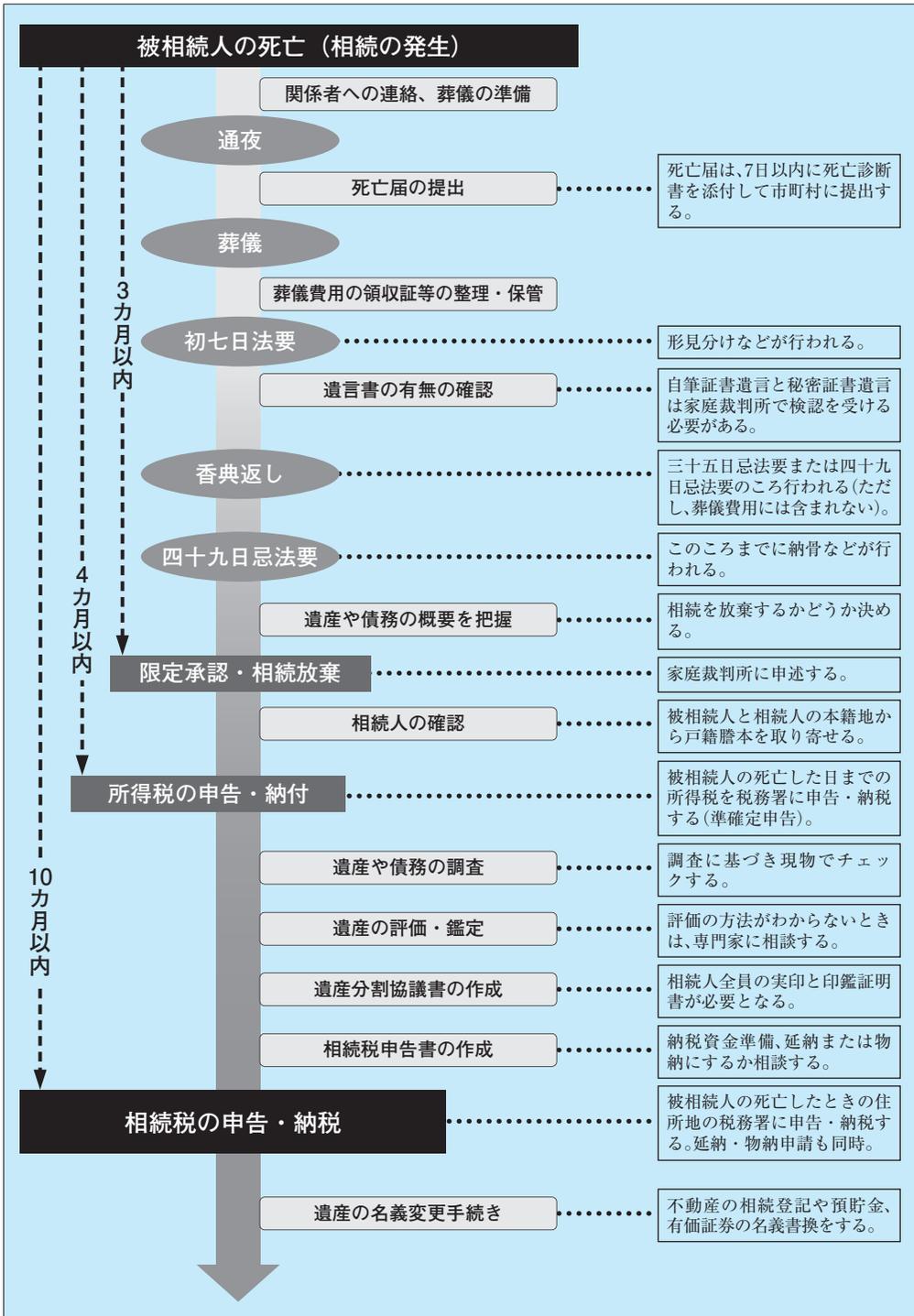
(3) 「小規模宅地等の評価減（特定事業用宅地等）」との重複適用不可

個人版 事業承継税制（相続税・贈与税の納税猶予制度）を適用する場合、相続税課税における小規模宅地等の評価減（特定事業用宅地等）の適用はできない。

【参考】他の納税猶予制度

納税猶予制度とは、もともと農家の相続に伴う農地の細分化を防止し、農業後継者の育成を図る目的で一定の農地等についての特例制度として認められていたものである。平成24年度税制改正では、さらにこの制度について、一定の農地貸付や山林等の適用条件緩和等が盛り込まれた。

〔参考〕 相続の開始から相続税の申告・納税までの流れ



第4章 贈与税

学習のねらい

1. 贈与税は、贈与によって取得した財産に課税される税金であることを理解する。
2. 贈与税が課税される財産には、本来の贈与により取得した財産と、贈与により取得したものとみなされる財産があることを理解する。
3. 相続税と同様に、贈与税についても非課税財産として贈与税が課税されないものがあることを理解する。
4. 贈与税額の計算ができるようにする。
5. 贈与税の税率の累進度は相続税のそれと比して格段に高いことを理解する。
6. 贈与税は所得税と同じく暦年の1年を計算期間とし、申告書提出期限および納付期限は翌年の2月1日から3月15日であることを確認する。
7. 相続時精算課税制度の内容および暦年課税との違いを理解する。

第1節 贈与税とは

贈与税とは、個人から現金や不動産等の価値のある財産を贈与されたときに課税される税金である。

相続によって取得した財産に対しては、相続税が課税される。もし生前に贈与した財産について課税がないと仮定すれば、生前に将来相続財産となるべき財産を贈与して、容易に相続税の回避を図ることができる。それでは、相続税の課税制度自体が意味をなさないばかりか、生前に財産を贈与した場合とそうでない場合とで、税負担における不公平が生じる。そこで、生前に贈与を受けた財産に対しては、相続税を補完するために、贈与税の課税が行われる。よって、贈与税は相続税の補完税といわれている。

1. 贈与税の課税財産

贈与税が課税される財産は、本来の贈与により受け取ったすべての財産であるが、非課税財産は除かれる。ここで財産というのは、金銭に見積もることができる経済的価値があるすべてのものをいう。

したがって、財産には、土地、家屋、株式等の他に、物権、債権、無体財産権、信託受益権、電話加入権等も含まれる。

また、法律上の根拠がなくても経済的価値が認められているもの、たとえば営業権のようなものも含まれる。

一方、質権、抵当権のような従たる権利は、主たる権利を担保するものであり、独立した財産とは認められないので含まれない。

2. みなし贈与財産

本来の贈与でなくても、実質的に贈与を受けたのと同様の経済的効果を生ずる場合については、その経済的利益の享受等贈与により取得したものを「みなし贈与財産」として、贈与税を課税することになっている。

みなし贈与財産の種類は、次のとおりである。

みなし贈与財産	贈与により取得したとみなされる財産
<p style="text-align: center;">保険金</p>	<p>●他人が保険料を負担していた契約の保険金を受け取った場合</p> <p>生命保険契約または損害保険契約について、保険事故が発生した場合に、その保険料の負担者以外の者が受け取った保険金は、贈与により取得したものとみなされる（相続または遺贈により取得したものとみなされる場合を除く）。これには次の場合がある。</p> <p>① 満期保険金を受け取った場合</p> <p>② 死亡保険金を受け取った場合</p> <p>なお、生命保険契約の保険事故には、傷害や疾病等の保険事故で死亡を伴わないものは除かれる。また、損害保険契約の保険事故とは、偶然な事故に基因する保険事故で死亡を伴うものに限る。</p> <p>保険料の一部を保険金受取人以外の者が負担していた場合には、次の算式により計算した金額が、贈与によって取得したものとみなされる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> $\frac{\text{受け取った保険金の額}}{\text{保険金受取人以外の者が負担した保険料の額}} \times \frac{\text{保険事故発生時まで払い込まれた保険料の全額}}{\text{保険事故発生時まで払い込まれた保険料の全額}}$ </div>

<p>年金 (他の定期金含む)</p>	<p>●他人が保険料を負担していた契約の年金を受け取った場合</p> <p>年金保険契約の給付事由が発生した場合に、その契約の保険料を年金受取人以外の者が負担していたときには、その給付事由発生の際に、年金の受取人は、その年金の支給を受ける権利を、保険料を負担した者から贈与によって取得したものとみなされる。</p> <p>保険料の一部を年金受取人以外の者が負担していた場合には、次の算式により計算した金額が、贈与によって取得したものとみなされる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{年金受給権の評価額} \times \frac{\text{年金受取人以外の者が負担した保険料の額}}{\text{給付事由発生時までに払い込まれた保険料の全額}}$ </div> <p>(注1) 年金受給権の評価額はP.174～175を参照。 (注2) 年金保険以外に、各共済年金やその他の定期金給付契約の定期金も上記と同様(算式)のみなし贈与財産となる。</p>
<p>低額譲受</p>	<p>●著しく低い対価で財産を譲り受けた場合(低額譲受)</p> <p>著しく低い対価の対価で財産の譲渡を受けた場合には、その対価とその財産の譲渡の際における時価(相続税評価額)との差額に相当する金額を、その財産を譲渡した者から贈与されたものとみなされる。</p>
<p>債務免除等</p>	<p>●債務免除等により利益を受けた場合</p> <p>債務者が債権者から債務免除を受けたり、第三者に債務を引き受けてもらった、または弁済してもらった場合、その債務免除等による利益を受けた者が、その債務免除等に係る債務の金額に相当する金額を、その債務を免除・引受け、または弁済してもらった者から贈与により取得したものとみなされる。</p>
<p>信託に関する権利</p>	<p>●信託契約により委託者以外の者が受益者となった場合</p> <p>財産を信託するときには、信託契約により委託者が受益者(その信託から生ずる利益を受ける者)を指定することになっているが、この受益者が委託者以外の者であるときは、その信託行為があったときに、受益者がその信託受益権(その信託の利益を受ける権利)をその委託者から贈与によって取得したものとみなされる。</p> <p>(注)P.199・200[参考]「遺言信託の仕組みと流れ」「生命保険信託の仕組みと流れ」を参照。</p>
<p>【参考】 その他 利益の享受</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同族会社の株式または出資の価額が増加した場合 ・同族会社の募集株式引受権 ・同族会社の新株の発行に伴う失権株に係る新株の発行が行われなかった場合 ・離婚による財産分与 ・無利子の金銭貸与等 ・負担付贈与 ・共働き夫婦が住宅等を購入した場合 ・使用貸借に係る土地等についての取扱い

3. 贈与税の非課税財産

法人からの贈与財産	贈与税は、個人から個人への贈与に限り課税される。 個人は、法人からの贈与財産に対して、贈与税ではなく、給与または一時所得として所得税・住民税が課税される。
扶養義務者相互間の生活費等	夫婦・親子・兄弟姉妹等の扶養義務者相互間で、生活費や教育費にあてるために財産の贈与があった場合には、課税しないことになっている。この生活費とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用をいい、治療費や養育費等も含まれる。また、教育費とは、被扶養者の教育上、通常必要と認められる学費、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限らない。
公益事業用の受贈財産	宗教・慈善・学術、その他公益事業を行う者が贈与により取得した財産で、その公益事業の用に供されることが確実なものについては課税されない。ただし、その財産の取得後2年以内に、現実その公益事業の用に供されないときは、非課税財産とはならない。
心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権	地方公共団体の条例に基づき取得した、心身障害者のための給付金を受ける権利は、課税されない。
選挙の候補者が受けた財産	公職選挙法に基づく選挙の候補者が、選挙運動に関し贈与を受けた金銭・物品等で選挙管理委員会に報告されたものについては課税されない。
特別障害者扶養信託契約に基づく信託受益権	特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づいて特別障害者が有することとなる信託受益権のうち、6,000万円までは課税されない。
社交上必要と認められる香典等	個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物または見舞等のための金品で、法律上は贈与にあたるものであっても、それが社交上の必要によるもので社会通念上相当と認められるものについては、贈与税が課税されないこととして取り扱われている。
相続開始の年に被相続人から贈与を受けた財産	相続または遺贈により財産を取得した者が、相続開始の年においてその相続の被相続人から贈与を受けた財産は課税されない。この贈与財産の価額は、相続税の課税価格に算入される。

(注) 贈与税の非課税財産には、この他に「一定の特定公益信託から交付を受ける金品」がある。

4. 贈与税の課税方法

贈与税の課税制度には、原則的な課税方式である「暦年課税」と、一定の要件に当てはまる場合に選択することができる「相続時精算課税」の2つがあり、受贈者は贈与者ごとに異なる課税方法を選択することができる。

(注) 「相続時精算課税制度」についてはP.157～162を参照。

●「暦年課税」と「相続時精算課税」の比較

	暦年課税	相続時精算課税
適用対象者 (受贈者)	原則、個人	贈与者の推定相続人である子（代襲相続人を含む）または孫で、18歳以上の者（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）
贈与者	個人	60歳以上の親または祖父母（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）
基礎控除額	110万円	110万円（2024年（令和6年）1月1日以降の贈与）
特別控除額	なし	贈与者ごとに2,500万円（前年以前にすでに適用した金額がある場合はその残額） (注) 期限内申告書に記載した金額が限度。
課税価格	1月1日～12月31日までの1年間に贈与を受けた財産（みなし贈与財産を含む）の価額の合計額	上記要件を満たす贈与者（特定贈与者）ごとの左記期間に贈与を受けた財産の価額の合計額
税率	(注) 「贈与税の速算表」はP.147を参照。	一律20%
届出要件	—	特定贈与者ごとに、最初の適用年分の贈与税の期限内申告書に「相続時精算課税選択届出書」と一定の書類を添付して税務署長に提出しなければならない。
贈与者が死亡したときの相続税の対応	相続財産を取得した場合は、相続開始前一定期間以内（2023年（令和5年）12月31日までの贈与：3年以内、2024年（令和6年）1月1日以降の贈与：7年以内）に贈与を受けた財産の価額（贈与時の価額）を相続税の課税価格に加算（ただし、相続開始前3年超7年以内に贈与を受けた財産のうち100万円までは加算対象外）し、当該財産の取得時に課税された贈与税額を相続税から控除する（控除しきれない残額があっても還付はない）。	相続財産の取得の有無を問わず、贈与を受けたすべての財産の価額（贈与時の価額。ただし、基礎控除適用部分は除く）を相続税の課税価格に加算し、課税された贈与税額を相続税額から控除する（控除しきれない残額がある場合は、還付を受けることができる）。

(注) 令和5年度税制改正による2024年（令和6年）1月1日以降の贈与についての改正内容は、P.124「〔参考〕相続税課税価格に加算される相続開始前の贈与対象期間の延長（令和5年度税制改正）」および、P.160「〔参考〕相続時精算課税制度の見直し（令和5年度税制改正）」を参照。

第2節 贈与税の税額計算・申告・納付等

1. 暦年課税の贈与税額計算の仕組み

暦年課税の贈与税は、その年の1月1日から12月31日までの間に贈与を受けた財産の価額の合計額に対して課税される。この1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額のことを課税価格という。非課税財産は、課税価格に算入しない。

$$\text{基礎控除後の課税価格} = (\text{贈与財産} - \text{非課税財産}) - \text{基礎控除額 (110万円限度)}$$

$$\text{贈与税額} = \text{基礎控除後の課税価格} \times \text{税率}$$

(1) 基礎控除額

課税価格から基礎控除額が110万円を限度として控除される。この基礎控除は、贈与税の申告書の提出の有無に関係なく認められるので、1年間に贈与を受けた財産の課税価格が110万円以下であれば、贈与税は課税されず、贈与税の申告書を提出する必要もない。

(2) 贈与税の税率

●18歳以上の者が直系尊属から受けた贈与の税額速算表

基礎控除後の課税価格 (A)	税率 (B)	速算控除額 (C)
200万円以下	10%	—
200万円超 400万円以下	15%	10万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

※税額=(A)×(B)−(C)

●一般（上記以外）の贈与税額速算表

基礎控除後の課税価格 (A)	税率 (B)	速算控除額 (C)
200万円以下	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

※税額=(A)×(B)−(C)

〔参考〕 暦年課税の贈与税の計算事例

【設例】 Wさん（35歳）は、2019年（令和元年）5月に父（A）から600万円の贈与、同年8月に祖父（B）から500万円の贈与を受け、1年間の合計贈与金額は1,100万円であった。納付贈与税額を求める。

【解説】

贈与税は受贈者ごとに計算するため、A、Bの贈与額の合計から基礎控除110万円を控除して計算する

$$\begin{array}{rccccccc} & & & & \text{基礎控除額} & & \text{課税価格} \\ 600\text{万円} & + & 500\text{万円} & - & 110\text{万円} & = & 990\text{万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rccccccc} \text{課税価格} & & \text{税率} & & \text{速算控除額} & & \\ 990\text{万円} & \times & 30\% & - & 90\text{万円} & = & 207\text{万円} \end{array}$$

（18歳以上の者が直系尊属から受けた場合の税率を適用）

（注）「贈与税の速算表」はP.147を参照。

したがって、納付税額は 207万円 となる。

(3) 配偶者に対する贈与の特例（いわゆる「贈与税の配偶者控除」）

贈与税の課税価格から控除される金額は、通常は110万円の基礎控除額だけだが、夫婦の間で財産の贈与が行われ、次のすべての要件を満たしている場合には、基礎控除額110万円の他に、最高2,000万円までの配偶者控除の適用を受けることができる。

この贈与税の配偶者控除を受けた部分は、例外として相続開始前一定期間以内（2023年（令和5年）12月31日までの贈与：3年以内、2024年（令和6年）1月1日以降の贈与：7年以内）の贈与加算の対象外とされる。なお、この適用によって贈与税が課税されないときでも、適用を受ける場合は贈与税の申告が必要である。

適用基準は次のとおりである。

- ① 夫婦の婚姻期間が、贈与のときに20年以上経過していること
- ② 贈与を受けた財産は、居住用不動産か、または居住用不動産を取得するための金銭であること
- ③ 贈与税の申告期限（翌年3月15日）までに、贈与を受けた居住用不動産、または贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産に受贈者が実際に居住し、その後も引き続き居住する見込みであること
- ④ その年の前年以前に、その配偶者から取得した財産につき、贈与税の配偶者控除の適用を受けていないこと（1回限り）
- ⑤ 贈与税の申告書に所要事項の記載をするとともに、次の書類を添付すること

- ア) 戸籍謄本（または抄本）、および戸籍の附票の写し
- イ) 受贈者が取得した居住用不動産に関する登記簿謄本（または抄本）
- ウ) 住民票の写し（その居住用不動産に転居した後のもの）[※]

※戸籍の附票に記載されている住所が居住用不動産の所在場所である場合には不要。

【参考】「贈与税の配偶者控除」を活用した場合の贈与税の計算事例 (暦年課税の場合)

【設例】 Aさんの妻Bさんは、本年、Aさんから次の財産（評価額）の贈与を受けた。妻Bさんが贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合の贈与税額を求める。

- ①居住用不動産…………… 2,200万円
- ②株 式…………… 500万円

【解 説】

①贈与税の配偶者控除・基礎控除後の課税価格

居住用不動産	配偶者控除	株式	基礎控除	課税価格
{(2,200万円 - 2,000万円) + 500万円}			- 110万円	= 590万円

②贈与税額

課税価格	税率	速算控除額
590万円	× 30%	- 65万円
= 112万円		

(注)「贈与税の速算表」はP.147を参照。

2. 贈与税の申告と納付

(1) 贈与税の申告書の提出

その年の1月1日から12月31日までの1年間に、個人から贈与により取得した財産の価額の合計額が110万円を超える者は、贈与税の申告書を提出しなければならない。

① 申告書の提出期限

贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までである。

② 申告書の提出先

原則として、受贈者の住所地の所轄税務署長に提出する。

(2) 贈与税の納付

申告書の提出期限までに納付しなければならない。

(3) 延 納

次のすべての要件を満たし、税務署長の許可を得た場合に、最長5年の年賦延納をすることができる。延納税額については、所定の利子税（基準割引率による特例あり）が課せられる。なお、贈与税の場合は、物納は認められない。

- ① 申告による納付税額、または更正・決定による納付税額が10万円を超えていること
- ② 金銭で一時に納めることを困難とする理由があり、その困難な金額を限度とすること
- ③ 担保を提供すること（延納税額が100万円以下で、かつ、その延納期間が3年以下である場合には担保不要）
- ④ 納付期限または納付すべき日までに、所定の延納申請書を提出すること

3. その他の贈与税に関する特例等

(1) 住宅取得等資金に係る贈与税の特例措置

2026年（令和8年）12月31日までに、父母や祖父母等の直系尊属から住宅取得等資金を受けた受贈者が、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金を、自己の居住のための一定の家屋の新築もしくは取得、または一定の増改築等の対価にあてて、その家屋を同日（贈与を受けた年の翌年3月15日）までに自己の居住とする、またはそれが確実であると見込まれる場合に適用の対象となる。

特例措置の内容は、以下のとおりである。

非課税金額	住宅取得等資金のうち、贈与税が非課税となる金額については、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間に応じて定められている。				
	(注) 各期間における非課税限度額				
	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	消費税率10%の場合		左記以外の場合	
		良質な住宅用家屋	一般の住宅用家屋	良質な住宅用家屋	一般の住宅用家屋
	～2015年（平成27年）	-	-	1,500万円	1,000万円
	2016年（平成28年）1月～2019年（平成31年）3月	-	-	1,200万円	700万円
	2019年（平成31年）4月～2020年（令和2年）3月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
2020年（令和2年）4月～2021年（令和3年）12月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円	
2022年（令和4年）1月～2026年（令和8年）12月	1,000万円	500万円	-	-	

非課税金額	また、東日本大震災の被災者に適用される非課税限度額は、次のように定められている。				
	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	消費税率10%の場合		左記以外の場合	
		良質な住宅用家屋	一般の住宅用家屋	良質な住宅用家屋	一般の住宅用家屋
	2015年(平成27年)1月～2019年(平成31年)3月	-	-	1,500万円	1,000万円
	2019年(平成31年)4月～2020年(令和2年)3月	3,000万円	2,500万円		
2020年(令和2年)4月～2021年(令和3年)12月	1,500万円	1,000万円	-	-	
2022年(令和4年)1月～2023年(令和5年)12月			-	-	
「良質な住宅用家屋」とは、省エネルギー性が高い、耐震性が高い、バリアフリー性が高い、のいずれかの性能を満たす住宅として、法令で定められたものであり、それ以外の場合は、「一般の住宅用家屋」の金額が適用される。					
受贈者の要件	<p>次のすべてを満たすことが必要である。</p> <p>① 贈与を受けたときに贈与者の直系卑属であること</p> <p>② 贈与を受けた年の1月1日において18歳（2022年（令和4年）3月以前の贈与の場合は20歳）以上であること</p> <p>③ 贈与を受けた年の合計所得金額が原則2,000万円以下であること</p> <p>④ 次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・贈与を受けたときに日本国内に住所を有すること ・贈与を受けたときに日本国内に住所を有しないものの日本国籍を有し、かつ、受贈者または贈与者がその贈与前5年以内に日本国内に住所を有したことがあること <p>⑤ その他、所定の要件を満たすこと</p>				

(2) 取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度

後継者が、一定の非上場会社^(注)を経営していた親族から、贈与によりその保有株式等（贈与前からすでに後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の3分の2に達するまでの部分が上限で、以降、「猶予対象株式等」という）を一括して取得した場合には、猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の全額が猶予される。

(注) 一定の非上場会社とは、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づいて経済産業大臣が認定をした非上場会社。

制度の内容は、以下のとおりである。

猶予税額の納付および猶予税額の納税免除	猶予税額の納付および猶予税額の納税免除等については、相続税の場合と同様である。
猶予税額の納税免除の要件	<p>経済産業大臣の認定を受け、以下のいずれかに該当する場合に、猶予税額の納付が免除となる。</p> <p>① 後継者が経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）の内に、定めら</p>

<p>猶予税額の納税免除の要件</p>	<p>れた事業の継続要件を満たし、その後も株式を保有している場合</p> <p>② 「猶予対象株式等」に係る会社に対して破産手続開始の決定または特別清算開始の命令があった場合</p> <p>③ 贈与者である経営者が死亡した場合 対象株式については経営者から後継者に相続等があったとみなし、贈与時の評価で相続税を課税。さらにこの相続税については、一定の要件を満たす場合には相続税の納税猶予を適用することができる。</p> <p>④ 贈与者が存命中に、受贈者（後継者）がさらに次の後継者に「猶予対象株式等」を贈与し、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合 なお、経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）内の場合は、受贈者（後継者）が身体障害等のやむを得ない理由のために代表者でなくなった場合に限られる。</p> <p>⑤ 同族関係者以外の者へ「猶予対象株式等」を一括して譲渡した場合 その譲渡対価または譲渡時の時価のいずれか高い額が猶予税額を下回るときは、その差額分の猶予税額の納付が免除される。</p>
<p>猶予税額の納付の要件等</p>	<p>① 経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）の内に、認定の取消事由に該当する事実が生じた場合は、猶予税額全額の納付が必要。</p> <p>② 経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）経過後に、「猶予対象株式等」の譲渡をした場合は、譲渡した「猶予対象株式等」の割合に応じた猶予税額の納付が必要。 なお、上記の2項目に該当して猶予税額の全部または一部を納付する場合には、経済産業大臣の認定した有効期間終了時点からの利子税（基準割引率による特例あり）をあわせて納付しなければならない。 <u>(注) 租税回避行為に対して必要な措置が講じられている。</u></p>
<p>納税猶予の特例制度</p>	<p>さらなる中小企業における事業承継円滑化を目指し、期間を限定して特例が設けられている。</p> <p>① 対象となる中小企業 2018年（平成30年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までに所定の要件を満たし、所定の手続きにより認定を受けた企業（特例認定承継会社）。</p> <p>② 特例の対象株式 発行済議決権株式の全株。</p> <p>③ 贈与者の範囲 複数の株主（先代経営者に限定されない）。</p> <p>④ 受贈者の範囲 後継の経営者上位3名まで（総議決権数の10%以上を有している者）。</p> <p>⑤ 適用対象期間（特例承認期間） 2018年（平成30年）1月1日から2027年（令和9年）12月31日までの間の贈与。ただし、先代経営者以外からの贈与については、特例認定承継会社に認定後5年以内に贈与に係る申告書の提出期限が到来する贈与が対象。</p> <p>⑥ その他 相続時精算課税制度について、推定相続人等以外にも適用される。</p>

(3) 個人版 事業承継税制における贈与税の納税猶予制度

認定受贈者が2019年（平成31年）1月1日から2028年（令和10年）12月31日までの間に贈与によって特定事業用資産を取得して事業を継続する場合、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税が猶予される。

制度の概要は以下のとおりである（同税制における「相続税の納税猶予制度」（P.139）の内容に準じる）。

① 承継計画の提出 （2019年（平成31年）4月1日 ～2026年（令和8年）3月31日）	相続税の納税猶予制度と同じ
② 適用対象者	「承継計画」に記載された後継者である認定受贈者（18歳以上 ^(注) ） (注) 2022年（令和4年）3月以前は20歳以上。
③ 青色申告の承認	被相続人および贈与者は、相続開始や贈与の前に青色申告の承認を受けていなければならない。また、認定相続人・認定受贈者は相続開始後および受贈後に青色申告の承認を受けていなければならない（相続税の納税猶予制度と共通）。
④ 納税猶予の対象となる資産 （特定事業用資産）	相続税の納税猶予制度と同じ
⑤ 猶予税額の納税免除	相続税の納税猶予制度と同じ
⑥ 猶予税額の納付が必要となる 場合	相続税の納税猶予制度と同じ
⑦ 相続時精算課税制度の適用	認定受贈者が「贈与者の直系卑属である推定相続人（＝相続時精算課税制度適用要件）」以外の者であっても、その贈与者が贈与の年の1月1日において60歳以上であれば適用できる。

(4) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

受贈者の教育資金にあてるために、父母や祖父母等の直系尊属が金銭等を拠出し、信託銀行等の所定の金融機関等に信託等をした場合に、信託受益権の価額または拠出された金銭等の額のうち別途定める金額を非課税とする。

特例措置の適用を受ける要件は、次のとおりである。

受贈者の要件	受贈者は30歳未満に限られる。 また、2019年（平成31年）4月以降においては、さらに受贈者の所得要件として、贈与前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
非課税金額	受贈者1人につき1,500万円限度 (学校等以外の者に支払われる金銭については500万円限度) なお、受贈者が30歳に到達 ^(注1) したときに、非課税拠出額から教育資金 ^(注2) 支出額を控除した残額については、受贈者が30歳に到達 ^(注1) した日に贈与があったものとして贈与税が課税される。 贈与税の課税時に適用される税率は次のとおりとなる（税率についてはP.147参照）。 ① 2023年3月31日以前の贈与に関する残額 18歳以上の者が直系尊属から受けた贈与に対する贈与税率 ② 2023年4月1日以降の贈与に関する残額 一般の贈与税率 (注1) 受贈者が30歳到達時点で在学中・教育訓練（教育訓練給付金支給対象）受講中の場合は、在学期間終了時または40歳到達時のいずれか早い方とする（2019年（令和元年）7月以降）。 (注2) 教育資金とは、文部科学大臣が定める次の金銭をいう。 ・学校等に支払われる入学金その他の金銭 ・学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの ・通学定期代、留学渡航費等も含む ただし、受贈者が23歳到達日の翌日以降については、学校等に支払われるものに限定される（2019年（令和元年）7月以降）。

<p style="text-align: center;">期間中の贈与者 死亡時点の 未使用残高</p>	<p>① 2021年（令和3年）4月以降の一括贈与に係る相続税</p> <p>ア) 適用期間中に贈与者が死亡した時点の残額については、相続税の課税価格に加算する。</p> <p>ただし、以下の場合は、相続税の課税価格への加算対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受贈者が23歳未満の場合 ・受贈者が学校等に在籍中の場合 ・受贈者が教育訓練給付金支給対象となる教育訓練受講中の場合 <p>なお、この加算対象外の要件は、2023年（令和5年）4月以降の一括贈与に係る相続税において、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計が5億円を超える場合には適用対象外とする。</p> <p>イ) 受贈者が孫等の場合は、相続税の2割加算の対象とする。</p> <p>② 2021年（令和3年）3月以前の一括贈与に係る相続税</p> <p>ア) 適用期間中に贈与者が死亡した時点の残額については、贈与者の相続開始前3年以内の贈与についてのみ相続税の課税価格に加算する。</p> <p>ただし、①－ア)と同様の要件で相続税の課税価格への加算対象外とする。</p> <p>イ) 受贈者が孫等の場合であっても相続税の2割加算の対象外とする。</p>
<p style="text-align: center;">払出しの確認</p>	<p>① 受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出することが必要。</p> <p>② 金融機関は提出された書類により払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、当該書類および記録を受贈者が30歳に達した日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存することが必要。</p>
<p style="text-align: center;">適用</p>	<p>2013年（平成25年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までの間に、直系尊属から受贈者に対して拠出されたものについて適用される。</p>

(5) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

受贈者の結婚・子育て資金にあてるために、父母や祖父母等の直系尊属が金銭を拠出し、信託銀行等の所定の金融機関等に信託等をした場合に、信託受益権の価額または拠出された金銭等の額のうち別途定める金額を非課税とする。

特例措置の適用を受ける要件は、以下のとおりである。

受贈者の要件	<p>18歳以上(2022年(令和4年)3月31日以前の贈与においては20歳以上)50歳未満に限られる。</p> <p>また、2019年(平成31年)4月以降においては、さらに受贈者の所得要件として、贈与前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。</p>
非課税金額	<p>受贈者1人につき1,000万円限度 (結婚に際して支出する費用については300万円限度)</p> <p>なお、受贈者が50歳に到達したときに、非課税拠出額から結婚・子育て資金額を控除した残額については、受贈者が50歳に到達した日に贈与があったものとして贈与税が課税される。</p> <p>贈与税の課税時に適用される税率は次のとおりとなる(税率についてはP.147参照)。</p> <p>① 2023年3月31日以前の贈与に関する残額 18歳以上の者が直系尊属から受けた贈与に対する贈与税率</p> <p>② 2023年4月1日以降の贈与に関する残額 一般の贈与税率</p> <p>(注) 結婚・子育て資金とは、内閣総理大臣が定める次の金銭をいう。 ・結婚に際して支出する婚礼(結婚費用を含む)に要する費用、住居に要する費用、および引越に要する費用のうちの一定のもの ・妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療および子の保育料のうちの一定のもの</p>
期間中の贈与者死亡時点の未使用残高	<p>適用期間中に贈与者が死亡しその時点で残額がある場合には、相続税の課税対象に加算する。なお、受贈者が孫等の場合の相続税2割加算については、2021年(令和3年)4月以降の贈与の場合には対象となり、2021年(令和3年)3月以前の贈与の場合は対象外となる。</p>
払出しの確認	<p>① 受贈者は、払い出した金銭を結婚・子育て資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出することが必要。</p> <p>② 金融機関は提出された書類により払い出された金銭が結婚・子育て資金の支払いに充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、当該書類および記録を受贈者が50歳に達した日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存することが必要。</p>
適用	<p>2015年(平成27年)4月1日から2025年(令和7年)3月31日までの間に、直系尊属から受贈者に対して拠出されたものについて適用される。</p>

第3節 相続時精算課税制度

1. 相続時精算課税制度の概要

相続時精算課税制度とは、贈与時に、贈与により取得した財産に対する贈与税を支払い、相続時にその贈与により取得した財産の価額と、相続または遺贈により取得した財産の価額とを合計した価額を課税価格として計算した相続税額から、すでに支払った贈与税額を控除した額をもって、その納付すべき相続税額とする制度である。受贈者は、暦年課税による贈与税の課税方式に代えて、相続時精算課税の適用を受けることを選択できる。

相続時精算課税の適用を受ける要件は、以下のとおりである。

適用対象者	60歳以上の贈与者の推定相続人である子（代襲相続人を含む）または孫で、贈与の年の1月1日において18歳以上の者
適用対象財産等	贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はない。
選択の単位	相続時精算課税制度の選択は、受贈者（贈与される人）がそれぞれ、贈与者（贈与する人）ごとに、行うことができる。 たとえば、兄弟でも長男だけが当該制度を選択し、次男は暦年課税の贈与を選択するということが認められている。 また、長男は、父からの贈与については、当該制度を選択し、母からの贈与については当該制度を選択しないで、暦年課税の課税方式にするということも認められている。 当該制度を選択した場合には、その選択をした者がその選択した年以後その選択に係る贈与者から贈与により取得した財産は、すべて当該制度の対象となる。
適用手続き	当該制度の選択を行おうとする受贈者（子または孫）は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に所轄税務署長に対してその旨の届出書を贈与税の申告書に添付することにより行う。 届出書を提出するのは、あくまでも贈与を受けた者であって、贈与をした者ではない。なお、この届出書は毎年提出する必要はない。最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで相続時精算課税が継続して適用される。 いったん相続時精算課税制度を選択した場合には、暦年課税の課税方式に戻ることはできない。
住宅取得等資金の特例	相続時精算課税制度を利用した住宅取得等資金の贈与では、贈与者の年齢制限はない（2026年（令和8年）12月31日まで）。

2. 贈与時の贈与税計算

当該制度を選択した受贈者（子（代襲相続人を含む）または孫）は、この制度に係る贈与者（親または祖父母）からの贈与財産について贈与時に申告を行い、他の贈与財産と区分して、選択をした年以後のその贈与者からの贈与財産の価額の合計額をもとに計算した贈与税を支払う。

その贈与税の額は、選択をした年以後について、基礎控除（110万円限度）を適用し（2024年（令和6年）1月1日以降の贈与の場合のみ。2023年（令和5年）12月31日以前の贈与の場合は基礎控除適用対象外）、基礎控除適用後の贈与財産の価額の累計額から、以下の式のように複数年にわたり利用できる非課税枠2,500万円（特別控除額）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出する。

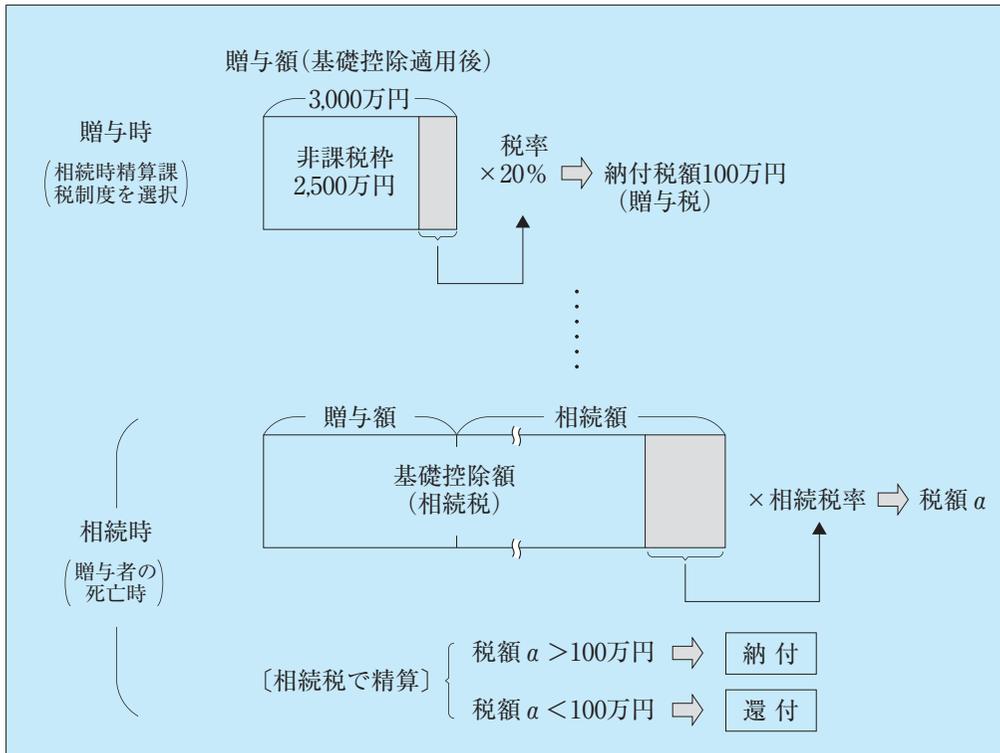
特別控除額	一律税率
(贈与額累計額 - 2,500万円)	× 20%

なお、この制度を選択した受贈者（子（代襲相続人を含む）または孫）が、この制度に係る贈与者（親または祖父母）以外の者から贈与を受けた場合には、その贈与財産の価額の合計額から基礎控除（110万円限度）を控除し、暦年課税による贈与税の税率を乗じて贈与税額を計算する。

3. 相続時の相続税計算

この制度の選択をした受贈者（子（代襲相続人を含む）または孫）は、この制度に係る贈与者（親または祖父母）の相続時に、当該制度の選択をした年以後のすべての贈与財産（基礎控除適用後）を持ち戻して相続財産と合算して、相続税額を計算する。なお、孫が受贈者の場合、孫の相続税額は2割加算の対象となる（代襲相続人である場合を除く）。すでに支払ったこの制度に係る贈与税がある場合には控除する。その際、相続税額から控除しきれない場合には、その控除しきれない贈与税相当額の還付を受けることができる。この制度に係る贈与財産は、相続時には相続財産の取得の有無を問わず持ち戻されて相続税の課税の対象とされる。なお、相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の時価である。

〔参考〕 相続時精算課税制度のイメージ図
 (3,000万円(基礎控除適用後)の生前贈与を受けた場合)



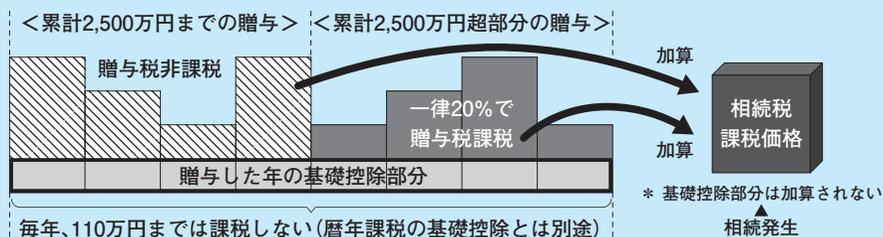
〔参考〕相続時精算課税制度の見直し（令和5年度税制改正）

相続時精算課税制度は、次世代への早期の資産移転と有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から導入された制度であるが、申告等に係る事務負担を軽減してさらに次世代に資産を移転しやすい税制とすべく以下の改正が行われた。

1. 改正の概要

- (1) 相続時精算課税適用の贈与財産について、特別控除額2,500万円とは別にその年分の贈与税の課税価格から基礎控除110万円を控除することができる
- (2) 特定贈与者（相続時精算課税を適用した財産の贈与者）死亡後に相続税の課税価格に加算される特定贈与者からの贈与財産は、上記110万円控除後の残額となる。
- (3) 2024年（令和6年）1月1日以降に贈与により取得する財産に係る贈与税または相続税に適用される。

2. 相続時精算課税を適用した贈与財産の課税取扱い（改正後のイメージ）



4. 相続時精算課税制度を選択した贈与がある場合の相続税計算

設例

下記の設定における長男の相続時精算課税制度の贈与税額および各相続人の相続税納付額を求める。

- ① 被相続人（夫：70歳）は2024年（令和6年）3月に死亡。相続人3人（妻：68歳、長男：35歳、長女：32歳）。
 - ② 長男は、被相続人から相続時精算課税制度を選択して合計3,000万円（2021年（令和3年）12月：1,500万円、2022年（令和4年）12月：500万円、2023年（令和5年）1月：1,000万円）の生前贈与を受けている。
 - ③ 相続時の財産27,000万円のうち遺産分割による各相続人の取得財産の価額は次のとおりである。
 - ・配偶者：15,000万円
 - ・長男：4,500万円
 - ・長女：7,500万円
- ※配偶者の税額軽減のみ適用。

【解説】

(1) 長男の相続時精算課税制度の贈与税額

$$\begin{array}{r} \text{贈与額累計額} \\ (3,000\text{万円}) \end{array} - \begin{array}{r} \text{特別控除額} \\ 2,500\text{万円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{一律税率} \\ 20\% \end{array} = \begin{array}{r} \text{贈与税額} \\ 100\text{万円} \end{array} \text{ (注)}$$

贈与した年月	単年贈与額	累計贈与額	贈与税額
2021年（令和3年）12月	1,500万円	1,500万円	0円
2022年（令和4年）12月	500万円	2,000万円	0円
2023年（令和5年）1月	1,000万円	3,000万円	100万円 (注)

(注) 2024年（令和6年）3月に申告し、納税済。

(2) 相続税の納税額

① 各相続人の課税価格

- ・配偶者：15,000万円
- ・長男：4,500万円 + 3,000万円（相続時精算課税対象財産の取得分） = 7,500万円
- ・長女：7,500万円

② 課税価格の合計額

$$\begin{array}{r} \text{配偶者} \\ 15,000\text{万円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{長男} \\ 7,500\text{万円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{長女} \\ 7,500\text{万円} \end{array} = \begin{array}{r} \text{課税価格の合計額} \\ 30,000\text{万円} \end{array}$$

③ 課税遺産総額

$$\begin{array}{r} \text{課税価格の合計額} \\ 30,000\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{相続税の基礎控除額} \\ (3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人}) \end{array} = \begin{array}{r} \text{課税遺産総額} \\ 25,200\text{万円} \end{array}$$

④ 相続税の総額

- 配偶者 $25,200\text{万円} \times \frac{1}{2} = 12,600\text{万円}$
 $12,600\text{万円} \times 40\% - 1,700\text{万円} = 3,340\text{万円}$
(注)「相続税の速算表」はP.125を参照。

- 長男、長女 $25,200\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 6,300\text{万円}$
 $6,300\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,190\text{万円}$

・相続税の総額

配偶者	長男	長女	相続税の総額
3,340万円	+ 1,190万円	+ 1,190万円	= 5,720万円

⑤ 各相続人の算出相続税額

- 配偶者 $5,720\text{万円} \times \frac{15,000\text{万円}}{30,000\text{万円}} \text{ (0.5)} = 2,860\text{万円}$

- 長男 $5,720\text{万円} \times \frac{7,500\text{万円}}{30,000\text{万円}} \text{ (0.25)} = 1,430\text{万円}$

- 長女 $5,720\text{万円} \times \frac{7,500\text{万円}}{30,000\text{万円}} \text{ (0.25)} = 1,430\text{万円}$

⑥ 各相続人の納付税額

- 配偶者 $5,720\text{万円} \times \frac{15,000\text{万円}^*}{30,000\text{万円}} = 2,860\text{万円}$ (配偶者の税額軽減)
※次のア)、イ)のうちいずれか少ない金額

ア) $30,000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 15,000\text{万円} < 16,000\text{万円} \therefore 16,000\text{万円}$

イ) 15,000万円

$2,860\text{万円} - 2,860\text{万円} = \underline{0\text{円}}$

- 長男 $1,430\text{万円} - \text{相続時精算課税の贈与税額 } 100\text{万円} = \underline{1,330\text{万円}}$

- 長女 $\underline{1,430\text{万円}}$

第5章 生命保険税務と相続対策

学習のねらい

1. 生命保険契約の契約形態による課税関係の違いを理解する。
2. 保険金・給付金に対する課税について理解する。
3. 代表的な商品に関する課税関係の特徴について確認する。
4. 契約内容の変更等の保全手続きで発生する課税関係を理解する。
5. 相続対策には「3つの対策」があることを理解する。
6. 個人における具体的な相続対策の内容について確認する。
7. 生命保険を活用した相続対策の考え方を理解し、その留意点を確認する。

第1節 保険金・給付金等に関する税金の知識

1. 死亡保険金を受け取った場合の税務

(1) 契約形態による課税関係

生命保険の契約をするときには、契約者・被保険者・保険金受取人を誰にするかという契約形態によって、個人が受け取った死亡保険金は、相続税、所得税・住民税、あるいは贈与税の課税対象となる。

したがって、相続財産の内容や遺産分割の方法等も考慮して、契約形態を決める必要がある。

●死亡保険金を受け取った場合の課税関係

契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険 金受取人	課税関係	備 考
夫	夫	相続人	相続税	・相続により取得したものとみなされる ・死亡保険金の非課税金額の適用あり 非課税限度額=500万円×法定相続人の数
夫	夫	相続人以外の人	相続税	・遺贈により取得したものとみなされる ・死亡保険金の非課税金額の適用なし
夫	妻	夫	所得税・住民税	・一時所得として所得税・住民税が課税される
子	父	子	所得税・住民税	・一時所得として所得税・住民税が課税される
夫	妻	子	贈与税	※基礎控除110万円

(注) 年金受取の場合はP.165 (4) を参照。

(2) 「死亡保険金の非課税限度額」の計算式

① 契約形態「契約者・被保険者＝被相続人、死亡保険金受取人＝相続人」の場合

$$\text{非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

② 「死亡保険金の非課税限度額」の適用範囲

- ア) 死亡保険金の非課税限度額の適用は、相続人が死亡保険金を受け取った場合に限られる。
- イ) 相続放棄者は、非課税限度額を計算するときの「法定相続人の数」には含まれるが、相続放棄者自身が相続発生により受け取る保険金には、「死亡保険金の非課税金額」の適用はない。
- ウ) 法定相続人の数に加えられる養子の数は、実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人までである。
- エ) 年金受給中の者の死亡により継続受取人が年金受給権を相続した場合は、「死亡保険金の非課税金額」は適用にならない。

(3) 各相続人が取得した死亡保険金の非課税金額

各相続人が取得した死亡保険金の合計額が非課税限度額以下のときは、その死亡保険金は全額非課税となる。ただし、これを超える場合は以下の算式により各相続人の非課税金額を算出する。

●取得した死亡保険金が非課税限度額を超える場合の各相続人の非課税金額

$$\text{各相続人の非課税金額} = \frac{\text{非課税限度額}}{(500\text{万円} \times \text{法定相続人の数})} \times \frac{\text{その相続人が取得した死亡保険金の合計額}}{\text{すべての相続人が取得した被相続人の死亡保険金の合計額}}$$

(4) 取得した死亡保険金を年金で受け取る場合

死亡保険金等を年金形式で受給する保険商品や、同様の特約が付加されている場合は、死亡保険金として一時金で受け取る場合と同様、相続発生時に年金受給権が、相続税の課税対象となる(契約形態によっては贈与税の課税対象となる)。ただし、年金受取人が受給する年金については、第1回目の年金は相続発生時の年金受給権の価額に対する相続税の課税済み部分に相当するため課税されないが、次年度以降の年金は、相続税課税後に新たに充当される運用成果部分に相当する金額(対応する保険料分は控除)が雑所得として所得税の課税対象となる。

(注1) 年金受給権の評価はP.174～175、年金の雑所得計算はP.170～174を参照。

(注2) 生命保険契約以外に損害保険契約その他の共済契約等も同様の税務取扱いとなる。

2. 満期保険金を受け取った場合の税務

満期保険金を受け取った場合は、一時所得として所得税・住民税、または贈与税が課税される。

●満期保険金を受け取った場合の課税関係

契約者 (保険料負担者)	被保険者	満期保険金 受取人	課税関係	備考
夫	特定しない	夫	所得税・ 住民税	一時所得として所得税・住民税 が課税される
夫	特定しない	妻・子等	贈与税	

(1) 課税対象金額の計算式

●所得税(一時所得)

$$\begin{aligned} \text{一時所得の金額} &= (\text{満期保険金} + \text{積立配当金}) - \text{払込保険料総額} - \text{特別控除額} \\ \text{総合課税される一時所得の金額} &= \text{一時所得の金額} \times \frac{1}{2} \end{aligned}$$

●贈与税(暦年課税)

$$(\text{満期保険金} + \text{積立配当金}) - \text{贈与税の基礎控除額} 110\text{万円}$$

(2) 源泉分離課税の対象となる場合

満期保険金がある保険の代表である養老保険は、契約者＝満期保険金受取人の場合は、満期保険金には一時所得として所得税・住民税が課税される。

しかし、保険期間5年以下の一時払養老保険や、保険期間5年超の一時払養老保険のうち5年以内の解約等の一定条件に該当する場合は、契約者が受け取る満期保険金や解約返戻金の差益は、20.315%（復興特別所得税率を反映し、住民税5%を含む）源泉分離課税の対象となる。

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{満期時受取(解約返戻金)額} - \text{払込保険料総額}) \times 20.315\%$$

〔参考〕例年、配偶者控除の適用対象となっている配偶者（契約者）が満期保険金や年金などを受け取った場合

例年、配偶者控除の適用対象となっている配偶者が、生命保険の満期保険金や解約返戻金（一時所得課税の対象）を受け取ったため、その年の合計所得金額が48万円を超える場合には、納税者の合計所得金額がたとえ1,000万円以下であっても、その年の配偶者控除は適用できなくなる。

ただし、源泉分離課税の対象となる満期保険金や解約返戻金の差益については、配偶者控除適用の判定には含まれない。

同様に、生命保険の個人年金保険などによる雑所得となる年金を受け取る場合も、それによって合計所得金額が48万円を超える場合、納税者は配偶者控除を適用できない。

配偶者の合計所得金額	配偶者の所得税	納税者の配偶者控除適用可否	
		合計所得金額 1,000万円以下	合計所得金額 1,000万円超
48万円以下	課税は発生しない	適用対象	適用対象外
48万円超	課税が発生する	適用対象外	

なお、納税者の合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者の合計所得金額が48万円を超えても133万円以下であれば、配偶者特別控除の適用が可能となる。

3. 「こども保険」に関する税務

「こども保険」や「学資保険」は、契約者（保険料負担者）を親または祖父母等の親族とし、保険の対象となる被保険者を子として契約する。保険金受取人は、通常契約者である。

(1) 祝金・満期保険金 ⇒（契約者・被保険者がともに生存しているとき）

満期は18歳や22歳に設定されており、小学校から順次進学するとき等に祝金が支

払われる。この祝金や満期保険金は契約者が受け取り、一時所得の対象となる。この場合の一時所得の計算では、収入を得るために支出した金額（必要経費）が、既払込保険料から既受取済祝金を控除したものになることに注意する必要がある。当初の祝金は一般に金額が大きくないため、通常課税所得が発生しないことが多い。

$$\text{一時所得の金額} = \text{満期保険金（または祝金）} - (\text{既払込保険料合計額} - \text{既受取済祝金の合計額}) - 50\text{万円（特別控除額）}$$

課税対象となるのは、この金額の $\frac{1}{2}$ である。

(注) 上記の他、下記の必要経費の計算方法がある。(2)も同様である。

$$\text{必要経費} = \text{既払込保険料} \times \frac{\text{当該祝金の額}}{(\text{満期保険金} + \text{受取祝金合計額})}$$

(2) 死亡保険金（給付金） ⇒ （被保険者（子）が死亡したとき）

子が死亡したときは、死亡保険金（給付金）が支払われて保険契約は終了する。この受取人は契約者である親等であり、一時所得の対象となる。この場合の一時所得の計算も、収入を得るために支出した金額は、既払込保険料から既受取済祝金を控除したものになる。

$$\text{一時所得の金額} = \text{死亡保険金（給付金）} + \text{積立配当金} - (\text{既払込保険料合計額} - \text{既受取済祝金の合計額}) - 50\text{万円（特別控除額）}$$

課税対象となるのは、この金額の $\frac{1}{2}$ である。

(3) 払込免除と養育（育英）年金 ⇒ （契約者（親等）が死亡・高度障害となったとき）

① 払込免除

契約者（保険料負担者）が死亡または高度障害となった場合、その後の保険料の払込みが免除される契約がある。死亡の場合は、相続財産として生命保険契約の権利評価に基づき、新しい契約者（子：一般には後見人として親権者等がいる）の相続税の課税対象となり、契約上の一切の権利が引き継がれる。以後、祝金や満期保険金の支払いがあった場合には一時所得としての課税対象となるが、保険料払込免除後の保険料分は、一時所得の必要経費として控除できない。

(注) 生命保険契約に関する権利の評価についてはP.117を参照。

また、高度障害の場合は、契約者は高度障害保険金等の支給対象とならず、支払われる祝金等が契約者の一時所得の対象となる。同様に払込免除後の保険料分は必要経費とならない。当然、生命保険料控除の対象にもならない。

② 養育（育英）年金

契約者が死亡した場合等に、以後満期までの毎年、養育（育英）年金が支払われる契約がある。こども保険の場合、被保険者である子が約款の指定により年金受取人となっており、年金は子の雑所得になる。

なお、契約者（保険料負担者である親等）の死亡により受けるこの年金については、相続発生時の年金受給権の評価額が相続財産に加算され、相続税の課税対象となっている。加えて、初年度を除く年金の相続税課税済部分を除く金額に対して、雑所得としての課税が発生することになる。

（注）年金の権利評価と雑所得としての課税関係についてはP.170～175を参照。

したがって、契約して間もないときは、相続税の課税対象額が大きくなる場合があること、また、子が受給する年金額が大きくなる後半の年金（雑所得）や祝金等（一時所得）は、控除できる必要経費が少なければ、子の所得として課税対象となり、親等の扶養親族から除外される場合や確定申告（源泉徴収されるため通常は還付申告）が必要となる場合等が生じることがあるので、注意を要する。

4. 「個人年金保険」に関する税務

(1) 保険料を支払った場合

個人年金保険の保険料を支払ったとき、所定の要件を満たせば、一般生命保険料控除とは別に、個人年金保険料控除を受けることができる。所定の要件を満たさない個人年金保険（変額個人年金保険および一時払や全期前納契約等）の保険料は、一般生命保険料控除の対象となる。

（注）「生命保険料控除」についてはP.71～76を参照。

(2) 年金受取開始前（運用期間中）に解約した場合

年金の受取開始前に個人年金保険契約を解約したとき、契約者は解約返戻金を受け取ることになる。受け取った解約返戻金は、源泉分離課税となる金融類似商品としての取扱いになる場合を除き、契約者（保険料負担者）の一時所得として所得税・住民税が課税される。

（注）金融類似商品に該当する生命保険についてはP.12を参照。

(3) 年金受取開始前（運用期間中）に被保険者が死亡した場合

年金の受取開始前に被保険者が死亡した場合には、死亡給付金受取人が死亡給付金を受け取ることになり、次のような課税関係が発生する。

●契約者＝保険料負担者の場合

	契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税関係
A	夫	夫	妻または子	相続税（非課税金額の適用あり）
	夫	夫	相続人以外の人	相続税（非課税金額の適用なし）
B	夫	妻	夫	所得税（一時所得）・住民税
C	夫	妻	子	贈与税

① 契約者（保険料負担者）と被保険者が同一人の場合

死亡給付金受取人は、死亡給付金を相続または遺贈により取得したとみなされて、相続税が課税される。死亡給付金受取人が相続人である場合は、死亡保険金の非課税金額の適用がある。

② 死亡給付金受取人が保険料を負担していた場合

一時所得として所得税・住民税が課税される。

③ 被保険者および死亡給付金受取人以外の者が保険料を負担していた場合

死亡給付金受取人が、保険料負担者から死亡給付金の贈与を受けたとみなされて、贈与税が課税される。

(4) 年金受取開始前（運用期間中）に契約者が死亡した場合

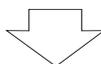
① 契約者（保険料負担者）と被保険者が同一人の場合

死亡給付金受取人は、死亡給付金を相続または遺贈により取得したとみなされて、相続税が課税される。死亡給付金受取人が相続人である場合は、死亡保険金の非課税金額の適用がある。

② 契約者（保険料負担者）と被保険者が異なる場合

〈例〉契約者：夫が死亡し、契約者を妻に変更

契約者	被保険者	年金受取人	死亡給付金受取人
夫	妻	夫	夫



契約者	被保険者	年金受取人	死亡給付金受取人
妻	妻	妻	子

たとえば、契約者・年金受取人が夫、被保険者が妻の場合の契約では、契約者が

死亡しても被保険者は生存しているため死亡給付金は支払われず、契約は消滅しない。妻等の相続人が、この「年金契約に関する権利」を取得することになる。この契約に関する権利は、相続財産として相続税の対象になり、原則として解約返戻金の額で評価される。

なお、年金受取人（妻）が受け取る年金は雑所得として所得税・住民税が課税されるが、雑所得の金額の計算上、前契約者（夫）が支払った保険料分も新契約者（妻）が支払ったものとして必要経費に算入される。

(5) 毎年の年金を受け取った場合

下表のとおり、毎年支払われる年金の受取時には、保険料負担者に関係なく、雑所得として所得税・住民税が課税される。

●個人年金保険の契約形態別課税関係

	契約者 (保険料負担者)	年金受取人	年金に対する課税関係	
			年金受給権発生時	年金受取時
①	A	A	—	所得税（雑所得）・住民税
②	A	B	年金受給権に対して： 贈与税	所得税（雑所得）・住民税

〈①の場合の計算方法〉

ア) 年金受取時の雑所得の金額の計算

雑所得の金額 = その年に受け取る年金額 - 必要経費

i. その年に受け取る年金額

その年に受け取る年金額 = 基本年金額^{※1} +
積み立てた配当金による増額年金額^{※2} +
年金支払開始日後の配当金による増加年金額^{※3}

※1 基本年金額…契約日から年金支払開始日までに積み立てられる「予定責任準備金」による契約時に定められた年金額。

※2 積み立てた配当金による増額年金額…年金支払開始日までに積み立てられた「配当金」で増額された年金額。

※3 年金支払開始日後の配当金による増加年金額…年金支払開始2年目以降に支払われる「配当金」で増額された年金額。

ii. 必要経費

必要経費 = (基本年金額 + 積み立てた配当金による増額年金額) × 必要経費率^{※1}
正味払込保険料^{※2}

必要経費率 = $\frac{\text{必要経費}}{\text{年金の支払総額またはその見込額}}$

※1 必要経費率は、小数点第3位以下を切り上げ、第2位まで算出。

※2 正味払込保険料…既払込保険料から年金支払開始前に支払いを受けた配当金を控除したものの。

イ) 年金の支払総額またはその見込額 (必要経費率の算出)

i. 確定年金

$$\text{年金の支払総額} = \text{年金年額}^* \times \text{支給期間}$$

*年金年額 = 基本年金額 + 積み立てた配当金による増額年金額

ii. 終身年金

$$\text{年金の支払総額の見込額} = \text{年金年額} \times \text{余命年数}$$

iii. 保証期間付終身年金

$$\text{年金の支払総額の見込額} = \text{年金年額} \times (\text{余命年数と保証期間年数のいずれか長い年数})$$

(注) 「余命年数」は、所得税法施行令により次の表のように定められている。なお、この「余命年数表」は、最新の「簡易生命表」とは異なるため注意が必要である。

●余命年数表 (所得税法施行令第82条の3別表より抜粋)

	年金の支給開始日における年齢																	
	50歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	75歳
男	27	23	22	21	20	20	19	18	17	17	16	15	14	14	13	12	12	8
女	32	27	26	25	25	24	23	22	21	20	19	18	18	17	16	15	14	11

【参考】確定年金の第1回年金の雑所得金額

設例	〈契約内容〉	
	10年確定年金	契約者 Aさん
	60歳払込満了60歳年金受取開始	被保険者 Aさん
	正味払込保険料 1,000万円	年金受取人 Aさん
	基本年金額 120万円	
	第1回年金額 150万円	

【解説】

年金支払総額 = 150万円 × 10年 = 1,500万円

必要経費率 = $\frac{1,000\text{万円}}{1,500\text{万円}} = 0.66666 \div 0.67$
(小数点第3位以下切上げ)

必要経費 = 150万円 × 0.67 = 100.5万円

雑所得の金額 = 150万円 - 100.5万円 = 49.5万円

【参考】保証期間付終身年金の第1回年金の雑所得金額

設例	〈契約内容〉		
	10年保証期間付終身年金	契約者	Aさん（男性）
	60歳払込満了60歳年金受取開始	被保険者	Aさん
	正味払込保険料 2,000万円	年金受取人	Aさん
	基本年金額 120万円		
	第1回年金額 150万円		

【解説】

年金支払総額の見込額 = 150万円 × (余命年数(19年)と保証期間年数(10年)のいずれか長い年数) = 2,850万円

$$\text{必要経費率} = \frac{2,000\text{万円}}{2,850\text{万円}} = 0.70175\cdots \approx 0.71$$

(小数点第3位以下切上げ)

必要経費 = 150万円 × 0.71 = 106.5万円

雑所得の金額 = 150万円 - 106.5万円 = 43.5万円

②の場合の計算方法

契約者（保険料負担者）と年金受取人が異なる場合、受取人が年金の受給権を得たときの権利の価額がすでに贈与税の課税対象となっている。そのため、初年度を除く毎年の年金の雑所得金額は、贈与税の課税価格に対して課税された部分を除く収入相当額から当該収入金額に対応する必要経費（保険料相当額）を控除して、年度ごとに計算する必要がある。

このような計算は、相続によって取得した死亡保険金の年金受取時や、子ども保険の契約者（親等）の死亡による養育（育英）年金の受給時も同様の取扱いとなる。いずれの場合も、贈与税や相続税と、雑所得としての所得税の二重課税を排除する計算である。

【参考】新相続税法対象年金の雑所得計算について（国税速報 第6141号より）

平成23年4月以降の年金受給権に対する評価に基づく考え方と計算手順（確定年金）は以下のとおり。

1. 相続税評価割合の算定

相続税評価割合 = 相続税評価額 ÷ 年金の支払総額

(※ 支払総額 = 契約年金額 × 残存期間年数)

2. 相続税評価割合が50%超の場合の雑所得金額の計算

(1) 考え方

この場合は、課税対象となる総収入金額を、年金支給年度ごとに一定の課税割合で課税すべき単位収入金額に分割することができる。

- (2) 相続税評価割合に応じて課税割合を定める。
 ※相続税課税割合：相続税評価割合50%超～98%超までの13段階（45%～0%）の課税割合が定められている。
- (3) 当該年度の年金の課税対象となる総収入金額の計算
- ① 課税部分の合計（総収入）金額＝年金の支払総額×課税割合
- ② 1単位当たりの金額＝課税部分の合計（総収入）金額÷課税単位数
 （※ 課税単位数＝残存期間年数×（残存期間年数－1年）÷2）
- ③ その年分の年金の総収入金額＝1単位当たりの金額×経過年数
- (4) その年の年金に係る雑所得金額の計算（対応する必要経費の控除）
 雑所得金額＝総収入金額③－（③×支払保険料総額÷当初の約定年金支払総額）

3. 相続税評価割合が50%以下の場合の雑所得金額の計算

- (1) 考え方
 残存期間年数の初期に課税済部分の年金を均等に低減させ、その後非課税部分を1円（残存価格）とする。
- (2) 初期低減期間となる「特定期間年数」の計算
 ※相続税評価割合50%以下～10%以下まで特定期間年数割合を5段階（100%～20%）で定めている。

$$\text{特定期間年数} = \text{残存期間年数} \times \text{特定期間年数割合} - 1 \text{年}$$
- (3) 当該年度の年金の課税対象となる総収入金額の計算
- ① 1単位当たりの金額＝年金の支払総額÷総単位数
 （※ 総単位数＝特定期間年数×残存期間年数）
- ② その年分の課税対象となる年金の総収入金額
 年金受給開始日が特定期間内：総収入金額②

$$= 1 \text{単位当たりの金額} \times \text{経過年数}$$

 年金受給開始日が特定期間終了後：総収入金額②

$$= 1 \text{単位当たりの金額} \times \text{特定期間年数} - 1 \text{円}$$
- (4) その年の年金に係る雑所得金額の計算（対応する必要経費の控除）
 雑所得金額＝その年分の年金の総収入金額②
 －（②×支払保険料総額÷当初の約定年金支払総額）

4. 確定年金以外の年金の場合の総収入金額算出の考え方

- (1) 終身年金 上記確定年金の計算に準ずるが、下記の読替えをする。
 「支払総額」⇒「支払総額見込額（＝契約年金額×年金開始日の余命年数）」
 「残存期間年数」⇒「年金開始日の余命年数」
 ※終身年金で年金支払日が余命期間終了後の場合は、「経過年数」⇒「年金開始日の余命年数－1」
- (2) 有期年金
 支払（有期）期間の年数を確定年金として計算したものと、余命年数で終身年金として計算したもののいずれか支払期間の短い方の年金として計算する。
- (3) 保証期間付終身年金
 保証期間の年数を確定年金として計算したものと、余命年数で終身年金として計算したもののいずれか支払期間の長い方の年金として計算する。

(4) 保証期間付有期年金

支払（有期）期間の年数が余命年数より短い場合は、有期年数の確定年金として計算する。

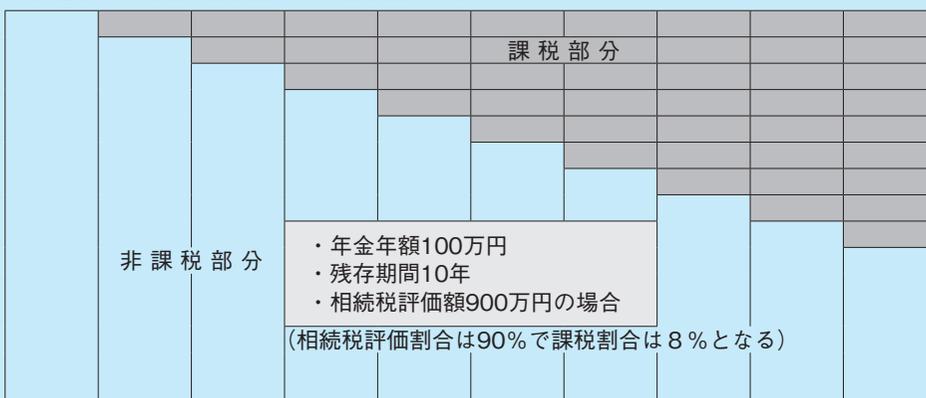
支払（有期）期間の年数が余命年数より長い場合は、余命年数で終身年金として計算したものと、保証期間の年数で確定年金として計算したもののいずれか支払期間の長い方の年金として計算する。

(注1) 計算の詳細は省略。また、余命年数は、所得税法施行令第82条の3を使用する。

(注2) 上記雑所得計算の考え方は、「契約者（保険料負担者）＝受取人」の場合および「契約者（保険料負担者）≠受取人」（年金受給権が贈与税の対象）の場合も基本的に同じである。

(注3) 年金支払い開始後に当該契約に基づき分配を受ける剰余金または割戻金等の額は、すべてその年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

●確定年金の場合の課税部分・非課税部分の振分けイメージ



(6) 年金の権利評価・年金受給権とは

年金受取人が取得した年金受給権については、自分で保険料を負担していない場合、次のように取り扱われ、相続税や贈与税の対象になる。

① 年金の支払いが開始されたときに、年金受取人と契約者（保険料負担者）が異なっている場合

契約者（保険料負担者）から年金受取人へ、年金受給権が贈与されたとみなされる。

② 年金の支払い開始後に、年金受取人が死亡し、その継続受取人が取得した年金受給権

その契約の保険料を誰が負担していたかにより、相続・遺贈または贈与により取得したとみなされる。

③ 被相続人が保険料を負担し、その死亡により年金給付事由が発生し、取得した
年金受給権

年金受取人が被相続人から相続または遺贈により取得したとみなされる。

これらにより、年金受給権に対する課税があり、その後、受給初年度を除く毎年受給する年金は、相続税の課税対象部分を除く部分に対し、雑所得として所得税・住民税が課税される。

(7) 年金受給権の評価方法

年金受給権の評価方法については、以下の取扱いとなる。

給付事由がすでに発生している定期金に関する権利の評価額は、次にあげる金額のうち、いずれか多い金額で評価される。(相続税法第24条)

- ① 解約返戻金相当額
- ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができた場合は、その一時金相当額
- ③ 予定利率等をもとに算出した金額（予定利率%でN年間受け取る場合の受給権発生時における複利年金現価）

ただし、保証期間付終身年金の場合は、保証期間を確定年金期間として算出した金額と、終身年金として算出した金額の、いずれか多い方の金額で評価される。

(注) 定期金には、生命保険の個人年金保険やJA等の年金共済、確定給付企業年金等が含まれる。

(8) 年金受取時の源泉徴収

個人年金保険契約で受け取る年金については、雑所得として所得税・住民税が課税される。

この雑所得の金額が25万円以上となる場合には、その金額の10.21%（2013年（平成25年）～2037年（令和19年）の間の税率で、復興特別所得税を含む）が源泉徴収される。

なお、源泉徴収が行われても、雑所得は総合課税の対象であり、この段階で課税関係が完結することにはならないため、確定申告で納税額を調整する必要がある。

(9) 年金受取開始後に年金の一括払いを受ける場合の課税関係

① 保証期間付終身年金の場合

保証期間付終身年金は、保証期間分の年金を一括払いで受け取ることができる

が、保証期間経過後に被保険者が生存している場合は年金が支払われるので、一括払いで受け取る金額は雑所得として所得税・住民税が課税される。

② 確定年金の場合

確定年金は、一括払いを受けるとその時点で契約が消滅するので、一括払いの金額には、一時所得として所得税・住民税が課税される。

(10) 年金受取開始後に被保険者が死亡した場合

年金受取開始後に被保険者が死亡したときは、契約形態および年金の種類により課税が異なる。

① 契約者・被保険者・年金受取人が夫、死亡給付金受取人が妻の場合

契約者	被保険者	年金受取人	死亡給付金受取人
夫	夫	夫	妻

ア) 確定年金の場合

i. 残りの期間分を一括で受け取る場合

残りの年金を相続人が一括で受け取る場合は、残りの年金に対する年金現価が相続税の対象になる。ただし、死亡保険金の非課税金額の適用はない。

ii. 残りの期間分を年金で受け取る場合

残りの年金を相続人が年金で受け取る場合は、次のような課税が発生する。

• 相続時

年金受給権（確定年金）に対して相続税が課税される。ただし、死亡保険金の非課税金額の適用はない。

• 年金受取時

相続税の課税対象部分を除く部分に対し、雑所得として所得税・住民税が課税される。

(注) 生命保険会社によっては認められていない場合がある。

イ) 終身年金の場合

被保険者が死亡した時点で年金の受取りは終了し、課税関係も終了する。

ウ) 保証期間付終身年金の場合

i. 保証期間内に死亡した場合

• 保証期間内の残りの年金を相続人が一括で受け取る場合

確定年金の場合の残りの期間分を一括で受け取る場合と同じ。

- 保証期間内の残りの年金を相続人が年金で受け取る場合
確定年金の場合の残りの期間分を年金で受け取る場合と同じ。

(注) 生命保険会社によっては認められていない場合がある。

ii. 保証期間終了後に死亡した場合

被保険者が死亡した時点で年金の受取りは終了し、課税関係も終了する。

② 契約者・年金受取人・死亡給付金受取人が夫、被保険者が妻または子の場合

契約者	被保険者	年金受取人	死亡給付金受取人
夫	妻または子	夫	夫

ア) 確定年金の場合

i. 残りの期間分を一括で受け取る場合

残りの年金を年金受取人が一括で受け取る場合は、残りの年金に対する年金現価が一時所得となって所得税・住民税が課税される。

ii. 残りの期間分を年金で受け取る場合

残りの年金を年金受取人が年金で受け取る場合は、雑所得として所得税・住民税が課税される。

(注) 生命保険会社によっては認められていない場合がある。

イ) 終身年金の場合

被保険者が死亡した時点で年金の受取りは終了し、課税関係も終了する。

ウ) 保証期間付終身年金の場合

i. 保証期間内に死亡した場合

- 保証期間内の残りの年金を年金受取人が一括で受け取る場合
確定年金の場合の残りの期間分を一括で受け取る場合と同じ。
- 保証期間内の残りの年金を年金受取人が年金で受け取る場合
確定年金の場合の残りの期間分を年金で受け取る場合と同じ。

(注) 生命保険会社によっては認められていない場合がある。

ii. 保証期間終了後に死亡した場合

被保険者が死亡した時点で年金の受取りは終了し、課税関係も終了する。

③ 契約者・死亡給付金受取人が夫、被保険者・年金受取人が妻の場合

契約者	被保険者	年金受取人	死亡給付金受取人
夫	妻	妻	夫

ア) 確定年金の場合

i. 残りの期間分を一括で受け取る場合

残りの年金を年金継続受取人（保険料負担者）が一括で受け取る場合は、残りの年金に対する年金現価が一時所得となって所得税・住民税が課税される。

ii. 残りの期間分を年金で受け取る場合

残りの年金を年金継続受取人（保険料負担者）が年金で受け取る場合は、雑所得として所得税・住民税が課税される。年金受給権に対する課税はない。

(注) 生命保険会社によっては認められていない場合がある。

イ) 終身年金の場合

被保険者が死亡した時点で年金の受取りは終了し、課税関係も終了する。

ウ) 保証期間付終身年金の場合

i. 保証期間内に死亡した場合

- 保証期間内の残りの年金を年金継続受取人（保険料負担者）が一括で受け取る場合

確定年金の場合の残りの期間分を一括で受け取る場合と同じ。

- 保証期間内の残りの年金を年金継続受取人（保険料負担者）が年金で受け取る場合

確定年金の場合の残りの期間分を年金で受け取る場合と同じ。

(注) 生命保険会社によっては認められていない場合がある。

ii. 保証期間終了後に死亡した場合

被保険者が死亡した時点で年金の受取りは終了し、課税関係も終了する。

5. 入院給付金等に関する税務

(1) 入院給付金等は非課税

所得税法では、個人が契約する保険契約において「損害保険契約や生命保険契約に基づく給付金で、身体の傷害に基因して支払いを受けるものは非課税」とされている。

したがって、入院給付金は、疾病によるものも含めて「身体の傷害に基因して支払いを受けるもの」に該当し、非課税となる。

一般には、入院給付金や高度障害保険金等は被保険者本人が受け取るが、被保険

者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が受け取った場合も、被保険者と同様に非課税となる。

また、リビング・ニーズ特約の生前給付金も、入院給付金や高度障害保険金と同様に取り扱いられ、非課税となる。

【参考】非課税とみなされるその他の保険金等

- ① 損害保険会社の商品に、身体の傷害や疾病により働けない期間の給与や収益を補償する「所得補償保険」がある。この保険で受け取った保険金は、働けるときの所得に代わるものであるが、所得税の対象とはならず非課税扱いとなる。
- ② 交通事故等の被害者が治療費や慰謝料、損害賠償金等を受け取った場合も「心身に加えられた損害について支払いを受けたものは非課税」が原則となっている。この場合の非課税の対象となるものは、損害賠償金、所得に対する補償、示談金、慰謝料、見舞金等である。

(2) 医療費控除は入院給付金等を医療費から差し引いて申告

確定申告で医療費控除をする際に、保険会社から入院給付金等を受け取っているときは「保険金等で補てんされる金額」に該当するので、医療費の額より差し引いた実質支払医療費で申告しなければならない。

ただし、保険金で補てんする部分は、それぞれの医療費ごとに計算するため、入院給付金の額が当該入院の医療費を上回っても、その他の入院や生計を一にする家族の医療費等から差し引く必要はない。

また、年をまたぐ入院の場合、たとえば12月末に本年分の入院費を支払い、翌年退院時に残額を支払ったときには、入院給付金も本年対応分と翌年対応分とに分けて差し引き、入院費を翌年に一括して支払った場合は、入院給付金は翌年の入院費等の医療費から一括して差し引く。

なお、医療費控除の確定申告により還付申告をする際には、交通事故等により、医療費控除の対象となる被害者（生計を一にする家族を含む）が受け取った治療費の金額（損害賠償金）も、支払った医療費から差し引いて申告しなければならない。

（注）確定申告による医療費控除の還付申告についてはP.77～81を参照。

6. 契約内容等の変更に関する税務

(1) 生存中に契約者や保険金受取人を変更した場合

① 契約者変更

契約者が生存中に契約者変更をしても、その時点での贈与税等の課税は生じない。

相続税や贈与税が課税されるのは、旧契約者が死亡した場合や、その契約が満期や解約等のときに限られる。

たとえば、契約者の名義を父親から長男に変更した場合、父親が有していた契約に関する権利は長男に移転することになる。しかし、父親の生存中に契約者変更をしても、この段階では課税関係は生じない。

もし、契約者変更を受けた長男が契約を解約し、解約返戻金を受け取ったときには、契約が消滅することになるため、父親が負担した保険料に対応する部分について贈与があったとみなされて、贈与税が課税される。

契約者変更した契約の満期保険金・解約返戻金の受取時における契約者変更前の契約者の贈与額は次の算式により求める。

贈与等とみなされる金額	=	満期保険金 または 解約返戻金	×	契約者変更前の契約者が負担した保険料 保険料合計額
-------------	---	-----------------------	---	------------------------------

【参考】父から子へ契約者変更した契約の満期時の課税

【設例】 父から子へ契約者および受取人を変更した養老保険が満期を迎えた場合の課税関係

- ・満期時受取額：600万円（受取人：父から子に変更）
- ・払込保険料総額：500万円（うち父の負担分200万円、子の負担分300万円）

【計算】

この設例で計算すると、次のようになる。

ア) 父の負担分：贈与税（暦年課税）

$$\begin{array}{rcccl} \text{満期時受取額} & & \text{父の保険料負担割合} & & \text{贈与額} \\ 600\text{万円} & \times & \frac{200\text{万円}}{500\text{万円}} & = & 240\text{万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcccl} \text{贈与額} & - & \text{基礎控除額} & = & \text{贈与税課税対象額} \\ 240\text{万円} & - & 110\text{万円} & = & 130\text{万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcccl} \text{贈与税課税対象額} & \times & \text{贈与税率} & = & \text{贈与税額} \\ 130\text{万円} & \times & 10\% & = & 13\text{万円} \end{array}$$

(注)「贈与税の速算表」はP.147を参照。

イ) 子の負担分：所得税（一時所得）

$$\begin{array}{rcccl} \text{満期時受取額} & & \text{子の保険料負担割合} & & \\ 600\text{万円} & \times & \frac{300\text{万円}}{500\text{万円}} & = & 360\text{万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{子が負担した} & & \text{一時所得の課税対象額} \\ & & \text{正味払込保険料} & - & \text{(総合課税の対象)} \\ & & \text{特別控除額} & & \\ (360\text{万円} & - & 300\text{万円} & - & 50\text{万円}) \times \frac{1}{2} & = & 5\text{万円} \end{array}$$

② 受取人変更

受取人を変更しても、変更時点では課税関係は発生しない。

たとえば、父親から長男へ受取人を変更しても、長男はすぐに経済的利益を受けることはないし、途中でまた別人へ受取人変更することもあり得ることから、生命保険では契約消滅時まで課税関係を決めない方式をとっている。

(2) 被保険者でない契約者が途中で死亡した場合

① 保険料負担者である契約者が死亡した場合

死亡した契約者の相続人、その他の者が、契約に関する権利を相続または遺贈によって取得したことになる。

たとえば、父が契約者（保険料負担者）で、長男を被保険者とする契約の場合は、その契約に関する権利は、本来の相続財産として父の相続人、その他の者が相続または遺贈によって取得することとなり、相続税が課税される。

この場合の相続する権利の評価額は、この契約の相続時の解約返戻金相当額である。

② 契約者でない保険料負担者が死亡した場合

長男が契約者かつ被保険者で、父が保険料負担者であり、その父が死亡した場合は、その契約に関する権利は、契約者である長男が父から相続したものとみなされて、相続税が課税される。

なお、契約に関する権利を契約者が相続または遺贈によって取得したとみなされた後は、その契約者が自ら保険料を負担していたものとして取り扱われる。

③ 保険料を負担していない契約者が死亡した場合

契約に関する権利について、課税関係は生じない。

(3) 払済保険、延長（定期）保険へ変更した場合

払済保険、延長（定期）保険へ変更しても、課税関係は発生しない。払済保険も延長（定期）保険も保険種類の変更にすぎず、また、現金の動きもないためである。

(4) 契約転換に関する課税関係

① 基本的取扱い

契約転換制度は、転換前契約の責任準備金等を転換後契約の責任準備金等に引き継ぐものであり、実質的には、契約内容の変更であると解されることから、転換時には課税関係は生じない。

② 例外の取扱い

転換時に契約者への貸付金（契約者貸付や保険料（自動）振替貸付）があり、未返済分の貸付金等を責任準備金の取崩しで相殺した場合は、一部解約によって解約返戻金の支払いを受けたと同様に考えられることから、次のように取り扱われる。

ア) 契約者が保険料負担者の場合

責任準備金を取り崩して貸付金を相殺した部分は、契約者の一時所得の総収入金額と考えられるが、転換時までの実払保険料のうち、清算部分に相当する金額（貸付金相当額）は、一時所得の金額の計算上、収入を得るために支出した金額となるため、通常、課税関係は発生しない。

イ) 契約者と保険料負担者が異なる場合

責任準備金を取り崩して貸付金を相殺した部分は、保険料負担者の有する権利をもって契約者の債務が弁済されたことになり、契約者は贈与を受けたものとみなされて、贈与税が課税される。

③ 契約消滅時の取扱い

転換後契約が満期を迎え、受取保険金が一時所得として課税される場合、受取保険金額等から控除する「収入を得るために支出した金額」は、次のように計算する。

$$\text{収入を得るために支出した金額} = \text{転換前契約の実払保険料} + \text{転換後契約の実払保険料}$$

ただし、転換時に、貸付金（契約者貸付や保険料（自動）振替貸付）を、転換前契約の責任準備金から取り崩して清算した部分がある場合には、「収入を得るために支出した金額」の算出にあたり、その清算に対応する金額を控除する。

(5) 契約者貸付金に関する税務

契約者が貸付を受け、まだ返済を行っていないときに保険金の支払い等があると、約款上、その貸付金の元利合計額を保険金から差し引くことになっているが、この場合の税務上の取扱いは次による。

① 保険金等がみなし相続財産となる場合

設例 契約者（保険料負担者）・被保険者＝夫 死亡保険金受取人＝妻
死亡保険金 2,000万円 契約者貸付元利金 300万円

ア) 死亡保険金受取人（妻）が実際に取得した額1,700万円（2,000万円－300万円）が、みなし相続財産となり、相続税が課税される。なお、死亡保険金の非課税限度額（500万円×法定相続人の数）の適用がある。

イ) 契約者貸付元利金300万円の額に相当する保険金、およびこの300万円に相当する債務は、いずれもなかったこととされる。

② 保険金等がみなし贈与財産となる場合

設例 契約者（保険料負担者）・被保険者＝夫 満期保険金受取人＝妻
満期保険金等 1,000万円 契約者貸付元利金 200万円

ア) 満期保険金受取人（妻）が実際に取得した額800万円（1,000万円－200万円）は、みなし贈与財産として贈与税が課税される。

イ) 契約者貸付元利金200万円は、契約者（夫）が取得したものとして一時所得の対象になる。

$$\text{一時所得の金額} = \frac{\text{契約者貸付元利金}}{(200\text{万円})} - \frac{\text{収入を得るために}^{\ast} \text{支出した金額}}{\text{特別控除額}} - (50\text{万円限度})$$

$$\ast \text{収入を得るために支出した金額} = \text{正味払込保険料} \times \frac{\text{契約者貸付元利金 (200万円)}}{\text{満期保険金等 (1,000万円)}}$$

③ 保険金等が一時所得となる場合

設例 契約者（保険料負担者）・被保険者・満期保険金受取人＝夫
満期保険金等 500万円 契約者貸付元利金 50万円

満期保険金受取人（夫）が実際に取得した額450万円（500万円－50万円）と契約者貸付元利金50万円の合計額500万円から、正味払込保険料合計額および特別控除額（50万円限度）を差し引いた残額が一時所得の金額となる。

(6) 保険料（自動）振替貸付に関する税務

保険料（自動）振替貸付を受けてもその時点での課税関係は発生しない。利息を支払ったとき、返済を行ったときも課税関係は生じない。また、保険料（自動）振替貸付を受けた場合も、その保険料は生命保険料控除の対象となる。

しかし、この貸付金を返済しないで死亡等により契約が消滅した場合には、契約者貸付金と同様に契約形態で課税関係が相違する。死亡保険金支払時は、その支払保険金から貸付金の元利合計を差し引いて支払うことになる。

① 「契約者＝被保険者≠死亡保険金受取人」の場合

死亡保険金受取人が実際に取得した保険金は、相続税の課税対象となる。しかし、貸付元金と利息額は契約者への貸付けによるものなので、死亡保険金受取人の相続財産には含まないものと考えられる。

② 「契約者≠被保険者≠死亡保険金受取人」の場合

死亡保険金受取人が実際に取得した保険金は、贈与税の課税対象になる。そこで注意しなければならないのは、保険料（自動）振替貸付の元利合計額は契約者の所得税（一時所得）・住民税の課税対象になるということである。

この場合の必要経費は次の計算式で求める。
必要経費＝正味払込保険料× $\frac{\text{貸付元利合計額}}{\text{死亡保険金額}}$

③ 「契約者＝死亡保険金受取人≠被保険者」の場合

実際の受取額と保険料（自動）振替貸付の元利合計額から払込保険料を差し引いた金額が所得税（一時所得）・住民税の課税対象となる。

契約者＝死亡保険金受取人≠被保険者の契約形態で、解約返戻金や満期保険金等を受け取る場合も一時所得になる。

(7) 増額・減額した場合

① 増 額

保険金額を増額した時点では、課税関係は生じない。なお、所定の要件を満たせば、増額による追加分の保険料については、生命保険料控除が受けられる。

② 減 額

減額（一部解約）して返戻金を受け取った場合は、その返戻金は一時所得として所得税・住民税の課税対象になる。しかし、返戻金が払込保険料より大きくなることはほとんどなく（この場合、法令上一時所得の必要経費は返戻金額と同額とすることになっている）、実際には課税は生じない。したがって、受け取った返戻金がそれまで支払った保険料（配当金等がある場合には配当金等を差し引いた金額）を下回っている場合は課税は生じない。

(8) 失効・復活した場合

① 失 効

失効した場合、その契約は効力を失う。しかし、その時点では現金の授受が行われるわけではないので、課税は生じない。

② 復 活

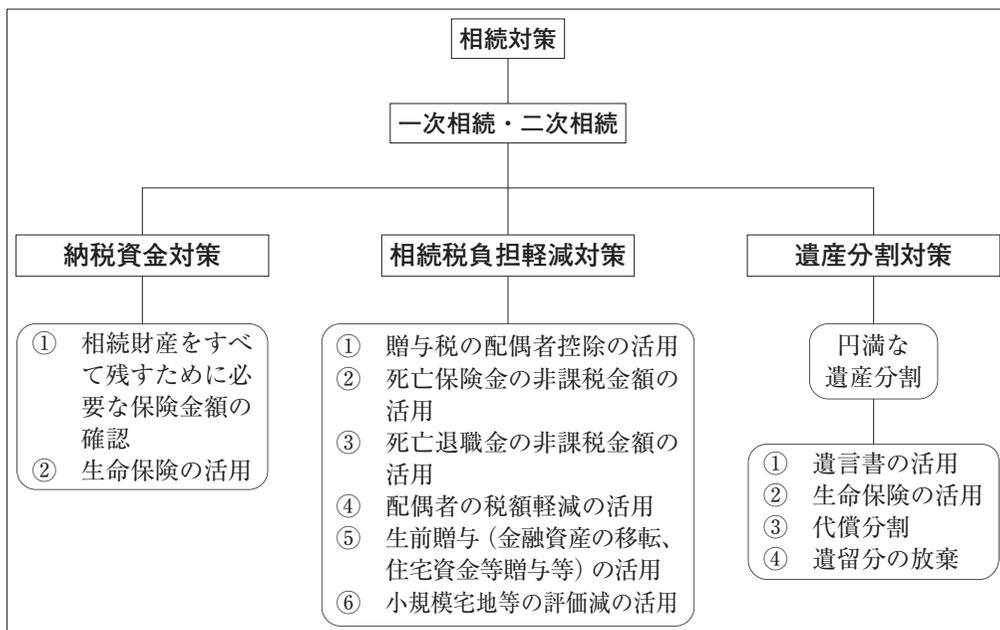
復活の際に支払う保険料は、その年の生命保険料控除の対象となる。

第2節 生命保険を活用した相続対策

相続対策には、大きく分けて「納税資金対策」「相続税負担軽減対策」「遺産分割対策」の3つがあるといわれている。また、生前贈与（金融資産の移転）は相続財産の縮減方法のひとつである。

死亡保険金や死亡退職金は、法定相続人に係る非課税措置があり、受け取った保険金等は、現金として相続税の支払財源にもなる。また、生前贈与された財産を活用して生命保険に加入することも効果的であり、支払われる死亡保険金は、遺産分割にあたって、円満な相続のための代償交付金に充当することもできる。

その他にも、税制上の優遇措置が適用できるさまざまな制度やルール等があり、これらを有効に組み合わせて対策を講じれば、当事者が互いに納得のできる相続も可能になる。



1. 納税資金対策

「納税資金対策」とは、相続税を納税するための資金準備対策で、生命保険を活用することが多い。

(1) 非課税財産としての死亡保険金

被相続人の死亡によって相続人等が受ける生命保険契約の死亡保険金で、被相続人が保険料を負担していたものは、相続財産とみなされる。この場合、相続人が受け取った死亡保険金のうち「500万円×法定相続人の数」が非課税限度額となる。

したがって、相続税がかかる世帯にとっては金融商品を相続するよりも死亡保険金で相続した方が、相続税が課税されない財産を残すことになり、有利といえる。

(注) 相続を放棄した者が死亡保険金の受取人となっている場合、生命保険金は個別の財産であることから死亡保険金を受け取ることはできる。ただし、この場合の死亡保険金には非課税の適用はない。

【参考】預金と生命保険の比較

設例		<ul style="list-style-type: none"> ・相続人：子4人（成人） ・相続財産（自宅等）：26,000万円<相続税評価額> 		
		ケース①	ケース②	差額 ②－①
相続 財産	自宅等	26,000万円	26,000万円	
	預金	4,000万円	1,000万円	
	死亡保険金	—	3,000万円	
課税価格の合計額		30,000万円	28,000万円 ^(注1)	▲2,000万円
相続税の基礎控除		▲5,400万円	▲5,400万円	—
課税遺産総額		24,600万円	22,600万円	▲2,000万円
納付税額の合計額 (A)		4,580万円	3,980万円	▲600万円
納税 資金	預金	4,000万円	1,000万円	
	死亡保険金	0円	3,000万円	
	合計 (B)	4,000万円	4,000万円	
相続税納税のための資金過不足額 (B)－(A)		▲580万円	20万円	600万円

(注1) 28,000万円=26,000万円+1,000万円+1,000万円 |内訳：3,000万円－(500万円×4人)|
(注2) 2024年（令和6年）4月1日現在の税制により計算（法定相続分の遺産分割とする）。

(2) 納税資金対策として生命保険を活用

相続財産の約40%が不動産といわれている（国税庁「第147回国税庁統計年報令和3年度版」）。相続発生後、相続税納税のために土地等を売却すると、転居の必要がある、土地等の取引に時間がかかる、希望する価格で売却できない等の問題が生じる。さらに譲渡に伴う所得税・住民税の支払いも発生する。また、延納や物納は許可手続きに時間がかかるうえに、特に物納は現金等の相続財産がある場合は一般に認められない。

そこで、確実に準備できる納税資金対策として生命保険の活用があげられる。

ただし、死亡保険金は「みなし相続財産」として他の相続財産と合算されるので、受け取った死亡保険金分だけ相続財産が増えることになり、その分相続税も増えることになる。

したがって、生命保険の加入に際し、死亡保険金額の設定は、生命保険の加入による相続税の増加分を見込んで、死亡保険金の加算によって相続財産がそのまま残るように保険金額を計算する。そのような考えで作られた「相続財産をすべて残すために必要な保険金額表（概算）」（次ページ）は、相続財産を全額受け取るための保険金額を一覧にしたものである。

〔参考〕生命保険加入・未加入の場合の相続税納税額

前提条件			
相続人:妻と子2人(成人)／相続財産(自宅等)36,000万円(相続税評価額)現金4,000万円			
	ケース① (生命保険未加入)	ケース② (現金3,000万円で保険金6,000万円の一時払 終身保険に加入)	差額 ②－①
課税価格の合計額 (基礎控除前)	40,000万円	41,500万円*	1,500万円
相続税(a)	4,610万円	4,873万円	263万円
納税資金			
現金	4,000万円	1,000万円	
死亡保険金	—	6,000万円	
合計(b)	4,000万円	7,000万円	
相続税納税のための 資金の過不足額 (b)－(a)	▲610万円	2,127万円	2,737万円

※41,500万円 = 36,000万円 + 1,000万円 + 6,000万円 - (500万円 × 3人)

(注1) 1万円未満四捨五入。

(注2) 2024年(令和6年)4月1日現在の税制により計算(法定相続分の遺産分割とする)。

〔参考〕相続財産をすべて残すために必要な保険金額表(概算)

(単位:万円)

遺産 総額	配偶者がいる場合の保険金額				配偶者がいない場合の保険金額			
	子1人	子2人	子3人	子4人	子1人	子2人	子3人	子4人
4,000	0	0	0	0	40	0	0	0
5,000	40	10	0	0	160	80	20	0
10,000	385	315	263	225	1,529	770	630	490
15,000	920	748	665	588	4,434	2,200	1,440	1,240
20,000	1,789	1,350	1,218	1,125	8,100	4,343	2,872	2,150
25,000	2,825	2,088	1,800	1,688	12,500	7,534	5,015	3,543
30,000	4,075	3,149	2,636	2,350	17,500	10,867	7,300	5,686
35,000	5,325	4,210	3,552	3,206	22,500	14,564	10,634	7,829
40,000	6,620	5,270	4,613	4,089	27,878	18,655	13,967	10,400
50,000	9,523	7,920	6,877	6,193	40,100	28,000	21,028	17,067
60,000	12,667	10,688	9,271	8,500	52,323	38,000	29,210	23,734
70,000	16,000	13,591	12,175	11,000	64,545	48,000	38,500	31,582
80,000	19,334	16,661	15,078	13,662	76,767	59,423	48,500	39,764
90,000	22,667	19,776	17,981	16,565	88,989	71,645	58,500	49,000
100,000	26,028	22,891	20,884	19,468	101,212	83,867	68,500	59,000

(注1) 2024年(令和6年)4月1日現在の税制により計算。

(注2) 法定相続人が法定相続分により相続したものと計算(配偶者の税額軽減のみの適用で、子はすべて成人)。

2. 相続税負担軽減対策

「相続税負担軽減対策」は、実際に支払う相続税納税額を減らすための対策で、代表的なものに、財産の生前贈与によるものがある。相続財産を減らして納税額を圧縮するものとなるが、居住用不動産の「配偶者に対する贈与の特例」等による相続財産を減らす方法は効果が大きい。

(1) 「配偶者に対する贈与の特例（贈与税の配偶者控除）」の活用

居住用不動産の「贈与税の配偶者控除」は、一定の条件を満たす配偶者に対して贈与税の基礎控除額110万円の他に2,000万円までの控除がある。この特例を活用すれば、贈与税の基礎控除額110万円と合わせて2,110万円まで贈与税が課税されない。したがって、この特例を活用することにより、相続税の課税価格から2,110万円の財産を減らすことが可能である。なお、この特例の活用は、居住用不動産やその取得に限定されているため、確実に配偶者の老後の住まいの確保ができる。また、贈与される居住用不動産が将来値上がりするものであれば、一次相続の遺産総額の圧縮軽減にもなる。ただし、相続対策をするうえでは二次相続のこともあわせて検討する必要がある。

(注) 居住用不動産の「配偶者に対する贈与の特例」についてはP.148～149を参照。

【参考】「贈与税の配偶者控除」を活用した場合の税額

事例 Fさんが契約している満期保険金3,000万円の養老保険契約（契約形態：契約者＝被保険者＝満期保険金受取人）が、今年結婚25年の銀婚に満期を迎え、妻の両親と同居するための二世帯住宅を新築する資金にする。満期保険金受取人を妻に名義変更して、満期保険金3,000万円を居住用不動産取得にあてるため、贈与税の配偶者控除を適用した場合の贈与税額を求める。その年、妻は他に受贈財産がなかったものとする。

【解説】

贈与金額	配偶者控除	基礎控除	贈与税対象額
3,000万円	- 2,000万円	- 110万円	= 890万円

贈与税対象額	税率	速算控除額	贈与税額
890万円	× 40%	- 125万円	= <u>231万円</u>

【参考】配偶者控除がない場合

贈与金額	基礎控除	税率	速算控除額	贈与税額
(3,000万円	- 110万円)	× 50%	- 250万円	= 1,195万円

(2) 死亡保険金・死亡退職金の非課税金額

① 死亡保険金の非課税金額

死亡保険金については、相続人全員の取得した死亡保険金の合計額が死亡保険金の非課税限度額「500万円×法定相続人の数」以下の場合、各相続人が受け取った死亡保険金は非課税となるが、非課税限度額を超える場合は、各相続人が受け取った死亡保険金額に応じて、非課税額が按分される（計算は下記〔参考〕を参照）。

その相続人の 非課税金額	=	非課税限度額 500万円× 法定相続人の数	×	その相続人の取得した保険金の合計額 ----- 相続人全員が取得した保険金の合計額
-----------------	---	-----------------------------	---	---

② 死亡退職金の非課税金額

死亡退職金については、一般に「退職慰労金規程」等の定めにより受取人が指定されて受け取ることになるが、死亡退職金の非課税限度額「500万円×法定相続人の数」がある。

各相続人の非課税金額については、死亡保険金の場合と同様である。

〔参考〕死亡保険金を受け取った場合の各人の課税価格

【設例】

被相続人の死亡により各人が受け取った死亡保険金は次のとおりである。各人の死亡保険金の課税価格を求める。

続柄	年齢	受取死亡保険金額
配偶者	55歳	2,000万円
長男	23歳	1,000万円
次男	19歳	2,000万円

【解説】

① 相続人の受取死亡保険金額

$$\begin{array}{ccc} \text{配偶者} & \text{長男} & \text{次男} \\ 2,000\text{万円} + 1,000\text{万円} + 2,000\text{万円} & = & 5,000\text{万円} \end{array}$$

② 死亡保険金の非課税限度額

$$500\text{万円} \times 3\text{人} = 1,500\text{万円}$$

③各人の死亡保険金の非課税金額

	非課税限度額	死亡保険金 2,000万円	各人の非課税金額
• 配偶者	1,500万円	$\times \frac{\text{死亡保険金合計額}}{5,000万円}$	= 600万円
• 長男	1,500万円	$\times \frac{\text{死亡保険金合計額}}{5,000万円}$	= 300万円
• 次男	1,500万円	$\times \frac{\text{死亡保険金合計額}}{5,000万円}$	= 600万円

④各人の死亡保険金の課税価格

	死亡保険金	各人の非課税金額	各人の課税価格
• 配偶者	2,000万円	- 600万円	= 1,400万円
• 長男	1,000万円	- 300万円	= 700万円
• 次男	2,000万円	- 600万円	= 1,400万円

3. 生前贈与の活用（金融資産の移転）

(1) 生前贈与の効果

相続対策としての贈与による金融資産の移転は、相続が発生するまでに相続財産を減らすことができ、相続財産の分割を被相続人の意思で確実に行うことができる。財産の分割は遺言でも可能であるが、遺留分等の関係もあり、相続争いに発展する可能性もある。また、孫（代襲相続人である場合を除く）に遺贈することで、子から孫へ相続した場合の相続税の課税を1回減らす効果があるが、相続税は2割加算される。

一方、孫（代襲相続人である場合を除く）に贈与する場合は、孫は法定相続人ではないので、法定相続人である子のように被相続人からの相続開始前一定期間以内（2023年（令和5年）12月31日までの贈与：3年以内、2024年（令和6年）1月1日以降の贈与：7年以内）の贈与財産が相続税の対象にはならず、したがって贈与税の税額控除を受けることもない。

（注1）「相続税額の2割加算」についてはP.127を参照。

（注2）「相続税課税価格に加算される相続開始前の贈与対象期間の延長（令和5年度税制改正）」についてはP.124を参照。

(2) 生前贈与：暦年課税の活用

贈与税の暦年課税の基礎控除額は最高110万円であり、毎年適用でき、法定相続人以外（孫等）にも適用できるため、家族構成等により活用の方法を工夫することができる。

(注)「贈与税の税率」についてはP.147を参照。

① 平準払の生命保険に加入する場合

平準払保険料は、毎年定額を支払わなければならない。

このような生命保険の特徴を活用して、父母、祖父母（被相続人）から子や孫に毎年保険料相当額を贈与する形で生命保険を活用する方法がある。

次のような契約形態で加入する。

ア) 生命保険を活用する場合の契約形態

	保険契約者（保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人
A	子、孫	親（父・母）、祖父・祖母	子、孫
B	子、孫	子	子・孫の相続人

贈与者の年齢や健康状態等で契約形態を選択する。贈与者である親（父・母）、祖父・祖母が加入年齢範囲内であればAを、高齢で加入年齢範囲を超える場合等はBを選択する。

ただし、一定の証拠事実^(注1)をととのえて加入しなければ「定期贈与^(注2)」とみなされる場合があり、毎年の基礎控除額（最高110万円）の適用に影響が出る可能性がある。

イ) 税務当局から「贈与の心証」を得るための一定の証拠事実

1. 毎年の贈与契約書	贈与確認のため、毎年の贈与契約書を2部作成し、贈与者と受贈者の双方で保管する（印紙は貼付不要）。
2. 過去の贈与税申告書	贈与額は、基礎控除額110万円を超える金額を設定し、毎年の贈与税申告書を保管する。
3. 贈与をした者の生命保険料控除の状況	契約者は受贈者なので、贈与者が生命保険料控除を利用することはできない。
4. 贈与の事実が認定できるもの等から贈与事実の心証が得られたもの	口座振替として、贈与者の口座から受贈者の口座へ贈与する金額を移転し、受贈者の口座の通帳・印鑑等は受贈者が保管する。

(注1) 昭和58年秋、国税庁関係課より各国税局への事務連絡で、「保険契約者が過去の保険料の支払資金は父親等から贈与を受けた現金をあてていた旨、一定の証拠事実をととのえて主張があった場合は、これを認めることとする」と基準が明示されている。

(注2) 決まった者に、だいたい決まった金額を、だいたい一定の時期に、毎年または毎月継続的に贈与することを一般に「定期贈与（税法上の正式用語ではない）」とよぶ。

〔参考〕生前贈与を行った場合の税額の比較

設例 甲さんの相続財産を金融資産3億2,000万円のみとし、10年間ア)イ)ウ)の生前贈与を行ったとした場合。

- ・法定相続人：子X・Y・Zの3人（妻はすでに死亡。子はすべて18歳以上）
- ・孫が計6人（全員18歳以上で、代襲相続人ではない）

	生前贈与を行わなかった場合	ア) 3人の子に10年間110万円ずつ毎年贈与	イ) 3人の子に10年間310万円ずつ毎年贈与	ウ) 子3人+孫6人に10年間110万円ずつ毎年贈与
①10年間の合計贈与額	—	3,300万円	9,300万円	9,900万円
②贈与税合計額	—	0円	600万円	0円
③10年後の相続財産（課税価格の合計額）	32,000万円	28,700万円	22,700万円	22,100万円
④相続税の総額	6,060万円	5,070万円	3,270万円	3,090万円
⑤税額合計（②+④）	A：6,060万円	B：5,070万円	C：3,870万円	D：3,090万円
⑥税負担軽減効果	—	(A-B)990万円	(A-C)2,190万円	(A-D)2,970万円

（注1）1万円未満四捨五入。

（注2）2024年（令和6年）4月1日現在の税制により計算。金融資産の増減（利息等）は考慮しない。

（注3）相続税課税価格の加算対象となる贈与財産はないものと仮定。

② 一時払の生命保険に加入する場合

贈与者が高齢で近い将来に相続発生が想定される場合は、一時払保険料での加入も検討することができる。

相続開始前一定期間以内の贈与財産は相続税の課税価格に加算されるため、相続税の軽減につながらないためである。一方、まとまった金融資産を生前贈与する場合は、贈与税についても考慮する必要がある。

「暦年贈与」は、1年でも早く生前贈与を開始すると遺産総額自体を減らす効果が大きくなる。

（注）「相続開始前の贈与財産」についてはP.123～124を参照。

(3) 生前贈与：相続時精算課税制度の活用

相続時精算課税制度を選択して、特別控除額2,500万円の範囲内の金額を一時払保険料にあてると、贈与税が課税されず加入できる。また、特別控除額2,500万円を超える金額を一時払保険料に充当すると、さらに大型の保険契約による相続税納

税資金対策等が可能となる。

相続時精算課税制度と暦年課税の贈与額と贈与税額の比較は次のようになる。

**【参考】相続時精算課税制度と暦年課税の贈与税額比較
(2024年(令和6年)1月以降の贈与の場合)**

年	贈与額			贈与税額	
	単年	累計	基礎控除反映後	相続時 精算課税制度	暦年課税
1年目	1,000万円	1,000万円	890万円	0円	177万円
2年目	1,000万円	2,000万円	1,780万円	0円	177万円
3年目	1,000万円	3,000万円	2,670万円	34万円	177万円
4年目	1,000万円	4,000万円	3,560万円	178万円	177万円
5年目	1,000万円	5,000万円	4,450万円	178万円	177万円
合計	—	5,000万円	4,450万円	390万円	885万円

(注1) 「相続時精算課税制度」の贈与税額は、3年目「(基礎控除反映後の贈与額累計2,670万円－特別控除額2,500万円)×20%=34万円」、4年目「{(贈与額1,000万円－基礎控除110万円)－特別控除額0円}×20%=178万円」、5年目「{(贈与額1,000万円－基礎控除110万円)－特別控除額0円}×20%=178万円」。

(注2) 「暦年課税」の贈与税額は、「(1,000万円－基礎控除額110万円)×30%－90万円=177万円」。18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けたものとして、2024年(令和6年)4月1日現在の税制により計算。

(注3) 相続時精算課税制度の390万円は、将来、相続税額から控除される。

「相続時精算課税制度」は、特別控除額2,500万円までの贈与金額は贈与税の課税がなされないメリットがあるが、相続時に贈与累計額(基礎控除反映後)が遺産総額に加えられる点に注意が必要である。なお、令和5年度税制改正において、2024年(令和6年)1月1日以降の贈与を対象に、相続時精算課税制度の見直しが行われた(P.160参照)。

4. 遺産分割対策

「遺産分割対策」とは、相続財産をめぐって相続人同士が争わないような対策を行っておくことである。そのためには、生命保険金を活用した代償交付金の準備、「遺留分の放棄」等の手続きを行い、「遺言書」を作成しておくこと等が具体的な対策である。

(1) 代償分割と生命保険

① 代償分割

代償分割とは、不動産等の分割が困難な相続財産がある場合に、代表となる相続

人が本来の法定相続分を超えて相続し、超えた分に代えて、その相続人の固有財産を他の相続人に提供する分割方法のことをいう。

たとえば、中小企業の経営者自身に万一のことがあった場合で、相続人は配偶者と子3人（1人は後継者、他2人は会社経営に携わらない）のとき、相続財産は自社に貸している土地や建物、自社株、自宅等の分割しにくい財産がほとんどであれば、当該経営者は、配偶者に自宅、後継者の長男に会社の土地・建物、自社株を相続させたいが、他の2人の子にも遺留分があり、それに対する対応を考慮しなければならない。

しかし、会社の土地・建物や自社株を会社の経営に携わらない者に相続させると、後々後継者の経営に支障をきたす場合が少なくない。このような場合に、代償分割により後継者に会社の土地・建物、自社株を相続させる代わりに、後継者が代償交付金として自分の現金を他の相続人となる子（後継者の兄弟姉妹）2人に支払うことで相続争いを回避することが可能である。このような代償分割をするには、代償交付金の準備が必要になる。

② 代償交付金の準備として生命保険を活用

相続人である子（後継者）が相続する自社株等と事業用資産が現金化できない場合、代償交付金を準備するために次の生命保険を活用する方法がある。

●契約形態

契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	課税関係
子（後継者）	父（被相続人）	子（後継者）	一時所得

上記契約形態で、子が死亡保険金を受け取ると、それは子の一時所得となる。保険料については、父が現金を贈与しそれを活用してもよい（生前贈与）。子は受け取った死亡保険金で、代償交付金を賄う。父親の相続が発生したとき、死亡保険金受取人の子（後継者）は生命保険金を一時所得扱いで受け取り、所得税や住民税を納付して残る現金を、「他の相続人である兄弟姉妹へ支払う代償交付金の一部とする」旨を父（被相続人）は遺言書に記載しておく。

また、遺産分割の際に遺産分割協議書には「後継者となる子が自社株等と事業用資産を相続する代わりとして、後継者となる子は他の相続人である兄弟姉妹ごとに代償交付金として金〇〇〇〇万円を渡すものとする」と記載する。

【参考】生命保険を活用した代償分割の提案

事例 (株)ABCの社長65歳は、専務で後継者の長男：一郎に所有する自社株等と事業用資産を相続させたいと考えている（時価：2億円）。また、事業を継がない次郎と妹華子にはその他財産（上場株式等：それぞれ時価2,000万円相当）を相続させたいと考えている。兄弟姉妹の相続格差（一郎10：次郎1：華子1）があるため、円満に遺産分割ができるようにしたいと生保FPに相談があった。

【解決策】

〈生命保険による代償分割の代償交付金の手当て〉

この場合、公平に相続するようにするために、後継者の一郎が、一時所得形態で生命保険に加入しておき、死亡保険金を代償交付金として、次郎に6,000万円、華子に6,000万円支払う。次郎と華子は相続した2,000万円と兄の一郎から代償交付金6,000万円、合計8,000万円を各々受け取る。

なお、一郎の相続分は8,000万円（20,000万円－12,000万円）となり、自社株や事業用資産を現金化することなく、公平な遺産分割ができる。

	相続分	生命保険：保障額12,000万円＋α
・ 一郎	20,000万円	代償交付金として支払う6,000万円 代償交付金として支払う6,000万円
・ 次郎	2,000万円 代償交付金6,000万円	
・ 華子	2,000万円 代償交付金6,000万円	
	8,000万円	

(注) 代償交付金を受け取る相続人には贈与税の課税はされない。

(2) 遺留分侵害額請求と生命保険

遺留分侵害額請求が起こされた場合、金銭によって支払うことが原則となるため、請求された相続人等は支払いのための現金の確保が必要となる。その際、代償交付金の準備と同じ要領で生命保険を活用することで有効な対策が可能となる。

(3) 死亡保険金受取人の指定・受取割合と遺産分割

代償分割による方法をとらず、生命保険を活用して、遺留分相当額の財産を残したい者を死亡保険金受取人とすることにより、相続争いを回避する方法もある。

●契約形態

契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	課税関係
被相続人	被相続人	相続人	相続税

生命保険を活用すると、被相続人が存命中であれば相続に関する考えが加入時と

変わっても、契約者である被相続人が自分の意思で死亡保険金受取人の変更や受取割合の変更ができるので、柔軟な相続対策ができる。

(注) 遺言書による「死亡保険金受取人の指定(変更)」が、保険法の施行により可能となった(P.105参照)。

ただし、死亡保険金は受取人固有の財産となり、遺産分割協議の対象には含まれないため、受取人が法定相続人等の特定の者(遺留分がある者)である場合、「遺留分の放棄」等の手続きを行い、遺言書にその旨を明記しておく必要がある。

(注) 「遺留分の放棄」は、P.107を参照。

5. 二次相続対策

(1) 二次相続対策の必要性

二次相続対策は、一次相続の対策を検討する場合と同時に行うことが必要であり、生命保険を活用したアドバイスは、問題解決の有効な手段となってくる。

特に二次相続では、「配偶者の税額軽減」等の大きな優遇措置がなくなるため、生命保険を活用した対策の効果がより期待できる。

また、一次相続において配偶者が相続した居住用財産等の不動産の二次相続での遺産分割は、各相続人に対して公平に分割することが難しいため、生命保険を活用した代償分割等の対策も生前に行う必要がある。

(2) 生命保険の活用

① 名義変更による対策

被相続人を被保険者とする生命保険の加入はもとより、二次相続発生時の財産の権利を移転する場合の混乱回避には、生前に生命保険の契約者変更を行い保険契約を贈与することによって、二次相続の相続財産を減少させることも有効な対策といえる。

現在加入している生命保険契約を贈与するには、当該契約の保険契約者および保険金受取人を、一般には「親」から「子」等に変更する手続きを行う。

個人が生命保険契約の保険契約者および保険金受取人を変更しても、変更時点では課税されず、「解約」「満期」「死亡」により契約が終了し、保険金等が支払われる時点で、課税関係が発生する。この税は、「贈与税」または「所得税」であり、その分の相続財産を減らす効果がある。

二次相続時の相続人の人数や相互関係、相続財産の内容等を考慮して事前に対策を検討することが重要となる。

【参考】親から子に契約者変更した場合の課税関係の事例

①生前に契約者等を変更したとき	契約形態が、「契約者（保険料負担者）：父、被保険者：子、保険金受取人：父」の契約で、就職を機に子へ契約者変更した場合、父が有していた生命保険契約の権利が子に移転し、父から子へ贈与があったとみなすこともできるが、この時点では課税されない。
②満期保険金、解約返戻金を受け取った場合	子に契約者変更した契約は、子が満期保険金や解約返戻金を受け取った場合、父の負担した保険料部分は契約変更前契約者（父）からの贈与となる。また、契約変更後契約者（子）が満期受取人の場合、子本人の保険料負担分に対しては一時所得の課税となる。
③死亡保険金を受け取った場合	契約形態が、「契約者（保険料負担者）：父、被保険者：母、保険金受取人：子」の契約で、父の退職を機に子へ契約者変更した後に被保険者（母）が死亡した場合、保険料に占める契約変更前契約者（父）が負担した保険料に相当する死亡保険金を贈与により取得したもとして贈与税が課税される。また、子本人が負担した保険料に相当する死亡保険金は一時所得の課税となる。

(注)「契約内容等の変更に関する税務」についてはP.180～185を参照。

② 信託による対策

自分の死後に残された遺族の生活費や施設等の費用が永続的に賄われるようにするために、確実に定期金が支払われるものとして信託が利用される。特に二次相続対策として注目を集めている。

ア) 遺言信託の活用

遺言信託は、信託銀行等に委託して遺言の内容を確実に実現できる。

本来、遺言の執行は相続人が行うべきだが、場合によっては各相続人の利害が対立し、うまく執行できない場合がある。しかし、遺言者が遺言執行者として信託銀行等を指定しておけば、遺言を妨害しようとする相続人の妨害を受けずにスムーズに遺言を執行することが可能になる。親族等の個人に遺言の執行を依頼すると、その人が先に亡くなった場合等のトラブルも考えられる。

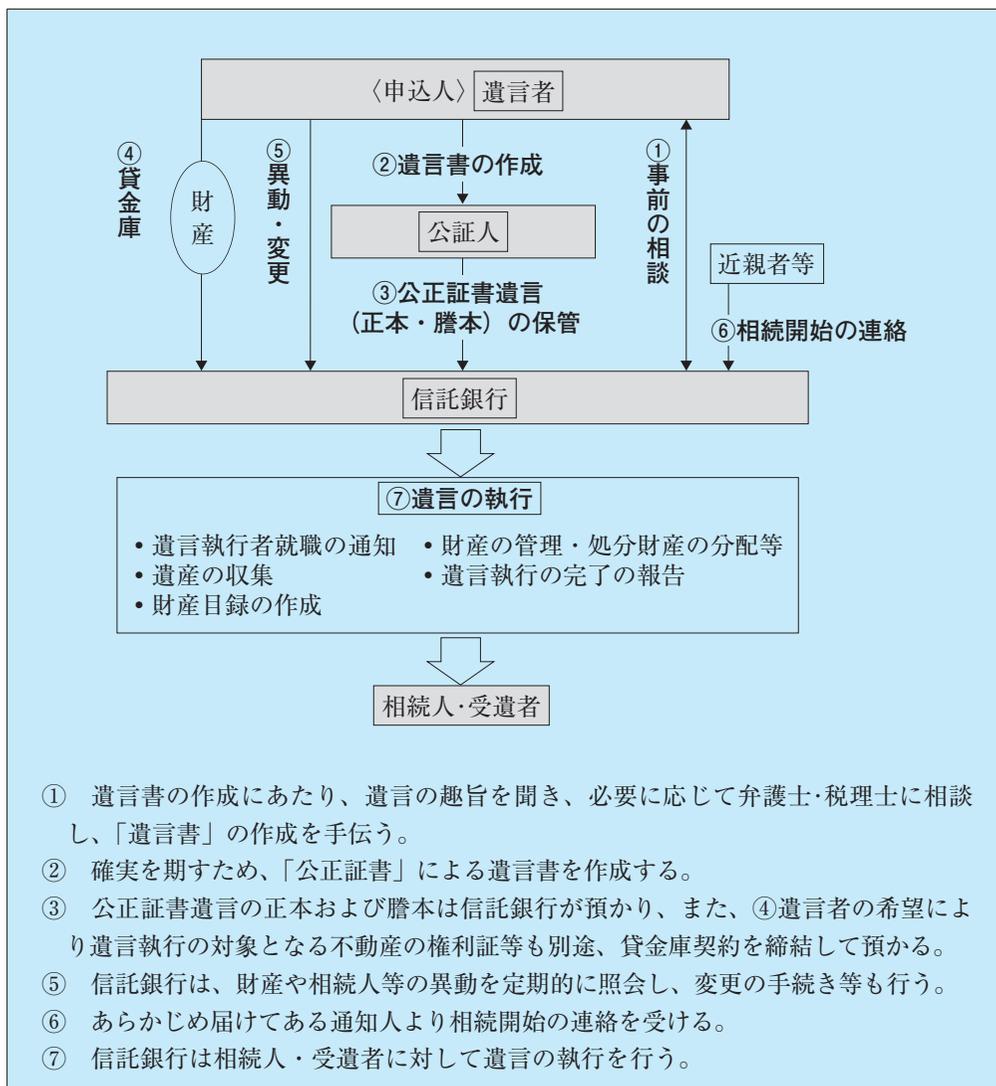
遺言信託は、財産の内容が多岐にわたっており、会社経営者が事業承継する場合等、相続人だけでは手続きが難しい場合に適している。なお、相続人が高齢者の場合や障害をもっている等、相続手続きが難しい場合も同様である。

ただし、遺言信託できるのは「財産」に関する事項だけで、子の認知や廃除等相続人の「身分」に関することはできない。

また、遺産をすべて第三者に遺贈する等法定相続人の遺留分を侵害する遺言については、執行時にトラブルが予想されるため信託銀行等が引き受けないことがある。

なお、遺言信託の利用を検討するにあたっては、遺言の内容や財産の種類、費用等を総合的に考慮する必要がある。

【参考】遺言信託の仕組みと流れ



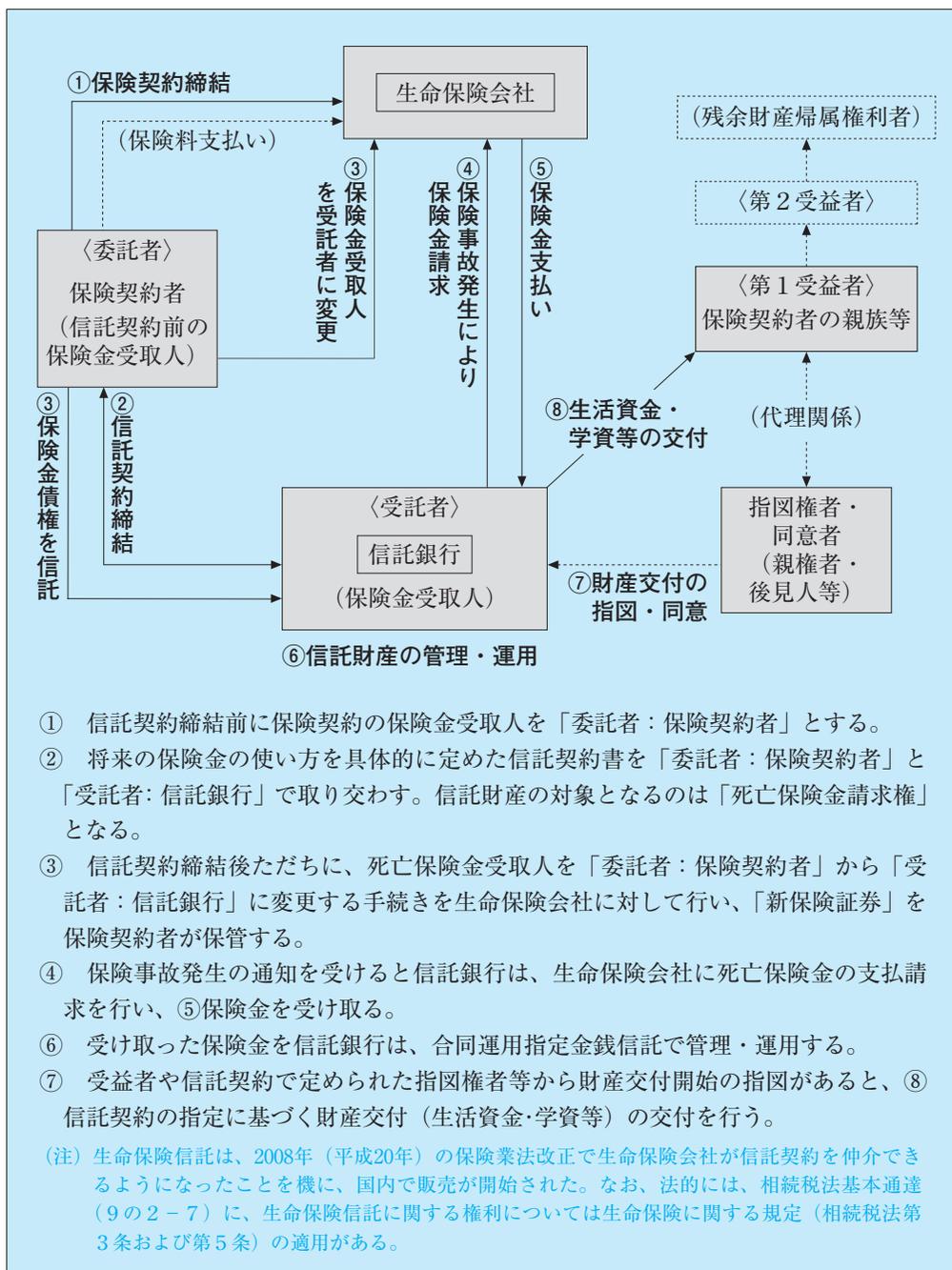
イ) 生命保険信託（保険金信託）の活用

生命保険信託は、生命保険金を受け取る権利（債権）のようなものを信託して、実質的な受取人（家族以外でも可）である受益者や、医療費や学費等用途を指定した受け取り方をオーダーメイドできる信託である。たとえば、認知症の配偶者に保険金のうち一定額を月々の生活資金として交付したうえで、配偶者の死後に残余財

産を渡す者も指定できる。また、保険金を渡したい家族が未成年だったり障害があったりして財産管理に不安がある場合等にも効果的である。

なお、受益者等の死亡により、適正な対価を負担せずに信託の受益者等となった場合や新たに利益を受けることになる場合には、その定期金に関する権利を取得した者は、相続または遺贈により取得したものとみなされる。

【参考】生命保険信託（保険金信託）の仕組みと流れ



- ① 信託契約締結前に保険契約の保険金受取人を「委託者：保険契約者」とする。
- ② 将来の保険金の使い方を具体的に定めた信託契約書を「委託者：保険契約者」と「受託者：信託銀行」で取り交わす。信託財産の対象となるのは「死亡保険金請求権」となる。
- ③ 信託契約締結後ただちに、死亡保険金受取人を「委託者：保険契約者」から「受託者：信託銀行」に変更する手続きを生命保険会社に対して行い、「新保険証券」を保険契約者が保管する。
- ④ 保険事故発生のお知らせを受けると信託銀行は、生命保険会社に死亡保険金の支払請求を行い、⑤保険金を受け取る。
- ⑥ 受け取った保険金を信託銀行は、合同運用指定金銭信託で管理・運用する。
- ⑦ 受益者や信託契約で定められた指図権者等から財産交付開始の指図があると、⑧信託契約の指定に基づく財産交付（生活資金・学資等）の交付を行う。

(注) 生命保険信託は、2008年（平成20年）の保険業法改正で生命保険会社が信託契約を仲介できるようになったことを機に、国内で販売が開始された。なお、法的には、相続税法基本通達（9の2-7）に、生命保険信託に関する権利については生命保険に関する規定（相続税法第3条および第5条）の適用がある。

第6章 法人税等

学習のねらい

1. 法人税の考え方と法人税の種類について理解する。
2. 会社利益と所得金額の調整について理解する。
3. 法人税額の計算方法を理解する。
4. 益金・損金になるものの種類とその内容について理解する。
5. 同族会社の意味と法人税法上の特別規定について理解する。
6. 法人税の申告と納税方法について理解する。

第1節 法人税とは

1. 法人税とは

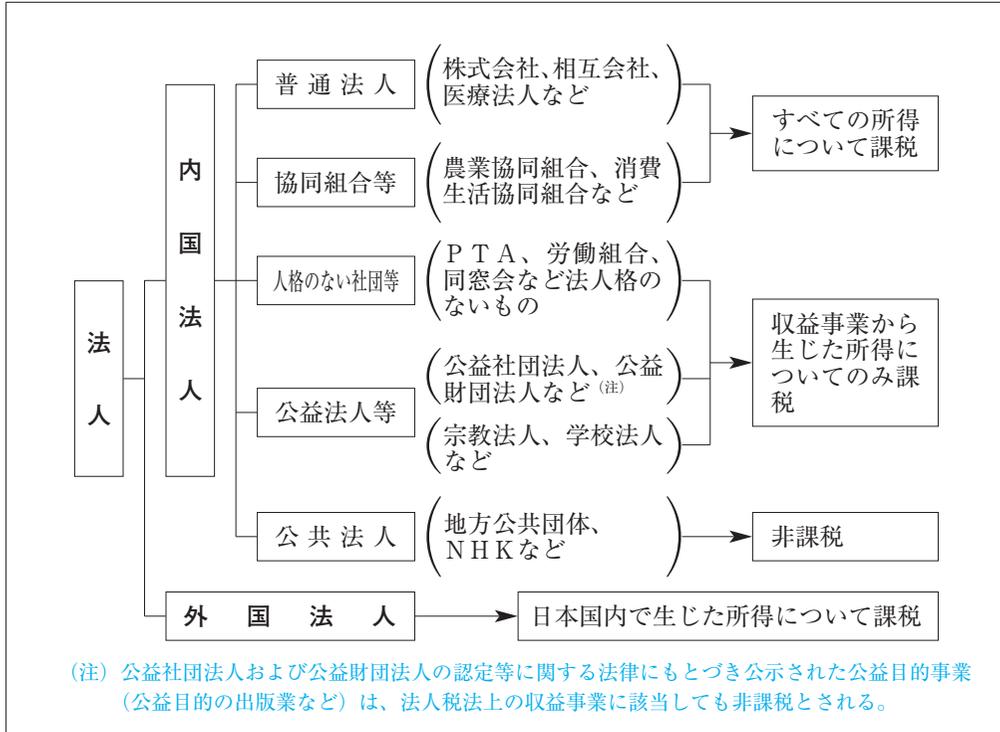
法人とは、自然人以外で、法律の規定によって権利義務の主体となることのできるもののことをいう。法人税とは、法人の所得に対して課税される国税をいい、広い意味での所得税である。また、税金を納める者と負担する者が同一であり、直接税である。

法人税と所得税は、おおまかに次のように対比できる。

	法人税	所得税
計算年度	法人ごとの事業年度	暦年（1月1日～12月31日）
所得の種類	区分しない	10種類に区分
課税の仕方	一括	総合課税と分離課税に分かれる
計算の仕方	事業年度の所得は益金から損金を控除する。所得控除はない。 (注) 益金、損金ともに法人税法上のもの	所得ごとに計算し、15種類の所得控除額を控除し、税率を乗じて計算する。
税率	比例税率 (所得金額に関係せず一定の割合)	超過累進税率 (所得金額が大きくなるほど高い)

2. 法人の種類と課税範囲

日本の法人は、課税関係から内国法人と外国法人に大きく分けられ、内国法人は次の図のように分類される。なお課税の範囲も異なる。



3. 法人税の種類

法人税の種類は次のとおりである。

①各事業年度の所得に対する法人税	法人の定款等で定められている営業年度(事業年度)の所得に課税される法人税である。
②退職年金等積立金に対する法人税(特別法人税)	退職年金業務を行う生命保険会社、信託銀行等特定の法人だけに課税される法人税であり、特別法人税といわれている。 (注) 2026年(令和8年)3月31日までの間に開始する各事業年度については、課税停止されている。

なお、このテキストでは、上記「①各事業年度の所得に対する法人税」について解説する。

第2節 所得金額

法人の所得金額は、企業会計上の利益とは異なり、次のように調整されている。

1. 法人の所得金額の計算の仕組み

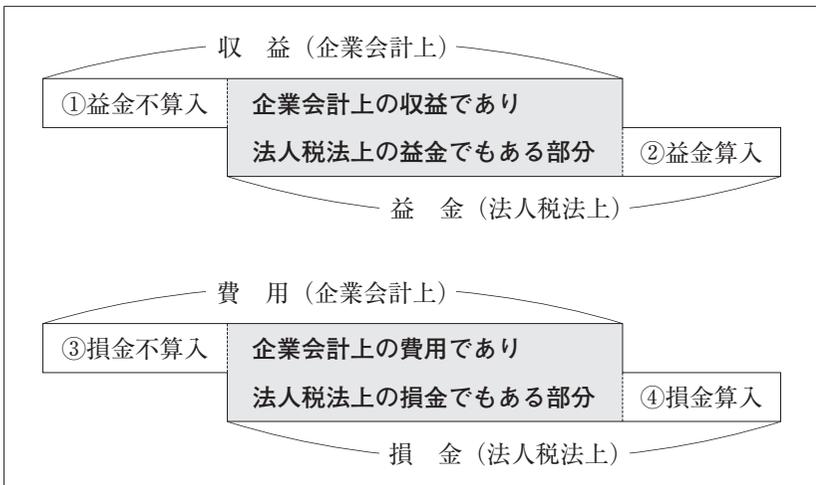
(1) 所得金額

法人税は、法人の所得金額に対して課税される。

$$\text{所得金額} = \text{益金の額} - \text{損金の額}$$

(2) 企業会計上の利益と所得金額との調整

企業会計上の利益（収益－費用）と法人税法上の所得金額とは一致しない。所得金額は、課税の公平性、政策目的を加味して計算するためである。このため、企業会計上の利益に加算・減算を行い、所得金額を計算する。



- ① 益金不算入：企業会計上の収益であるが、法人税法上は益金でない項目
- ② 益金算入：企業会計上の収益ではないが、法人税法上は益金である項目
- ③ 損金不算入：企業会計上の費用であるが、法人税法上は損金でない項目
- ④ 損金算入：企業会計上の費用ではないが、法人税法上は損金である項目

$$\text{所得金額} = \text{企業会計上の利益} + \begin{matrix} \text{益金算入} \\ \text{損金不算入} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{益金不算入} \\ \text{損金算入} \end{matrix}$$

法人税の課税所得金額を計算する場合、企業会計上の決算利益に加算項目の「益金算入・損金不算入」と減算項目の「益金不算入・損金算入」の調整をするが、これを「申告調整」（または「税務調整」という。

(注) 申告調整は、法人税申告書の「法人税申告書別表四（以下「別表四）」で行われる。「別表四」は、形こそ違うが、企業会計上の損益計算書と同様の機能もっているため、「税務損益計算書」ともよばれる。

【参考】法人税申告書の【別表四】

企業会計上の利益		5,000万円
加 算	益金算入	+300万円
	損金不算入	+500万円
減 算	益金不算入	▲200万円
	損金算入	▲300万円
法人の課税所得金額		5,300万円

2. 益金についての特別規定

益金については、次のような特別規定が設けられている。

(1) 受取配当等の益金不算入

他の内国法人から受ける配当等のうち一定の額は、益金の額に算入しない。

配当等は、すでに法人税が課税された利益から支払われるものであり、これに課税すれば二重課税となるためである。益金不算入とされる金額は次のとおりである。

- ①完全子法人株式等（株式等保有割合100%）
受取配当等の額
- ②関連法人株式等（株式等保有割合3分の1超）
受取配当等の額－負債利子^(注)
- ③その他の株式等（株式等保有割合5%超3分の1以下）
受取配当等の額×50%
- ④非支配目的株式等（株式等保有割合5%以下）
受取配当等の額×20%

(注) 負債利子とは、配当の元本となる株式等を取得するために要した負債の利子。

(2) 外国子会社配当金の益金不算入

内国法人が外国子会社から受ける配当等の額については、その95%相当額を益金の額に算入しない。

(注) 当該配当等の額の全部または一部が、外国子会社の本店所在国の法令で、その外国子会社の所得金額の計算上損金の額に算入するとされている場合は、益金不算入の規定は適用されない。

3. 損金についての特別規定

損金についても、次のような特別規定が設けられている。

(1) 棚卸資産の評価

棚卸資産は、日常業務では「在庫」ともよばれ、会社の本来の生産や販売、管理活動に必要な資産であり、会社が販売する目的で一時的に保有している商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品等の総称をいう。

(注) 貯蔵品のうち棚卸資産となるものは消耗品に限られ、建築資材等で貯蔵中のものは固定資産となる。

一般に棚卸資産は、商品や製品等で販売されて初めて会社の収益となるため、会社のキャッシュフローに大きな影響を与える。これが増加するとキャッシュフロー面でマイナスの効果となり、逆にこれが減少するとキャッシュフロー面でプラスの効果となるため、棚卸資産の期末評価額は、決算において重要である。

① 売上原価

商品・製品の売上高に対応する売上原価は、損金の額に算入される。

$$\text{売上原価} = \text{期首棚卸高} + \text{期中仕入高} - \text{期末棚卸高}$$

② 棚卸資産の期末評価

棚卸資産の評価方法には、原価法と低価法がある。

(注1) 原価法には、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法がある。

(注2) 平成19年度税制改正により、2007年（平成19年）4月1日以降開始事業年度より次のような取扱いになっている。

ア) 低価法による評価は事業年度末における価額とされ、従来の「再調達価額」の他「正味売却価額」でも評価できる。

イ) トレーディング目的の棚卸資産については時価により評価する。

【参考】有価証券の評価方法

棚卸資産に該当しないものとして有価証券がある。有価証券は、証券業者等が売買の目的で保有していても該当しない。有価証券を売却したときの原価は、損金の額に算入されるが、この原価は、棚卸資産の売上原価と同じように期末決算により計算される。

(注) 有価証券の評価方法は、「売買目的の有価証券」と「売買目的以外の有価証券」に分けられ、次のように取り扱われる。

ア) 「売買目的の有価証券」は「時価」により評価される。

イ) 「売買目的以外の有価証券」は「原価」で評価されるが、償還期限と償還金額のあるものは、償還金額と帳簿価額との差額を、取得時から償還時までの期間に配分する。

ウ) 有価証券譲渡損益は「契約日の属する事業年度」に損益計上されることとなる。

(2) 減価償却費

① 減価償却とは

建物・機械等は、長期にわたり使用されるものであるため、取得したときに全額を費用としないで、その使用期間に応じて費用化する。これを「減価償却」という。

② 減価償却資産

減価償却できる資産をいい、使用したり時の経過によって価値が減少していくものが該当する。具体的には次のようなものがある。

- ①建物および附属設備 ②構築物 ③機械および装置 ④船舶 ⑤航空機
 ⑥車両および運搬具 ⑦工具、器具および備品（①～⑦：有形減価償却資産）
 ⑧特許権等の無形減価償却資産 ⑨牛馬、果樹等の生物 等

③ 主な減価償却の方法

有形減価償却資産の減価償却の方法には、主として次の2つがある。

	定額法	定率法
特徴	償却費の額が原則として毎年同額となる。	償却費の額は初めの年ほど多く、年とともに一定の割合で減少する。 (注1) 定率法の償却率により計算した償却額が「償却保証額」に満たなくなった年分以後は同額となる。 (注2) 償却保証額は、資産の取得価額に当該資産の耐用年数に応じた保証率を乗じて計算した金額。
計算方法	償却(限度)額 = 「取得価額」 × 「耐用年数に 応じた定額法の 償却率」	償却(限度)額 = 「未償却残高」 × 「耐用年数に応じた定率法の償却率」 (注1) 上記の金額が償却保証額に満たなくなった年分以後は「改定取得価額 × 改定償却率」の算式による。 (注2) 改定取得価額は、調整前償却額が初めて償却保証額に満たないこととなる年の期首未償却残高。 (注3) 改定償却率は、改定取得価額に対しその償却額が、その後同一となるようにした当該資産の耐用年数に応じた償却率。

〔参考〕減価償却の計算例

1. 定額法

【設例】 取得価額100万円、耐用年数10年、定額法の償却率：0.100

1年目～9年目までの毎年の償却額と10年目の償却限度額を求める。

【解説】

- 1年目～9年目までの償却額

$$\begin{array}{ccc} \text{取得価額} & \text{償却率} & \text{償却額} \\ 100\text{万円} & \times 0.100 & = 10\text{万円} \end{array}$$

- 10年目の償却限度額

10年目の残存簿価：1円になるため、償却限度額：99,999円

2. 定率法

【設例】 取得価額100万円、耐用年数10年、定率法の償却率：0.200

1年目の償却額とその後の減価償却について求める。

【解説】

- 1年目の償却額

$$\begin{array}{ccc} \text{取得価額} & \text{償却率} & \text{償却額} \\ 100\text{万円} & \times 0.200 & = 20\text{万円} \end{array}$$

(注) 上記償却率は、2012年（平成24年）4月1日以降の取得資産に適用される。

- その後一定の条件のもと計算式の調整を行い、耐用年数経過時点において残存簿価1円まで償却することができる。

④ 現行の減価償却制度の基本取扱内容

減価償却の方法は減価償却資産の取得日により異なり、具体的には次のとおりとなる。

減価償却資産の取得日	償却可能な範囲	償却方法
2007年（平成19年） 3月31日以前	取得価額の95%相当額（残存簿価5%相当額）	旧定額法、旧定率法
	上記到達後は残存簿価：1円まで償却可能	(注1)の算式のとおり
2007年（平成19年） 4月1日以後	残存簿価：1円	定額法、定率法（定額法償却率の250%）
2012年（平成24年） 4月1日以後	同上	定額法、定率法（定額法償却率の200%）

(注1) 償却限度額 = (取得価額 - 取得価額の95%相当額 - 1円) × $\frac{\text{償却を行う事業年度の月数}}{60}$

(注2) 定率法の償却率0.250は、早い段階で多額の償却ができるため、2012年（平成24年）度以降の取得資産から、財源確保のための課税ベースの拡大の一項目として0.200に引き下げられている。

なお、2016年（平成28年）4月1日以降に取得する建物附属設備および構築物（鉱業用のものを除く）については定額法、鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備および構築物に限る）については定額法または生産高比例法によることとされている。

⑤ 少額減価償却資産の特例

少額減価償却資産については、通常の方法の他、次のとおりの取扱いが認められている。

- ・使用可能期間が1年未満のもの、または取得価額が10万円未満のものについては、取得価額の全額の即時償却（損金算入）の選択が可能
- ・取得価額が20万円未満のものについては、事業年度ごとに、その全部又は一部の合計額を一括し、これを3年間で償却する方法の選択が可能。

また、中小企業者等（資本金の額または出資金の額が1億円以下の一定の法人）については、2006年（平成18年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までに取得した資産（資産の種類に限定なし）のうち取得価額が30万円未満のものについては、その事業年度に取得価額の全額の即時償却（損金算入）を選択できる。なお、取得価額の年間合計額300万円を限度とし、2020年（令和2年）3月31日までの従業員の要件は1,000人以下、それ以降2026年（令和8年）3月31日までは500人以下（ただし、e-Taxにより法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人については300人以下）とする。

中小企業等の場合の少額減価償却資産の償却方法は以下のとおりに整理される。

減価償却資産の取得価額	即時償却	3年間で均等償却	通常の減価償却
10万円未満	○	○	○
10万円以上 20万円未満	○	○	○
20万円以上 30万円未満	○	×	○

(注) 2026年（令和8年）3月31日まで。取得価額が30万円未満の減価償却資産を即時償却の場合、取得価額の年間合計額300万円が上限となる。

(3) 資本的支出と修繕費の区分

建物や機械等の修理や改良のために支出した金額のうち、使用可能期間を延長させるような部分の金額、あるいは価値を増加させるような部分の金額は支出時の損金とせず、資本的支出として資産の帳簿価額に加算され、減価償却の対象とされる。それ以外の金額は、修繕費として支出時の損金となる。

(4) 無形減価償却資産の減価償却

無形減価償却資産の減価償却の方法は、「残存価額：0円」とした定額法による。
なお、ソフトウェアは「無形減価償却資産」として取り扱われる。

(5) 役員給与（報酬、賞与、退職金）

① 役員範囲

法人税法上の役員には、会社法等に規定する役員その他、法人の使用人以外の者で、その法人の経営に従事している者等は「みなし役員」として含まれる。

法人の役員	取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人
みなし役員	使用人以外の法人の経営に従事している顧問・相談役等、同族会社の特定株主等

(注)「法人の役員」は、その職務の実質的な内容によって判定するのではなく、役員として選任された者かどうかにより形式的に判定する。

② 損金となる役員給与

役員報酬・役員賞与が職務執行の対価として役員給与に一本化され、事前の定めにより、役員給与の支給時期・支給額が定められているものは損金算入が認められる。ただし、隠ぺいまたは仮装経理により支給されたものは損金算入されない。

損金算入となる役員給与は次のものとなる。

ア) 定期同額給与	支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与をいう。 (注)平成19年度税制改正により、職制上の地位の変更等により改定された定期給与についても、定期同額給与として取り扱うことと明示された。
イ) 事前確定届出給与	所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、職務執行開始の日とその事業年度開始の日の属する会計時期開始の日から3カ月を経過する日のいずれか早い日までに、所轄税務署長に所定の届出をしている場合の給与をいう。同族会社以外の法人が定期給与を受けていない役員に対して支給する給与について、届出は不要とされる。 (注)届出期限は役員給与に係る定めに関する決議をする株主総会等の日から1月を経過する日（その日が職務の執行を開始する日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日後である場合には、その4月を経過する日）としている。

ウ) 利益連動給与	<p>同族会社に該当しない法人が業務執行役員に対して支給する利益に関する指標を基礎として算定される給与（利益連動給与）で、次の要件を満たすものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 有価証券報告書等で開示されていること ii. 算定方法等につき報酬委員会における決定等の適正な手続きがとられていること iii. 損金経理をしていること iv. その他一定の要件を満たすこと
-----------	---

(注) 使用人兼務役員は、支給される賞与のうち、使用人部分として一定のものは損金の額に算入できる等、税務上一般の役員とは異なる取扱いをする。

③ 過大な役員給与（退職給与以外）の損金不算入

役員に対する給与は、たとえ損金に算入が可能な要件を満たしていても、不相当に高額な部分の金額は損金の額に算入できない。

不相当に高額な部分の金額があるかどうかの判定は、次の基準により行う。

	区 分	給与の額判定	税務上の取扱い
実質基準	役員の職務の内容、会社の収益および使用人に対する給与の支払いの状況、事業規模が類似する同業の会社の役員に対する給与等の支払いの状況等に照らし、その役員の職務の対価として不相当に高額な部分の金額がないかどうかを判定する。	実質基準に照らし適正と認められる額 過大な部分	「実質基準」と「形式基準」の過大な部分で、いずれか多い金額が過大な役員給与として損金
形式基準	定款の規定や株主総会等の決議により、役員に対する給与等の限度額を定めている場合に、その限度額を超える額は、不相当に高額な部分の金額となる。	限度額以内のため適正と認められる額 過大な部分	不算入となる。

④ 役員退職給与の損金算入

役員に対する退職金は原則として損金の額に算入するが、不相当に高額な部分の金額は損金の額に算入できない。不相当に高額かどうかは、その役員の在任期間、退職の事情、事業規模が類似する同業の会社の役員に対する支給状況等から判断する。なお、隠ぺいまたは仮装経理により支給されたものは損金算入されない。

〔参考〕 過大な役員給与（退職給与）の判定

区 分		税務上の取扱い
実質基準	退職給与の額判定	
●状況を総合勘案して算定した額を基準とするもの ①その法人の業務に従事した期間 ②退職の事情 ③類似（業種、規模等）法人の役員退職給与の支給状況 ④その他	退職した役員に対する退職給与として相当と認められる金額	損金算入
	過大部分	損金不算入

⑤ 役員と特殊な関係にある使用人の給与（退職給与を含む）

使用人の給与・退職給与は原則として損金の額に算入されるが、「役員の子族その他特殊な関係にある使用人」に対する給与のうち、不相当に高額な部分の金額は損金の額に算入されない。

不相当に高額な部分の金額があるかどうかの判定は、給与については役員給与の実質基準と同様であり、退職給与については役員退職給与の場合と同様である。

（注）給与については、債務の免除による経済的利益や賞与を含む。なお、役員と特殊な関係にある使用人とは、次の者をいう。

1. 役員の子族
2. 役員と事実上婚姻関係にある者
3. 役員から生計の支援を受けている者
4. 上記2・3の者と生計を一にするこれらの者の親族

（6） 寄附金の損金算入の制限

① 寄附金とは

法人税法上の寄附金とは、拠出金、見舞金等の名称にかかわらず、金銭その他の資産または経済的な利益の贈与または無償の供与をいい、社会通念上の寄附金の概念よりもその範囲は広い。

寄附金は、法人の事業に直接関係のない支出であり、損金算入には一定の制限が設けられている。法人の損金算入限度額は次のように定められている。

② 一般の寄附金の損金算入限度額

$$\text{損金算入限度額} = \left\{ \underbrace{\left(\text{期末資本金額等} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} \right)}_{\text{資本基準}} + \underbrace{\left(\text{当期の所得金額} \times \frac{2.5}{100} \right)}_{\text{所得基準}} \right\} \times \frac{1}{4}$$

(注) 資本等を有さない法人の場合は、所得金額の1/4相当額が損金算入限度額である。

一般の寄附金は、利益処分により支出したときは損金の額に算入できない。

また、利益処分による支出でない場合でも、一定金額（損金算入限度額）を超える場合は、その超える部分の金額は損金の額に算入できない。

③ 法人の公共に関する寄附金（特定寄附金等）

国、地方公共団体に対する寄附金	全額損金の額に算入できる。
財務大臣が指定した寄附金	全額損金の額に算入できる。
特定公益増進法人・一般公益社団（財団）法人・認定NPO法人に対する寄附金	日本赤十字社等の特定公益増進法人等に対するものは、一般の寄附金と別枠で、特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額まで損金の額に算入できる。

(注1) 特定公益増進法人には、日本赤十字社の他、独立行政法人日本学生支援機構や日本私立学校振興・共済事業団など特別に定められた法人がある。

(注2) 政治家・政党に対する寄附金、宗教団体に対する寄附金等は、前記②の一般の寄附金に該当する。

法人の公共に関する寄附金は、利益処分による支出であっても損金の額に算入できる。

(7) 交際費等

法人が各事業年度において支出する交際費等の額は、冗費を節約して企業の自己資本を充実し、企業体質の強化を図る政策的見地から、原則としてその全額が損金算入されない。

① 交際費等とは

税法上の交際費等の範囲は社会通念上の交際費の概念より範囲を広く定めており、基本的には次のとおりである。

費目	相手方	目的	税務上の区分
・交際費 ・接待費 ・機密費 ・その他の費用	得意先、仕入先その他の事業に 関係のある者等 (注) 直接その法人の営む事業に取引 関係のある者だけでなく、間接 的にその法人と利害関係のある 者および法人の役員、従業員、 株主等も含む。	接待、供応、慰安、 贈答、その他これら に類する行為のため に支出する費用	交際費等 交際費等から除 外される費用 (注)P.214[参考] 参照。

② 交際費等のうち損金に算入ができる金額

飲食費については、本来は交際費に該当するが、法人の規模および事業年度にかかわらず、1人当たり10,000円以下（2024年(令和6年)3月31日までの支出は5,000円以下）の費用について損金算入が認められる。

また、2014年(平成26年)4月1日から2027年(令和9年)3月31日までの間に開始する事業年度においては特例として以下の金額について損金算入が認められる。

ア) 交際費等のうち飲食のために支出する費用の額の50%。ただし、2020年(令和2年)4月1日以降に開始する事業年度においては、資本金等の額等が100億円超の法人は対象外

イ) 資本金1億円以下の中小法人について、交際費等の年間支出額のうち800万円以下の部分について全額（2013年(平成25年)4月1日から2027年(令和9年)3月31日までの間に開始する事業年度に適用)

つまり、資本金1億円以下の中小法人については、2014年(平成26年)4月1日から2027年(令和9年)3月31日までの間に開始する事業年度において、上記のア) またはイ) のどちらかを選択することとなる。

(注1) 飲食費は、「役職員の間の飲食」を除くすべての飲食が対象。

(注2) 資本金1億円以下の中小法人でも、資本金5億円以上の大企業に完全支配される企業およびその大企業グループ傘下の子会社等は、法人税法上の特例対象企業とならない。

【参考】交際費等から除外される費用

次の費用については、本来は交際費等に該当するが、交際費等には含めなくてよいこととされている。

①福利厚生費	専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
②飲食費等	1人当たり10,000円以下の費用（領収証ごとに判定、税込み・税抜きは会社の経理処理による）の飲食費（役員、従業員間の飲食費は除く）
③少額広告宣伝費	カレンダー、手帳、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
④会議費	会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用（いわゆる会議費）
⑤取材費	新聞、雑誌等の出版物または放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、または放送のための取材に通常要する費用

（注）専ら法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する等のために支出するものは除く。

（8）引当金・準備金

引当金・準備金には、企業会計上さまざまなものがあるが、税法上、引当金については法人税法、準備金については租税特別措置法に規定されており、一定の要件のもとに定められた限度額の範囲内で損金の額に算入することが認められている。平成23年12月税制改正で見直された貸倒引当金制度では、貸倒引当金の適用法人について、①中小法人等、②銀行、保険会社、これらに類する法人、③売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金融債権等（一定の債権）を有する法人、に限定された。なお、貸倒引当金は、繰り入れた翌期にその全額を益金に算入し、繰り入れし直す。この方法を「洗替え」という。

【参考】引当金や準備金の種類

(1) 法人税法上認められている引当金

- 貸倒引当金
- 返品調整引当金 等

（注）退職給与引当金、特別修繕引当金、賞与引当金、製品保証等引当金等は廃止されている。

(2) 租税特別措置法で認められている主な準備金

- 海外投資等損失準備金
- 特定災害防止準備金
- 特別修繕準備金 等

(9) 租税公課

租税公課とは、国税や地方税などの「租税」と、租税以外の賦課金や罰金などの「公課」を含めた税金等の支払いを計上する勘定科目をいう。

法人が納付する租税公課は、原則として損金の額に算入されるが、法人税法では、租税公課のうち法人税・法人住民税、加算税、延滞税、罰金等は、各事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入されないものとして規定している。

【参考】租税公課の会計上の取扱い

租税公課で損金算入できるもの

固定資産税、都市計画税、事業税、印紙税、不動産取得税、自動車税、登録免許税、各種間接税、申告期限の延長に伴う利子税及び延滞税 他

租税公課で損金算入できないもの

法人税（法人の場合）、所得税（個人事業主の場合）、住民税、延滞税、延滞金、各種加算税及び加算金、罰金、科料、過料、預金利子や配当金の源泉所得税、控除対象国税 他

4. 同族会社の特別規定

日本の株式会社のほとんどは資本金1億円以下の中小法人であり、同族会社も多い。

(1) 同族会社の判定

① 同族会社とは

同族会社とは、3人以下の株主等ならびにこれらと特殊な関係にある者（法人を含む）が、法人の発行済株式総数または出資の金額および議決権等について50%超を保有している会社である。なお、同族会社の判定にあたり、会社が自己株式を保有する場合には、自己株式保有数は同族会社の判定から除外する。

（注）同族会社の判定において、株主等とこれらと特殊な関係にある個人または法人をグルーピングして1人分として数える。

② 特殊な関係にある者（個人）とは

ア) 株主の親族（配偶者・六親等以内の血族・三親等以内の姻族）

イ) 株主と内縁関係にある者

ウ) 株主個人の使用人

- エ) 株主個人から受ける金銭、その他の財産で生計を維持している者
- オ) 前記イ)～エ) にあがる者の親族で、それらの者と生計を一にしている者を指す。

(2) 留保金課税

同族会社は、少数の特定の株主によって支配されているため、株主の所得税負担を軽くするため配当を少なくし、利益を必要以上に留保することもできる。このように法人税や所得税の負担を不当に減少させることがないように、同族会社のうち特定同族会社^(注1)については、一定の所得を社内に留保した場合は、留保所得から一定額を留保控除額として控除した残額に対して、通常の法人税の他に10%～20%の特別税率^(注2)により留保金課税を行う。

(注1) 「特定同族会社」とは、同族会社のうち、株主等（特殊な関係にある個人および法人を含む）の1人（1株主グループ）が発行済株式（出資）の50%超を保有している会社である。なお、特定同族会社の判定にあたり自己株式を保有している場合には、自己株式保有数は特定同族会社の判定から除外する。

(注2) 留保金課税の「特別税率」についてはP.226を参照。

(注3) 特定同族会社のうち資本金の額または出資金の額が1億円以下である法人は原則として留保金課税の適用対象から除外されるが、資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人は留保金課税の適用対象となる。

(3) 行為計算の否認

同族会社の行為または計算で、それをそのまま容認するならば法人税の負担が不当に減少してしまう可能性がある場合、税務署長はその行為または計算を否認し、法人税の計算をし直すことができる。

(4) 役員の種類

同族会社の使用人のうち、一定割合以上の株式をもっている者で、その会社の経営に従事している者は役員と認められる。

第3節 法人等に課税される税金の計算

法人が申告・納税を行う場合、国税である法人税の計算にあわせて地方税である法人住民税と法人事業税等の計算を行う。

1. 法人税額の計算

(1) 法人税率

法人税額は、課税所得金額（1,000円未満切捨て）に税率を乗じて計算する。

日本の法人税は、諸外国に比べ高税率であり、企業の国際競争力の強化や市場の国際化に対応するため、税率の見直しが行われている。

●法人税率（2019年（平成31年）4月1日以降に開始する事業年度）

法人の種類		課税所得金額	税率	
			2019年度～ 2024年度 ^{※1}	2025年度以降 ^{※2}
普通法人	大法人	—	23.2%	
	中小法人	年800万円超部分	23.2%	
		年800万円以下部分	15.0%	19.0%
協同組合等 (特定の医療 法人含む)	単体	年800万円超部分	19.0%	
		年800万円以下部分	15.0%	19.0%
	連結	年800万円超部分	20.0%	
		年800万円以下部分	16.0%	20.0%
公益法人等 (収益事業に係る所得)		年800万円超部分	19.0%	
		年800万円以下部分	15.0%	19.0%

(2023年（令和5年）4月現在)

※1 2019年度～2024年度：2019年（平成31年）4月1日～2025年（令和7年）3月31日の間に開始する事業年度

※2 2025年度以降：2025年（令和7年）4月1日以降に開始する事業年度

(注1) 一般社団法人等（人格のない社団含む）は、普通法人の中小法人に該当する。

(注2) 上記の中小法人には、P.213（注2）で示す法人を含まない。

(注3) 特定の協同組合等の各事業年度の所得の金額のうち10億円を超える金額部分の税率は22%となる。

(2) 法人税の税額控除

法人税の税額控除には、所得税額控除、投資税額控除、外国税額控除等の他、賃上げ促進税制に基づく税額控除などがある。

① 所得税額控除

法人が、利子・配当等を受け取ったときに課税された源泉所得税は、法人税額から控除する。これは、所得税と法人税の二重課税を避けるためである。

預金利子を受け取ったときに課税された源泉所得税は全額控除できるが、株式の配当等を受け取ったときに課税された源泉所得税は、所有期間に見合う分についてだけ控除できる。

② 投資税額控除等

青色申告法人が設備の投資等を行った場合に、一定額を法人税額から控除する制度で、特別償却制度との選択適用が認められるものもある。

ア) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別控除

イ) 生産性向上設備等を取得した場合の特別控除

ウ) 研究開発税制に基づく試験研究を行った場合の税額控除 等

③ 賃上げ促進税制に基づく税額控除

青色申告法人が雇用者に支払った給与等について、平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回る場合に、定められた金額を法人税額から控除できる。

(注1) 法人住民税、事業所得に対する所得税も控除の対象となる。なお、上記②のうちア)およびイ)は2025年(令和7年)3月31日までに開始する各事業年度、ウ)については2026年(令和8年)3月31日までに開始する各事業年度、上記③は2027年(令和9年)3月31日までに開始する各事業年度が対象期間。

(注2) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

青色申告書を提出する法人が、2016年(平成28年)4月20日から2025年(令和7年)3月31日までの間に、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金を支出した場合には、「その寄附金額の合計額の20%からその寄附金について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額」と、「その寄附金額の合計額の10%」とのいずれか少ない金額の税額控除ができる(当期の法人税額の5%が上限)。

なお、当税制では法人住民税についても同様の前提のもと、該当する寄附金の合計額の10%を事業年度に係る法人事業税から、その合計額の2.9%を事業年度に係る法人道府県民税法人税割額から、その合計額の17.1%を事業年度に係る法人市町村民税法人税割額から、それぞれ税額控除ができる(当期の法人事業税額の15%、当期の法人道府県民税法人税割額の20%、当期の法人市町村民税法人税割額の20%が上限)。

(3) 中小法人等の欠損金の繰戻し還付

青色申告法人である中小法人等の欠損金額については、前期の法人税額のうち当期の欠損金に相当する金額について、税額の還付を受けることができる。

ここでいう中小法人等とは、資本金1億円以下、または資本もしくは出資を有しない普通法人（相互会社を除く）、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等である。

2. 法人住民税

(1) 法人住民税とは

法人住民税は、法人の道府県民税と法人の市町村民税の総称である。東京都の特別区にあつては、道府県民税および市町村民税を含めて都民税という。

法人の道府県民税と法人の市町村民税も、課税の基準は法人税割と均等割からなっており、法人税割は納税者の法人税額を基礎として税額が計算され、均等割は法人の規模等に応じて所得金額がない場合でも納税しなければならない。

法人住民税の区分	課税の基準
道府県民税	均等割
	法人税割
市町村民税	均等割
	法人税割

(2) 納税義務者

法人等の区分	納付すべき法人住民税額	
	均等割額	法人税割額
① 道府県（市町村）内に事務所または事業所を有する法人や収益事業を行う人格のない社団や財団等	○	○
② 道府県（市町村）内に事務所または事業所を有しないが、寮、クラブ等を有する法人等	○	—
③ 道府県（市町村）内に事務所または事業所を有する、収益事業を行わない公益法人・特定非営利活動法人等	○	—

(3) 標準税率等

① 均等割の標準税率

均等割額（標準税率）は、道府県民税および市町村民税のそれぞれについて、法人の規模等に応じて定められている。

【参考】法人住民税の「均等割」の標準税率

区分	標準税率（年額）			
道府県民税	資本金等の金額	50億円超の法人	80万円	
		10億円超50億円以下の法人	54万円	
		1億円超10億円以下の法人	13万円	
		1,000万円超1億円以下の法人	5万円	
		1,000万円以下の法人	2万円	
市町村民税	市町村内の事務所等の従業員数・資本金等の金額	50億円超の法人	50人超の法人	300万円
			50人以下の法人	41万円
		10億円超50億円以下の法人	50人超の法人	175万円
			50人以下の法人	41万円
		1億円超10億円以下の法人	50人超の法人	40万円
			50人以下の法人	16万円
		1,000万円超1億円以下の法人	50人超の法人	15万円
			50人以下の法人	13万円
		1,000万円以下の法人	50人超の法人	12万円
			50人以下の法人	5万円

(注) 公益法人制度改革に伴い、一定の公益法人等については別途定めがある。

② 法人税割の税率

法人税割の税率は次のとおりである。

年度	2019年（令和元年）10月以降に開始する事業年度	
	標準税率	制限税率
道府県民税	1.0%	2.0%
市町村民税	6.0%	8.4%

(4) 課税標準の分割

2以上の都道府県または市町村に事務所等を有する法人にあっては、法人税額を各都道府県もしくは市町村に有する事務所または事業所の従業員数で分割し、これを課税標準として当該地方公共団体で定めている税率を乗じて法人税割額を算定し、これに均等割額を加算した額が申告納付税額となる。

(5) 「地方法人税」

「地方法人税」は、法人住民税から分離したもので、法人住民税の納税者に対して課税される国税である。各課税事業年度の基準法人税額（所得税額控除等を適用しないで計算した、各事業年度の法人税額）を課税標準とし、10.3%の税率を乗じて計算した金額が税額となる。なお、申告納付は国（税務署）に対して行う。

3. 法人事業税

(1) 事業税とは

事業税は、個人の行う事業および法人の行う事業に対して、都道府県が課税する。事業税は経費にすることができる税金であり、法人税の計算においては損金の額に算入される。

(注) 個人の行う事業に都道府県が課税する個人事業税についてはP.47～48を参照。

(2) 法人の事業税

① 納税義務者

事業を行う法人はすべて納税義務者であるが、国、都道府県、市町村等の公共法人、林業、鉱物の掘採事業等を行う法人には課税されない。

② 法人の事業税の計算

法人事業税は、電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業の場合は事業年度の収入金額、その他の事業は事業年度の所得金額に、一定の税率を乗じた額となる。

〔参考〕標準税率

① 電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業の収入割の税率

1.0%

なお、生命保険会社の収入金額は次により計算される。

ア. 個人保険（貯蓄保険を除く）	収入保険料×24%
イ. 貯蓄保険	収入保険料×7%
ウ. 団体保険（団体年金保険を除く）	収入保険料×16%
エ. 団体年金保険	収入保険料×5%*

※生命保険業を行う法人が独立行政法人福祉医療機構と締結した保険契約に基づいて収入する保険料は、当分の間、その法人の収入保険料から控除する。

② 特別法人（農業協同組合等）の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	3.5%
所得のうち年400万円超の金額 (特定の協同組合等で年10億円超の所得の場合)	4.9% (5.7%)

ただし、3以上の都道府県に事務所または事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率は、軽減税率の適用はない（所得は区分しない）。

③ 普通法人の所得割の税率

資本金1億円超…1.0%（所得による税率の区分はなく、一律）

資本金1億円以下

所得のうち年400万円以下の金額	3.5%
所得のうち年400万円超800万円以下の金額	5.3%
所得のうち年800万円超の金額	7.0%

ただし、3以上の都道府県に事務所または事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率は、軽減税率の適用はない（所得は区分しない）。

(注) 法人事業税の制限税率は、標準税率に2.0を乗じて得た率が上限となる。

【参考】外形標準課税制度の導入

法人事業税については、2004年（平成16年）4月1日以降開始する事業年度から、資本金が1億円を超える法人および別途定められた所定の基準に該当する法人に対して、外形基準の割合を8分の2（4分の1）とする外形標準課税制度が導入され、その後、外形基準の割合は、2015年（平成27年）度は8分の3、さらに2016年（平成28年）度以降では8分の5に改正された。

外形標準課税制度は、所得以外も課税の基準とするもので、所得割、付加価値割、資本割の3つの合算額により法人事業税が課せられる。そのため、決算が赤字であっても納税額が発生することになる。

① 所得割

所得（特定信託の所得を除く）によって法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

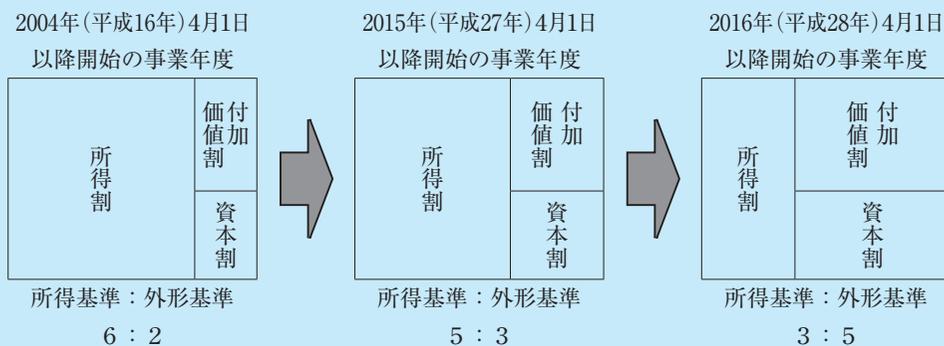
② 付加価値割

付加価値額によって法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

③ 資本割

資本等の金額によって法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

〈外形基準の割合の変遷〉



(3) 「特別法人事業税」と「特別法人事業譲与税」

「特別法人事業税」は法人事業税の所得割・収入割から分離して設けられた国税であり、2019年（令和元年）10月1日以降に開始する事業年度において、法人事業税（所得割・収入割）の納税者に対して課税される。課税標準は法人事業税額（標準税率で計算された所得割額または収入割額）で、申告納付は都道府県に対して法人事業税とあわせて行う。

「特別法人事業譲与税」は「特別法人事業税」の収入額を法令で定める基準によって、用途を限定しない一般財源として都道府県に譲与するものである。

第4節 法人税等の申告と納付

1. 法人税の申告・納付・処分

(1) 申告

法人税は申告納税で、次のような方法で行う。

① 確定申告

事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に、税務署長に確定申告書を提出しなければならない。ただし、災害等やむを得ない理由により決算が確定しない場合には、申告期限の延長が認められる。

② 中間申告

事業年度の期間が6カ月を超える法人は、事業年度開始の日以降6カ月間（上半期）についての中間申告書を、上半期終了後2カ月以内に税務署長に提出しなければならない。中間申告は、次のいずれかの方法による。

ア) 前期の法人税額の6カ月分の金額を中間申告する方法

ただし、この金額が10万円以下のときは不要である。

イ) 上半期の仮決算をして中間申告する方法

③ 確定申告を訂正する方法

申告税額が多すぎた場合は「更正の請求」、逆に不足額があるときは「修正申告」をする。

(注) 詳細はP.61～62を参照。なお、災害等により生じた欠損金に係る法人税の更正の請求期間は9年に延長されている。

(2) 納付

法人税の申告書を提出した法人は、申告書の提出期限までに申告書に記載した金額を納付しなければならない。

(3) 税務調査による処分

申告の内容について税務署では調査を行うが、誤りが発見されたときは次のような処分を受ける。

① 更正

税務署長の調査により、法人が提出した申告書の内容に誤りがあることがわかった場合には、税務署長は申告を訂正する。これを更正といい、追徴される税金は、更正通知書発送の日の翌日から1カ月以内に納付しなければならない。

② 決定

法人が申告期限までに申告書を提出しなかったときは、税務署長が調査して税額等を決める。この決定を受けた場合には、決定通知書発送の日の翌日から1カ月以内に納付しなければならない。

③ 加算税

更正や決定を受けた場合には、次のような加算税が課税される。

ア) 過少申告加算税

イ) 無申告加算税

ウ) 重加算税

(注) 加算税の内容はP.62～64を参照。

(4) 使途秘匿金に対する追加課税

法人税において、重課税されるものに「使途秘匿金の支出額」がある。

法人が使途秘匿金の支出をした場合は、通常の法人税に加え、使途秘匿金支出額の40%の法人税が追加課税される。

この「使途秘匿金」の支出とは、法人が行った金銭の支出（贈与、供与その他これらに類する目的のためにする金銭以外の資産の引渡しを含む）のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名等（氏名または名称、および住所または所在地、ならびにその事由をいう）を当該法人の帳簿に記載していないものである。

ただし、資産の譲受け、その他の取引の対価であって、その額が相当であると認められるものは除く。

(注) その他、法人税において重課税されるのは、「留保金課税（特定同族会社に限る）」、および「課税土地譲渡利益金（法人の土地譲渡課税）」である。

〔参考〕 特別税率

種 類	課税される金額区分		特別税率
留保金課税	課税留保所得金額	年1億円超の金額	20%
		年3,000万円超1億円以下の金額	15%
		年3,000万円以下の金額	10%
使途秘匿金課税	使途秘匿金の支出額		40%
土地重課 ^(注)	課税土地譲渡利益金額	短期所有土地等に係るもの	10%
		一般土地等に係るもの	5%

(注) 法人が1998年(平成10年)1月1日~2026年(令和8年)3月31日までの間に行った短期所有土地等(所有期間5年以下)の譲渡については適用停止となっている。

2. その他の申告等

(1) 法人住民税の申告と納付

法人の住民税は、申告納付の方法によって納税される。法人の所得は、事業年度の終了によって確定するため、これに基づいて法人住民税の申告納付をすることが必要である。事業年度終了後2カ月以内に申告納付しなければならない。

(2) 法人事業税の申告と納付

法人事業税は、申告納付の方法によって納税される。法人税の申告納税に準じているが、青色申告制度は法人事業税については認められない。

なお、法人の事業所等が2以上の都道府県に所在している場合には、各事業所によって按分計算した税額を関係都道府県に納付する。

第7章 法人向け生命保険契約の税務

学習のねらい

1. 法人向け保険商品の課税関係を理解する。
2. 法人向け保険商品の約款上の手続きに関する経理（帳簿）処理を理解する。
3. 福利厚生プランの取扱いに関する課税関係を理解する。

第1節 法人向け保険商品の課税関係

法人向けの生命保険契約とは、法人を契約者とする一般の個人保険を指し、経営者保険として、万一の場合の経営上の損失補てんや役員退職慰労金等の確保による円滑な事業継承等の目的で利用されたり、従業員の退職金準備や福利厚生等の目的で利用されたりしている。

法人が支払う保険料や受け取る配当金・保険金・給付金は、法人の収入や支出として適切な経理処理をする必要があると同時に、その結果法人税務上の課税関係も生じる。

契約加入により法人の税務対策を同時に図ることが可能となるため、生命保険契約に関連する税務は法人にとって重要な事項となる。

1. 法人が支払う保険料

(1) 法人における保険料取扱いの基本ルール

		保険金受取人			
		法人		個人	
保険料	養老保険、終身保険等	保険料積立金	資産計上	給与等	損金算入
	定期保険等	定期保険料	損金算入	福利厚生費	損金算入

① 法人にとって

法人を保険金（給付金）受取人として生命保険契約を締結する場合は、定期保険料が損金算入できる。また、個人を受取人とした場合は、給与等や福利厚生費等として損金算入でき、法人税の軽減につながる。なお、特別条件付契約の特別保険料（割増保険料）は損金算入できる。

（注）特別保険料の損金算入についての取扱いは、「生命保険会社で特別保険料に係る責任準備金を積んでいない」ことが前提であり、この前提条件を満たさない場合は、別途の処理（主契約に準じた経理処理など）が必要である。

② 従業員等の個人にとって

受取人が被保険者本人等の個人の場合は、「受取人が法人の場合に保険料積立金として計上される部分」について、給与として所得税・住民税の課税がなされ、被保険者に税負担が生じる。なお、法人が定期保険の保険料を福利厚生費として経理処理した場合、受取人である被保険者（従業員）本人は非課税となる。

（注1）給与等での経理処理は、月額300円以下のとき所得税は非課税となる。ただし、特定の者のみが加入のときは金額にかかわらず給与所得となり課税される。

（注2）福利厚生費での経理処理は、特定の者のみの加入のときは給与所得として課税される。

(2) 保険種類・受取人別の保険料取扱い一覧

① 定期保険

		死亡保険金受取人別による取扱い区分		
		I	II	III
死亡保険金受取人		法人	遺族（普遍性あり）	遺族（普遍性なし）
主契約 保険料	勘定科目	定期保険料	福利厚生費	給与
	経理処理	損金算入	損金算入	損金算入

（注1）「普遍性あり」とは全員、勤続○年以上の者、○歳以上の者の加入のように、福利厚生性のあるものをいう。

（注2）「普遍性なし」とは役員または部長等の役付使用人のみを被保険者とするような場合をいう。

（注3）上記（注1）（注2）は、①定期保険～④個人年金保険に共通する。

② 養老保険

		死亡・満期保険金受取人別による取扱い区分			
		I	II	III	IV
死亡保険金受取人		法人	遺族 （普遍性あり）	遺族 （普遍性なし）	遺族
満期保険金受取人		法人	法人	法人	被保険者
主契約 保険料	勘定科目	保険料積立金	保険料積立金	保険料積立金	給与
	経理処理	資産計上	$\frac{1}{2}$ 資産計上	$\frac{1}{2}$ 資産計上	損金算入
	勘定科目	—	福利厚生費	給与	—
	経理処理	—	$\frac{1}{2}$ 損金算入	$\frac{1}{2}$ 損金算入	

なお、終身保険は養老保険に準じて取り扱うことになっている。ただし、上記の保険金受取人別による取扱い区分のⅡ、Ⅲの取扱いは除く。

③ 定期付養老保険（保険料区分あり）

		死亡・満期保険金受取人別による取扱い区分				
		I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	V
死亡保険金受取人		法人	遺族 (普遍性あり)	遺族 (普遍性なし)	遺族	遺族
満期保険金受取人		法人	法人	法人	被保険者 (普遍性あり)	被保険者 (普遍性なし)
定期 特約	勘定科目	定期保険料	福利厚生費	給与	福利厚生費	給与
	経理処理	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
主契約	勘定科目	保険料積立金	保険料積立金	保険料積立金	給与	給与
	経理処理	資産計上	$\frac{1}{2}$ 資産計上	$\frac{1}{2}$ 資産計上	損金算入	損金算入
	勘定科目	—	福利厚生費	給与	—	—
	経理処理	—	$\frac{1}{2}$ 損金算入	$\frac{1}{2}$ 損金算入	—	—

なお、定期付終身保険は定期付養老保険に準じて取り扱うことになっている。ただし、上記の保険金受取人別による取扱い区分のⅡ、Ⅲの取扱いは除く。

④ 個人年金保険

		年金・死亡給付金受取人別による取扱い区分			
		I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
死亡給付金受取人		法人	遺族 (普遍性あり)	遺族 (普遍性なし)	遺族
年金受取人		法人	法人	法人	被保険者
主契約 保険料	勘定科目	保険料積立金	保険料積立金	保険料積立金	給与
	経理処理	資産計上	$\frac{9}{10}$ 資産計上	$\frac{9}{10}$ 資産計上	損金算入
	勘定科目	—	福利厚生費	給与	—
	経理処理	—	$\frac{1}{10}$ 損金算入	$\frac{1}{10}$ 損金算入	—

(注) 上記の個人年金保険とは、法人を契約者とし、役員または使用人（これらの者の親族を含む）を被保険者として加入した生命保険で、その契約に係る年金支払開始日に被保険者が生存しているときに、所定の期間中、年金が年金受取人に支払われるものをいう。

(3) 保険料の払い方、保険期間による取扱いのルール

保険料の取扱いが「資産計上」や「給与」扱いの場合は、払い方・保険期間にかかわらず、支払時に「保険料積立金」や「給与」として処理を行う。

支払保険料が「定期保険料」や「福利厚生費」等の損金処理となる場合は、原則として、その事業年度の期間分を「損金算入」し、その後の期間分を前払保険料として「資

産計上」しておき、期間の経過とともに保険料相当分を取り崩して「損金算入」する。

具体的な取扱いは次のとおりとなる。

① 全期払（月払・半年払・年払）

原則として、支払事業年度の損金となる。年払・半年払の、決算日を超える期間に対応する保険料は、本来「前払保険料」として「資産計上」すべきであるが、每期継続して支払日に損金処理していれば、支払った保険料は「損金算入」できる。翌事業年度に払込応当日がくる年払保険料（前納保険料）を支払った場合等は「前払保険料」として「資産計上」となり、当期の「損金算入」は認められない（翌期の損金となる）。

② 一時払・前納・頭金払（一部一時払）・短期払

月単位で計算した当期に対応する金額を「損金算入」し、それ以外は「前払保険料」として「資産計上」しておき、翌事業年度以降、順次損金算入していく。頭金払（一部一時払）の保険料は、一部の保険金額に対する一時払保険料に充当する。

$$\text{損金算入額} = \text{一時払保険料} \times \frac{\text{その事業年度の経過月数}}{\text{保険期間全体の月数}}$$

設例①

- ・ 保険種類：定期保険 ・ 保険期間：10年 6月加入
- ・ 全期前納保険料：360万円 ・ 事業年度：4月から翌年3月（1年間）
- ・ 当期の損金：360万円 $\times \frac{10\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月} \times 10\text{年}} = 30\text{万円}$
- ・ 当期の前払保険料：360万円 - 30万円 = 330万円
- ・ 翌期の損金：330万円 $\times \frac{12\text{ヵ月}}{(12\text{ヵ月} \times 10\text{年} - 10\text{ヵ月})} = 36\text{万円}$

当 期		翌 期	
借 方	貸 方	借 方	貸 方
定期保険料 30万円	現金・預金 360万円	定期保険料 36万円	前払保険料 36万円
前払保険料 330万円			

設例②

- ・ 保険種類：定期保険 ・ 契約者・死亡保険金受取人：法人 ・ 被保険者：社長
- ・ 保険期間：10年 ・ 保険料払込期間：3年 ・ 年払保険料：300万円
- ・ 契約日：4月1日 ・ 事業年度：4月から翌年3月（1年間）

1～3年目まで		4～10年目まで	
借 方	貸 方	借 方	貸 方
前払保険料 210万円	現金・預金 300万円	定期保険料 ^(注2) 90万円	前払保険料 90万円
定期保険料 ^(注1) 90万円			

(注1) 300万円 \times 3年間 = 900万円 900万円 $\times \frac{12\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月} \times 10\text{年}} = 90\text{万円}$

(注2) 210万円 \times 3年間 = 630万円 630万円 $\times \frac{12\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月} \times 7\text{年}} = 90\text{万円}$

(4) 2019年(令和元年)7月8日以降の契約における定期保険および第三分野保険

法人が契約者で、役員または従業員（これらの者の親族を含む）を被保険者とする保険契約において、2019年7月8日以降の契約における定期保険および第三分野保険（以下、定期保険等）の保険料については、その商品の最高解約返戻率によって保険料の経理処理の取扱いが定められている。

なお、第三分野保険は、がん保険、医療保険、介護保険、長期傷害保険などをいい、保険期間が終身の場合、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。

① 定期保険等の保険料の原則的な取扱い

保険期間が3年未満、または最高解約返戻率が50%以下の定期保険等については、期間の経過に応じて支払保険料の全額を損金算入する。

② 保険料に相当多額の前払部分を含む定期保険等の保険料の取扱い

保険期間が3年以上の定期保険等で、最高解約返戻率が50%を超える定期保険等については最高解約返戻率に応じて以下の取扱いとなる。

ア) 最高解約返戻率が50%超～85%以下の場合

最高解約返戻率 区分	資産計上期間	資産計上額	資産計上累計額の 取崩期間（均等額）
50%超 ～70%以下 ^{※1}	保険期間の100分の 40に相当する期間	支払保険料の40% (60%損金算入)	保険期間の100分の75に相当 する期間経過後から保険期 間終了まで（保険期間の4 分の3が経過した後の期間）
70%超 ～85%以下	（保険期間の前半の） 4割の期間	支払保険料の60% (40%損金算入)	

また、資産計上期間終了後、資産計上累計額の取崩期間開始までは、期間の経過に応じて支払保険料の全額を損金算入する。

※1 被保険者1人当たりの年換算保険料相当額（保険期間中における支払保険料の総額を保険期間の年数で除した金額。被保険者1人で2以上の定期保険等に加入している場合はそれぞれの年換算保険料相当額の合計額）が30万円以下の場合、期間の経過に応じて支払保険料の全額を損金算入する。

イ) 最高解約返戻率が85%超の場合

資産計上期間		資産計上額 ^{※2}	資産計上累計額の 取崩期間 (均等額)
a	保険期間の開始から最高解約返戻率となる期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初10年： 支払保険料×最高解約返戻率 ×0.9 ・ 11年以降： 支払保険料×最高解約返戻率 ×0.7 	解約返戻金相当額が最大となる期間経過後から保険期間終了まで
b	aの期間後でも、対前期の解約返戻金増加額が年換算保険料相当額の70%を超える期間がある場合は、その最も遅い期間まで		
c	資産計上期間（上記 a、b）が5年未満の場合は5年間（保険期間10年未満の場合は保険期間の2分の1）		資産計上期間経過後、保険期間終了まで

※2 ただし、当期分支払保険料相当額を限度とする。

また、資産計上期間終了後、資産計上累計額の取崩期間開始までの期間は、期間の経過に応じて支払保険料の全額を損金算入する。

③ 解約返戻金相当額のない短期払の定期保険または第三分野保険（2019年（令和元年）10月8日以降の契約）

法人が、解約返戻金相当額のない短期払の定期保険または第三分野保険（保険期間を通じて解約返戻金相当額がない、もしくは解約返戻金相当額があってもごく少額であり、保険料の払込期間が保険期間よりも短いもの）に加入した場合、当該事業年度に支払った保険料の額（被保険者1人で2以上の定期保険等に加入している場合はそれぞれについて支払った保険料の額の合計額）が30万円以下であれば、その支払った日の属する事業年度の損金に算入できる。

**【参考】2019年（令和元年）7月7日以前の契約における定期保険および
第三分野保険の取扱い**

1. 長期平準定期保険（逡増定期保険含む）

2019年（令和元年）7月7日以前の契約日の長期平準定期保険（逡増定期保険含む）の保険料の取扱いは以下のとおりとなる。

対象となる契約 ^(注1)	2008年（平成20年）2月28日以降の契約		
	A：保険期間満了時の被保険者の年齢 B：加入時の被保険者の年齢+保険期間の2倍		保険料の経理処理
			前払期間中 ^(注2) 前払期間を経過した後の期間
長期平準定期保険	A>70歳 かつ B>105		$\frac{1}{2}$ 資産計上 $\frac{1}{2}$ 損金算入
逡増定期保険 ^(注3)	i	A>45歳	ii、iiiを除く $\frac{1}{2}$ 資産計上 $\frac{1}{2}$ 損金算入
	ii	A>70歳 かつ B>95	iiiを除く $\frac{2}{3}$ 資産計上 $\frac{1}{3}$ 損金算入
	iii	A>80歳 かつ B>120	— $\frac{3}{4}$ 資産計上 $\frac{1}{4}$ 損金算入

（平成8年7月4日付課法2-3「『法人が支払う長期平準定期保険の保険料の取扱いについて』通達の一部改正について」（法令解釈通達）による）

（注1）解約返戻金のない定期保険は上記の対象外で、一般の定期保険の取扱い（法基通9-3-5）の経理処理となる。

（注2）前払期間とは、契約開始時から保険期間の6割に相当する期間（1年未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた期間）。

（注3）逡増定期保険とは、保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する仕組みの「定期保険」および「定期保険特約」のうち、その保険期間満了のときにおける被保険者の年齢が45歳を超えるもの（2008年（平成20年）2月27日以前の契約については、2008年（平成20年）2月28日の改正前の取扱いとなる）。

2. がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）の保険料の取扱い

法人が自己を契約者とし、役員または従業員（これらの者の親族を含む）を被保険者として、がん保険（終身保障タイプ）および医療保険（終身保障タイプ）に加入した場合の保険料については、以下のように取り扱う。なお、ここで対象とする保険契約は、保険料は掛捨てで、いわゆる満期保険金はないが、解約等の場合には保険料の払込期間に応じた所定の払戻金が契約者に払い戻される。

① 2012年（平成24年）4月27日以降に契約のがん保険（終身保障タイプ）

契約形態

契約者	被保険者	保険金受取人
法人	役員・従業員（これらの親族を含む）	法人

ア) 終身払込の場合

●前払期間

前払期間とは、加入時の年齢から105歳までの期間を計算上の保険期間（以下「保険期間」）とし、保険期間開始のときから保険期間の50%に相当する期間をいう（1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる）。

資産計上額：支払保険料 $\times \frac{1}{2}$

損金算入額：残りの金額

●前払期間経過後

支払保険料の金額に加えて、

前払期間資産計上額の累計額 $\times \frac{1}{105 - \text{前払期間経過年齢}^{**}}$ の金額を資産より取り崩して損金に算入する（前払期間満了時が事業年度の途中の場合は月数按分により計算）。

損金算入額：支払保険料 + 前払期間資産計上額の累計額 $\times \frac{1}{105 - \text{前払期間経過年齢}^{**}}$

※前払期間経過年齢とは、被保険者の加入時年齢に前払期間の年数を加算した年齢をいう。

イ) 有期払込（一時払を含む）の場合

●前払期間

- ・保険料払込期間が終了するまでの期間

当期分保険料 = 支払保険料（年額） $\times \frac{\text{保険料払込期間}}{\text{保険期間}}$

（注）保険料払込方法が一時払の場合には、その一時払による支払保険料を上記算式の「支払保険料（年額）」とし「保険料払込期間」を1として計算する。

資産計上額：当期分保険料 $\times \frac{1}{2}$ + (支払保険料 - 当期分保険料)

損金算入額：当期分保険料 $\times \frac{1}{2}$

- 保険料払込期間が終了した後の期間

当期分保険料の2分の1に相当する金額を保険料払込期間が終了するまでの期間に資産計上された累計額から取り崩して損金の額に算入する。

●前払期間経過後の期間

- 保険料払込期間が終了するまでの期間

資産計上額：支払保険料－当期分保険料

損金算入額：残りの金額＋取崩損金算入額*

- 保険料払込期間が終了した後の期間

損金算入額：当期分保険料＋取崩損金算入額*

$$\text{※ 取崩損金算入額} = \frac{\text{当期分保険料}}{2} \times \text{前払期間} \times \frac{1}{105 - \text{前払期間経過年齢}}$$

前払期間および前払期間経過後の保険料払込期間終了までの期間に資産計上された累計額から取り崩して損金の額に算入する。

なお、保険契約の解約等において払戻金のないもの（保険料払込期間が有期払込であり、保険料払込期間が終了した後の解約等においてごく少額の払戻金がある契約を含む）である場合には、上記にかかわらず、保険料の払込みのつど当該保険料を損金の額に算入する。

② 医療保険（終身保障タイプ）、および2012年（平成24年）4月26日以前に契約の
がん保険（終身保障タイプ）

契約形態

契約者	被保険者	保険金受取人
法人	役員・従業員（これらの親族を含む）	法人

ア) 終身払込の場合

保険料支払いのつど損金の額に算入する。

イ) 有期払込の場合

●保険料支払時

$$\text{損金算入額} = \text{支払保険料} \times \frac{\text{保険料払込期間}}{105 - \text{加入時年齢}}$$

資産計上額：残りの金額

●保険料払込終了後

$\frac{\text{資産計上累計額}}{105 - \text{払込満了時年齢}}$ の金額を資産より取り崩し、損金の額に算入する。この取崩額は年額のため、払込満了時が事業年度の中途である場合には月数按分により計算する。

設 例① ・2012年（平成24年）5月に契約したがん保険（終身保障タイプ）

〈例1：終身払込の場合〉 年払保険料30万円、45歳加入、終身払い

$$\text{前払期間} = (105 - 45) \times \frac{1}{2} = 30\text{年}$$

●前払期間

借 方		貸 方	
支払保険料	15万円	現金・預金	30万円
前払保険料	15万円		

$$\text{前払保険料} : 30\text{万円} \times \frac{1}{2} = 15\text{万円}$$

$$\text{支払保険料} : 30\text{万円} - 15\text{万円} = 15\text{万円}$$

●前払期間経過後

借 方		貸 方	
支払保険料	45万円	現金・預金	30万円
		前払保険料	15万円

$$\text{前払期間資産計上額の累計額} = 15\text{万円} \times 30\text{年} = 450\text{万円}$$

$$\text{資産取崩額} = \frac{450\text{万円}}{105 - (45 + 30)} = 15\text{万円}$$

$$\text{支払保険料} = 30\text{万円} + 15\text{万円} = 45\text{万円}$$

〈例2：有期払込の場合①〉 年払保険料30万円、45歳加入、保険料払込期間=20年

$$\text{前払期間} = (105 - 45) \times \frac{1}{2} = 30\text{年}$$

●前払期間

保険料払込終了まで
(20年)

借 方		貸 方	
支払保険料	5万円	現金・預金	30万円
前払保険料	25万円		

$$\text{当期分保険料} : 30\text{万円} \times \frac{20\text{年}}{105 - 45} = 10\text{万円}$$

$$\text{前払保険料} : \frac{10\text{万円}}{2} + (30\text{万円} - 10\text{万円}) = 25\text{万円}$$

$$\text{支払保険料} : \frac{10\text{万円}}{2} = 5\text{万円}$$

保険料払込終了後

(10年)

借 方		貸 方	
支払保険料	5万円	前払保険料	5万円

〈例3：有期払込の場合②〉 年払保険料60万円、45歳加入、保険料払込期間=40年

$$\text{前払期間} = (105 - 45) \times \frac{1}{2} = 30\text{年}$$

●前払期間

借 方		貸 方	
支払保険料	20万円	現金・預金	60万円
前払保険料	40万円		

$$\text{当期分保険料} : 60\text{万円} \times \frac{40\text{年}}{105 - 45} = 40\text{万円}$$

$$\text{前払保険料} : \frac{40\text{万円}}{2} + (60\text{万円} - 40\text{万円}) = 40\text{万円}$$

$$\text{支払保険料} : \frac{40\text{万円}}{2} = 20\text{万円}$$

●前払期間経過後

保険料払込終了まで (10年)		借方	貸方
	前払保険料	20万円	現金・預金 60万円
	支払保険料	60万円	前払保険料 20万円

前払保険料：60万円 - 40万円 = 20万円

取崩損金算入額： $\frac{40万円}{2} \times \frac{30年}{105 - (45 + 30)} = 20万円$

支払保険料：(60万円 - 20万円) + 20万円 = 60万円

保険料払込終了後		借方	貸方
	支払保険料	60万円	前払保険料 60万円

取崩損金算入額： $\frac{40万円}{2} \times \frac{30年}{105 - (45 + 30)} = 20万円$

支払保険料：40万円 + 20万円 = 60万円

設例② ・医療保険（終身保障タイプ）、および2012年（平成24年）4月26日以前に契約のがん保険（終身保障タイプ）

〈例1：終身払込の場合〉 年払保険料（終身）：10万円

保険料支払いのつど		借方	貸方
	支払保険料	10万円	現金・預金 10万円

〈例2：有期払込の場合〉 年払保険料60万円、45歳加入、保険料払込期間=15年

保険料支払時		借方	貸方
	支払保険料	15万円	現金・預金 60万円
	前払保険料	45万円	

支払保険料：60万円 $\times \frac{15年}{105 - 45} = 15万円$

前払保険料：60万円 - 15万円 = 45万円

保険料払込終了後 (15年)		借方	貸方
	支払保険料	15万円	前払保険料 15万円

取崩損金算入額：45万円 $\times 15年 = 675万円$

支払保険料： $\frac{675万円}{105 - (45 + 15)} = 15万円$

(5) 定期保険料・傷害特約等保険料が給与扱いとされる場合

受取人を遺族とする掛捨ての保険料は、原則として、福利厚生費等として損金算入され、従業員等は非課税である。しかし、次の2つの場合は給与扱いとなる。

① 加入者が役員または部課長、その他特定の使用人のみの場合

このような加入は「普遍性なし」として、保険料が給与課税される。普遍性有無の例として、次のようなことがいえる。

ア) 普遍性あり

全員加入、勤続○年以上・年齢○歳以上・給与（職階・勤続年数・職種の危険度）等に比例した合理的保険金格差、現場作業員のみ 等

イ) 普遍性なし

男子社員のみ、役員のみ、部課長以上 等

「普遍性あり」と認められ給与課税されないためには、加入規定は役員・従業員も含め平等かつ合理的基準が必要であり、結果として一部の者のみとなる意図された設定方法では、否認される可能性もある。

② 全員加入でも大部分が同族関係者の法人におけるその同族関係者の場合

この場合は企業の実態を知り、ミスリードのない対応が必要である。

同族関係者とは、

ア) 株主の親族（配偶者・六親等以内の血族・三親等以内の姻族）

イ) 株主と内縁関係にある者

ウ) 株主個人の使用人

エ) 株主個人から受ける金銭、その他の財産で生計を維持している者

オ) 前記イ)～エ) にあける者の親族で、それらの者と生計を一にしている者を指す。

(6) 個人事業主を契約者とする契約

生命保険の加入目的が事業上の理由である場合は、法人契約に準じた取扱いをすることになる。すなわち、定期保険に加入した場合は、その保険料は期間の経過に応じて必要経費に算入される。

ただし、事業主の配偶者や親族である事業専従者を被保険者とする場合、他の従業員と同様の条件で普遍的加入をするとき以外は、必要経費として認められない。

また、従業員の大部分が家族従業者である場合には、他の従業員と同様の条件で加入していても、家族従業者の保険料は必要経費にはならない。

養老保険や終身保険に加入した場合の保険料は必要経費にはならず、資産計上する。

なお、個人事業主本人を被保険者とする契約については、税務当局が認める特別な事情がある場合以外は事業上の契約とはみなされず、必要経費にはならない。個人の生命保険料控除の対象となる。

(注) 個人事業主が負担した生命保険の保険料については、税務上の取扱いに関する通達等があまり整備されていない。個人事業主が契約者となる場合には、その加入目的を明確にして、契約形態を考える必要がある。個人事業主にかかわる契約は、税務上の判断が難しいケースが多いので、実際の取扱いにあたっては、顧問税理士等に確認することが大切である。

【参考】法人契約の外貨建保険契約

通常の終身保険の保険料の取扱いおよび外貨建取引に係る会計基準に準じて行うことになる。

一般に外貨建といわれる生命保険商品には次のようなものがある。

(1) 契約者が保険料を日本円で支払い、その運用を外貨建の資産で行う保険

(2) 契約者が保険料を外貨で支払い、当初から外貨で設計がされている保険

(1)は、実際の保険料支払いは日本円で行うため、通常の生命保険料の取扱いと同様だが、(2)は保険料の円換算が必要となる。

法人税法では、外貨建の生命保険料の取扱いについての明確な取決めはないため、他の取引から類推適用することになる。つまり、法人が他の外貨建取引との相関性を加味して円換算する換算レートを決定することになる。

したがって法人は「電信売買相場の仲値(TTMレート)」または、「継続適用を条件とした電信売相場(TTSレート)」のどちらかを換算レートとして採択することができる。

また、この換算レート適用日は外貨預金に預け入れた日ではなく、その支払日(口座引落しの場合は引落日)のレートで計算する。

- 設 例**
- ドル建終身保険
 - 契約者・死亡保険金受取人：法人
 - 被保険者：社長
 - 支払保険料 2,000ドル
 - 保険料支払日の対顧客直物電信売買相場の仲値 (TTMレート) = 105円
 - $2,000 \text{ドル} \times 105 \text{円} = 210,000 \text{円}$

借 方		貸 方	
保険料積立金	21万円	現金・預金	21万円

2. 法人が受け取る契約者配当金

約款に基づき、契約者配当金は、契約者である法人に支払われる。法人は、原則としてその通知を受けた日の属する事業年度の益金とする。

(1) 積立（据置）方法

①原則の取扱い

配当通知を受け取った時点で、その年度の益金に算入する。

借方	貸方
配当金積立金 ○○○	雑収入 ○○○

② 個人年金保険の配当金

ア) 年金支払開始日前の配当金

益金に算入する。ただし、年金受取人が従業員で、法人と従業員との契約（労働協約等）により法人が配当金の支払請求をしないことが明らかである場合は、当該配当金を益金に算入しない経理処理が認められる。

個人年金保険は養老保険等と異なり、年金受取人・死亡給付金受取人とも法人であっても、配当金を資産計上した保険料積立金額から控除することは認められない。

イ) 年金支払開始日以降の配当金

年金受取人が法人であった場合は、配当金は益金に算入する。ただし、年金支払開始日の配当金は、年金としてのみ支払われる契約の場合、法人の益金に算入しない経理処理が認められる。

保険 契約者	被保険者	受取人		配当金		
		死亡 給付金	年 金	年金支払 開始前	年金支払 開始日	年金支払 開始後
法人	従業員	法人		益金	益金 ^(注2)	益金
		従業員の 遺族	従業員	益金 ^(注1)	—	—
			法人	益金	益金 ^(注2)	益金

(注1) 法人と被保険者との契約により配当金を年金支払開始日まで積み立てる場合、法人の益金に算入しない処理を認める（労働協約、就業規則等の定めが必要）。

(注2) 年金のみで支払われる場合、法人の益金に算入しない経理処理を認める。

(2) 保険金買増方法

配当金を保険契約の買増しにあて、保険金額を増額する方法で、この場合、配当金の額を益金に算入し、借方には一時払保険料を支払ったものとして契約形態に応じた勘定科目で計上する。定期保険の買増しをした場合の経理処理は次のとおり。

借方	貸方
支払保険料 ○○○	雑収入 ○○○

なお、保険金の受取人が法人である法人契約の養老保険および終身保険を買増した場合、経理処理は不要となる（この場合、配当金を益金に算入せずに資産計上されている保険料積立金から取り崩す方法が認められており、その後、保険金買増のための経理処理として配当金額を保険料積立金として資産計上することになるため、結果的には経理処理を行わないことと同様の結果となる）。

(3) 相殺方法

相殺方法の場合は、保険料の請求が配当金を差し引いた金額となっている。表定保険料（本来の支払保険料）を保険料積立金および保険料として処理し、支払った金額との差額を雑収入とする。

借 方		貸 方	
保険料積立金	〇〇〇	現金・預金	〇〇〇
保険料	〇〇〇	雑収入	〇〇〇

(4) 現金支払方法

配当金を現金で受け取る方法で、受け取った金額を雑収入に計上する。

借 方		貸 方	
現金・預金	〇〇〇	雑収入	〇〇〇

(5) 配当金の利息（積立（据置）方法）

通知を受けた日の属する事業年度の益金に算入する。

3. 法人が受け取る保険金・給付金等

(1) 受取人が法人の場合

法人が受け取ったとき	<p>① 保険金（死亡・高度障害・特定疾病・満期）</p> <p>契約が消滅するので、全資産計上額を取り崩し、受取保険金との差額を雑損失（雑収入）で処理する。損益計上の時期は、満期は満期日、その他は生命保険会社から支払通知を受けた日の属する事業年度となる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">借 方</th> <th style="text-align: center;">貸 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金・預金 ○○○</td> <td>保険料積立金 ○○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配当金積立金 ○○○</td> </tr> <tr> <td>(雑損失 ○○○)</td> <td>雑収入 ○○○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 法人が受け取った「満期保険金」は、満期日の属する事業年度分として経理処理する。養老保険の満期保険金や、生存給付金付定期保険の生存給付金等のように、満期日や生存給付金の支払日に受け取ることが可能なものは、手続きの遅れや、送金の遅れ等の時期とは関係なく、満期日や生存給付金支払日に取引があったものとして取り扱う。また、生命保険会社に据え置いた場合も、この満期保険金は受け取ることが可能なため、実際の授受に関係なく、満期日や生存給付金支払日の属する事業年度分として経理処理する。</p> <p>(注2) 法人が受け取った「死亡保険金」は、原則的には死亡日が計上日と考えられる。しかし、実務上は支払通知を受けた日の属する事業年度分として経理処理しているケースが多い。死亡事故が発生した場合は、保険金請求書の取寄せから必要書類の整備、死亡事故の場合等は生命保険会社が調査をする場合もある等、実際の死亡日から、死亡保険金を受け取るまでにはかなりの日数がかかる場合がある。実際の入金が翌期になった場合も、原則として死亡日の属する事業年度の未収金として経理処理することになっている。実務上は、生命保険会社から支払いの通知を受けたときに取引があったものと認識する場合もあるが、特に決算日をはさむ場合で、役員保険等の死亡保険金を受け取る場合は、通常は多額の収益が発生することが多いため、翌期の収益にすることにより利益操作にあたると思われるおそれもあり、所轄税務署に確認するのが妥当である。</p>	借 方	貸 方	現金・預金 ○○○	保険料積立金 ○○○		配当金積立金 ○○○	(雑損失 ○○○)	雑収入 ○○○
	借 方	貸 方							
	現金・預金 ○○○	保険料積立金 ○○○							
	配当金積立金 ○○○								
(雑損失 ○○○)	雑収入 ○○○								
<p>② 給付金（入院・手術・障害等）</p> <p>契約は継続するので、受取金額を雑収入とする。収益計上の時期は、生命保険会社から支払通知を受けた日の属する事業年度となる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">借 方</th> <th style="text-align: center;">貸 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金・預金 ○○○</td> <td>雑収入 ○○○</td> </tr> </tbody> </table>	借 方	貸 方	現金・預金 ○○○	雑収入 ○○○					
借 方	貸 方								
現金・預金 ○○○	雑収入 ○○○								
<p>③ 収入保障年金</p> <p>毎年受け取る年金は、毎年の収入として受取時にその受取額を雑収入として計上する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">借 方</th> <th style="text-align: center;">貸 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金・預金 ○○○</td> <td>雑収入 ○○○</td> </tr> </tbody> </table>	借 方	貸 方	現金・預金 ○○○	雑収入 ○○○					
借 方	貸 方								
現金・預金 ○○○	雑収入 ○○○								

法人が役員・従業員等に支払ったとき

① 退職金の支給

退職金は原則損金であるが、役員退職金等は、過大であるとみなされると過大分は損金不算入となる。

過大か否かの判定は、退職役員が業務に従事した期間、退職の事情、同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員退職給与の支給の状況等による。

適正な役員退職金の目安として、一般に次の式が使用されている。

$$\text{退任時の最終報酬月額} \times \text{役員通算在任年数} \times \text{最終役位係数}$$

最終役位係数は、報酬月額が適正であれば通常は3倍が限度とされている。源泉徴収義務がある。

●受け取った満期保険金を退職金として支払ったとき

借方		貸方	
退職金	〇〇〇	現金・預金	〇〇〇
		預り金 ^(注)	〇〇〇

(注) 退職金に係る源泉徴収税額

② 死亡退職金・弔慰金の支給

死亡退職金に加え弔慰金を支給した場合、遺族にとって弔慰金のうち一定額までは非課税となり、法人にとっても社会通念上相当と認められる金額まで損金にできる。それを超えた金額は退職金とみなされる。

会社が弔慰金を支払う場合には、弔慰金規程等で死亡退職金と明確に区分しておかなければ、支払った金額の全額が死亡退職金とみなされることがあるので注意が必要である。

【設 例】 退職慰労金規程、弔慰金規程により、死亡退職金2,500万円、弔慰金500万円を会社から支払った。

借方		貸方	
退職金	2,500万円	現金・預金	3,000万円
弔慰金	500万円		

③ 見舞金の支給

社会通念上相当と認められる金額は損金、超える金額は給与または賞与となる。なお、役員については、高度障害保険金の全額等、高額の見舞金を支給する場合、社会通念上相当と認められる金額の超過額は損金算入を否認される。

借方		貸方	
見舞金	〇〇〇	現金・預金	〇〇〇

役員・従業員等にとって	<p>① 退職金</p> <p>退職所得として所得税・住民税の対象となる。</p> $\text{所得金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}^{\ast}) \times \frac{1}{2}$ <p>なお、以下については、この算式で乗じる$\frac{1}{2}$の適用対象から除外される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤続（在任）年数5年以下の法人役員等に支払われる退職手当金等 法人役員等以外で勤続5年以下の者に支給される退職所得（退職所得控除額控除後の金額）のうち300万円を超える部分 <p>※退職所得控除額</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤続年数20年以下：40万円×勤続年数（最低80万円） 勤続年数20年超：800万円+70万円×（勤続年数-20年） 障害退職者は別途100万円を加算 <p>退職所得は、他の所得と分離して課税され、原則として、支払いの際に源泉徴収で課税は完了する。</p> <p><small>（注）退職所得控除額についてはP.83、源泉徴収についてはP.84を参照。</small></p>
	<p>② 死亡退職金・弔慰金</p> <p>相続税の対象となるが、死亡退職金は次の金額までは非課税（相続人が取得した場合）となる。</p> $\text{非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{死亡時の法定相続人の数}$ <p>弔慰金は次の金額まで非課税となる。超過額は死亡退職金扱いとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務上死亡：死亡時の普通給与（賞与を除く）の3年分相当額 業務外死亡：死亡時の普通給与（賞与を除く）の6カ月分相当額
	<p>③ 見舞金</p> <p>社会通念上相当な額は非課税。社会通念上相当と認められる金額の超過額は給与または賞与として所得税・住民税の課税対象となる。</p>

(2) 受取人が従業員等（被保険者または遺族）の場合

受取人である従業員等の側に保険金・給付金が直接支払われるので、法人には課税関係は生じない。しかし、保険金支払いにより契約が消滅するので、法人が資産に計上している保険料積立金や配当金積立金があれば、すべてを取り崩す。

借方		貸方	
雑損失	〇〇〇	保険料積立金	〇〇〇
		配当金積立金	〇〇〇

① 満期保険金

受取人の一時所得として所得税・住民税の対象となる。必要経費としての個人負担分保険料は、本人の給与所得としての課税がある部分以外は認められない。

② 死亡保険金

受取人のみなし相続財産として相続税の対象となり、「500万円×法定相続人の数」までの金額が非課税（相続人が取得した場合）となる。

被保険者が役員・従業員の家族で、その死亡により、役員・従業員が受取人として受け取る場合は一時所得となり、必要経費は①満期保険金と同様である。

③ 給付金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約保険金

身体の傷害疾病に基因して支払われるものであり、非課税となる。

第2節 法人向け保険商品の約款上の手続きにかかわる課税関係

1. 解約

(1) 保険金受取人が法人の場合

資産計上額（保険料積立金）を取り崩し、解約返戻金と保険料積立金との差額を雑損失（雑収入）で処理する。資産計上額がない場合には、解約返戻金の全額が雑収入となる。なお、従業員には課税関係は生じない。

設例①

企業は、養老保険で保険料積立金1,000万円の契約を解約し、解約返戻金600万円を受け取った。

借方		貸方	
現金・預金	600万円	保険料積立金	1,000万円
雑損失	400万円		

設例②

企業は、定期保険で解約返戻金800万円を受け取った。なお、資産計上額（保険料積立金）はなかった。

借方		貸方	
現金・預金	800万円	雑収入	800万円

(2) 保険金受取人が従業員等（被保険者または遺族）の場合

解約返戻金は、約款に従い契約者である法人に支払われ、雑収入となる。法人が取得した解約返戻金を従業員等に支払うと、保険料が給与扱いの契約でも、あらためて従業員等の給与扱いとなる。

（注）法人が中途退職金として従業員に支払う場合は、当該法人の「退職慰労金規程」等に基づき、退職金としての支払いによる経理処理を行う。

2. 契約内容の変更

(1) 個人契約を法人契約に変更（契約者・受取人を「個人」⇒「法人」）

個人事業主が法人格を得た場合や、社長等の個人契約を法人契約に変更した場合に起こる。法人は、解約返戻金相当額（配当金を含む）で買い取り、資産計上する。法人が「無償取得」のときは、同額の雑収入があったとして処理する。

設例

「個人」⇒「法人」の変更時点の解約返戻金が500万円（うち配当金50万円）であった。

借方		貸方	
保険料積立金	450万円	現金・預金（雑収入）	500万円
配当金積立金	50万円		

（注）「個人」⇒「法人」無償譲渡の場合は（雑収入）とする。

なお、個人にとって、法人が「有償取得」のときは一時所得の対象となり、「無償取得」のときは課税関係は生じない。

(2) 法人契約を個人契約に変更（契約者・受取人を「法人」⇒「個人」）

① 原則的な取扱い

役員の退職者へ退職金の一部として、契約を移行するとき等に起こる。法人は、資産計上している保険料積立金を取り崩し、解約返戻金相当額（配当金を含む）を退職金（在職中は役員給与または賞与）として支給したものとし、差額は雑損失（雑収入）で処理する。

設例

「法人」⇒「個人」の変更時、保険料積立金750万円、配当金積立金50万円、解約返戻金500万円の契約を退職金の一部として渡した。

借方		貸方	
退職金（役員給与または賞与）	500万円	保険料積立金	750万円
雑損失	300万円	配当金積立金	50万円

（注）在職中の場合は（役員給与または賞与）とする。

② 特別な取扱い

変更前の法人契約が次の要件のすべてに該当する場合には、「支給時資産計上額^{*1}」で評価されるため、原則的な取扱いと異なる経理処理が必要となる。

- ・「支給時解約返戻金の額 < 支給時資産計上額^{*1}×70%」であること
- ・2021年（令和3年）7月1日以降の契約者変更であること
- ・法人税基本通達9-3-5の2の適用を受ける契約^{*2}であること

- ※1 契約者変更時点における、前払部分の保険料として法人税基本通達の取扱いにより資産計上すべき金額（前払保険料や保険料積立金の勘定科目として資産計上されている金額）で、前納保険料や配当金の積立金額等がある場合はこれらを加算した金額
- ※2 P.231～232の「(4) 2019年（令和元年）7月8日以降の契約における定期保険および第三分野保険」のうち、「②保険料に相当多額の前払部分を含む定期保険等の保険料の取扱い」を参照。

したがって、この場合の「法人契約を個人契約に変更」時の法人の経理処理は以下のとおりとなる。

- ア) 退職金（役員給与または賞与）として資産計上額（前払保険料累計額および配当金積立金等があればそれを加算した金額）を、法人が個人に支給したものと
して借方に計上する。
- イ) 資産計上額（前払保険料累計額および配当金積立金等があればそれを加算した金額）を取り崩して貸方に計上する。

なお、ア)、イ)の処理によって借方と貸方の計上額は同額となるため、雑損失や雑収入の計上は発生しない。

設 例

法人税基本通達9-3-5の2の適用を受ける契約の契約者を、2021年（令和3年）7月1日以降で「法人」⇒「個人」に変更時、該当の生命保険は前払保険料750万円、配当金50万円、解約返戻金が500万円（配当金50万円を含む）であり、これを退職金の一部として支給した。

借 方	貸 方
退職金(役員給与または賞与)800万円	前払保険料 750万円 配当金積立金 50万円

この場合、解約返戻金（配当金を含む）＝500万円、支給時資産計上額＝800万円（前払保険料＋配当金）で、解約返戻金の額（500万円）＜支給時資産計上額×70%（＝560万円）となるため、退職金（役員給与または賞与）額は支給時資産計上額で評価する。

③ その他の留意点

個人は、退職所得（役員給与または賞与の場合は給与所得）の対象となる。

（注）退職前の在職中に「法人」⇒「個人」に保険契約者・受取人を変更した場合は、解約返戻金相当額が給与として個人へ譲渡されたものとして取り扱われる。よって、個人にとっては、退職所得ではなく給与所得として所得税の課税対象となる。また、退職前の在職中に「法人」⇒「役員」へ変更した場合は、損金算入の対象とならず「役員の臨時の給与」となる。

(3) 法人契約を別法人契約に変更（契約者・受取人を「A法人」⇒「B法人」）

① 原則的な取扱い

役員・従業員が他の法人に転籍した場合に起こる。

設 例

「A法人」⇒「B法人」の変更時の配当金を含む解約返戻金相当額は500万円で、保険料積立金750万円、配当金積立金50万円を計上していた。

ア) A法人の経理処理

資産計上している保険料積立金、配当金積立金を取り崩し、B法人から受け取った解約返戻金相当額(配当金を含む)との差額を雑損失(雑収入)で処理する。無償で変更したときは、解約返戻金相当額(配当金を含む)の寄附をしたものとして処理する。

借 方		貸 方	
現金・預金（寄附金）	500万円	保険料積立金	750万円
雑損失	300万円	配当金積立金	50万円

(注) 無償譲渡の場合は（寄附金）とする。

イ) B法人の経理処理

解約返戻金相当額(配当金を含む)を支払い、保険料積立金として、資産に計上する。無償のときは、同額の雑収入が発生したものとする。

借 方		貸 方	
保険料積立金	450万円	現金・預金（雑収入）	500万円
配当金積立金	50万円		

(注) 無償譲渡の場合は（雑収入）とする。

② 特別な取扱い

変更前の法人契約がP.246～247の「(2) 法人契約を個人契約に変更（契約者・受取人を「法人」⇒「個人」）－②特別な取扱い」に記載の要件に該当する場合は、それに準じた取扱いとなる。

この場合の法人の経理処理は次のとおりとなる。

設 例

法人税基本通達9-3-5の2の適用を受ける契約の契約者を、2021年（令和3年）7月1日以降で「A法人」⇒「B法人」に変更時、該当の生命保険は前払保険料750万円、配当金積立金50万円、解約返戻金が500万円（配当金50万円を含む）であった。

ア) A法人の経理処理

この設例の場合、解約返戻金（配当金を含む）＝500万円、支給時資産計上額＝800万円（前払保険料＋配当金積立金）で、解約返戻金の額（500万円）＜支給時資産計上額×70%（＝560万円）となるため、A法人は支給時資産計上額でB法人に譲渡した（現金を受け取った）ものとして処理する。無償で変更したときは、支給時資産計上額をB法人に寄附したものとして処理する。

借方	貸方
現金・預金（寄附金）800万円	前払保険料 750万円
	配当金積立金 50万円

※ 無償の場合は（寄附金）とする。

イ) B法人の経理処理

支給時資産計上額=800万円（前払保険料+配当金積立金）を支払い、A法人で前払保険料として計上していた750万円を前払保険料として、配当金積立金として計上していた50万円を配当金積立金として、それぞれ資産計上する。

借方	貸方
前払保険料 750万円	現金・預金（雑収入）800万円
配当金積立金 50万円	

③ その他の留意点

被保険者である個人には、課税関係は発生しない。

（注）一定の特殊な関係にあるグループ内の法人間で行われる寄附金については、法人税法上、寄附側は損金不算入、受贈側は益金不算入とされる。

3. 転換

法人契約の転換については、転換したときの経理処理と毎月（年）の保険料を支払ったときの経理処理が必要である。

(1) 転換方式と転換時の経理処理

ここでは、次の3タイプの転換方式について説明する。

Aタイプ 養老（終身）保険買入れタイプ	Bタイプ 相似形買入れタイプ	Cタイプ 定期保険買入れタイプ												
転換価格で一時払養老（終身）保険を買うタイプ	転換価格を相似形（定期付養老保険であれば定期部分と養老部分）に振り分けるタイプ	転換価格で一時払定期保険を買うタイプ												
転換時の経理処理														
転換価格を一時払養老（終身）保険に振り替えるので、転換価格全額を保険料積立金として資産計上する。	転換価格を養老（終身）部分と定期部分に分けて振り替えるので、養老（終身）部分相当を保険料積立金に、定期部分相当を前払保険料(資産勘定)に計上する。	転換価格を一時払定期保険に振り替えるので、転換価格全額を前払保険料（資産勘定）に計上する。												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">借方</th> <th style="width: 50%;">貸方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料積立金 ○○○ (雑損失 ○○)</td> <td>保険料積立金 ○○○ 配当金積立金 ○○○ (雑収入 ○○)</td> </tr> </tbody> </table>	借方	貸方	保険料積立金 ○○○ (雑損失 ○○)	保険料積立金 ○○○ 配当金積立金 ○○○ (雑収入 ○○)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">借方</th> <th style="width: 50%;">貸方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料積立金 ○○○ 前払保険料 ○○○ (雑損失 ○○)</td> <td>保険料積立金 ○○○ 配当金積立金 ○○○ (雑収入 ○○)</td> </tr> </tbody> </table>	借方	貸方	保険料積立金 ○○○ 前払保険料 ○○○ (雑損失 ○○)	保険料積立金 ○○○ 配当金積立金 ○○○ (雑収入 ○○)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">借方</th> <th style="width: 50%;">貸方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前払保険料 ○○○ (雑損失 ○○)</td> <td>保険料積立金 ○○○ 配当金積立金 ○○○ (雑収入 ○○)</td> </tr> </tbody> </table>	借方	貸方	前払保険料 ○○○ (雑損失 ○○)	保険料積立金 ○○○ 配当金積立金 ○○○ (雑収入 ○○)
借方	貸方													
保険料積立金 ○○○ (雑損失 ○○)	保険料積立金 ○○○ 配当金積立金 ○○○ (雑収入 ○○)													
借方	貸方													
保険料積立金 ○○○ 前払保険料 ○○○ (雑損失 ○○)	保険料積立金 ○○○ 配当金積立金 ○○○ (雑収入 ○○)													
借方	貸方													
前払保険料 ○○○ (雑損失 ○○)	保険料積立金 ○○○ 配当金積立金 ○○○ (雑収入 ○○)													
(注) 雑損失か雑収入のいずれか計上する。	(注) 雑損失か雑収入のいずれか計上する。	(注) 雑損失か雑収入のいずれか計上する。												

いずれのタイプでも、転換前契約の資産計上額のうち転換価格（転換後契約の責任準備金充当額）を超える額は、転換時の損金に算入される（転換後契約の責任準備金充当額が資産計上額より大きい場合は益金）。

(2) 保険料支払時の経理処理

転換後の支払保険料については、通常の支払保険料の処理と変わることはない。

さらに、BおよびCタイプにおいては、転換時の前払保険料のうち、当事業年度の期間に相当する金額を定期保険料として損金に算入する。

借方	貸方
定期保険料 ○○○	前払保険料 ○○○

なお、定期保険部分が保険料に相当多額の前払部分を含む定期保険等に該当する場合は、転換時の前払保険料についても、法人税基本通達9-3-5および9-3-5の2に準じて区分し、その事業年度分を損金算入する。

(注) P.231～232の「(4) 2019年（令和元年）7月8日以降の契約における定期保険および第三分野保険」を参照。

4. 払済保険

払済保険への変更時点における解約返戻金相当額（配当金を含まない）と、当該契約の資産計上額との差額を雑損失（雑収入）で洗替えを行う。

（注）役員または部課長その他特定の従業員（これらの者の親族を含む）のみを被保険者とし、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族としている契約（当該保険料の額が当該役員・従業員等に対する給与となる契約）を除く。

ただし、養老保険、終身保険、定期保険、第三分野保険および年金保険（特約が付加されていないものに限る）から同種類の払済保険への変更については、変更時の経理処理をしなくてもよい。

設 例

払済保険への変更を行った。解約返戻金相当額（配当金を含まない）は500万円、資産計上している保険料積立金は400万円であった。

借 方		貸 方	
保険料積立金	500万円	保険料積立金	400万円
		雑収入	100万円

【参考】払済保険変更時に契約者貸付がある場合

払済保険に変更したときには、原則として洗替えを行い、契約者貸付がある場合には、これを精算する。

借 方		貸 方	
保険料積立金	〇〇〇	保険料積立金	〇〇〇
借入金	〇〇〇	雑収入	〇〇〇
支払利息	〇〇〇		

5. 延長（定期）保険

保険料を資産計上している契約の変更時のみ、次の処理を行う。

変更時の解約返戻金相当額（配当金を含まない）で、一時払定期保険を買入れすると考え、資産計上額（保険料積立金）を取り崩し、解約返戻金相当額を前払保険料、差額を雑損失（雑収入）で処理する。前払保険料は、期間の経過とともに損金算入する。生存保険金がある場合は、解約返戻金相当額のうち生存保険金と同額を積立金、残りを前払保険料にあてる。

なお、当該変更時点において従業員等の個人には課税関係は生じない。

(1) 延長（定期）保険変更時の経理処理：生存保険金がない場合

借方		貸方	
前払保険料 ^(注1)	〇〇〇	保険料積立金 ^(注2)	〇〇〇
(雑損失 ^(注3))	〇〇〇)	(雑収入 ^(注3))	〇〇〇)

(注1) 延長（定期）保険変更時の解約返戻金相当額

(注2) 延長（定期）保険変更時までに資産計上された保険料積立金

(注3) いずれかの勘定科目で計上

- 期間の経過に応じて前払保険料を取り崩して損金算入する。

借方		貸方	
定期保険料	〇〇〇	前払保険料	〇〇〇

(2) 延長（定期）保険変更時の経理処理：生存保険金がある場合

借方		貸方	
保険料積立金 ^(注1)	〇〇〇	保険料積立金 ^(注2)	〇〇〇
前払保険料 ^(注3)	〇〇〇		
(雑損失 ^(注4))	〇〇〇)	(雑収入 ^(注4))	〇〇〇)

(注1) 生存保険金と同額

(注2) 延長（定期）保険変更時までに資産計上された保険料積立金

(注3) 延長（定期）保険変更時の解約返戻金相当額のうち生存保険金を差し引いた部分

(注4) いずれかの勘定科目で計上

- この前払保険料を期間の経過に応じて取り崩して損金算入する。

借方		貸方	
定期保険料	〇〇〇	前払保険料	〇〇〇

6. 契約者貸付

法人は、約款上の契約者の権利として、契約形態のいかんにかかわらず契約者貸付を受けられる。契約者貸付については、企業・従業員にとって課税関係は生じない。支払利息は、法人の費用（損金）となる。

(1) 契約者貸付を受けた場合

設 例 法人が100万円の契約者貸付を受けた。

借 方		貸 方	
現金・預金	100万円	借入金	100万円

(2) 契約者貸付の利息を支払った場合

設 例 利息を5万円支払った。

借 方		貸 方	
支払利息	5万円	現金・預金	5万円

(3) 契約者貸付元利金の返済をした場合

設 例 契約者貸付元利金を55万円返済した。

借 方		貸 方	
借入金	50万円	現金・預金	55万円
支払利息	5万円		

(4) 契約者貸付の追加貸付を受けた場合

契約者貸付で追加貸付を受ける場合には、それまでの契約者貸付の元利合計額がいったん精算される。

設例① 第1回目 加入している終身保険から契約者貸付50万円を受けた。

借 方		貸 方	
現金・預金	50万円	借入金	50万円

設例② 第2回目 契約者貸付の追加貸付30万円を受け、会社の銀行口座に27万円（差引精算利息3万円）振り込まれた。

借 方		貸 方	
現金・預金 ^(注1)	27万円	借入金 ^(注2)	80万円
借入金 ^(注3)	50万円		
支払利息 ^(注4)	3万円		

(注1) 追加貸付の手取額

(注2) 追加貸付後の契約者貸付金

(注3) 第1回目の契約者貸付金

(注4) 精算利息

(5) 契約者貸付を受けている間に死亡保険金、満期保険金あるいは解約返戻金を受け取った場合

資産計上してある保険料積立金と配当金積立金を取り崩し、契約者貸付元利金を精算した後の受取額との差額を雑収入または雑損失として計上する。

設 例 契約者貸付を受けている間に満期保険金を受け取った。満期保険金300万円、契約者貸付元利金相殺後の受取額220万円、契約者貸付元金70万円、契約者貸付金支払利息10万円、保険料積立金200万円、配当金積立金10万円であった。

借 方		貸 方	
現金・預金	220万円	保険料積立金	200万円
借入金	70万円	配当金積立金	10万円
支払利息	10万円	雑収入	90万円

7. 保険料（自動）振替貸付

保険料（自動）振替貸付とは、そのときの解約返戻金の範囲内で生命保険会社が自動的に保険料の振替貸付を行うものであり、通常6カ月単位で振替が行われる。保険料は通常に支払ったものと同様に処理され、保険料を資産計上する場合は次のようになる。

(1) 借入した場合（保険料（自動）振替貸付の通知を受け取った場合）

借 方		貸 方	
保険料積立金	〇〇〇	借入金	〇〇〇
支払利息	〇〇〇		

(注) 支払利息は6カ月分が前取りされる。

(2) 保険料（自動）振替貸付を返済した場合

借 方		貸 方	
借入金	〇〇〇	現金・預金	〇〇〇
		雑収入	〇〇〇

(注) 雑収入は、前取りされた支払利息の返還分。

(3) 死亡、満期、解約等により契約が消滅した場合

借 方		貸 方	
現金・預金	〇〇〇	保険料積立金	〇〇〇
借入金	〇〇〇	雑収入	〇〇〇

8. 減 額

減額は、一部解約と考えられ、保険料を資産計上している契約の減額は、減額前の保険金額に対する減額保険金額の割合の積立金を取り崩し、受取解約返戻金との差額を雑損失（雑収入）で処理する。保険料を資産計上していない契約の減額は、受取解約返戻金を雑収入として処理する。

設 例 保険金額4,000万円のうち、2,000万円の減額を行った。資産計上している保険料積立金は1,500万円であり、減額による解約返戻金は400万円であった。

借 方		貸 方	
現金・預金	400万円	保険料積立金	750万円 ^(注)
雑損失	350万円		

(注) $1,500万円 \times \frac{2,000万円}{4,000万円} = 750万円$

9. 失効・復活

(1) 失 効

一般には、失効時には経理処理をせず、解約したときに経理処理をする。失効した場合でも、解約をすると若干の解約返戻金がある場合もあり、契約の継続の意思がないのであれば、失効のままにしないで解約の手続きをとっておくことが望ましい。解約した場合は、通常の解約と同様の経理処理をする。

借 方		貸 方	
現金・預金	〇〇〇	保険料積立金	〇〇〇
雑損失	〇〇〇	配当金積立金	〇〇〇

(2) 復活

復活により払い込む保険料については、その時点までの所定の利息がかかる。保険料は、通常の保険料と同様に保険種類や被保険者・死亡保険金受取人等との関係で、保険料積立金または保険料等で経理処理をする。

〈終身保険等の資産計上する保険種類の場合〉

借方		貸方	
保険料積立金	〇〇〇	現金・預金	〇〇〇
支払利息	〇〇〇		

10. 支払調書

生命保険会社が以下の表における提出範囲に該当する支払いを行う場合は、支払調書を作成し、本社のある所轄税務署へまとめて提出する。所轄税務署は、これを契約者および受取人の住所地の全国各署へ配布する。

支払調書には、所得税法に関するものと、相続税法に関するものがあり、提出期限が異なる。

(注) 支払調書は、生命保険会社が適用範囲等に従い所轄税務署に提出するものであり、契約者および受取人に提出や配布するものではない。

提出期限	所得税法上の支払調書	相続税法上の支払調書
	翌年1月31日	翌月15日
支払調書の提出を要する場合	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険契約等から一時金の支払いがあったとき 生命保険契約等から年金の支払いがあったとき 	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険金等の支払いを行ったとき
提出範囲	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険契約等に基づく一時金で1回の支払額が100万円を超えるもの (注) 支払額は、配当金を含めずに判定する。 生命保険契約等に基づく年金の年中支払額が20万円を超えるもの(ただし、契約者と年金受取人が異なる場合は金額にかかわらず提出の対象) 	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険金等の支払額が100万円を超えるもの

なお、契約者変更(2018年(平成30年)1月1日以降)が行われた生命保険契約については、支払調書に以下の内容を記載しなければならない。

- ・保険金支払時の契約者の払込保険料等
 - ・死亡による契約者変更情報および解約返戻金相当額等(死亡により契約者変更の場合)
- (注) 申告義務を怠った場合は、所得税法第225条、同第242条、相続税法第70条、同第59条により当該生命保険会社が罰せられる。

第3節 福利厚生プランの税務

1. 「福利厚生プラン」とは

福利厚生プラン（別名：（福利）厚生保険、ハーフタックス等）は、養老保険を活用した従業員の福利厚生や退職金を準備する制度である。

(1) 福利厚生プランの契約形態（法基通9-3-4(3)）

契約者	被保険者	満期保険金受取人	死亡保険金受取人
法人	役員・従業員 (原則として全員加入)	法人	役員・従業員 の遺族

法人がこの契約形態で養老保険に加入すると、原則として保険料の $\frac{1}{2}$ が期間の経過に応じて損金算入できる。ただし、加入にあたっては次の事項に注意しなければならない。

(2) 「福利厚生プラン」の加入における留意事項

①加入目的	加入目的は「従業員の福利厚生、退職金の準備」であり、「節税」を目的とした加入は否認される可能性がある。
②保険金額	保険金額は従業員の退職金規程、弔慰金規程の範囲内で設定する。中小企業退職金共済制度（中退共）等の他の退職金制度がある場合には、これらの制度と福利厚生プランとの合計額が退職慰労金規程の範囲内であるように設定する。
③保険期間	原則として定年に合わせる。たとえば5年や10年等の保険期間では途中で保障がなくなるため、継続して加入し、保障がなくなるようにする。また、「年」満期で保険期間が全員同一の場合は、被保険者全員の契約が同時に満期を迎えるため、満期保険金と資産計上していた保険料積立金との差額が雑収入となり、大幅な利益が上がる可能性がある。
④普遍的加入	公平な加入が求められ、たとえば被保険者から女子従業員を除くとか、課長以上等の特定の従業員のみを被保険者として加入する場合等は、 $\frac{1}{2}$ 福利厚生費の損金処理を否認される。 同族会社において被保険者の過半数が同族関係者の場合、同族関係者については会社の支払った保険料の $\frac{1}{2}$ は福利厚生費ではなく「給与」となる場合がある。
⑤被保険者の同意	保険法上も「他人の生命の保険」を契約する場合は被保険者の同意が必要であり（保険法第38条第1項、同第67条第1項）、加入に際しては、必ず従業員等の同意を書面で取り付けておくことが大切である。

2. 福利厚生プランの経理処理

(1) 保険料を支払った場合

会社が従業員等の福利厚生のために福利厚生プランに加入し、年払保険料として300万円を支払った。

借方		貸方	
保険料積立金	150万円	現金・預金	300万円
福利厚生費	150万円		

(注) 役員もしくは特定の従業員のみが被保険者のときは給与となる。

(2) 配当金（積立配当）の案内があった場合

会社が福利厚生プランの積立配当金10万円の案内を受け取った。

借方		貸方	
配当金積立金	10万円	雑収入	10万円

(3) 満期保険金を法人が受け取った場合

①従業員の1人が定年を迎え、会社が満期保険金と配当金の合計で512万円を受け取った。この従業員の保険料積立金は240万円、配当金積立金は12万円であった。

借方		貸方	
現金・預金	512万円	保険料積立金	240万円
		配当金積立金	12万円
		雑収入	260万円

②会社はこれに手元現金486万円を加えて、退職金として998万円（退職金の源泉徴収税額2万円を控除後）を支払った。

借方		貸方	
退職金	1,000万円	現金・預金	998万円
		預り金	2万円

(注) 預り金は、退職金の源泉徴収税額である。

(4) 払済保険への変更

払済保険への変更を行った。解約返戻金相当額は500万円、資産計上している保険料積立金は300万円であった。

借方		貸方	
保険料積立金	500万円	保険料積立金	300万円
		雑収入	200万円

(5) 解約した場合

会社が福利厚生プランを解約し、解約返戻金総額4,970万円を受け取った。資産に計上してある保険料積立金総額は2,500万円、配当金積立金総額は70万円であった。

借方		貸方	
現金・預金	4,970万円	保険料積立金	2,500万円
		配当金積立金	70万円
		雑収入	2,400万円

(6) 死亡保険金を従業員（被保険者）の遺族が受け取った場合

従業員（被保険者）の遺族が、死亡保険金500万円を直接生命保険会社から受け取った。死亡した従業員に対する資産計上の保険料積立金は120万円、損金算入の福利厚生費累計は120万円、配当金積立金は5万円であった。

借方		貸方	
雑損失	125万円	保険料積立金	120万円
		配当金積立金	5万円

【参考】 個人事業主が契約する福利厚生プラン

個人事業主が従業員の退職金規程に基づき、従業員を対象に福利厚生プランに加入することは可能で、加入要件は法人の場合とほとんど同じである。

ただし、法人契約と大きく異なる点は、個人事業主自身が被保険者となって加入した場合でも、当該保険料は必要経費として $\frac{1}{2}$ 損金算入することはできないことである。

個人事業主本人の支払った保険料は、個人が通常の個人保険に加入した場合と同様、所得税・住民税の生命保険料控除の適用対象となる。

また、青色事業専従者のために支払う保険料は「家事関連費」とみなされる場合が多く、仮に他の従業員と同一の条件で加入したとしても、他の要件（満期保険金受取人が個人事業主本人でないこと等）を十分に満たしたうえでないと必要経費としての $\frac{1}{2}$ 損金算入は認められない。

(注) 個人事業主が契約する福利厚生プランは、事業主本人や家族を除いて契約するのが基本的といえるが、青色事業専従者を加入させたい場合は、当該事業所の顧問税理士に相談するのが望ましい。

〔参考〕生命保険事業における行動規範

生命保険事業は、国民生活の安定・向上、経済の発展および持続可能な社会の実現に密接な関わりを持つ公共性の高い事業であり、その活動を通じ社会公共の福祉の増進に資するという社会的使命を有している。

生命保険会社が、お客さまからの負託や社会からの期待に応え、社会的責任を果たすためには、健全な業務運営を通じて得られるお客さまや社会からの信頼が基礎となることから、確固たる信頼の確立に向けて、生命保険協会は「行動原則」および「基本的行動」からなる行動規範を定める。

生命保険会社各社およびその役職員は、本行動規範を遵守するとともに、経営者自らが率先垂範し、すべての役職員の業務遂行にあたっては遵守されるよう努め、企業倫理を徹底することとする。

I. 行動原則

生命保険会社各社の事業経営及びその役職員の業務遂行における、原則・規準とすべき行動を次のとおり定める。

1. お客さま本位の行動
2. コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動
3. 社会的責任に基づく行動

II. 基本的行動

前記「行動原則」に則って、次の「基本的行動」を定める。

1. 商品の提案・提供から支払いまでの適切なお客さま対応の推進

お客さまからの満足と信頼が得られるよう、お客さま本位の業務運営を通じて、真にお客さまのニーズに応える質の高い商品およびお客さまの視点に立ったサービスを提供するとともに、保険金等のお支払いを適切に行う。

- ① お客さまのニーズを的確に把握し、「安心」を確実にお届けできる質の高い商品の開発・提供に努める。
- ② 勧誘方針を策定・公表し、勧誘が適正に行われることを確保するための措置を講じる。また、お客さまに商品内容を正しくご理解いただくよう、適切かつ十分な説明を行い、お客さまに最適な商品を選択いただくよう努める。
- ③ 「ご契約時」から「ご請求時・支払時」等の全契約期間にわたって、お客さまにご契約内容や各種お手続きに関する情報を、適時に分かりやすく提供する。
- ④ 保険金・給付金等のお支払いは、生命保険事業における最も基本的かつ重要な機能であることを認識し、迅速・正確・公平・丁寧に行い、お支払いできない場合には、十分な説明を行い、お客さまにご理解・ご納得いただくよう努める。
- ⑤ 商品・サービスの提供から保険金等の支払いに至るまで、お客さまの視点に立った適切な対応が行える職員の育成に努める。

2. お客さまや社会との相互理解の促進

お客さまや社会に対し、事業活動等に関する情報を正確かつ積極的に伝えるとともに、広くお客さまの声を捉えた上で、誠実に対応し、経営に反映する。

- ① お客さまや社会に対し、経営状況、お客さまから寄せられた声への取組み等の事業活動に関する情報を正確かつ積極的に提供し、生命保険事業を正しくご理解いただけるよう努める。
- ② 社会環境の変化を踏まえ、金融リテラシーの向上に資する情報を積極的に提供し、社会生活の安定と向上に貢献するように努める。
- ③ お客さまをはじめとする幅広いステークホルダーとの対話を通じて得られた、ご意見、ご要望等に耳を傾け、誠実に対応し、商品・サービスや業務等の改善につなげる。

3. お客さま情報の適正な取扱いと保護の徹底

生命保険事業におけるお客さま情報の重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。

- ① お客さまの生命・身体・財産等に関する重要な個人情報を取扱っていることを認識し、お客さまに安心して情報を提供いただけるよう、お客さま情報の適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。
- ② 各種取引を通じて得た企業・団体等の情報についても、重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。
- ③ 個人情報については、個人情報保護法や、個人情報保護委員会・金融庁および当会が定めるガイドライン、指針等の法令・規定等に基づき適正に取扱う。

4. 公正な事業活動の遂行

お客さまと社会からの確固たる信頼を確立するため、あらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守し、コンプライアンスを徹底するとともに、実効的なガバナンスを構築し機能発揮することにより、公正な事業活動を行う。

- ① 保険契約者・消費者等の保護を目的としたあらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守し、公正な事業活動を行う。
- ② 独占禁止法等を遵守し、公正かつ自由な競争を行い、お客さまの利益の保護と市場の健全な発達の促進に努める。
- ③ 国際的な事業活動においても、国際ルールや法令はもとより、現地の文化を尊重し、現地の社会・経済に与える影響に配慮した行動をとる。
- ④ 実効的なガバナンスを構築し、機能発揮することにより、公正な事業活動を行う。

5. 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底する。

- ① 反社会的勢力への対応について、外部専門機関と連携の上、不当な要求に対して断固として応じない等、反社会的勢力との関係を遮断するため、組織として適切な対応を行う。
- ② テロ資金供与やマネー・ローンダリング防止に向け、お客さまへの取引時確認や疑わしい取引の届出等、適切な対応を行う。

6. 生命保険事業の特性を踏まえた資産運用

収益性・安全性・流動性ととも、公共性に配慮した資産運用を行う。

- ① お客さまからの負託に応えるため、収益性・安全性・流動性の原則を踏まえた資産運用を行う。
- ② 生命保険事業の特性に鑑み、公共性にも十分配慮した資産運用を行う。
- ③ 国内外の金融・資本市場等における主要な参加者として、各市場や経済に与える影響も考慮しつつ資産運用を行う。
- ④ 持続可能な社会の実現に向けて、社会的課題の解決へ貢献するため、環境・社会・ガバナンス（ESG）の要素も考慮した資産運用に努める。
- ⑤ 責任ある投資家として投資先企業と目的を持った対話等を通じて、投資先企業の持続的成長に向けたステewardシップ責任を適切に果たすように努める。

7. 環境問題への取組みの推進

環境問題への取組みは人類共通の重要課題であるとの認識に立ち、自主的かつ積極的に取組む。

- ① 事業活動における省資源・省エネルギーの推進等、環境問題に自主的かつ積極的に取組む。
- ② 役職員に対する環境教育を通じた意識向上を図るとともに、環境保全活動に参画できるよう支援に努める。

8. 社会貢献活動の推進

自らの活動の基盤となる社会の健全かつ持続的な発展に向け、「良き企業市民」として社会貢献活動に積極的に取り組む。

- ① 豊かで安心感あふれる社会をつくるために、自らが地域社会の一員であることを自覚し、「良き企業市民」として、社会の健全かつ持続的な発展に向け、社会貢献活動に積極的に取り組む。
- ② NPO・NGO、地域社会等との連携や、業界・経済界としての社会貢献活動に参画する等により、社会的な課題の解決に向けた貢献に努める。

9. 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重し、自らの活動が人権に与える影響を考慮して行動する。

- ① 国際的に認められた人権を理解したうえで、すべての人々の人権を尊重する。
- ② お客さまはもとより取引先企業等のあらゆる関係先に対して、自らの活動が人権に与える影響を考慮して行動する。

10. 働き方の改革と職場環境の充実

職員の能力を高め、人格・個性・多様性を尊重する働き方を実現するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

- ① 職員の人権やプライバシーを尊重するとともに、差別やハラスメントのない公平な職場環境を確保する。
- ② 職員のキャリア形成や能力開発等により、職員個々の能力向上を図るとともに、その能力が十分に発揮できる活力ある職場環境を確保する。
- ③ 少子高齢化の進展に鑑み、出産・育児・介護に携わる職員の支援や、柔軟な働き方を推進し、働きやすい職場環境を確保する。
- ④ 多様な人材の社会参画を支援するような雇用促進に努める。
- ⑤ 健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

11. リスク管理の徹底

お客さまに対する責務を確実に履行し信頼が得られるよう、経営者のリーダーシップのもとでリスク管理を徹底し、適切な運営および継続的な改善を行う。

- ① お客さまに対する責務を確実に履行するため、経営者のリーダーシップのもと、各種リスクを把握・評価し、的確な対応が行えるようリスク管理態勢を構築し、それが適切に機能しているかを検証し、継続的な改善を行う。
- ② 保険引受リスク、資産運用リスク、事務リスク、システムリスク等、各種リスクの特性に応じたリスク管理を徹底する。
- ③ 通常のリスク管理だけでは対処できないような事態に備え、危機管理、大規模災害に対応したリスク管理態勢を構築し、事務処理を円滑に行い保険金等の支払いを確実に実行できるような体制を整備する。

12. 再発防止の徹底と説明責任の遂行

お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者の強いリーダーシップのもと、徹底した原因究明と再発防止に努めるとともに、お客さまや社会に対する説明責任を果たす。

- ① お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生した際に迅速かつ適切な対応がとれるよう、マニュアル等の整備による社内体制を整備する。
- ② お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者自らの責任の下で、事実調査と原因究明を行い、信頼回復に向けて迅速かつ適切な対応と徹底した再発防止に努める。また、お客さまや社会に対して明確かつ迅速な説明を行い、説明責任を果たす。

以上

〔参考〕 社会貢献活動

生命保険協会は、わが国で生命保険業を営む民間生命保険会社全社が加盟し、生命保険業の健全な発達および信頼性の維持のために活動するとともに、「助け合いの精神」に基づく生命保険業の性格から、人々の生活と社会福祉の向上に寄与するため、特に平成元年度より業界を挙げて「社会貢献活動」に取り組んでいます。

1. 介護福祉士養成給付型奨学金制度

超高齢社会における介護の担い手として、大きな役割が期待されている「介護福祉士」の養成支援が必要との認識から、平成元年度より、介護福祉士を目指す学生に対して奨学金を支給しています。

2. 保育士養成給付型奨学金制度

待機児童解消に向け、保育の受け皿拡大・整備が進められているなか、保育の専門職として活躍を期待される保育士の養成を支援する目的で、平成29年度より、保育士を目指す学生に対して奨学金を支給しています。

3. 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動

社会的課題である待機児童問題の解消へ貢献し、子育てと仕事を両立できる環境整備に寄与することを目的に、保育所・放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対する資金助成を平成26年度から実施しています。

4. 生命保険協会留学生給付型奨学金（セイホスカラーシップ）

国際貢献・交流の重要性を認識し、次の時代を担う東南アジア・東アジアからわが国へ来る私費留学生に対する奨学金制度を平成2年度より実施しており、現在は「公益財団法人 日本国際教育支援協会」を通じて制度を運営しています。

5. 健康増進啓発活動

超高齢社会の到来を踏まえた健康長寿社会の実現に向け、平成26年度より、自治体や地域メディア等が主催するウォーキングイベントに協賛しています。イベントではブースを出展して参加者の健康意識向上に取り組んでいます。

6. 地方協会による社会貢献活動（地方CR活動）

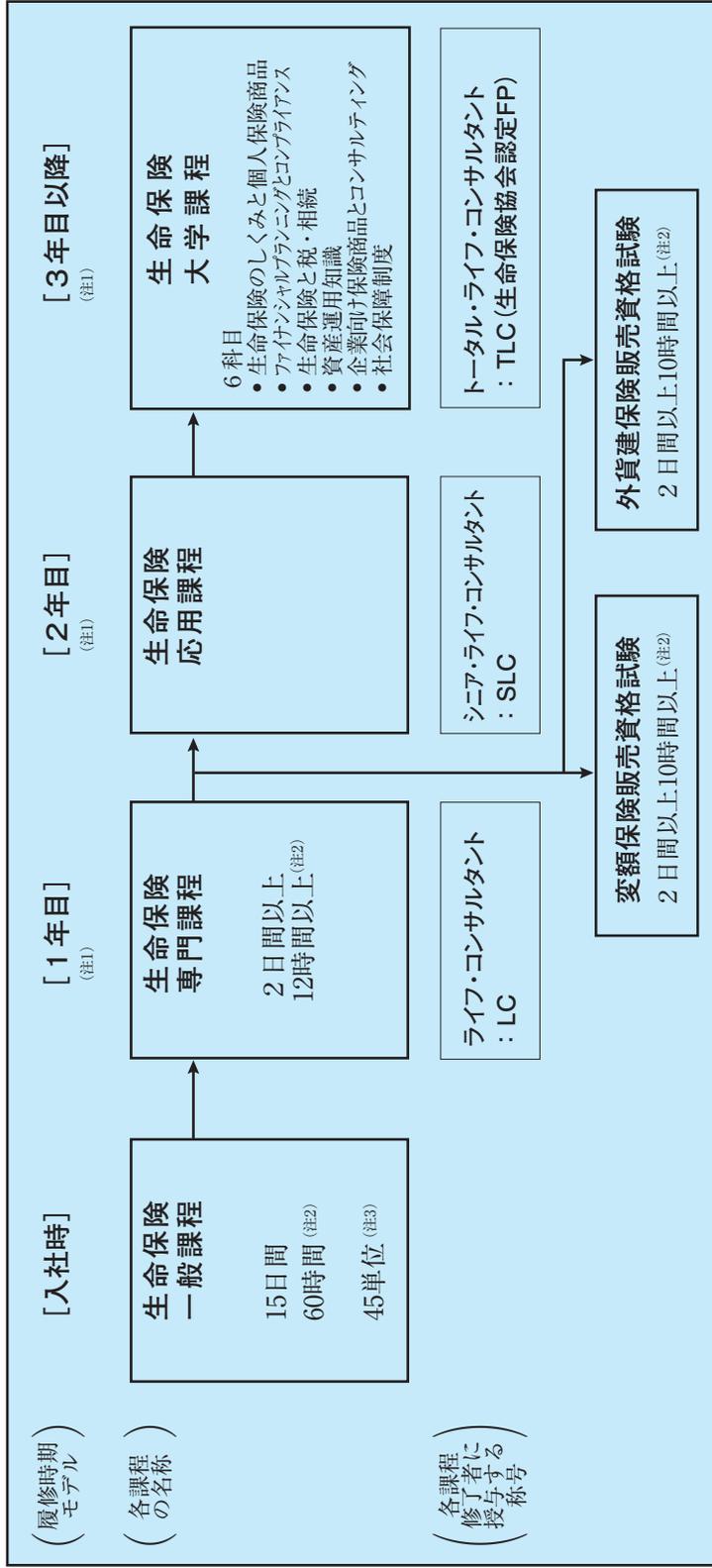
全国54の地方協会では、生命保険事業の発展を支えていただいている地域社会にご協力できればと、平成3年度より住み良い地域社会づくりへの貢献を積極的に実践していくため、生命保険業界の営業拠点とマンパワーのネットワークを活用し、地域との良好な関係づくりを目指した次のような活動を展開しています。

○募金活動、福祉巡回車寄贈、献血活動、高齢者・障がい者支援、健康関連の取組み、寄贈・ボランティア活動

その他、各生命保険会社においても様々な社会貢献活動を行っています。

※本情報は、令和5年10月末現在のものです。

【参考】業界共通教育制度・継続教育制度



継続教育制度
 生命保険募集人は、所属する生命保険会社または保険代理店にて、協会が定める継続教育制度標準カリキュラムに則った研修等を毎年履修する。(注4)

(注1) 〔年目〕は、モデル的な履修時期を示す。
 (注2) 日数・時間は、モデルケースの研修日数・研修時間を示す。
 (注3) 兼代理店については46単位。
 (注4) 当年度に生命保険募集に関する業務に携わらないことが明確な人を除く。研修名は各社により異なる。

〔参考文献〕

- | | | |
|----------------|---------|-----------------|
| 「図解所得税」 | | 大蔵財務協会 |
| 「所得税確定申告の手引」 | | 税務研究会 |
| 「源泉徴収税額表とその見方」 | | 日本法令 |
| 「図解相続税・贈与税」 | | 大蔵財務協会 |
| 「相続税法基本通達逐条解説」 | | 大蔵財務協会 |
| 「図解法人税」 | | 大蔵財務協会 |
| 「保険税務のすべて」 | | 新日本保険新聞社 |
| 「保険税務ハンドブック」 | 多久和 弘一著 | 保険毎日新聞社 |
| 「生命保険税務」 | | セールス手帖社保険FPS研究所 |

令和6年6月3日改訂

令和6年度

生命保険と税・相続

不許
複製

編集発行人

東京都千代田区丸の内3の4の1

一般社団法人 生命保険協会
